

近代日本の公権力と戦争「革命」構想

“The Hidden Revolution” around The Emperor in Wartime Japan.
—The Strategy Toward Unconditional Surrender and
Making of Postwar Japan—

小関 素明*

はじめに—戦争の必然と近代公権力—

筆者はここ十数年余り近代日本の主権の構造と原理の解明、いわばビヒモスを駆逐した後に聳立した権力国家リヴァイアサンの権力資源とその特性を解析することを中心的なテーマに据えて研究を続けている。それは近代公権力の本質は、まさにアポリオリで実体的な本質が存在しないことにあるという背理の意味と哲理を解析する作業である。これを中心的なテーマに据えている理由は、これが日本近現代史研究における最重要の課題、すなわち①近代天皇制とは何であったのか、②這般の戦争は近現代日本にとってどのような意味を持ったのか、という二つの課題の焦点に位置するテーマだからである。なぜこれが①と②の焦点に位置するのか。それは近代天皇制が日本の主権の中枢にある権力装置だからであり、這般の戦争は不条理な経緯を経たとしても「公権力の意志」として遂行され、「公権力の意志」として終止符が打たれたからである。そして今日に続く戦後日本は、その終止符の上に築き上げられているからである。

ではそれはどのようにして終止符が打たれ、その終止符の打たれ方は戦後日本をどのように規定したのか。

* 立命館大学文学部教授

そこで問題になるのが天皇制と戦争との関係である。天皇（制）は戦争にどのように関与したのか。それを解き明かすためには天皇制の本質に迫ることが避けて通れない。それでは天皇制の本質に迫るためには何が必要なのか。それは天皇（制）を与件として分析しないことである。天皇は近代公権力の原点であり、中枢であった。しかしそれは近代日本の公権力がその起点において王政復古という形態で天皇を自らの出生の「原点」におき、その後その権力メカニズムの「中枢」に据えたからである。その意味で、天皇制もしょせん近代公権力というリヴァイアサンの函数にすぎない。ゆえに重要なことは、天皇を原点に公権力を分析することではなく、公権力が天皇を「原点」に置いた理由を解析することである。これは天皇制を軽視することではない。逆にこの視座に立つことによってのみ、天皇制の本質、すなわち原理的な本態に迫ることができる。そしてこの解明なくしては天皇制が日本社会を深く規定した理由を明らかにすることはできない。さらには天皇制を根本的に批判することも不可能である。

この点を念頭に置いて、天皇制の本態に分け入れば入るほど、戦争との関係が視野に入っ過ぎてざるを得ない。なぜなら、戦争、特に近代以降の総力戦はいわば近代公権力の国民動員と統治能力を限界まで引き出して決行される「難事業」であり、当然その中枢にあった天皇の権能をも極限まで駆使することなしには遂行できないからである。

ではそうした危険を賭してまで天皇制が戦争に積極的に関与することなどあるのか。あるとすれば、それは如何なる理由によるのか。天皇制が戦争に積極的に関与するといっても、天皇（制）自体が戦争を惹起するということではもちろんない。ではいかなる文脈ないし理路において天皇制は戦争に関与するのか。

ここで再び公権力の本質と天皇制との関係に目を転じる必要がある。詳細は前著にゆずるが¹⁾、重要なポイントは近代日本の公権力はその中枢に天皇の存在が据えながら、その総体の本質はきわめて虚構性の強い非人格的な権

力体であることである。逆に言えば、天皇を中枢に据えなければ、それは意思の主体として機能しない存在であったということである。公権力自体の本質はあくまでその非実質性にあり、そうであればこそ、選抜制ないし代議制によってその執行主体を随時更新しながら自らを再生産していく無機質な強靭さを備えている点に特質がある。

しかし無機質な自動律に見えるその力の動力源は、様々な欲動や情念をふんだんに含んだ生身の人間のエネルギーである。そうした龐大なエネルギーを制度的に糾合し規律化することによって円滑に権力への求心力に変換し、その活力源として供給し続けることが公権力の安定化の要件である。

そうした生身の人間の欲動や情動といった度しがたい「荒ぶる力」は制度的に集約されたうえで、公権力の各部署に振り分けられる。龐大な行政を司る近代官僚制の基本的編成原理として知られた分課の制がここに成立する。このシステムのもとにおいて各部署に振り分けられた専門的業務は職掌として自立化し、その各々の特質が突出して排他的に先鋭化する。そうした排他性の強い個々の職掌を統括する機能を担うべく、天皇を権力の頂点に据えたシステムが天皇制に他ならない。

そうした排他性を強めた専門部局の内でもその職掌の属性上その傾向がもっとも顕著なのが軍事部門であり、そこに蝟集した龐大なエネルギーは自らの管掌する軍事力の活動領域と発露を開削する対外膨張指向へと収斂していく。通常この対外膨張指向は国力の限界による制約、あるいは国際協調主義といった観念的機制によって統御されるが、対外膨張への衝動自体を抹消することは不可能である。それがどの時点で具体的な軍事行動として勃発するかは決定論的な解明はできないが、その衝動が恒常的に存在するかぎり、それを統御していた機制が弱化した時こそ軍事行動が発動する時である。概括的に言うならば、軍部は日常的に対外軍事戦略の構想を積み上げており、条件さえ許せば、つねにその発動の機会を狙っている。それはいわば軍部が軍事部門を管掌しているかぎり必然である。

人の社会的属性と完全に切断された職掌を構成単位に編成された近代官僚制の権力秩序のもとでは突出し排他的に先鋭化した職掌の属性は、その職域の構成要素として参画した人間の意志を呑み込み、その人間を職掌の属性に見合った権力のエージェントに変換する。人間本来の情動や欲動は、与えられた職掌のもとで自らの存在を認知されようという職分的気概に変換される。リヴァイアサンとしての近代公権力が構成する権力空間とは、このように人の意識や存在形態を変えてしまう磁場である。この傾向が特に強い軍部の体外膨張指向の原動力はそれを構成する人間の侵略意欲ではなく、そのエージェントたちの職分的壮意ともいうべきものである。この職分的壮意の優劣を衡量する基準は、軍事力の特性を活用した「国益への寄与度」、すなわち国家的生存圏拡大への軍事力による「寄与度」である。組織内の人間はそれを強大化しようとする「壮意」に駆り立てられ、それが組織内に膨張のための動力源として蓄蔵され、その濃度を増していく。人間の侵略意志には限界があるが、こうした職分的壮意に駆られた国家的生存圏拡大指向には限度がない。それはいずれかの時点で必ず暴発する。戦争の「必然」を問うためにはこの点を押さえておくことが絶対に必要であり、また戦争の必然を問えたとすれば、以上のような意味での戦争に向かうエネルギーの原始的蓄積が必然的に進行するメカニズムを説き明かすことによってしか成しえない。

しかし、こうした意味で「戦争の必然」に肉迫したとしても、それだけで「開戦の必然」を解いたことにはならない。この空隙を埋めるために、ここで急遽要路者の判断ミスなどの表在的事象や偶発的事由に原因を求めるといった状況主義的説明に退転したのでは意味が無い。

開戦、すなわち戦争に踏み切る軍事行動を挙行した必然性を問えたとすれば、上述した戦争に至る原始的蓄積の必然を踏まえた上で、なぜその時点でその発動を阻止する歯止めがなくなったかという問いを掘り下げる以外にはない。歯止めとなるべき政党内閣が政策指向としてどの程度好戦的であったか否かということとは別に、政党内閣制は本来軍部の専断を統御する可能

性を備えた形式的機制であった。そして統治構造上、最終的にそれを担保するものとして置かれたのが天皇である。政党内閣制が崩壊して以降、対外政略も含めた政策の全体的統括を内閣が政府与党の統率力を活用しながら閣内調整のレベルでなし得る余地が狭まり、天皇のもとに各部局の意向が直接上奏される。その結果、天皇自身がそれを裁定しなければならぬ機会が増大し、対応能力に限界が生じる。これは天皇の個人的能力や才覚の多寡の問題ではなく、最終的な裁定者が天皇一人に集約されるシステムの処理能力の問題である。もちろん諸分野の上奏に関しては内大臣を中心とした側近の援助、助言がそれを助けるにせよ、対外政軍略といった専門性の強い領域の諸問題が大きな比重を占め始める戦時下においては、それらを合わせても天皇制下の通常の意志決定システムでは対処しきれない。しかも対外権益とかかわる軍事行動の場合、一旦発動した後は確保した権益を既得権益として爾後の対応が構想されるため、それを抛棄するという選択は困難となる。こうした試行と構想の繰り返しによって軍事部門のプレゼンスの比重が増大し、政策決定において、形式的にせよ「最終的な裁定者」としての判断を求められる天皇の処理能力の限界はますます目立ち始める。まさに天皇制統治機構の必然的帰着であった戦時体制が、天皇を頂点に据えた意志決定と権力運用システムを狂わせるという背理的事態が進行するのである。

そして問題は、こうした形で統治権力の政策対応能力の限界が露わになるにもかかわらず、上のような近代公権力システムが完備すると、もはやその内部から体制変革への衝動が力を得る可能性はほとんど断たれるということである。こうして、戦時体制によって天皇を頂点にした統治システムが危機に瀕し続ける状況が長期に及ぶ可能性が濃厚となったとき、残された窮余の策として、あえて軍事部門が主導して対外軍略を推進していくことを許容し、それが行き詰まった機を見計らってその終結のイニシャチブを取ることによって軍事部門を制圧しようとする衝動が政権内部に胚胎する。親政君主制の建前とは裏腹に、天皇自身がそのイニシャチブをとることは叶わず、

また権力機構内部の特定の部局が突出してそれを公然と推進することも不可能であるなかで残された方法は、ごく少数の「臣下」の手によって建前上「至高の存在」であった天皇の「意志」を策出、操作し、天皇のイニシヤチブに仮託した終戦工作、いわば「錦旗革命」を果敢に遂行する以外にはない。その措置を周到に画策し、慎重に機を覗いながら、その「最大効果」を狙って果敢に遂行したのが「常侍輔弼」という職責を担う天皇の側近にして、天皇に対してもっとも影響力のあった内大臣木戸幸一に他ならない²⁾。

一見するかぎりでは、東條英機を後継首班に推挙し、戦局の敗色が濃厚になるのを見きわめて和平工作に関与していく木戸の戦時下での立ち回りは目前の状況への追従に見えなくもない。しかし木戸が日米開戦へと踏み出す可能性が濃厚な政権の誕生をあえて後押しし、開戦後は戦局の推移を慎重に見計らいながら、もっとも効果的な時期を逃さず、熟慮した手順と形式によって和平工作を推進したことは政局と戦局への機械主義的追随ではない。そこには木戸の統治権力の刷新への衝動に駆られた知略と策動があった。それは、詳しくは本論中に述べるように、大日本帝国憲法下において天皇を繋留していた制度的機制から天皇を一瞬切り離し、和平に対する天皇の「切実な願望」を挙示することによって一気に有無を言わせない形で和平工作の導入を図り、果敢にその推進の道筋をつける工作であった。

こうした措置は、和平工作ないし「聖断」工作としてこれまでも注目され、一定の研究の蓄積があり、海軍や重臣層の終戦工作を重視したもの、さらには陸軍の和戦工作に焦点をあてたものなど、内容も多岐にわたる³⁾。これらの研究には教えられる点も多いが、本稿は、以下の点でそれら先行研究とは内容を異にする。

まず第一に画策、推進の有力な主体として先行研究も多かれ少なかれ木戸に注目し、その動向を重視しているが、あくまで和平工作の推進主体の一部として木戸に注目しているにすぎず、木戸の役割の突出した重要性を明らかにできていない。これに対して本稿は、本論中で明らかにするように、木戸

の知略と策動を「聖断」を柱にした和平工作の決定的な推進力として位置づける。もちろん木戸は近衛文麿、岡田啓介、米内光政、若槻礼次郎、平沼騏一郎、重光葵、高木惣吉、高松宮をはじめとした重臣層や海軍勢力、宮中勢力、民間諸勢力とも連携を取り、それらの策動には交錯する動きも見られたが、近衛や海軍の策動は木戸を介することなしに直接天皇に働きかける回路を持たなかった。それらの策動の天皇に対しての影響力はあくまで「常待輔弼」を職責として天皇に日常的に入説できる条件をもった木戸を介してのものであり、そのかぎりでも木戸もそれら勢力の協賛を和平工作の推進力の増強のために活用することはあった。しかし木戸は、それら勢力の動向に同調すること、さらにはそれに随従することに対しては極度に慎重であった。なぜなら、和平工作の決定打となる「聖断」工作の敢行のためには「天皇の意志」を的確に宰領し、絶妙のタイミングでそれを公示することが不可欠であり、そのためには自身が独占的に天皇の意志を策出、宰領できる状態を維持することが必須の条件であることを確信していたためである。この点をまず押さえておかなければならない。

第二に、その点と関連して、「聖断」によって終戦がなされたことの意味と射程をどのように捉えるかという問題である。そもそも木戸は何のために和平工作の推進に尽力したのか。それは自身をも含めた既成勢力を戦後にまで温存するためではなかった。さらに言えば、敗戦を避けるためでも、敗戦によって大日本帝国が蒙るダメージを軽減するためでもなかった。むしろ敗戦とともにそのダメージをも受け容れ、その衝撃力を活用することによって大幅な統治権力の刷新を断行することにその狙いがあり、木戸の開戦への関与も含めて統一した視座で捉える必要があるというのが筆者の見解である。

ゆえにそれは自己保全のための私心に淫した策動でもなければ、自己犠牲を辞さない公共心の発露にもとづいた義挙でもなかった。木戸の行為は天皇を中核にすえた権力構造のなかで必然的に胚胎する軋轢が駆り立てた行為であり、あえて言うなら、それは権力が惹起する必然的理路への殉教であっ

た。それは惨めでもないが、美しくもない。開戦への関与も含めて、それは歴大な犠牲を視野に収めながら、あくまで肅然となされた大日本帝国憲法体制の幕引きのための「錦旗革命」の遂行であった。木戸が戦後一時期、天皇退位さえ考慮していたことは、示唆的である。木戸にとって、天皇すら究極的には操作ないし「処理」の対象でしかなかったのである⁴⁾。

大日本帝国憲法体制の権力構造を視野に入れながら、開戦過程も含めて、「聖断」を利用した終戦工作の意味をとらえることが先行研究と本稿との最大の相違点である。大日本帝国憲法体制下における「天皇の意志」の表明は通常は臣下の持ち込んだ事案に対する「裁可」という形態でなされる。それは輔弼者たちの事前審議によって概ね決した判断を「追認」という行為に近く、天皇がその判断をひっくり返したり、別の選択肢を対置したりすることは皆無とわいていい。ところが木戸が「天皇の意向」を尊崇するという名分を打ち出して和平工作の導入を試みた段階では、和平への期待が優位になりつつあったとはいえ、未だ政権の方針は対米和平工作一本槍に決するまでには至っていなかった。その段階において主権国家の爾後の行路を決定的に左右する継戦(→決戦)か和平かの判断を「天皇の意志」によって決することは、まさに未曾有の意志決定方式であった。そしてこの工作によって統治権力の刷新をめざす木戸の知略は、天皇の権能を限界まで引き出す異例の方式にたった決死の権力革命であった。

この点において木戸にとって、戦争や天皇さえも公権力それ自身の存続のための操作の対象にすぎなかったのである。このように言えば、あたかも冷血な謀略政治家のように響くが、見るべきは木戸の透徹したリアリズムである。異例の手段を駆使しても公権力の存続を画策したその姿勢を衝き動かしたのは、現存の公権力との一体感ではない。むしろ必要ならば現存の公権力を揚棄しても、新たな公権力の構築を模索しなければならないという醒めた熱意であった。その感覚を喚起しつつけているのは、通例の形式では現存の権力国家を再生産することが不可能になったとき、ようやくわれわれがその

波動を感じる権力の熱源のようなもの、誤解を恐れずに言えば、非実質的なノモスにも類した力である。現存の公権力はその現成に過ぎない。それは現存統治権力の構成勢力を暴力的に差し替えても、統治権力自体の存続を促す執拗な力の源泉という他ないエネルギーの波動である。木戸の姿勢は、こうした執拗な力への帰服であった。

権力空間という磁場を構成し、公権力の構成主体を縛るこの力の作用は、権力カーストの頂点部分に近づくほど強く働き、当該権力の存続が限界に達したとき、逆に新たな権力を構成するために当該権力への反逆をすら触発する。こうした熾烈な力であるにもかかわらず、通常はそれ自身を取り出すことのできない非実質的力である。権力それ自身権力現象（作用）という現れを通してしか考察できないのと同様に、この力それ自身は現存の公権力を改変しようとする姿勢を通してその所在を確認する以外に捉えようのない対象である。

本稿はまさに日本近代公権力が危殆に瀕するなかで露わになった木戸の権力行動原理の分析を通じて、近代公権力の不気味なまでに強靱な拘束力と再生力の正体に迫ることを試みる実験である。そして冒頭にも述べたように、この作業を進めて行けば戦争を視野に収めざるを得ない。本稿だけでそれを完遂することは到底おぼつかないが、近代公権力の本質に迫るためには、こうした実験を避けて通ることはできない。そして日本戦後史の本格的な研究は、ここを基点にする以外にはない。これだけは筆者の揺るがない確信である。

I. 日米開戦と天皇制

1. 日米開戦の前提—憲政と天皇制のアンチノミーの構造化—

軍事部門を管掌する軍部にとっての「国益への寄与度」は、軍事力を行使した国家的生存圏の保全ないし拡大の成否によってによって拳証される。そ

してそれが共通命題になるとともに、①既存の国際秩序との協調によってその保全をはかるか、②それともそれに対抗して自律的にその範囲を画定し、自らの生存圏として独占的に差配できる条件を確保するか、という方向に権力集団の指向が大別されていかざるを得ない。その混淆によって各権力集団の動勢が液状化する傾向を一部含みながらも、政策指向の大勢はこの両極に収斂していかざるを得ない。それは個別国家を律することによって個別国家をその構成勢力として生かす全体規範とそれに統御される国際社会という空間が日本の国益の保全につながることをリアルに構想できるか、それともその「実効性」に対する疑念が勝るかをめぐる拮抗であった。

この両極にある政策指向が鋭利に対峙した場合、既存の国際秩序の「実効性」は日本の「国益」の命運をあずけるに足るものとして全幅の信頼を得ることは困難であった。その最大の理由は、その規範の根幹的指針であった民族自決権の理念が、当該期の日本の国益に対して、以下のように作用することが強く危惧されたからである。

すなわち、民族自決権は日本の国益の防護となる一方で、周辺の被圧迫民族が自国の独立のために日本の国益を侵害することを正当化する衝動の後ろ盾となりかねないという危機感がこれである。こうした危機感が一定程度共有され始めると、それはやがてそうした動きを国益の桎梏として危惧する必要の無い国、すなわち民族自決権の遵守が国益の桎梏とならない非当事者的大国の独善の産物に他ならないという怨憤へと急進化し始める。パリ講和会議に随行した若き日の近衛文麿の「自己の正当なる生存権を蹂躪せられつつも尚平和に執着するはこれ人道主義の敵なり。(中略) 英米人の平和は自己に都合よき現状維持にして之に人道の美名を冠したるもの」¹⁾ という言辭はその直裁な吐露であった。

民族自決権の理念を真っ向から否定し切ることは困難であっただけに、この疑憤が深化していった時、残された手段として有力化するのには、自らは民族自決の権利を享受しながら、隣接するアジア諸国が民族自決権を楯に日本

の權益を阻害することは許さないように日本の国家的位置を特殊例外化する姿勢であった。それは大国の支配に代わって、自らを域内の秩序を自立的に差配できる主導国に押し上げようとする指向へと傾斜していくことが避けがたかった。

まさに目前の国際秩序を大国のエゴを隠蔽する虚偽的なものと摘発しながら、自らその恩恵を享受しようとするこのアンチノミーが構造化されていったことによって、平時においては国際協調主義を「世界の大事」として尊重していく姿勢が、国益の危機が喧伝された非常時においてはその打破に協賛する姿勢へと抵抗感なく転位する傾向が有力化する。そしてそれは日本を域内の主導国の地位に押し上げるという方向性に対する国際的承認が得られないこと自体、大国の「陰謀」に他ならないとして、それを自力で排斥することが日本の国益擁護のためのもっとも緊迫した課題であるという意識へと排外色を強めていった。

こうした意味と理路において近代日本の対外態度の強硬化には、前述した公権の虚構性の強さが大きく作用していた。

すなわち虚構性の強い権力であればこそ、現実への実践的対応能力を挙証することがつねに緊迫した課題となるからである。上記のようなアンチノミーが権力の行動基準のなかに構造化されていた場合、権力機構内部で軍事部門を管掌する軍官僚のプレゼンスが高まり、国難を軍事力の行使によって打開しようという機運の高揚を押しとどめる手段と根柢が消滅していくのは避けがたかった。そしてこの機運を軍事力発動の支援へと一元的に糾合するために必要だったのが、日米開戦の断行だったのである。そうであればこそ、米国への攻撃は、主権国家の「意志」によって断行される必要があったのである。その発端が軍隊という一部局の独断的専行ではなく、またどれだけ熟慮が重ねられたかとは別に、主権国家による「決断」をへて断行された軍事行動であったことが日米開戦と日中戦争との大きな相違点である。通告の時期について取り沙汰されることはあるにせよ、宣戦布告と開戦の詔書

の存在はそれを物語る。ここには形式的差異と一蹴できない大きな問題が含まれている。

なぜなら主権国家の「意志」として決行された開戦であったかぎり、それは以後の見通しにかかわる戦略構想なくしてはありえないからである。その策定に関わった要路者の動向を示す史料を検討してみると、そのなかには以後の対中戦争の処理方針、対独伊関係をはじめとした対外関係、産業資源・人的資源を初めとした日本の国力についての計測や南方資源獲得の見通しなどをめぐる多くの思惑が盛り込まれると同時に、多くの危惧が積み残されていたことが理解できる。では時に相反する多くの思惑が拮抗していたにもかかわらず、いかにしてそれらは日米開戦という方向へと収斂していったのか。そこには意志決定に至るどのような力やメカニズムが介在していたのか。

大日本帝国憲法体制下において政権の意志の統括を担保する役割を担っていたのは政党であった。制度上「国ノ元首」として国家諸機関の頂点におかれた天皇の包括的権限は「統治権」の「総攬」〈第四條〉という曖昧なものであり、大権として摘記された勅令や命令の発布などの特権〈第八条・第九条〉も排他的な専断権として保障されていたわけではない。むしろ天皇の「至尊性」は臣下の意向を「聴許」することに求められていた。それをよく示すのが、立法権、法律執行権への天皇の関与のあり方の規程である。

大日本帝国憲法はこの両者への天皇の関与のあり方をそれぞれ次のように規定していた。「第五條 天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」「第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其公布及執行ヲ命ズ」。ではこの簡素な条文のどこに「聴許」という行為が規定されているのか。参考にすべきは憲法発布の同年に伊藤博文の名で発刊され帝国憲法の実質的解説書として知られた『憲法義解』（1889年）の次のような解説である。まず第五条の趣旨を同書は次のように記述している。「立法は天皇の大権に属し、而して之を行ふは必議会の協賛に依る。天皇は内閣をして起草せしめ、或は議会の提案に由り、両

院の同意を経るの後之を裁可して始めて法律をなす。故に至尊は獨行政の中枢たるのみならず、又立法の淵源たり」²⁾。この解説で注意を向けるべきは「至尊は獨行政の中枢たるのみならず、又立法の淵源たり」とされていることの根拠である。なぜ「至尊」は「獨行政の中枢たるのみならず、又立法の淵源」なのか。前段の説明のなかでそれは次のように述べられている。すなわち天皇は内閣によって起草され「両院の同意を経」た法律の原案を最終段階において「裁可」するがゆえに単に行政権の「中枢」であるにとどまらず「立法の淵源」なのであると。ここで言われている「裁可」とは臣下（議会）の判断を「聴き入れ」て「承認」する行為、つまり「聴従」することを意味している。立法手続きの最終段階においてこの天皇の「聴従」、つまり「裁可」を経由することによって法律の原案ははじめて法律としての効力を与えられる。いわば一片の紙切れから、強制力を持つ力となるのである。まさに天皇はそうした「力」を発生させる唯一の主体であるがゆえに「立法の淵源」なのである。

この「立法の淵源」となる「裁可」権を有する点こそ単に拒否権を行使できるにとどまる西欧の君主以上の「至尊性」を天皇が備えている証左であるとして、『憲法義解』の著者伊藤博文はつづく第六條の解説の中でその理由を次のように述べている。

「(前略) 英国に於いては此れを以て君主の立法権に属し、三体（君主及上院下院を云ふ）平衡の兆証とし、仏国の学者は此れを以て行政の立法に対する節制の権とす。抑々彼の所謂拒否の権（西欧君主の保持している拒否権をさす一小関）は消極を以て主義とし、法を立つる者は議会にして之を拒否する者は君主たり。之れ或は君主の大権を以て行政の一端に局限し、或は君主をして立法の一部分を占有せしむるの論理に出る者なるに過ぎず。我が憲法は法律は必王命に由るの積極の主義を取る者なり。故に裁可に依て始めて法律を成す。夫れ唯王命に由る。故に従て裁

可せざるの権あり。此れ彼の拒否の権と其の跡相似て其の実は霄壤の別ある者なり。」(傍線引用者)³⁾

すなわち伊藤は天皇の大権である法律裁可権は西欧の君主が保持している議会の決定に対する「節制の権」や「拒否の権」よりも至大であるとする理由として、「節制の権」や「拒否の権」は「君主をして立法の一部分を占有せしむる」にすぎないのに対して、「裁可」という手続きは一片の紙切れにすぎない法律の原案を効力のある法律に変える「王命」として作用する行為に他ならないからだという点をあげていることが理解できる（「我が憲法は法律は必王命に由るの積極の主義を取る者なり」）。伊藤が、一見議会の決定を形式的に追認するにすぎないかに見えるこの「裁可」行為こそが、単なる拒否権よりも実質的には憲法策定への全面的関与であるとして尊重する根拠はここにあった。

ここには合意と強制力の交錯をめぐる注目すべき問題が含まれている。あくまで形式的には議会における合意の結果としての法案は、「裁可」という形の介入によって天皇の「決断」に担保された一方的な命令として強固な威力を発揮する。これはきわめて巧妙な操作であった。なぜなら、これによって天皇は国民の「総意」に合致した決定（法案）を強制力を備えた法律に変貌させる「王命」の発給者として仰慕され、国民の輿望を代弁する専決者として君臨することが可能になるからである。こうして天皇とは、独裁（専決）と合議（合意）という権力にとっての必要要件をともに含有した存在として国民の上に聳立しつづける。これこそが天皇制を理解する上での要である。

この点に視座を定めた時、より掘り下げて考えなければならないのは、天皇が裁可すべき議会の決定は、議会の自立的な審議に委ねるだけで、はたして収束するのかという問題である。これについては、憲法には何も記されていない。しかし何の媒介もなく、議会での審議のみで速やかな決定が導き出されるとの想定がなされていたとは考えられない。議会審議の収束は、現実

的には、政党の統括力なくしてありえないことは、当然認識されていたはずである。この点で「裁可」という形式での天皇の介入は、その対象となる法案の確定段階までは議会を統括できる強力政党の介入を前提にして始めて実効性が期待できる措置であったという他はない。天皇は議会で多数議席を確保した政党（内閣）の決定を「裁可」することによってその背後にある国民の興望を擬制的に受容するのである。こうした意味で天皇による「裁可」とは、本来政党内閣制と抱き合わせて始めて意味を持つ行為に他ならなかった。

そうであればこそ政党内閣制が崩壊し、やがて政党自体も消滅する1940年以降はこうした「裁可」を中心にした天皇制的な権力構造と意志決定システムは、緊迫した事態を迎えることになった。政党の消滅によって政権内の各勢力の意向が統括されないという状況の常態化の中で出来たのは、自らの軍略を天皇大権に委ねて実現をはかろうとする各軍事部門の競合の熾烈化である。こうした事態が到来した場合、元来どの部署の方針を優先的に認可すべきかの形式的ないし制度的弁別基準が存在しない以上、本来ならば天皇が独自の主体的判断を表明する以外には打開策はない。だが現実には天皇が自らの主体的判断を行使した（行使できた）局面はきわめて限られていた。なぜか。

それは天皇が一貫して第三項的な冠絶性を身上とした「絶対者（「総覧者」）」であったがために他ならない。ゆえに臣民全体の興望を擬制的に統括していた政党内閣制が瓦解したからといって、天皇が排他的に独自の意志を押し出せる専決者として振る舞えたわけではなかった。むしろ逆に戦時下における政党亡き後の天皇の「絶対性」の標榜は、諸権力の上に聳立する第三項的な冠絶者としての性格のさらなる鮮明化でしかなかった。この点について後年東條内閣退陣要求が高まって政局が紛糾するなかで昭和天皇の実弟高松宮が、旗幟を表明しない昭和天皇の態度を評して次のように慨嘆しているのは興味深い示唆を含んでいる。

陛下ノ御性質上、組織ガ動イゴイテイルトキハ邪ナコトガオ嫌ヒナレバ筋ヲ通スト云フ清潔ハ長所デイレッシャルガ、組織ガソノ本当ノ作用ヲシナクナツトキハ、ドウニモナラヌ短所トナッテシマフ。今後ノ難局ニハ最モソノ短所ガ大キク害ヲナスト心配サレルノデ、サウシタトキノ御心構ヘナリ御処置ニツキ今カラオ考ヘラ正シ準備ヲスル要アリ。(中略)オ上ハ筋ヲ踏ミ外スコトガ全クオキラヒナタメ、内大臣ハ政治向キ、武官長ハ軍事、宮内大臣ハ宮中関係、侍従長ニハ側近ノコトト云フ風ニ全クソレカラ少シデモ出タコトヲ申シ上ゲレバ御気色悪ク、自ラモ決シテ仰セニナラス。(中略)内閣ノ組織更迭ハ屢々御経験ハアルモ、ソレヲ各種ノ情況ノ下ニ分析的ニオ認メニナルコトナク、一ツノ結果ダケヲ経験トシテ前例ニサレル処ニモ政治性ナキ御性質ナリ。何ニシロ今日ノ如キ、憲法々々ト仰ッテモ、ソノ運用ガ大切ナル時ニ、今ノ様ナ有様デハ、例ヘ天皇トシテ上御一人デモ万世一系ノ一ツノツナガリトシテ、ソレデハア余リニ個人的スギルト思フ⁴⁾。

「一ツノ結果ダケヲ経験トシテ前例ニサレル」とは自身の言動がかつて田中義一内閣瓦解の引き金となったことを指したものであろうが、高松宮の目に映った昭和天皇の「政治性ナキ御性質」は「一ツノ結果ダケヲ経験トシテ前例」にしたがゆえでも、また個人的な「御性質上」の「短所」でもなかった。むしろ昭和天皇は求められるべき政治的君主であらうとしたがゆえにこそ、東條内閣への批判が高まるなかにあつてさえ自己の明確な態度表明を避けたのである。東條内閣退陣に至る紛糾のなかでも昭和天皇が高松宮に「天皇トシテ…余リニ個人的スギル」と非難されたような静観の態度にとどまったのは、あくまで通常自らに課していた政治的君主としての本分を固守しようとしたがゆえに他ならない。昭和天皇が平素「内大臣ハ政治向キ、武官長ハ軍事、宮内大臣ハ宮中関係、侍従長ニハ側近ノコトト云フ風ニ全クソレカラ少シデモ出タコトヲ申シ上ゲレバ御気色悪ク、自ラモ決シテ仰セニナラ

ヌ」姿勢を堅守していたのは、それを物語る。戦時下においては平時より一層緊迫した判断が求められる政戦略が上程されるケースが多かったことも、この自己抑制に拍車をかけたであろう。

まさに戦時体制下とは以前にも増して独自の選好を表明しない天皇の性格が顕在化したことに触発されて、自らの意向を国策に反映させることをめざす政権内外の各勢力が天皇の意志を宰領すべく鎬を削り、その競合と確執のなかから天皇の「意志」が策出ないし捻出されていく政治闘争の過程に他ならない（天皇にも人間としての個性はある。だが天皇制とは徹頭徹尾公権力の機能的要請に準じた虚構的構築物である。ゆえに天皇が英明であったか暗愚であったか、さらには個人的に「平和主義者」であったかどうかということさえ、権力原理論的には二義的問題である）。その過程においては時に政権内部の一部勢力の政戦略にすぎないものが国策として突出する場合も、逆に大部分の勢力の願望であってもそれぞれが天皇の意志を宰領する手段と気概を欠いていた場合、旧来の国策が惰性的に継続する事態も存在した。

戦時体制下におけるこうした不確定な政局の一般化は、上記の天皇の本質的属性の発現であった。本稿は戦時体制下においてこそ露わになった天皇制のそうした属性を直視することによって、そこにこそ天皇制の本質が存在することを明らかにするための試みである。それはこの天皇制を不可欠な構成要素として組み込んだ近代日本の公権力の特性を解析するために欠くことのできない作業でもある。

こうした問題を解く手始めとして重要になるのは、開戦過程の研究である⁵⁾。

2. 対米軍事行動開始にむけた政戦略と天皇

日米開戦の過程を分析するに際して重視すべき点は次の二点である。第一の点は、先述したように、米国への軍事行動の開始は満州事変や日中戦争とは異なって、主権国家の公的意志の発動として決行されたということであ

る。第二に、にもかかわらず、事前に軍事行動の開始に向けた政権内部の強固な意志の統一がなされていたわけではないということである。まず、第一の点から見ていこう。

主権国家の公的意志の発動として断行された軍事行動であったかぎり、そこには、どの程度熟慮されたものであったかは別にして、一応の対米戦略構想が存在した。その特色として注目すべきは、米国の対日戦略構想を見通すなかから導き出されてきた日本にとって日中戦争の「解決策」は、いずれ米国への軍事行動以外にはありえないという判断であり、この判断自体に対する抜本的異論は、ほぼ存在しなかったということである。その一方で、開戦前にはひとたび米国に対して戦端を開けば長期戦になるという見通しが支配的であり、その点の危惧ゆえに直ちに大規模軍事行動を開始する方針が一挙に大勢を得ることはなかったことである。

1940年9月19日に開催された第三回御前会議においては日独伊三国条約の締結が独逸を牽制しながら南洋諸島（旧独逸領）の委任統治を安定的に継承するために必要であること、また米国への圧力としても有効であることが確認される一方で、日米開戦に臨んだ場合、それは長期戦に及ぶという見通しが打ち出されており、その決行に対しては先行きを憂慮し逡巡する機運が支配的であった⁶⁾。つづく第四回御前会議（11月13日）において決定された「支那事変処理要綱」においても日本の側の対重慶政権攻略の目論みに反して、米国の援助によって重慶政権の抵抗力が強化された場合、日本は大陸と太平洋の二局面での軍事行動を強いられることになり、その両極面での長期戦が避けられないことに注意が向けられていた⁷⁾。

この時点においてこうした危惧が有力であったかぎり、「長期戦」に踏み出す方針で政権内部の合意が成立していたわけではなかった。第三回御前会議の時点において海軍は日米開戦に及んだ場合、その先行きの見通しについて悲観的展望を表明していた。「支那事変処理要綱」のなかから対南方武力処理方針が削除されたのは、そうした危惧を表明した海軍の意向を無視でき

なかったためである。こうした流れのなかで陸軍も一旦は南方作戦積極姿勢を緩めつつあったが、その後むしろ海軍中堅層の間から対米強硬論が有力化し、海軍首脳部の統率力の欠如とも相まって、対英米開戦論が海軍の支配的意向として有力化することを押しとどめることが困難となった⁸⁾。そうであればこそ、米国との海戦が長期戦に及ぶことが避けられないことを見通す海軍首脳部は、国力の犠牲を最小限にとどめるための先制攻撃による軍略へと傾いていくことになった。以後の政戦略は、若干の曲折と振幅を含みながらも、基本的に先制攻撃政策の「有効性」を見究め、逡巡を振り切りながら、和戦いずれに決するか最終確定時期を定めることに費やされていくことになった。そしてそれは最終的に、後に触れる1941年9月6日の六回御前会議の場における永野修身軍令部総長の「帝国ト致シマシテハ進攻作戦ヲ以テ敵ヲ屈シ其ノ敵意ヲ放擲セシムルノ手段ヲ有シマセズ且国内資源ニ乏シキ為長期戦ハ甚ダ欲セザル処デアリマスガ長期戦ニ入りタル場合克ク之ニ堪ヘ得ル第一要件ハ開戦初頭速ニ敵軍事上ノ要所及資源地ヲ占領シ作戦上堅固ナル態勢ヲ整フルト共ニ其ノ勢力圏内ヨリ必要資材ヲ獲得スルニアリ。(中略)第一段作戦成功ノ算多カラシムルノ見地ヨリ要件ト致シマス所ハ第一ニハ彼我戦力ノ実情ヨリ見マシテ開戦ヲ速ニ決定致シマスコト、第二ニハ彼ヨリ先制セラルルコトナク我ヨリ先制スルコト、(下略)」という説明にあるように、先制攻撃によって南方の軍略上の要地を占領して長期戦に備えるという方針に収斂していくことになった⁹⁾。

もっとも、これ以前の第五回御前会議(1941年7月2日)で採択された「情勢ノ推移ニ伴フ帝国国策要綱」のなかに示されているように、南方進出がさらに積極的に模索されていくにともなって米国に対する軍事行動を抜本的に否定できる根拠は漸次縮小していったとはいえ¹⁰⁾、即座に先制攻撃をする是認する方向へと政権の意向が一気に収斂したわけでは必ずしもなかった。

そうした政権内部での思惑が交錯するなかで鍵となるのは「天皇の意向」

であった。天皇の意向を宰領し得た勢力が、その後の政権の公的意志を差配し、以後の政戦略を主導する。しかし天皇は日本の南方進出が不可逆となった段階においてもなお米国への軍事行動に関しては、拭いがたい懸念を抱いていた。第六回御前会議(1941年9月6日)前日の9月5日に御前会議で策定をめざす議案(「帝国国策遂行要領」―後述)の事前説明のため奏上した近衛首相に対し天皇は「対米施策につき作戦上の御疑問など」を数々投げかけ問詰したため、窮した近衛は木戸幸一内大臣と相談することを口実に一旦引き下がり、杉山元陸軍参謀総長と永野修身海軍軍令部総長を「お召相成度旨奏上」せざるを得なかった¹¹⁾。

はたして近衛の進言にもとづいて杉山元、永野修身両総長を召喚した天皇は、近衛を同席させ、その目前で両者に対して「成ルベク平和的ニ外交ヲヤレ、外交ト戦争準備ハ平行セシメズ外交ヲ先行セシメヨ」という趣旨の下令を与えた後、以後の見通しを問い質した。これに対して杉山参謀総長は「南方作戦は大体五月にて終了すべく右は作戦の不可能なる冬期に完了し得べく而して明春に於て北方作戦に移り得べし、との趣旨」の説明を行ったが、さらに天皇は「陸軍の云ふ所は何時も当てにならず、現に支那事変の如き三ヶ月にて完了することを述べ乍ら四年余の今日何等始末付き居らず、と御不興の御言葉」を向けた。この天皇の「御言葉」に対して杉山も引き下がらず「支那に於ける軍事行動は広大なる地域に後方連絡確保を要したる為め遂に予定通りに捗らざりし」と弁駁したが、天皇は納得せず「然らば南太平洋方面に於ては更に広大なる地域に連絡を確保するの要あるにあらずや」と難詰したので杉山は沈黙せざるを得なかった。見かねた永野軍令部総長が助け船を出す形で「今日の状況は策戦、兵用の問題よりも全般的の問題にて、恰も全身の血液が漸次欠乏し、今日余力ある際に戦はざれば遂には死に瀕するに至るべき懸念あることを述べた」が、「何等陛下の御納得を得たる模様なかりし」と嘆息される状況であった。しばしば引用される御前会議での天皇統帥部との応酬の一コマである。こうした天皇の不信感の強さに困惑した杉

山は「南方戦争ニ対シ相当御心配アル様ニ拝察ス」という所感を述べる以外に術はなかった。

統帥部が強硬な対米姿勢を策定文書のなかに盛り込もうとしたのは、1941年4月以降の対米交渉が紛糾するなかで南部仏印進駐が強行されたことをうけて7月25日米国の側が在米日本資産を凍結し（同27日蘭印も凍結）、8月1日には対日石油輸出を停止するなどの措置を採ったことによって日米関係が暗転したことが大きく作用していた。

こうした事態の変化のなかで示された上記の陸海軍の強硬方針に対して、天皇は必ずしも抜本的な反対姿勢を示したわけではない。大声で「絶対ニ勝テルカ」と杉山に質したことにも示されているように、天皇の関心事はあくまで米国への軍事行動の成否の見通しであった。だがそうではあれ米国への軍事行動の行く末に強い憂慮を示したこの天皇の言動は、米国への軍事行動の行使に邁進しようとする統帥部に天皇の意向を宰領することの重要性と緊迫性を再確認させることになった。ここに至るまで統帥部の側が、この手順をめぐる用意周到であったとは必ずしも言いがたい。これに対する蓮沼蕃侍従武官長の「此ノ重大事項ヲ一回ノ連絡会議デ決メタコトガ総理ニ対スル種々ノ御下問トナッタノデハナイカ」という観測は、当を得ていた¹²⁾。

ただこうした紛糾を経ながらも、翌日の9月6日の第六回御前会議においては原案通り10月下旬を目処とした対米（英、蘭）戦の準備、それに備えた対ソ武力行使の抑制などの方針を盛り込んだ「帝国国策遂行要領」が決定され、それと軌を一にして当初物資の調達能力の限界から日米開戦回避論を唱えていた鈴木貞一企画院総裁も日米戦争可能論に転じ、軍部の開戦論が勢いづいていくことになった¹³⁾。10月12日、荻窪の近衛の自宅荻外荘に陸相（東條英機）、海相（及川古志郎）、外相（内閣改造によって松岡洋右から交代した豊田貞次郎）の三相と企画院総裁（鈴木貞一）を召集した会合が開かれ和戦が協議されたが、中国要域からの全面撤退を要求する米国に対する反発を強めていた陸軍の姿勢に対して、参加者の間から有効な反論が提起され

ることはなかった。

ではこうした軍部の強硬姿勢はどのように天皇の意志を宰領し、国家の全体意思を領導していったのか。天皇に対する入説を直接検証できる史料は必ずしも多くないが、例えば上記のような対米強硬論の席卷を目の当たりにした重光葵は「東伏見元帥宮〔伏見宮博恭王〕も強硬論となられたるが如く、恐らく部内の強硬派は例の如く手別〔分〕けして各方面を説得せるものと見ゆ。(中略) 軍部の漸次強硬意見に変更せしは背後に何等かの勢力ありと思はれたり。」という「観測」を行っている¹⁴⁾。たしかに重光が推察する通り「東伏見元帥宮〔伏見宮博恭王〕も強硬論となられた」ことは、「部内の強硬派」による皇族方面への働きかけがなされたことを示していた(なお「軍部の漸次強硬意見に変更せしは背後に何等かの勢力ありと思はれたり」という意味深長な「観測」は気になるところではある。彼の後の言説と重ね合わせて推測すれば、重光は背後に大日本帝国の弱体化を目論む共産主義勢力の「陰謀」や「暗躍」を想定しているのであろう。この点近衛が後に表明する危惧とも共通する興味深い論点ではあるが、ここではその真偽を検証する余裕はない)。皇族への働きかけは、皇族を通して強硬論への天皇への変心を誘うという「効果」を期待してなされた。天皇の姿勢を左右した影響として重視すべきは、「部内の強硬派」による直言というより、それらの入説により強硬論に転じた皇族をはじめ部内の大勢の変化であろう。

「はじめに」でも述べたように、政権担当者の「真意」とは別に、近代公権力の構成原理と再生産構造は対外強硬姿勢を増幅していく力学を内包していた。しかもこの段階の政権内部で取り沙汰された対外強硬姿勢は、その対象を米国へと焦点化し、日中戦争のもっとも重要な「解決策」として、さらには日本の生存圏の命脈を維持するための不可逆の手段と位置づけられた。そのように先鋭化された具体的政戦略として突きつけられた対米強硬姿勢に対して、一般的な国際協調路線は現状の閉塞状態を打破できる見通しに乏しい退嬰的な現状維持政策として擯斥されていかざるを得なかった。

第三次近衛内閣の後継首班に同内閣陸軍大臣の東條英機が推挙されたこと、それとともに東條内閣下において外相として日米交渉にあたり日米開戦不可避論を宣明していた東郷茂徳の影力が増していったのは、そうした潮流の変化を象徴するものであった。

前述の10月12日の荻外荘での協議が不首尾に終わり進退窮まった近衛首相は、16日総辞職した。翌17日後継首班を協議するために開催された重臣会議の場で（参加者：木戸幸一<内大臣>、原嘉道<枢密院議長>、清浦奎吾、若槻礼次郎、岡田啓介、広田弘毅、林銑十郎、阿部信行、米内光政。平沼騏一郎は欠席）、木戸と米内は軍部以外に人材を求めても軍部の反発を買って近衛と同様の轍を踏むと憂慮し、「逆手を以て時局を切り抜くべし」との「思惑」から近衛内閣を倒壊に導いた東條陸相を近衛の後継に奏請した¹⁵⁾。これに対して他の参加者も同調したので、東條に後継首班の大命降下がなされることとなった。

東條奏薦に主導的役割を果たした木戸の動向も、政権周辺を席卷しつつあった対米国強硬論の奔流に抗いきれなかったことを象徴していた。木戸が東條を推挙したもっとも重要な理由は、「逆手を以て時局を切り抜く」ため、いわば毒を以て毒を制すことを目論んだためとはいいがたい。たしかに木戸は重臣会議から1月後の10月17日にいたって、自身の東條奏請の理由を「此際何よりも必要なるは陸海軍の一致を図ることと9月6日の御前会議の再検討を必要とするの見地より、東條陸相に大命降下を主張す」¹⁶⁾と説明している。また木戸が同日控え室で陸相と及川古志郎海相に対して「九月六日の御前会議の決定に捉はるる処なく、内外の情勢をさらに広く検討し、慎重なる考究を加ふることを要す」という天皇の「思召し」を伝達していることも、天皇と歩調を合わせた対米軍事行動牽制の思惑を示唆しているかの如くではある。さらに東京裁判においても、赤松貞雄（元東條首相秘書官）、岡田啓介（元首相）、高木尺八（東京大学教授）、松平康昌（元内大臣秘書官）、米内光政（元首相、海相）らが木戸が東條を推薦した理由を、9月6日

の御前会議の決定の見直しを東條に託すためだったと証言している¹⁷⁾

だが、はたして木戸はすでに第三次近衛内閣の陸相時代に対米強硬姿勢を露わにしていた東條を後継首班に据えることによって対米軍事行動に歯止めがかけられると本気で考えていたのであろうか。木戸がそのような判断に本気で傾く積極的な理由は見出しがたい。第三次近衛内閣の陸相としての東條は米国との交渉条件として仏印、中国からの撤兵問題だけは絶対に譲れないとする頑固な姿勢をほぼ一貫してとり続けており、首班指名の3日前の10月15日の時点でもそれに変わりはないことを木戸自身が天皇に告げている¹⁸⁾。東條が後継首班になったとしてもその意向が変わるとは木戸も到底思えなかったはずであり、逆に対米軍事行動への動きが一挙に加速する可能性がかなり高いことは十分に予測できたはずである。東條を推挙する前に取り沙汰されていた皇族(東久邇宮)内閣という選択に対して反対していた木戸が、その理由として9月6日の御前会議の決定の見直し(→日米開戦の回避)を皇族に託して「予期の結果を得られざるときは、皇室は国民の怨府となるの虞れあり」¹⁹⁾としていることは、直前に「万一」という表現を冠しているとはいえ、この時点で木戸も日米開戦を回避することが相当困難であることを見越していたことの証左である。

この点に関して重光葵は10月17日御前会議で東條が推挙されたことを「逆手を以て東條現役内閣を造りし木戸等の考えは果して国家を救ふに至りしや、果[将]又斯る権道が余裕なき今日の時[事]態に於て遂に国家を破局に導くに至ることなきや、今後の政局展開に徴して明となると思はれる。」²⁰⁾と評し、木戸の見込みに疑問を向けていた。また高松宮は「うまくやったなと云う感じと、これで国交調整もだめ、とうとう開戦と決った気持ち。そして開戦はもはや異常な努力なしには行われねばならぬ推移」と²¹⁾日米開戦がもはや不可避になったという諦観と失望を露わにしていた。以上の点より見て、木戸の東條推挙を日米開戦に歯止めをかけるための深慮遠謀と見なすことは無理であろう。

やはり木戸の選択は、国論統一の見通しが立たないなかで対米軍事行動挙行の時期を拙速に決定する姿勢への危惧を抱きながらも、対米軍事行動それ自体に反対する姿勢を抛棄していたと見なす以外にはない。「九月六日の御前会議の再検討」の必要性に執着したのはそうした拙速に走る姿勢への危惧ではあっても、日米開戦を阻止するためのものであったとは言いがたい。あくまで自身も重要な課題と位置づけていた「陸海軍の一致を図る」ために、もう少し時間をかけた調整を求めたのがその真意であった可能性が高い。東條を推挙したのは、東條にその統括を委ねる狙いがあった。問題は東條に統括を委ねることによって予想される結果をどう読んでいたかである。東條首班になれば海軍大臣、外務大臣にも東條の意に沿う人物が就任することはほぼ自明である。海相に就任した嶋田繁太郎は、東條内閣成立以前に対米強硬姿勢を露わにしていた軍令部総長伏見宮博恭の信任を受け、後に海軍部内の反発を買いながらも、閣内において東條の方針に同調していった人物である。

外相に就任した東郷茂徳も、この段階では日米開戦不可避論を主唱し、東條の外交方針に協賛していた。東條内閣が成立すればそうした対外方針を抱いている東郷が外相に就任することは、木戸にも予想できたはずである。そうすると、開戦慎重論者を組織内に含み、かろうじて日米開戦の歯止めとなる可能性を含んでいた外務省がその組織的批判勢力としての基盤を失う。これも容易に予測できる事態である。この点に関して東條内閣成立直後に「破局回避」のために重光と会見した近衛は、その推進力として期待できた動向ないし勢力として、①海軍の開戦反対姿勢、②陸軍部内の開戦反対勢力、③重臣もしくは重臣会議の反対姿勢、④外務大臣（外務省）を挙げ、それに依拠できる見通しがもはや無くなったことの原因をそれぞれ次のように述べていた。①岡田啓介を通じて試みたが既に失敗、②軍事参議官会議において東條が「反対意見は遠慮なく威圧して行く」方針を鮮明にしたため期待できない、③「陛下の御言葉が外部に漏れる恐ありて、陛下に迷惑を及すこと有

り得べし」として木戸が反対したために断念²²⁾。

これらに対し、かろうじて有効性が見込めるのは④であった。まさに東條を内閣首班に推挙したことは、この④の方策、すなわち閣僚である外務大臣が政権内において「堂々意見を開陳し職を堵[賭]して争ふ」という正攻法を自ら封じる選択に他ならなかったのである。しかも木戸は③の重臣の進言という手段にも如上の理由で反対していることを考え合わせれば、もはや日米開戦を阻止することに重きを置いていたとは考えがたい。むしろ陸海軍の方針の統合を画策しながら、統一された方針のもとに日米開戦という選択を受容していくという方向へ変化を遂げつつあったといえよう。もちろん木戸自身が開戦外交を推進したわけではない。また具体的な軍事的成果や戦勝を当て込んで開戦を鼓舞したわけではない。木戸は圧倒的国力の差がある米国との戦闘に、簡単に日本が勝利を得られるとは考えていなかった。

では木戸の狙いはどこにあったのか。敗戦という犠牲を払っても（正確には、それを利用して）旧体制下の軍部を一掃し、国内体制の刷新を図ること、これである。木戸は政権内部において軍部が優位的な地位を掌握する戦時体制下の変則的な事態が継続することを手をこまねいて承認することはできなかった。ところがもはや軍部を打倒できる国内政治勢力は存在しない。そうであるかぎり残された方策は、戦時体制への本格的突入を踏み台としてそれが勢力を失墜する環境条件を造出する以外にはない。そのために開戦に向かう道筋の傾斜を強めるとともに退路を狭め、やがて帰着する「敗北」の責任を負わせる形で軍部の勢力失墜を図り、それを梃子に統治権力の構成勢力を刷新する。木戸が着想したのはこうした犠牲を厭わない異例の荒療治であった。

思い起こせば、広汎な政治・社会構造を大きく改変した一連の明治維新変革は、旧支配勢力の末端もしくは周縁にいたごく一握りの不満分子の主導による限定的ないわば「宮廷革命」ともいふべき王政復古を起点として断行された。しかし一旦整備された近代公権力は、もはやそうした形態での体制内

分子による体制変革を許さない²³⁾。しかも1941年時点においては、通常ならば制度内で許容された体制変革の主体であるべき政党やその活動条件である言論の自由もはや存在しない。そうしたなかで体制変革を挙行するためには、旧体制を構成していた主勢力の存続の根拠を断つ環境と条件の創出を画策する以外にはなかった。木戸が着想したのは、そうした行き詰まり状況のなかで「敗戦」という非常時を創成することによって当該時期の権力構造の変革を断行する変則的な「革命構想」だったのである。そのためには、開戦につながる国論の統一を促進する一方で、天皇の関与を抑制することが必要であった。

天皇およびその周辺勢力は開戦決定にはできるかぎり被動的な関与を装いながら、後述するように、遠からず必要となる終戦工作には時期を見計らいながら主導的に（正確には「主導性」が認定されるような形で）関与する。この知略の成否は、国を破滅に導く恐れのある軍事行動の開始にはあくまで意に反した関与を強いられた被動的な天皇を、国を破滅から救う終戦工作に対しては国民の「秘めたる興望」を受け止めて主体的に関与した能動的な天皇の姿をいかに効果的に演出できるかにかかっていた²⁴⁾。

決論を先に言えば、戦中から戦後の日本はおおむねこの木戸の知謀が描いたシナリオを踏襲する形で推移した。それが戦後日本に及ぼした影響は極めて大きいが、その内実は以下のように曲折していた点を見逃してはならない。

まずそれは天皇自身の戦争責任を回避する条件にもなったと同時に、天皇に対する国民の「親近感」を植え付ける「効果」を生んだ。ただしその「親近感」は無垢な親近感ではなかった。それはかつては国民の戦勝熱を受けとめただけでなく、戦禍が募るにつれ国民の間に蔓延しはじめた厭戦感情と口外できない終戦への願望を自らの「意志」に変換して和平を「決断」してくれた天皇への負い目でもあった。大部分の国民にとってこうした天皇の「変節」を追求することは、自らを追求することを意味した。この事態に直面し

た多くの国民は、天皇を許すことによって自らをも許したのである。天皇と国民は、こうした「許し」の共依存関係にあった。戦後日本における天皇制と民主制の「融和」はこうした負の共依存の力学に支えられていたといえよう。そして直前まで敵国であった米国への敵愾心は、こうした天皇制と国民の共依存関係を追求することなく黙許してくれたことによって急速に緩和された。この意味で、戦後日本の親米感情も、無垢な親米感情ではなかった。それは、天皇と国民の負の共依存関係を黙過してくれた米国への負い目の感覚をともなった「親米感情」だったのである。そして開戦以前に主戦論に陶醉した国民の敗戦に対する疼きの感覚は、かつての敵国米国の精神と物資の双方にわたる「卓越性」を強調し、その前に進んで拝跪してみせることによって逆に緩和される。戦後日本において親米意識が急速に有力となっていった根拠はここにあった。

かくして戦後日本においては、天皇の戦争責任を追及する内発的な声が大勢になることなく、米国主導の戦後諸改革が円滑に推進されていったのである。

東條内閣成立以降、急速に高まっていった対米強硬姿勢と軍事行動開始に向けた動きは、こうした意味で戦後日本の起点となるものであった。

この点を念頭に置きながら、東條内閣成立とともに顕著になっていった日米開戦に向けた慌ただしい動きのなかで重要と思われる点を以下に確認しておこう。

11月5日に開催された第七回御前会議においては「対英米蘭戦争の決意」を謳った周知の「帝国国策要領」が採択され、そのなかでは「対米交渉が十二月一日午前零時迄ニ成功セバ武力発動ヲ中止ス」という留保つきながら、「武力発動ノ時期ヲ十二月初頭ト定メ陸海軍ハ作戦準備ヲ完遂ス」という方針が明確に示された上で「初期作戦ノ…実施ニ当リマシテハ先制的ニ勇断決行致シマスコトガ極メテ肝要デ御座イマス、従ヒマシテ我ガ戦争企図ノ隠蔽ガ戦争ノ成否ニ重大ナル関係ガ御座イマス」（軍令部総長説明事項）と

国力の劣勢を補うため緒戦で優位に立つことを眼目にした先制攻撃方針が定められていた。

この「要領」の説明にあたった東條首相は、対米軍事行動開始の時期をこのように設定した理由として、それまでの日米交渉が暗礁に乗り上げた末に10月2日に米国側から提示された要求が「要スルニ四原則（（1）領土保全主権尊重（2）内政干渉（3）無差別通商（4）武力的現状打破不承認）ヲ日本ニ強要セントス」るものであり、「九ヶ国条約ノ集約」としか見なせない点を挙げている。東條は四原則それぞれについて米国の要求の「不当性」に言及しているが、特に中国からの撤兵要求に力点を置き、「惟フニ撤兵ハ退却ナリ。百万ノ大兵ヲ出シ、十数万ノ戦死者遺家族、負傷者、四年間ノ忍苦、数百億ノ国帑を費シタリ。此ノ結果ハドウシテモ之ヲ結実セザルベカラズ。若シ日支条約ニアル駐兵ヲヤメレバ撤兵ノ翌日ヨリ事変前ノ支那ヨリ悪クナル。満州朝鮮台湾ノ統治ニ及フニ至ルベシ」と米国の要求を峻拒する方針を示した。

これにつづいて杉山元陸軍参謀総長は今回の作戦は「比島ハ五〇日、馬來一〇〇日、蘭印一五〇日以上約五ヶ月テ解決セントスルモノ」であり、もし「米国艦隊ノ来攻」や「北方ニ於テ米『ソ』ノ起ツ場合ニハ此ノ時日ハ多少延ビル」恐れがあるとはいえ、「重要軍事拠点タル香港、『マニラ』、新嘉坡ヲ押サヘ、更ニ蘭印ノ要点ヲ押サヘレバ長期戦ニ堪ヘ得ルト存ジテ居リマス」としたうえで、具体的に「之ニ対シテハ内地ニ現存スル兵团支那ヨリ転用スル兵力ヲ以テ善処シ得ルト思フ」と強気の見通しを述べた²⁵⁾。この杉山参謀総長の強気の姿勢は、根拠ある確信に基づいていたかどうかは疑わしい。しかし重要なのは真意ではなく、御前会議の場で短期決戦方式を決行する決意と覚悟を示し、統帥部の最高責任者が首相と歩調を合わせて内閣の意志に同調する形でその「勝算」を語ったことである。こうした大勢のなかで、組織内部に開戦に慎重な勢力を含んでいたとはいえ、もはや外務省が組織的な歯止めとなることは困難であった。その条件を奪われた外務省は、たとえ

戦闘が長期に及ぶ可能性に注意を喚起できたとしても、「長期ニハ若干ノ不安アリ。然シ此ノ不安アリトテ現在ノ如ク米ガ為スガ儘ノコトヲサセテドウナルカ。二年後ニ軍事上ノ油ガナクナル。船ハ動カズ、南西太平洋ノ防備強化、米艦隊ノ増強、支那事変未完等ニ思ヲ及ボセバ思半ニ過グルモノアリ。(中略)座シテニ、三年ヲ過セバ三等国トナルコトヲ懸念ス。」という東條の「危機感」の鼓舞のなかに埋没していかざるを得なかった。東郷茂徳外相が同一の場において米国が提起した四条件の「不当性」に言及し東條に同調しているのは、外務省の屈服であった。

これらの点から見て、今回の御前会議は「九月六日ノ御前会議決定ノ延長デアリ其ノ実行デアル」²⁶⁾という原枢相の述懐にはしなくも示されているように、陸海軍の統一意志のもとに九月六日の御前会議の方針を再確認したものと見えよう。明確なことは、開戦慎重派を含んでいた海軍がそれを表白する道を断たれたことによって組織的基盤を背景に天皇に慎重姿勢を進言できる主体は存在しなくなったということである。そして木戸の知略の通り、開戦に向けて東條を中心とした統帥部の方針が政権内部で国論として統一されると逆比例して、天皇の「被動性」はより鮮明化していったのである。

最終段階にいたって昭和天皇自身も、自身が開戦決定に際して主動的役割を果たしたと見なされることを警戒し、「被動的立場」に甘んじるだけでなく、開戦に歯止めをかけることの方に主動的役割を果たそうとしたと見なされるように立ち回った（この天皇の動きは、天皇が「平和主義者」であったためではなく、敗戦の結末を迎えた際に自身が制度上の統治権の総覧者としての責任を追求される可能性を想定しての防衛的行動であろう）。

1941年11月26日、拝謁した木戸に対し、「最悪なる場面に逢着」することを予期し、「愈々最後の決意をなすに就ては尚一度広く重臣を会して意見を徴しては如何かと思ふ、就ては右の気持ちを東條に話してみたいと思ふ」と下問していることは、その焦慮の現れであった。これに対して木戸が行った「御不審の点其の他こうもして見よう、あゝもして見ようと云ふ様なお気

持ちがある様であれば、御遠慮なく仰せ戴き、御上としても後に省りて悔いのない文のご処置が願はしいと存じます」という奉答はこの天皇の焦慮に呼応しようとしたものであった²⁷⁾。単に「被動的」であっただけでなく、天皇は統治権の総覧者として最後の段階においても日米開戦を踏みとどまらせるべく軍部に積極的に働きかけたという姿勢を挙示しようとしている点で天皇と木戸の思惑は合致していた。

この点に関わる最後の挿話が「宣戦の詔書」の文言である。実際に渙発された「宣戦の詔書」の最後の一節は「皇祖皇宗ノ神靈上ニ存リ朕ハ汝有衆ノ忠誠武勇ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亜永遠ノ平和ヲ確立シテ帝国ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス」（ゴチック引用者）という文言で結ばれている。ところがこのゴチックの箇所は当初の案では「皇道ノ大義ヲ中外ニ宣揚セムコトヲ期ス」となっていた。この変更を主導したのは木戸であり、その理由を木戸は戦後の「手記」において「宣戦の詔書の結語に『皇道ノ大義ヲ中外ニ宣揚云々』とあるは、余りに積極的に戦争を開始するが如くに感ぜられ、陛下の止むをえず戦争に訴へるに至らざるを得なかつたと云ふ御氣持が少しも出て居らないと思ったので、『帝国ノ光榮ヲ保全云々』に改め、不十分ながら聖慮のあるところを示して置こうと思ったのであった」²⁸⁾と説明している。

そもそも「宣戦の詔書」の作成は東條内閣成立直前の10月13日の天皇の発意をもとに、内閣書記官長（星野直樹）の命を受けた内閣官房総務課長（稲田周一）により11月中旬に原案が作成され、内閣書記官長、陸海軍軍務局長、外務省アメリカ局長その他若干名によって審議されたほか、首相、内大臣、さらには宮内省御用掛（吉田増蔵）、内閣囑託（川田瑞穂）、徳富蘇峰らの意見の聴取と推敲をへて策定されたものであった²⁹⁾。東洋平和のため、日本の国益の保全と自衛のためという戦争目的を合理化するための言辞に飾られたその記述になかに、木戸はさらに「止むをえず戦争に訴へるに至らざるを得なかつた」という趣旨の天皇の「被動性」を示唆する表現を盛り込

んだわけである。

東條内閣成立以前にこうした策を講じていることは、やはりその時点で対米開戦が相当現実味を帯びるという認識があつたのものであろう。東條が政権を担当すればその危機が回避できるという判断と見通しがあつたとは思われない。

この木戸の胸裡を見抜くが如く、成立した東條内閣に対する評価は辛辣であつた。この点、木戸の東條推挽を共感をもって評価する東京裁判の場での証言とは対象的である。11月29日開戦を目前にして、天皇と重臣との懇談会の様子を伝え聞いた重光葵は東條内閣に対して「外務大臣迄交渉に熱意を示さずして終始挑発的言動に出でて居」り、あたかも「開戦の準備は出来て居る、長期戦に打ち勝つ計算は立って居る、平和は必ずしも帝国を救う所以でないとの態度」に終始し、「初めより喧嘩内閣」であつたと慷慨の意を洩らしている。この重光の激憤も含め、そうした場において東條内閣の強硬姿勢がもはや不可逆のものとして一般に認識されることはむしろ木戸の想定内のことであつた。そしてそうした「喧嘩内閣」のもとであればこそ、「大体の空気は素より平和希望にありし次第」であつたにもかかわらず、「全体として政府の決定に反対と迄は明確なる態度に出」ることはできなかったとして日米開戦の最終的な責任を東條内閣の基本姿勢に帰することは、木戸の統治権力刷新構想の重要要件だったのである。東條内閣の外相であつた東郷茂徳が「日米交渉は成立せず、戦争は不可避にして又避くるを要せず、長期戦の必敗は予想するに及ばず、との態度」を示したことは、もはや東條内閣が日米開戦に向けて不可逆の地点に踏み出したことを示していた³⁰⁾。

こうした策謀の延長線上に、1945年12月8日、米国への先制攻撃は断行されたのである。

3. 初期「和平構想」の幻想

米国への先制攻撃の断行後、緒戦での戦勝熱に国内が沸くなかで、課題と

して浮上してきたのがソ連への対応であった。日本にとってソ連の動向は、第一にソ連が中立国であるにもかかわらず満州国境に軍事力を振り向ける可能性、第二に後にソ連を中立国であればこそ日米和平の仲介国として期待できるかという二点において当初より大きな関心事であった。が、未だ1942年の段階では、日本側はソ連が日本に向けて軍事力を行使する可能性は低いと見なしていた。同年4月17日、重光葵（在中中華民国大使）、池田清（海軍司令長官）、三笠宮、高松宮と会食した建川美次（前駐ソ連大使）は「『ソ』ハ日独ノ条約ニヨリ独ノ要請ニヨリ日米開戦ヲセルニヤト疑ヒ即チ独ノ要請ニヨリ日本ノ対『ソ』開戦ヲ憂フルモ、機先ヲ制シテ『ソ』ガ開戦スベシトハ考ヘラレズ」³¹⁾との見通しを述べていたが、この観測は概ねこの時期の陸軍の対ソ認識を代表していると思なう。

しかし1942年中期以降、事態は曲折した展開を見せる。まず6月28日、東部戦線で夏期攻勢を開始した独軍は、8月22日にはスターリングラード総攻撃を開始し、25日には同市を包囲したのち、9月13日には市内に突入した。

一方日本側は、6月5日～7日のミッドウェー海戦で空母四隻を失う大敗を喫し、これによって南太平洋進攻作戦を中止せざるを得なくなったほか、これを境に以後の戦局は劣勢に傾いていく。こうしたなか大本営政府連絡会議は、この独軍の攻勢を横目にしながらも、独からの対ソ戦参加申し入れに対しては不参加の方針を回答している。ここには「帝国ガ斯ル現下ノ事態ニ於テ『ソ』聯ニ対シ積極方策ニ出ズルコトハ帝国ノ勢力ヲ過度ニ分散スルコトトナリ決シテ大局上有利ナル事態ヲ齎サザルノミナラズ、之ニ依リ東亜ニ於ケル帝国ノ対米圧力ヲ軽減シ対欧戦力ヲ増大スルニ至ル虞大ナルト共ニ米ニ有利ナル対日反攻ノ場面ヲ与フルコトトモナリ是亦不利ナルヲ免レズ」という大本営の判断があった（「対独回答ニ関スル件在独大島大使宛回訓」³²⁾）。また7月10日の時点でも外務省は、「蘇ハ日本ニ対シテ戦争ヲ仕カケルコトハナイト判断」していた³³⁾。すなわち戦略利害的な適否の判断、爾後のソ連

の行動予想の双方から、この時期の日本が対米戦局の暗転を挽回するためにソ連と戦端を開くという可能性は視野に入れられていなかった。

この時期の日本に取っての関心事は、むしろ対ソ関係をいかに好転させるか、もしくは良好な状態に維持しておくかという点にあった。この点に関して注目に値するのは、木戸幸一はすでにこの時期において、対蘇関係を良好な状態に保っておき、将来日本に有利に利用することを発意していたことである。7月26日、木戸は参内して来た東條に対して「何れの場合を考ふるも、此際対蘇関係を急速に好転せしめ置き、最後によりては蘇を仲介として英米と太平洋問題の解決を策するの要ありと考ふ、此の点篤と考慮せられたしと述」べ、同日重光外相にも「同様の趣旨を話し」ている³⁴⁾。この時期木戸も後に見るような米国との和平交渉を着想していなかった。よって「蘇を仲介として英米と太平洋問題の解決を策する」とは直ちに和平工作を意味するとは言いがたく、むしろ中立国ソ連を抱き込んで、有利な交渉条件を確保した上で米国との交渉に臨もうという長期的目論みであった公算が高いが、ソ連を仲介国にして終戦に臨もうという発想がすでに見られることは、木戸がかなり早期の段階から長期的には終戦を眺望し、その方法と形態を模索していたことを示している。

では、木戸のこの終戦への眺望は未だ具体的な終戦工作を緒につけるような現実性と広がりを持つものではなかったとすれば、終戦が現実的、具体的な選択肢として取り沙汰され始めた時期はいつか。

その時期を確定するには以下の点に注意を要する。第一に、政府の公的姿勢としては一貫して継戦論が建前であり、終戦工作は裏面で画策する必要があったため政治過程には表在化しにくいということである。第二に、その一方で当初の目論見通り天皇を中心に据えた統治機構改革を断行するためには、敗戦が誰の目にも否定できない段階（国民の間で終戦への願望が大勢となった段階）に至った時点においては、開戦過程とは逆に天皇が主体的に和平工作に関与していることを拳示したうえで、その決行をはかる必要があっ

たことである。

しかし、それは「完敗」といった形で不本意な降伏に追い込まれることが確実となった段階ではなく、日本の側の主動力がかろうじて維持できる（とおぼしき）時点、すなわち戦況の悪化が懸念されながらも未だ敗北が決定的とは言い切れないという微妙な時期を初動点として緒に移される必要があった。そこから始まる終戦工作への原始的蓄積なくして工作の具体的決行は不可能であった。その時期の見究めは、天皇の「叡慮」ゆえの「主動的」関与を誇示するためにも重要であった。

後の議論との関連で言えば、終戦それ自体が目的というより敗戦の衝撃を利用して軍部から主動力を奪取すべく終戦工作を利用しようとしたことは、その「効果」を最大に活かそうという目論みからその決行の時期を引き延ばす傾向を免れがたく、結果的に終戦の時機を遅らせてしまい土壇場で本来ならば避けられた多くの犠牲者（沖縄戦、戦争最末期の日本本土への空襲、広島・長崎の原爆の犠牲者）を出してしまったことも無視できない。

では戦時日本において終戦工作に着手され始めたのは何時か。ガダルカナル島での戦局が悪化し、撤退が決定される（1942年12月31日）直前に開催された第九回御前会議（1942年12月10日。この回より「御前に於ける大本営政府連絡会議」と名称が改称）の時点においても終戦工作を匂わせる論議や発言は見られない。

ただこの回から会議は宮中で天皇の親臨のもとに開催されることになったことには注意しておいてよい。この新方式は「東條総理が事前参内ノ節言上」して採用されたものである。その理由としては「戦争指導上重要国務ニ関シ屢々天皇御親裁ノ実ヲ仰グコト」「天皇輔弼ノ責任ヲ有スル大本営政府ノ一致戦争完遂ニ関スル決意ト覚悟ヲ鞏固ニスル必要アルコト」が挙げられており、当局者はこの新方式を「戦争指導上ノ一大進展タルヲ疑ハズ」と自賛していた³⁵⁾。

しかしこの新方式への転換の趣意は、戦争指導上の「重要国務」に対する

天皇の実質的指導力を期待したわけではもちろんなく、あくまで「大本営政府ノ一致」を強固にするために会議で決定された方針を天皇臨席のもとで確認するという形式を踏むことによって決定方針の拘束力を強化することになった。それは逆に言えば、戦況の悪化にともなって「天皇輔弼ノ責任ヲ有スル大本営政府ノ一致」に綻びが見え始め、当局者が危機感を強め始めたことを示唆していた。旧来から戦時政策をめぐっては政府当事者は統帥部と方針の乖離にしばしば苦慮してきたことは周知の通りであるが、東條の主導力によってそれを克服しようとした当初の試みは戦局の暗転とともに早くも蹉跎の兆を見せ始め、その克服をめざした今回の措置はその術がもはや天皇の「親裁」という形式を踏む以外ないことを承認した敗北宣言でもあったのである。

これは敗戦の衝撃を利用して統治権力の刷新する目論見から見れば、自らが構想する条件に一步近づいたという意味で望ましい変化としての側面をもっていた。しかし他方では、たとえ形式的ではあれ、天皇が悪化しつつあった戦局の渦中で戦時国策の策定に関与することは、その目論見にとって、より慎重な対応を求められる事態の到来でもあった。なぜなら、敗戦を迎えた際に天皇に責任の追及が及び、本来の狙いである統治権力の刷新自体が無に帰する可能性が否定できないからである。したがって敗戦を見越した統治権力再編を展望していた木戸にとっての急務は、戦況の悪化のなかでこそむしろ天皇を国策策定の間から引き離し、時期を注意深く見きわめながら戦争終結を画策する勢力のシンボルに奉載するという緊迫感をおびたものとなった。

だが翌 1943 年 2 月のガダルカナル島撤退開始以降も、ただちに和平工作が軌道に乗ったわけではなかった。42 年 12 月 14 日に開催された日伊協会関係者の間で取り持たれた「ガ」島作戦ニツイテ打合わせの場で「『ガ』島現在ノ陸軍兵力ハ戦力ヲ回復シ戦闘ヲナス様ニハナラヌ」と言及されているように³⁶⁾、統帥部はガ島撤退後の戦局見通しはかなり悲観

的ならざるを得ないことを自覚していたにもかかわらず、以前にも増して長期戦の覚悟を固める方針を崩さなかった。そして長期戦に堪えうる条件を維持するために、対中国政策に関しては重慶政府との消耗戦を避け、「専ラ国民政府ノ政治力ヲ強化スルト共ニ重慶抗日ノ混古名目ノ覆滅ヲ図リ更新支那ト一体戦争完遂ニ邁進シ成ルベク速ナル時機ニ於テ对支全面的処理ノ礎地ヲ確立シ対米英戦争遂行ニ専念シ得ルニ至ル事態ノ造成ニ務ムル」方針が第一〇回御前会議（1942年12月21日）の場で確認された（『大東亜戦争完遂ノ為ノ对支処理根本方針』ニ関スル内閣総理大臣提案理由説明）。陸海軍を代表して説明に立った杉山元参謀総長はこの方針をさらに踏み込んで、「大東亜戦争下、対米英官捷ニ戦争努力ヲ集中指向シ得ンガ為ニハ大本営トシテモ更正支那ノ完全ナル戦争協力ヲ確保スルト共ニ極力支那方面ニ於ケル我戦力上ノ負担を軽減シテ長期戦遂行ニ弾撥力ヲ保持培養スルコトガ絶対ニ必要デアル」と断じてる。この姿勢の裏には「徹底的作戦ノ伴ハザル対重慶政謀略工作ヲ以テ对支全面的処理ヲ完ウセント致シマスルコトハ今日ノ処極メテ困難」という情勢判断があった³⁷⁾。

このように戦局の悪化はただちに和平への関心を触発するものではなかった。むしろ逆に、一九四二年末のガ島撤退の段階においては、政権周辺の動静にみるかぎり劣勢を挽回すべくさらなる長期戦への覚悟を新たにする指向が依然支配的であった。和平工作の場で天皇の「主導性」を効果的に演出することを課題としていた木戸にとっても、いまだ政権内部において和平工作への関心が大勢を占めていない情況のなかで天皇に「和平の求道者」の役割を演じさせることは、天皇が敗北主義の誹りを受けかねない危険をともなっていたといえよう。

では和平工作は政権周辺においてはどの段階で関心が向けられ始めるのであろうか。

Ⅱ. 権力「革命」構想としての和平工作

1. 和平工作の胎動

木戸は戦後執筆した「手記」のなかで、ミッドウェー海戦での敗北、ガダルカナル島からの撤退を経た1943年3月30日のこととして次のように述べている。

此日拝謁したところ、戦争の前途の見透しについてお話があった。その大要は、「次ぎ次ぎに起った戦況から見て、今度の戦争の前途は決して明るいものとは思はれない。統帥部は陸海軍いずれも必勝の信念を持って戦ひ抜くとは申して居るけれど、ミッドウェーで失った航空勢力を恢復することは果して出来るや否や、頗る難しいと思はれる。若し制空権を敵方にとられる様になった暁には、彼の広大な地域に展開して居る戦線を維持すると云ふことも難しくなり、随所に破綻を生ずることになるのではないと思はれるが、木戸はどう思ふか」との仰せであったので、私は陛下の御考えになって居られることが私の考えて居たことと全く同じであったのに先づ安堵の思ひをすると共に、私は大要以下の如く奉答したのであった。「木戸の考へて居りましたことも陛下の御考へになられて居りますことと全く同じで御座います。仰せの通り制空権を敵方に取られてしまつては、海軍が常に申して居りますところの不敗の態勢をとると云ふことすら果して出来ますことか、甚だ危まれます。就いては出来ますれば敵に大損害を与へ、殊に出来得るならば敵の艦隊に大損害を与へて、これを機会に速に戦争を終結することに努力する外ないのではないと思ひます」と申し上げたのであった。それに対し陛下は「さう出来ればよいのだがね」と仰せられたことを今も尚まざまざと記憶して居る。これをきっかけに陛下の御気持ちがよく判ったので、それから後は和平の問題を申し上ることが自由に出来る様になったので、

終戦工作の第一歩はここに発したと云ってもよいのである¹⁾。

この天皇とのやりとりは『木戸幸一日記』の該当箇所には「十時半より十二時迄、拝謁、戦争の前途、見透其他につき珍らしく長時間に互り御話あり、余の意見も亦腹蔵なく言上す」²⁾、と簡潔に記されているだけである。ただし、このように天皇が木戸を招請したことと、その際の木戸の奉答に対する天皇の反応をもって和平工作の直接の起点とするのには無理がある。木戸はあくまで戦局の暗転を憂うる天皇に対して起死回生の戦果を上げたのち終戦を模索すること、俗に言う「一撃和平論」ともいべき展望を述べているだけであり、天皇はそうした木戸の展望に協賛しているにすぎないからである。終戦への関心が芽生えたことと和平工作の必要性を具体的に認識することとの間にはかなりの距離がある。

ただ、天皇との間でそれまでタブーに等しかった終戦の可能性を話題に出来るようになることは、たとえそれが戦局の挽回への期待と同居していたとしても、和平工作を画策する大前提として重要である。後に述べるように、特に天皇の意志を起点に和平工作を緒につけていくことになる木戸にとって、天皇に和平の必要性の意識を芽生えさせる契機と環境作りが必要であった。木戸はここにその端緒を見出した。「それから後は和平の問題を申し上ることが自由に出来る様」になったこの時点をもって「終戦工作の第一歩はここに発したと云ってもよい」とする木戸の述懐は、こうした意味において理解される。

がこの段階での和平は、日本に少しでも有利な条件を確保できる見通しが立つことが前提であった。以後和平を展望する際に、日本に有利な条件をもたらすという期待の要となったのがソ連の仲介であった。戦局が不利になっていくにしたがって、ソ連の仲介を頼みとする姿勢は深刻となり、はたして現実にとどの程度それに期待が寄せられるのか、その際の条件は何か、ということが重要な関心事となっていく。

これより前の1943年1月7日、しばしば高松宮のもとに出入りしていた平泉澄によって「兩派對立ノ緩和策」として設けられた近衛文麿との会食の場で東條首相は、以後の対独逸、ソ連、中国との関係を廻る政軍略に関し、次のような見通しと方針を吐露している。

すなわち、日本にとってソ連を同盟国独逸との融和関係に引き込むことは、北方の軍事的脅威の消滅し戦局の展開が有利になる手段として本来関心が向けられるべき課題であった。しかしソ連を引き込むためには「日本トシテ攻勢ヲトリ得ル戦力」を持って圧力をかける以外に方法はない。そのためには「南ノ方ガ片附イテ十分ノ兵力」を持てることが必要であり、現時点ではそれは不可能である。またこれとともに「支那ノ方面ヲ落付カセルコト」も必要な条件であり、そのためには「汪政権ヲ強化シテユクコトニ方針ヲ定メ」ることが大切である、と。東條は「軍部司令官、參謀長スベテコノ方針ニ反スルモノハ代ヘテユク決心デアル」とまで断言し、この方針を強固に追求していく決意を示した³⁾。

しかしこうした決意とは裏腹に、1943年春期以降の戦局の暗転は日本の死命にかかわる防衛ラインともいべき絶対国防圏設定とともに、政権の内外での和平工作への関心を触発していくことになった。そしてそれへの関心の高まりのなかで、天皇をその動きの中核に据え、その「主動性」を策出しようという試みが具体化し始める

1943年4月18日、真珠湾攻撃、ミッドウェー海戦などで主導的な役割を果たした山本五十六連合艦隊司令官がソロモン群島上空で撃墜され横死したことは、以後の戦局の暗転を象徴するかの如き事件であった。その後日本軍の劣勢はつづき、同年5月にはアッツ島守備隊が玉砕し、七月にはキスカ島からの撤退を余儀なくされるなど、矢継ぎ早に拠点を喪失していった。こうした軍事的劣勢状況に歯止めをかけるべく、統帥部においては攻勢一本槍の従来方針を見直し、長期持久戦に見合った抗戦態勢を確立するためにそれに適合した絶対確保目標要域を設定する必要性が自覚された。

しかしその絶対確保目標要域の範囲をめぐるには陸海軍間で当初より見解の齟齬が存在した。対立の焦点となったのは戦争指導大綱に記された、いわゆる「内南洋」いう地域に関してであった。陸軍が中部カロリン、マリアナを主体としてラバウルは前進阻止地域とする防備重点化政策を主張したのに対して、海軍はできるかぎり前方で米軍を撃破することを重視し、地域の限定を嫌う傾向にあった。6月から9月にわたる数十回の協議をへても、どの区域を結局絶対国防圏とするかについて両者間の溝は埋まらず、結局、「自信の持てない又補給に自信の持てない前方の線に何時迄も戦力を注入する事の無謀なるを感じ後ろの線を速に堅めることに着手し度い」陸軍と、「『ラボール』『マーシャル』の堅牢なる事と之を一旦失った後は総崩れとなるべき判断強く、なかなか『ニューギニア』西北部—『カロリン』—『マリアナ』の線の防備に着手することには同意」しない海軍との間の確執を残したまま8月24日、天皇に中間上奏がなされた。

上奏した陸軍参謀総長杉山元と海軍軍令部総長永野修身に対して天皇は「絶対国防圏を後ろの線（「マリアナ」—「カロリン」—西北部「ニューギニア」の線）に後退すると謂うが今後後ろの線が重点だね」と問いかけ、それに対しそれぞれ「左様で御座ります。後ろの線が重点で御座ります。然し数千軒に互る後ろの正面に防備すること之は来春迄には概成しか出来ませぬ、それ迄の間は副方線を是非持久せしめねばなりません」（杉山）、「『ラボール』を失えばGF（聯合艦隊）の居所はなくなります。その結果優位の戦略態勢は崩れて了います。それ故に『ラボール』には出来る丈永く居り度いと考えます」（永野）と答えた両総長に向けてさらに「それはお前の希望であろうが『ラボール』に兵を置いても補給は十分出来るのか、その案ならば『ラボール』に十分補給の出来るようにしなければならぬ。又『ラボール』に敵の来攻のあった場合は敵を海上で叩きつける事が出来るならば良いが、それがどうも少しも出来ないではないか」と疑問を突きつけた。この一幕は、むしろ絶対国防圏の境域について陸海軍の認識は依然統一されていなかった

たことを晒すことになった⁴⁾。

その後この絶対国防圏の範囲は9月30日開催の第一回御前会議で「千島、小笠原、内南洋（中西部）及西部『ニューギニア』『スンダ』『ビルマ』を含む圏域」と定められたが⁵⁾、これをもってして認識の完全な統一がなされたわけではなかった。依然残されていた圏域についての認識の差異は、交戦国の進攻に対する危機認識の差や兵力の配備の対象領域についての見解の相違となって現れ以後の作戦の統一を困難にただけでなく、日本の抗戦の余力をどの程度に見積もるかに関する認識の断裂にもつながり、ひいては和平に踏み出す時期の決定を遅らせる遠因にもなった。

こうした問題点を含みながらも、絶対国防圏の設定は軍事作戦上から言えば後退であり、その意味では終戦への接近の徴候でもあった。天皇が木戸に終戦への関心を洩らし始めた（先述）1943年中旬頃から、（参謀本部）戦争指導課（班）は戦争終結に関する方策を真剣に検討していた⁶⁾ことは、この認識が芽生えつつあったことを示していた。

また海軍の方では、保科善四郎〈海軍省軍務局長 海軍中将〉の戦後（1949年12月7日）の証言によれば、同43年5月軍務局長に転補となることが予定された保科に対して、その時新たに聯合艦隊司令官に任命された古賀峯一海軍大將は「和平に努力するよう」伝えたとのことを述べている⁷⁾。

その動きと共振するかのように昭和天皇も対外問題への「関心」を表明し始める。5月25日には「大東亜建設の趣意」を説明した外相重光葵に対して下間を行い、「独逸との緊密なる連絡を保持しつつ対蘇関係を調節せんとする我方針は誠に結構にて、何とか之を実現し度きものなり」という意向を伝え、「極めて熱心に外交問題を聴取」したことは⁸⁾、その現れである。これが昭和天皇の内発的な意向なのか、戦局の悪化を危惧する輔弼者の入説に衝き動かされた結果の言動なのか史料的に確定することは困難であるが、天皇が戦局の劣勢化のなかで当局者に対して以後の軍事戦略に慎重な姿勢を取ることを促すような言辞を発し始めたことは注目すべき変化である。

このような昭和天皇の戦時政策に対する「関心」の積極化は東條内閣への不信の頭頭と軌を一にしていた。戦況の暗転とともに東條内閣に対する不信感が蔓延しつつあった様子を察知した高松宮は「ドウモ東條総理デハ国民ノ心ヲ満足シテ敗勢ヲ挽回スルコトニ一致セシメルコトハ出来ナイデアラウ」と悲観的な感想を洩らし、「最悪ノ例」と断りながら早くも「無条件降伏トナッタ時」のことを想定して憂慮している⁹⁾。また周知のように、この時期に前後してヨーロッパ戦線においても連合国側の反攻が強まり、枢軸国側の劣勢が目立ち始めた。5月12日、13日にドイツ軍とイタリア軍が北アフリカ戦線において相次いで降伏したことにつづき、7月25日ムッソリーニが失脚（逮捕）したことは、戦局の転換を予示する出来事であった。この段階で木戸は、ムッソリーニ失脚の報を受けて直ちに内奏のため参内してきた重光外相と会談し、「将来最悪の場合」を想定した意見交換を行っている¹⁰⁾。内奏の直前に重光が同所（宮中）で東條とも会見していることを鑑みれば、内奏後の木戸と重光の意見交換は、東條の見解と内奏の際に聴取した天皇の「見解」を踏まえた上で、「将来最悪の場合」に向けてなされた協議であったことはまず間違いが無い。

ただしこの時期においては、『木戸幸一日記』にみるかぎり、木戸が東條に対する批判を公言したり、さらには天皇に向けて東條に対する批判的見解を入説した痕跡は認められない。これはおそらく、自らが東條を内閣首班に推挙した首謀者であることを意識したがゆえの自制であろう。

「将来最悪の場合」を想定した協議は、敗戦となれば当然避けられない壊滅的打撃をいかに軽減するかをめぐる念慮が中心とならざるを得ない。それはもはや終戦工作を除外した協議ではあり得ない。これは、前述した（参謀本部）戦争指導課（班）が戦争終結に関する方策を研究しはじめたこととも呼応していた。

この時期の木戸の対外軍政略にかかわる関心の対象は、大きく三つに大別される。すなわち、第一に攻撃の主力となる航空戦力の増強、第二は対重慶

工作、第三は対ソ和平工作推進である。第一に関しては東條首相、鈴木貞一企画院総裁、中島知久平ら関係者から事情を聞き、木戸自身の見解も踏まえてその増強の必要性を天皇に進言している。第二、第三の点については詳細は略すが、前者は可能ならば重慶政権との和平によって戦力を対英米に重点化する狙いに立ったものであり、後者はソ連との中立関係を維持し「必要によりては蘇を仲介として英米と太平洋問題の解決を策する」¹¹⁾という思惑を込めたものであった。これらを根拠づけているのは、対英米戦を有利に展開できる条件を確保しつつ、好機を見計らって少しでも有利な条件で終戦する可能性を遠望するという構想であった。

この段階で共有されていた終戦工作の課題として意識されていたのは、少しでも日本に有利な条件で終戦に導ける条件を逃さず、なおかつ実現可能性の見込める構想の策定すること、そしてそれを挙行できる実行力を創出することであった。その成否を左右する鍵は、木戸自身は未だ反東條の姿勢を鮮明にしていなかったとはいえ、東條をはじめとした強硬な継戦派を除外した上で、和戦派の力をいかに結集し、実効力のある動きへと統合していけるかであった。そのためには、単に和平派の結集だけでなく、「万民」のために苦痛を忍んで戦争終結を望むという天皇の「意向」を策出し、和平に向けた動きの基幹的推進力として効果的に活用することが不可欠の命題だったのである。以後の天皇の和平工作への関心は、それを触発する入説にも促され、こうした要請への対応としての意味を付与されていく。

ここに至って和平工作は、木戸のみならず、重光などの外務省の和平派、米内光政をはじめとする海軍内の和平派など、広汎な同憂の勢力の同調を促し、それらに共有された構想として継戦論と対峙していくこととなる。戦局の悪化が転機となって継戦への疑念を逞しくしつつあった勢力が和平を意識した具体的な動きを開始し、緩やかな結集とその可能性の探究に踏み出し始めるのがおおむね1943年夏～秋頃と見なしてよい。この点に関して戦後(1949年5月17日)木戸は、聴き取りに答えて次のように述べている。

昭和十八年秋頃より戦争の見通し、国内の諸情勢（物資の欠乏、産業の不振、国民精神の沈滞）等より見て指揮者の間に著しく戦争の前途を心配するの念高まり来れり。此の頃より重臣中の若槻、平沼、岡田、近衛の四人は屢々会合して戦争終結の方途につき話合をなせり。余はこの会合について近衛公との直接会談により、また松平秘書官長をして岡田海軍大將に連絡せしむることにより其の都度会合の模様を知ることを得、又時に意見を述べ、或いは秘書官長をして岡田氏に意見をつたえしめ連繫をとり居りたり¹²⁾。

聴き取り史料に関しては、その信憑性を厳密に検証しなければならないが、時期の問題に関しては、この木戸の回想は、まさに天皇が木戸に終戦への関心を洩らし始めた（と前述のように木戸が証言する一小関）時期の直後でもあることから考えて、おおむね信用してよいと思われる。

ただこの段階での和平工作を分析する際には、以下の点で注意が必要である。第一に、和平工作と東條内閣倒閣運動との関係である。サイパン陥落以降の戦局の悪化への危機感の高まりは、政権の内外に東條の戦争指導方針への懐疑を生み出し、東條政権のもとではその刷新が困難なことが明らかになるにつれ、それは次第に東條内閣倒閣運動へと急進化する気配を示し始めた。その倒閣に向けた策動と戦時政策刷新への待望とは運動しており、その動きの中から和平を眺望した動きが特立し始める。注意すべきは、東條内閣倒閣をめざした策動が直ちに和平工作への同調を示すわけではないことである。戦局がさらに悪化し、絶対国防圏の崩壊を境に敗色が濃厚になるにつれ和平工作に同調する要路者の範囲は広がるが、東條内閣倒閣運動の中には戦局の好転をはかるための窮余の手段として倒閣に協賛する分子も存在した。この両者の境界は必ずしも明確ではない。よって、この時点での和平工作は反東條的動向と切り離して扱うことは出来ないが、反東條運動のすべてが和平工作に賛同していたわけではないということには注意しておかな

ければならない。

第二に、要路者の間に敗色の自覚が深まるにつれ、終戦工作が多くの関心を集め始めるが、終戦工作は必ずしも和平工作を意味しないということである。終戦を目標にした工作であるかぎり、それは戦闘行為の終結（その意味での「和平」）を目標にした工作たらざるをえないのは当然である。しかし、その工作のなかには不利な戦況のなかでの間隙を突いて最後の「反撃」を加え、少しでも戦局が「好転」した地点を地歩にしてできるかぎり有利な条件での「和平」を勝ち取ろうという目論みが含まれていた。俗に言う「一撃和平論」はその典型である。この種の思惑をどう表現するのが適当かは難しいが、そうした思惑に立った策謀をもすべて「和平工作」というのは、適当ではないであろう。やはり「和平工作」という範疇に含めるべきは、その時点以上の犠牲をもたらす戦闘行為を前提としない終戦工作に限定すべきであろう。

第三に留意すべきは、第二の思惑の拠り所として期待された日ソ交渉との交錯をどう捉えるかである。継戦派、和戦派それぞれの間からアジア・太平洋戦争期を通してソ連の動向には大きな関心が向けられてきた。英米諸国との戦闘に大規模な国力を投下している日本にとって、背後のソ連の動向は戦局の死命を左右するからである。日本が神経を尖らしていたのは、ソ連との間に戦闘を引き起こさないこと、最低現英米との戦闘に対する中立状態に押しとどめることであった。日本の戦争指導方針の中にこうした思惑を込めた日ソ交渉の必要性が取り沙汰され、それは日ソ和平交渉のような様相を呈することとなった（形式的な定義の問題から言えば、日ソ間の関係はこの時点では中立条約が取り結ばれていたため、両国間の交渉をあえて和平交渉というのは当たらない）。

問題は、対平米への圧力効果、すなわち対英米戦に戦力を重点投下できる条件を確保するための戦略的思惑からソ連との関係悪化を回避しようとした交渉を「和平交渉」と位置づけるのは適当ではないということである。こ

れとは別に、実現可能性に関しては当局者の間からも疑問が呈せられることが多かったとはいえ、英米との戦闘行為を中止するためにソ連の仲介を模索する構想は和平工作に含めてもいいであろう。ソ連による仲介への期待が寸毫もない和平交渉というのは、この段階ではほとんど存在しない。そのなかで、英米との戦闘行為を中止するための足がかりとして試みられたソ連への仲介要請に限定してのみ、それを対英米和平工作の前哨的試みと位置づけ得る。重光から情報を得て協賛していた痕跡が認められる木戸の日ソ交渉への支援には、こうした期待が含まれていた¹³⁾。

以上の点を念頭に置いて、以下和平にむけて如何なる形での意志の糾合とその実効化がはかられたのかという点を分析していきたい。

2. 東條内閣倒閣運動と木戸幸一

対英米和平工作の枢点に位置するキーパーソンが木戸幸一であることは前述した。ただしこれは、木戸が誰よりも早期の段階で対米和平を提唱したからでも、もっとも急進的な対米和平推進論者だったからでもない。前述したように、むしろ木戸は政権の主導者となれば米国への軍事行動の開始に踏み切る可能性が危惧されていた東條を内閣首班に推挽するという選択に踏み切っただけでなく、戦局の悪化の責を問う形で東條内閣退陣要求が高まりを見せて以降もしばらくはその動きに同調しなかった。また和平工作が関心を集め始めて後も、すぐさまそうした動きに積極的に参画したわけでもない。

ただ東條内閣倒閣運動、「和平」「反戦」につながる動きに直接関与することに当初抑制的であった木戸も、最終的にはそうした動きに協賛していく。内大臣の「常待輔弼」という職責上天皇に日常的に接する機会がもっとも多かった木戸がこうした動きに同調することは、天皇の意志の宰領するための重要な要件であった。木戸の動きが、このように緩慢であったのは、当初和平への関心が薄かったが、終戦間際になってにわかに関心を高めたからでは

ない。天皇の詔勅で開始された戦争は「天皇の意志」を前面に押し立てないかぎり和平を断行できないことを厳格に認識し、自身の帰趨がその成否を左右する要となることを十分自覚していた木戸が、あくまで慎重にことを進めていったためである。天皇が対英米軍事行動開始に消極的であったことを挙示すべく腐心した木戸は、戦争終結に際しては逆に例外的な「主体性」を行使して「和平」を積極的に推進しようとする天皇の「活躍」を演出することに執心した。

ただ前述したように敗戦を覚悟の上で開戦に踏み切り、敗戦の衝撃を活用して政権構成勢力を刷新するという目算を抱いていた木戸にとって、その思惑が露見することは絶対に避けなければならなかった。そのためにまず重要となるのが、天皇が和平工作に「賛意」を示しはじめたことを周辺に挙示する時期の見定めであった。前述したように、戦況が悪化しはじめたとはいえ未だ敗戦の覚悟が広汎に共有されるまでには至っていない段階で天皇が率先して和平工作を先導しているとみなされれば、天皇は敗北主義者の誹りを免れず、抵抗を触発する。他方で、連合国の攻勢を押しとどめられるあらゆる手段が払底し目前に犠牲者が累積していくだけの段階に至ってようやく「和平」に関心を向け始めたという緩慢な関与の仕方では大方の国民の怨嗟的になるだけでなく、状況に追従する以外に能のなかった暗愚で独善的な君主と断罪され、国民との間に修復不可能な大きな断層が生まれる。

反東條の機運が昂揚する 1943 年以降の木戸の動向からは、こうした点の考慮から直ちに踵を返す如く東條を見限ることは避け、一定の距離を保ちながら、後述するように、あくまで慎重に時期を見計らいつつ天皇と和平工作との距離を縮めようとしたことが伺われる。

この時期のヨーロッパ戦線においては東條の戦争指導の躓きとなる二つの事態の急転が見られた。第一には 1943 年 7 月のムッソリーニの失脚に加えて、ヨーロッパ東部戦線における枢軸国ナチスドイツの劣勢である。重光外相はこの状況に直面して以後の戦況の帰趨を「蘇、英、米に包囲せられた

る独逸は其の兵力及び武器の点より見て今日の戦線を維持する能はず」¹⁴⁾、「独逸は今日軍事上難境に在る。(中略)潜水艇の不振は殆ど決定的であり、幾分の改善を見ても英米に致命的打撃を与ふことは不可能であるのみならず、英米の後方は益々充実する結果となりつつある。」¹⁵⁾ というように深刻に捉えていた。そこには「大東亜全域に拡張せられたる我戦線は今日の陸海軍力の保有船舶及物資の生産力等を以てしては案外早く崩壊することもあり得べし。」¹⁶⁾ というように日本の敗戦すら視野に収められていた。

日本にとってナチスドイツの敗北は、軍事力の負担を軽減されたソ連がその軍事力の矛先を日本に向けるのではないかという危惧を触発した。そうした事態を回避するために政権担当者は可能なかぎり対ソ融和関係の維持を図るとともに、予想される危機への対応を模索せざるを得なかった。その際にまず考慮されたのが「東方に事を構へずして西方に於て蘇聯の目的を達すべく「蘇聯が其の出口を地中海に獲る」ような外交攻勢の画策であった。

しかし独の劣勢が伝えられているとはいえ、未だ独ソ戦の帰趨が完全には判明しない段階においては、ソ連の対応を正確に予測することは困難であった。ために少しでも猶予のある時点で「支那問題を進めて此の方面の外交戦線の短縮又は強化」を図ることが一方での重要課題であった。だが重慶政府が日本側に都合のいい和平協議に簡単に応じる見込みは薄いことは日本政府も一応了解していた。そこで日本側が案出した苦肉の和平締結手順は「先づ基本条約を全廃して平等、対等の全盟条約とし、全盟条約に於ては共全宣言の趣旨に依って、軍事、政事〔治〕及経済上の協力を約束し、基本条約に在るが如き地方の特殊性や其の他幾多の軍事上、政治上、経済上の規程を全廃し、特に撤兵に付て和平成立又は戦時終りたるときは日本は支那より撤兵することを明定」するという譲歩を示した上で、「全盟条約を成るべく速に南京政府と締結し、且公表して以て帝国の根本的政策を世界に公示し、茲に支那に対して侵略の意志なきのみならず、公正無視の態度を宣言し、大東亜建設途上の今日、帝国は支那に対して求むる所は単に友誼と公平なるのみな

ることを示し、(中略)然る後、南京政府より重慶政府に対し和平を提議せしむ¹⁷⁾というものであった。要するに南京政府からの提案という形をとることによって重慶政府の警戒心を和らげることを眼目とした提議である。

が、そもそも南京政府を承認していなかった重慶政府に対して、日本側の提議は「重慶の降伏を求むるのではなく、重慶と南京と平等の立場に於て国民党の基礎の上に立って平等共通の立場に於て、必要あらば中央執行委員会等を連合した形に於て投票を以て定むるの方法」も含んでいると説伏したとしても、そもそも日本の息のかかった南京政府を除外して「支那の主権を恢復」を最終目標に掲げていた重慶政府を軟化させることは困難であった。

ただしこうした切迫した戦局の渦中にあっても、1943年9月30日に開催された第一二回御前会議に上程された「世界情勢判断」では¹⁸⁾「米英『ソ』ハ戦争ノ主導権ヲ把握シアル現状ニ乗ジ今ヤ全力ヲ傾倒シテ政戦両略ニ互ル攻勢ヲ連続的ニ強行セントシ之ニ対シ日独ハ戦果ヲ活用シ飽ク迄之ガ阻止破摧ニ務メツツアルヲ以テ茲ニ世界戦争ハ明年春夏ノ候ニ最モ激烈化スベシ」という緊迫した見通しが提示され、その見通しのもとに永野修身海軍軍令部総長は両統帥部を代表して「現下政局ノ大勢ヲ案ジマスルニ南東方面ニ於キマシテハ彼我ノ間激闘ヲ続ケテ居リマスガ主トシテ航空戦力ノ関係上逐次敵ノ進出ヲ見ツツアル次第デ御座イマス。又南西方面ニ於キマシテモ雨季明ケ前後以降海陸正面ヨリスル敵ノ大規模ナル反攻ガ必死ト判断セラルル状況デ御座イマシテ更ニ東部及北東正面並ニ支那大陸等ヨリ致シマスル要地ノ空襲モ予測セラレマスト共ニ敵ノ海上交通破壊戦モ益激化致シマスコトト存ズル次第デ御座イマシテ今ヤ各方面戦域ニ於テ重大ナル戦局ニ当面セルモノト判断セラルルノデ御座イマス」というように、さらに立ち入った戦況の切迫状況に言及した。

ところがこのように戦況の緊迫化を認識しながらも永野総長は以後の戦略について、「以上ノ如キ状勢ニ対処シマス為ニハ既得ノ戦果ヲ基礎トシ遅クモ昭和十九年中期迄ニ要所ノ戦略態勢ヲ強化致シマスルト共ニ随時戦

機投ニ投ジテ敵ノ反撃戦力ヲ補足撃摧致シマシテ其ノ攻勢企図ヲ粉碎シ更ニ好機攻勢ニ轉移シテ敵ノ戦意ヲ喪失セシムルコトガ極メテ肝要」と強硬姿勢の堅持を表明したうえで、「之ガ為ニハ先ヅ所要ノ地ニ更ニ兵力資材ヲ急送シテ我反撃態勢強化ノ緊急措置ヲ講ジマスルト共ニ速ニ特徴アル決戦戦力特ニ航空戦力ヲ増強致シマスコトガ是非必要デ御座イマス」と航空戦力の増強を柱にした反攻姿勢を鼓舞している。

確実な根拠と見通しに基づいて強硬姿勢を継続できるという確信が統帥部にあったとは思われないが、少なくとも表面上統帥部は戦略に関する強硬姿勢を崩していない。こうした認識と対策の落差は、アジア太平洋戦争の全期間を通して統帥部の態度に見られる傾向である。長期的な軍略ならともかく、目前の戦況の悪化を前にした情勢判断と戦略目標との間につねにこうした落差が見られるのは世界的に見ても類例のない傾向ではなからうか。

一方、東條内閣の対外政略構想はこうした落差を含む「戦略構想」との整合性や優劣関係が必ずしも明確にしないままに、継戦を模索していくことになった。

その問題点の認識も含めて重光外相は「現下ニ於ケル帝国戦時外交ノ基調」として以下の五点、すなわち第一に「日独連繫ノ緊密化」、第二に「蘇連トノ間ニ平和ヲ維持スルコト」、第三に「支那問題ノ処理」、第四に「大東亜地域ニ施シ大東亜諸国家諸民族ニ対スル政策ト致シマシテ之等国家民族ノ要望ヲ充スニ務メツハ以テ東亜ニ於ケル各構成分子ヲシテ自発的ニ相協力提携スルノ実ヲ挙グル様ニシ他ハ以テ東亜ノ結集力ヲ敵ニ対シテ利用スルノミナラズ米英ノ戦争目的ヲ破壊シテ我世界的立場ヲ有利ニ導ク」こと、第五に「此ノ大東亜政策ヲ充分徹底セシメ、枢軸道義ヲ宣揚シテ之ヲ世界ニ向ッテ広ク宣伝スルコト」を急務として上げていたが、それらに向けた覚悟が述べられているだけで、特に従前と異なる目新しい論議がなされていないわけではない。

この内第四、第五の点は、周知のように、直後に大東亜会議ないし大東亜

宣言として具体化されるが、国際社会の承認を得られるような説得力は持たなかった。第一の点は、ドイツの敗色が濃厚になっていくにつれて戦略的有效性は低下する。第三の点に関しては、重慶政権が納得し日中間の戦闘状態の終結につながるような妙案が提示されているわけではなかった。第二の日ソ関係の展望に関しても、「対米英戦ノ戦果ヲ発揚シテ帝国ノ威力ヲ示」しつつ、「特ニ対日態度硬化、中立条約破棄ノ口実ヲ与フルガ如キコトヲ厳ニ差控」えるべきことが説示されている以外は、「両国関係改善ノ為ノ積極的施策」としてわずかに「北樺太利権及漁業条約ノ如キ問題ニ付キマシテモ、従来ノ行き懸リニ捉ヘレルコトナク大乘の見地カラ適当ニ解決スル等ノ方途講ジマシテ、以テ日『ソ』全般ノ関係ノ根本的改善ニ務メル必要ガアル」という提唱がなされているにすぎない。そもそも「対米英戦ノ戦果ヲ発揚シテ帝国ノ威力ヲ示」すことが困難になったがゆえに対ソ宥和関係の維持がその補填手段として探訪されているにもかかわらず、それを前提にして対ソ宥和関係の保全を模索するのは滑稽ですらある。また「両国関係改善ノ為ノ積極的施策」として言及されている北樺太利権及漁業条約問題での譲歩も、実際の程度の有効性を見込んで提唱されているのか判然としない。

こうした曖昧さはその場で起草された「今後採ルベキ戦争指導ノ大綱」のなかにも投影された。同文書のなかにおいても今後の難局を乗り切るための抽象的な目標と課題が盛り込まれているだけで、国難打開に向けた具体的構想はほとんど提起されていないことがこれである。ただし同文書のなかに、わずかに「帝国戦争遂行上太平洋及印度洋方面ニ於テ絶対確保スベキ要域ヲ千島、小笠原、内南洋（中西部）及西部『ニューギニア』『スンダ』『ビルマ』を含ム圏域トス」（同前）と以後堅守すべき防衛区域が具体的に記されていることは注目される。周知の絶対国防圏の後退である。

以上に見たように、1943年夏季以降、戦局の暗転に直面するなかでの日本の対外政略は、ヨーロッパ戦線の戦況、太平洋戦線での英米との戦闘状況の帰趨を見究めながら、日本がさらなる苦境に陥ることを避けるための対ソ宥

和関係の維持の模索、南京政府を經由した重慶政府の懐柔構想を基本軸に、逡巡をともないながら構想されていく。その成否の見通しは日米和平工作への動機づけや開始時期に大きな影響を及ぼすが、その相関関係は錯綜しており、その全容を微細に縷述することは煩雑を極めるので、以下本論の趣旨との関連で要所と思われる点に焦点を当てて概観するにとどめたい。

注意を向けるべきは、ヨーロッパ戦線でのドイツの劣勢がさらに顕著となり、太平洋戦線での戦局がより悲観的にならざるを得ない状況に追い込まれるにしたがって、東條内閣の戦争指導に対する不信感が一層深化し、東條内閣打倒に向けた動きへと急進化して、前述したようにそれと交錯しながら一方で対ソ宥和交錯が戦局悪化防止策として一定の期待を集め、他方で連合国との「和平」の可能性をも探るといふ動きが錯綜し始めることである。

東條を退陣させるためには最終的には天皇の東條支持を断念させる以外にはなく、そのためには天皇に意見を具申できる木戸を仲介として実質的に天皇を政治過程のなかに巻き込むことが避けられなかった。翌1944年5月頃迄の動きは東條内閣打倒工作が政局の裏面で試みられ、天皇を巻き込むための地ならしが試みられる前段階と見なしうる。前述の第一二回御前会議(1943年9月30日)以降の反東條機運の高まりについて、のちに和平工作に関与していく海軍の高木惣吉少将は「東條に対しては全陸軍が反東條だといってよろし。殊に前線がみな反東條派を出している。これでいいのかと思う。」(10月29日)¹⁹⁾と危機感を表明している。未だこの段階で「全陸軍が反東條」とまでいうのは若干誇張があるが、陸軍の内部でも東條内閣の戦争指導に対する危惧が深まりつつあったことは事実である。

こうした危機感に衝き動かされた高木は直後の11月6日に海軍大学の軍政教官室で矢部貞治(東京帝大教授)、高山岩男(京都帝大教授)と千田金二(海軍大学校軍政教官)と会合し意見交換を行っている²⁰⁾。この中でも特に矢部は以後の東條内閣倒閣運動に民間有識者の代表者として深く関与していく人物である。こうした民間との意見交換に加えて高木は11月19日木

戸を訪問し、「海軍の陣容を刷新することの急務成る所以」について一時間半ばかり自身の意見を述べた後、その所見を聴取している。ここでの会談内容は航空資材の活用のほか輸送問題、人員問題など直接的には海軍の問題が中心であったが、高木は全面戦争の指導体制において「事務幕僚は陸海共に狭い立場と責任上から大局的に問題を考えたり処理することは難しい」ために、現在は「陸海軍の大臣、総長が幕僚の作った書類にサインするだけの存在」に成り下がり、陸海軍双方とも「真の戦争指導は不可能」な状態に陥っているという慷慨を木戸におつけ、そうした戦争指導体制の混迷を打破するために木戸に対して「官制または先例を越えてこの危局の救済のため国務、統帥を問わず強く発言」することを所望している²¹⁾。これは直接東條に向けた批判と言うよりは、むしろ東條の戦争指導を拱手傍観する以外に術のない軍全体の官僚主義的体質を摘発したものであった。したがってこの批判が軍全体を衝き動かすには限界があったが、東條体制に憤懣を抱く軍の少壮分子の活性化を促す効果はあった。そもそも東條内閣倒閣運動とは陸軍全体から盛り上がったものではなく、陸軍を越えて東條政権の戦時政策に対する危機感と憤懣を共有する分子の先鋭的行動の融合の所産であった。

この他に天皇周辺の動きとしては、近衛首相秘書官をへて当時高松宮秘書官であった細川護貞の高松宮に対する働きかけが参考になる。細川は11月8日高松宮に拝謁し、1時間余りにわたって今後の方針について打ち合わせを行った。その内容を翌々日の10日に参謀本部の顧問でもあり戦術研究家でもあった陸軍中将酒井鎬次に報告に行った際に細川は、酒井からもはや高松宮は自らがかつて主戦論者であったことに拘泥することなく、「常に国力と戦争目的とを明確に認識遊ばされ、国家の前途を誤らざる様、御上に対し御行動遊ばさる様、切に祈念し奉る」までに変容していることを聞かされている。前後の文脈からして酒井が御上に期待した「御行動」が休戦に向かわせるイニシヤティブであることは間違いがないであろう。細川はこの酒井の心境に直接賛否を明確にはしていないが、その心境の吐露を受けて「…欧州

に於て、独乙の敗北は最早疑う余地なく、明年六月頃には戦線より離脱すべく、従って此の時期は、我が国にとり重大なる決意を為すべき時なりと信ず」という所感を表明していることは、酒井と同等の心情を抱いていたことを示していよう。

ただ休戦の必要性を認識していたとしても、この段階で彼等が直ちに無条件降伏を甘受しようとしていたわけではない。それは細川が上記の心情を表明したすぐその後で、想定できる「今日の方策」として、(一)最後の一兵に到る迄戦はんとするもの(下略)、(二)独乙の降伏と同時に無条件降伏をなすこと(下略)、(三)独乙敗北の後、暫く戦いを継続し、適当なる機会に降伏すること、(四)独乙敗北の見透しを以て、今直ちに休戦の覚悟を決め、太平洋若しくはインド洋に於て、敵に一代打撃を与え、その上戦争目的を戦前の対米交渉の条件に限定し、直ちに休戦に入るべきこと、の四つを上げ、そのなかで第四案を「上策」としていることに明らかである。いわゆる「一撃和平論」として知られるシナリオである。これを「上策」とする細川の着想は「戦争目的を対米交渉に限定するときは大義名分も立ち、而も国力をそのままに保持することを得べし。又一大打撃を与ふることも、我が方は内線作戦なれば、さしたる困難なかるべし」²²⁾という楽観的観測の上に立っていた。

こうした着想をもとに細川は、11月21日矢部貞治、武村忠雄(慶大教授)と会談し、「決戦の時期は、遅くも明年上半期までであると思う。(中略)我が国にとっては東亜を持つことが日本存立の唯一の道である。国防経済的に自給自足出来るものでなければならない。従って日滿支では意味がない。今迄に得た地域を確保せねばならない。(中略)広域生存圏を持つか否かは、実に生か死かの問題である。今迄の大東亜を確保し続けて、先方が遂に突破できない様にし、既成事実として認めざるを得なくすることが、戦争の勝利である」²³⁾という両者の意見を聴取している。上記の細川の楽観的観測はこうした冒険主義的な決戦構想と呼応している面が大であり、たとえ「休戦」を

最終目標に置いていたとしても、実践的有効性が見通せる和平構想と呼べるものではなかった。

もっとも、この段階で無条件降伏を甘受する覚悟を表明した者はほとんど存在しない。ゆえに重視すべきは、この段階で東條内閣批判と相即する形で「休戦」を基本的指針にした戦略構想が胎動しはじめ、それが日ソ中立化構想と相克を孕んだ交錯を見せながら、対米和平交渉への関心を生み出す土壌を構成していったことである。

細川が直後の11月24日に上記の酒井中将、矢部、細川両者の「現状批判」を高松宮に報告し、あわせて「今日の段階にては、最早東条内閣にては如何とも為し難きこと明瞭」との思いに駆られて「政会各方面の東条内閣に対する反対の空気」を注進した際には未だ「東条内閣をそのままとして、之を援助すべきことの方法につき御下問」²⁴⁾があったに止まったが、1月後の12月19日に開催され矢牧章海軍大佐（海軍軍務局第二<政策>課長）、中山定義海軍中佐（海軍軍務局第二課員）、矢部貞治、佐々弘雄（朝日新聞論説委員）、湯川盛夫（外務省条約第二課長兼第一課長）らが出席した海軍懇談会の席上では「東条内閣の施政の下に於ては、遂に何物も為し得ざるの段階に到達せる」との認識のもと、「打開の合理的方法として、海軍大臣の更迭あるのみ。他は首相の病気を待つか、テロを待つ以外に方法なし」と東條内閣打倒のための過激な手段さえ取り沙汰されていることは注目し値する。

彼等は東條の後継首班に海軍出身者の就任を期待していたが、その理由として「全戦局を見るに、此度の戦いは海戦なり、而してラバウルの死守こそ当面の問題にして、一日も忽せになすべからず。是が為には、海軍の技術に長じたる者を必要とす。」²⁵⁾という点を上げているのを見れば、東條内閣倒閣運動が未だ必ずしも和平の探究とは結びついていなかったことが明らかである²⁶⁾。戦局の不振を東條内閣の戦争指導方針の不備に帰して倒閣を目論む策動においてすら、むしろ戦略的迎撃の拠点と反転攻勢の対象地域の重点化を図り、日本に有利な条件で戦局を終息させようとする思惑と軌を一にし

ている傾向が支配的だったのである。重光葵のように「軍部は満州事変から国内革命と国際革命との内外に亘る手段を以て強引に天下を取った。(中略)国際革命は帝国主義的侵略方法に依った」と軍部の国内外における覇権主義を批判的に総括し、さらに「政治を私し、総ての特権を独占したことは何と云っても国民の深刻なる反感を招いて居る」現状に鋭い批判の目を向ける人物においてさえ、「帝国の将来は全然此の戦争の結果如何に懸って居る。戦争になる経緯が仮令如何なるものであったにせよ、(中略)真に之をして終局の美あらしめねばならぬ。」という願望を捨て去ることができなかったことに示されているように、「此の戦争の結果」を少しでも日本に有利に導こうというという渴望は軍部の範囲を超えて要路者に広く共有されていたのである²⁷⁾。

以上のように、東條内閣倒閣運動は即時に対米和平工作としての性格を備えていたわけではないことには、改めて注意しておきたい。戦況の悪化を盛り返せる政略が僅かでも残されているという意識が支配的な間是对米和平工作に本格的な関心が向くことはほとんどなく、両者の間には大きな断層があった。その戦況の悪化を盛り返せる僅かな可能性を含んだ政略として執拗に期待を集めたのが対ソ和平工作、対中和平工作であった。後述するように、東條内閣崩壊後、対米和平工作が本格化するまでの間に間隙があったのは、この二つの政略に僅かな「可能性」を期待してなされた策動が対米和平交渉へと踏み切る決断を遅らせたことが大きい。

もちろんそうした対外政略だけを頼みの綱とすることや、戦局の急転した場合の対策の余地と能力の欠如を冷徹に観測する動きが皆無だったわけではない。太平洋戦線での後退を余儀なくされつつあった日本がもっとも恐れなければならなかった事態は、ドイツの敗色が明確になりヨーロッパ戦線での軍事的負担から解放されたソ連が対日参戦に踏み切ることであった。すでにソ連は1943年11月23日のテヘラン会談において米英両国との間で対日参戦を協議していた。統帥部の一部幕僚層はそうした最悪の事態が到来した

場合は「和平」以外には選択の余地はないとする危機感を抱き始める。1944年1月4日、松谷誠陸軍大佐（参謀本部戦争指導課長。のち首相秘書官）、橋本正勝陸軍少佐（大本営戦争指導班員）の「欧州情勢ノ変転ニ即応スル戦争指導方策」に関する研究において「独ガ本年春夏ノ候ニ屈服シ『ソ』ガ二十年春以前ニ対日参戦スル場合ニ於テハ帝国トシテ主動〔導〕的ニ戦争遂行スルノ能力ナシ」と旧来の見通しを修正する判断が示され、「斯クノ如キ場合ニ於テハ条件ノ最低（国体護持ヲ限度）ヲ以テ和平セザレバ国ヲ危クス」²⁸⁾という危機認識が提示されていたことはその好例である。

こうした陸軍幕僚層の情勢判断は和平を探訪するためのものではなく、むしろ不本意な和平に追い込まれることへの危機感に発した冷徹な分析であっただけに、現状認識という点では希望的観測を離れた的確さを含んでいた。

こうした判断が継戦戦略の刷新ではなく対米和平への動きを触発する材料となるには、「天皇の意志」をそのように誘導することが必要であった。そのためにはかぎられた上奏以外に、天皇に日常的に接する職責にある内大臣木戸幸一を説得し、その「見解」として戦局悪化がもはや和平に踏み切る以外には不可能なまでに切迫しているという意識を天皇に扶植していくことが必要であった。

しかし前述したように、戦争の「衝撃」を利用して統治権力を再編するという知略を抱いていた木戸は、それを効果的に遂行するために天皇を動かして和平工作を現実化するタイミングに関して独自の判断と目算を抱いており、周囲の圧力によって態度を変えることには極めて慎重であった。また東條を内閣首班に推薦した張本人として、東條内閣倒壊の責任が自身に及んで内大臣の辞職を強られることにでもなればその知謀自体が前途を断たれるため、警戒を強めていた。

戦局の行方を危ぶみ東條内閣の打倒によって起死回生の望みをつなごうと目論む勢力にとっては、そうした木戸の慎重姿勢は責任回避であり、また

天皇に「心ある臣下」の危機感が伝わるのを遮蔽する「君側の奸」に映ることは避けがたかった。1944年2月に至りラバウル諸島、マーシャル諸島が陥落もしくは陥落の危機に瀕し、ニューギニアでの大敗が明らかとなり、北千島での爆撃が頻発するといったように、もはや小笠原や本州への米軍の直接襲来さえ危ぶまれ始めた状況のなかで細川護貞は、「是と云うも東条の責任なり。唯今日是を替える方法も困難、且つよしんばクーデターを為すも、御上の御信任ある限り、クーデターは成功せざるかも知れず。(中略)誠に悲しむべき事態なり。而も此の事情を、天聴に達するの道なし。御上の聡明を蔽い奉り、国家をして滅亡の淵に立たしむ、彼等東条の輩、軍部は車裂きにするも尚足らざる也」²⁹⁾とヒステリックなまでの激憤を露わにしている。この細川の激憤は直接木戸に向けられたものではないが、これ以上木戸が座視を決め込むならば、その存在を「御上の御信任」という名分を楯に東條内閣を庇護する佞臣として敵視するまでに急進化しかねないものだったのである。

陸軍の側は、そうした政権周辺に渦巻きはじめた険悪な空気と、そこに海軍と重臣の一部勢力が介在していることを鋭く察知していた。松谷大佐の「海軍部内ニハ戦争ノ前途ニ悲観論多ク何等カノ機会ニ妥協和平ヲ企図セントスル空気相当充満シアルガ如シ、重臣層ニ於テモ大部分ハ右海軍部内ノ如キ空気濃厚」という観測はそれを示す。陸軍にとってこれは「両者接近シテ戦争阻害抗力タルノ公算」を憂慮しなければならない徴候であり、「今や陸軍ハ外英米ノ強圧ニ抗シツツ内ニ於テハ意志薄弱ノ徒ヲ駆使シテ邁進セザルヲ得ザルコトヲ十分意識シ置クラ必要」³⁰⁾としなければならない懸念事項であった。東條内閣の戦争指導に対する不満はかなり広汎に陸軍内部に蔓延していたとしても、その不満を原動力に和平工作が胎動し海軍や重臣層がそれを後押しすることは、この時点の陸軍にとって「意志薄弱ノ徒」による戦争指導の妨害以外の何物でもなかったのである。

海軍の動向に神経を尖らせるこうした陸軍をよそ目に、海軍のなかには敢

色を厳格に受け止め、戦闘終結のあり方に関する関心が高まりつつあった。海軍軍令部員（第一部第一課）・大本営海軍参謀として海軍軍令部の立場を代弁する位置にあった高松宮（宣仁。海軍大佐）は「所謂絶対国防圏（小笠原よりトラック島を経て、ニューギニア西部の亀の頭の如き個所に到る線）を侵される場合は、負けと断ずるをはばからず。然れども此の如き認識は、東条を初め首脳部には、少なくとも現在はなく、従って海軍（恐らく課長級）としては、此の認識を持たしむる様努力し居る次第なり」と海軍部内に戦況に対する的確な認識を喚起する必要性を強調し、細川護貞の「余力の充分ある中に鋒を納むるが宜敷様考えます。（中略）今日一般には、日本本土をアツツ、キスカの如く焦土として、玉碎すべしとの議論横行致し居りますも、夫れは我國民の覚悟としては当然なること乍ら、指導者としては、永遠のことを考ふべきものと存じます」という意見進上に呼応して「玉碎と云ふ如きは、云ふ可くして実行不可能なり。足腰立たざるまで戦ふが如きは愚の骨頂にて、若し万一絶対国防圏を突破せらるることあらば、速やかに休戦する、即ち成るべくよい負け方を考えねばならぬ」³¹⁾と答えていることは、その機運を象徴するものであった。「足腰立たざるまで戦」う「玉碎」は「愚の骨頂」であり、むしろ余力のあるうちに休戦する選択を賢策として追求する感覚は海軍部内に広く浸透していくことになった。

海軍部内にこうした感覚が浸透していくことは、統帥部内部においてもはや決戦に向けた戦争指導体制が一枚岩でなくなりつつあったことを意味した。その影響は漸次陸軍内に波及する。1944年2月23日、陸海軍省、陸軍参謀本部、海軍軍令部、軍需省、運輸通信省（1943年11月設置）の関係者が集まった協議の場において、「舶損耗対策」、「増徴ニ依ル国力」、「国内諸対策」について出された暫定的な研究結果に対して陸軍参謀本部の側が、「統帥部ノ要望ヲ充足スルノ努力ト熱意ハ全然見受ケラレズ、後世史家ヲシテ大東亜戦争ノ苦境ヲ研究スルニ当リ、国政ガ統帥ヲ圧迫シ不利ナル戦争指導ヲ敢テセシメタルノ好範例トシテ銘記スルヲ要ス」とまでの慷慨を露わにし、

「即刻軍務課員首脳ヲ更迭セズンバ今後ノ省部関係ハ絶対ニ円滑ニ行カズ」³²⁾と陸軍省側の姿勢を断罪したことは、陸軍のなかにおいてさえもはや戦争指導体制に亀裂が入りつつあったことを示している。こうした亀裂を防ぐべく、直前に東條首相が参謀総長を嶋田繁太郎海相が海軍軍令部総長を兼任する指導体制が取られていたが、効果は薄かったのみならず、東條内閣の専断的人事という非難を呼び起こし、政権の求心力はさらに低下していった。

そうした政権の求心力の低下のなかで海軍部内ではさらに東条政権の戦時政策への批判が強まり、「嶋田海相は速やかに更迭して陣容を改め、少なくとも戦力の全幅発揮を試みた上大局的收拾の道を探すべき」<高木惣吉>³³⁾、「小笠原若しくは北海道、否我本土に敵が上陸作戦を行う場合、全く防戦を為し得ざる状態にあり。本土に上陸してより降伏するよりは、今日一日も速かに政治的解決を謀らざるべからずと思惟する」<海軍中将酒井鎬次>³⁴⁾といったように、「大局的收拾の道」「政治的解決」すなわち軍事行動によらない和平工作に解決策を見出そうとする指向が有力となっていった。

もちろん和平工作が関心を集めたといっても、ただちに連合国に対して無条件降伏することまでが全体の合意を得たわけではない。あくまで時期を見計らいながら、少しでも有利な条件で和平に持ち込もうという思惑は依然支配的であった。その際に関心の焦点となったのは、先に触れたように、休戦交渉のなかにソ連を効果的に呼びこむことであった。この点に関して海軍軍令部では「『ソ』独戦ニ於テ『ソ』軍国境線ニ進出シタル時機」を逃すことなく、「米太平洋作戦部隊ニ反撃ヲ加ヘ」、その上で「日『ソ』共同シテ世界平和ヲ提唱スルコト」³⁵⁾、すなわち和平をソ連と共同で提唱し、日本の単独降伏を避ける方策を探っていた。

先に少し触れたように、この日ソ和平交渉と東條内閣倒閣運動との関係は微妙であった。日ソ間の和平の成立が米国への圧力材料となるのであれば、それは政権にとっても忌むべきことではなかった。しかしその先にソ連の仲介を頼みとする対米和平を目論んだ日ソ和平ならば、それに賛同できるか否

かは、その対米和平構想のなかにどの程度の譲歩を盛り込まなければならぬかに左右される。かりに日ソ和平を圧力材料に持ち出すにしても、それによって政権が満足できる米国の対日宥和姿勢を引き出せる見込みが大きくなければ、政権としては対ソ和平交渉はあくまで警戒すべき動向に他ならなかった。よってそうした方向での局面打開は、政権自身の抵抗も含めて、依然困難であった。この点を海軍側は「現政局打開の方法如何のこと（中略）遂に解決策を発見し得ざりき。而して最大なる障害は四点にあり、即ち東条、島田、木戸内府及び伏見宮殿下なり」と観測していた。このうち内閣の担当者である東条、島田のほか、伏見宮は島田が海軍軍令部次長であったおりに軍令部総長としてともに海軍統帥部を支えた経緯から政権を擁護するのは言わば当然であった。問題は、木戸があくまで東条政権を擁護する姿勢を崩さない点であった。海軍の側もこの点を不可解には思いながらも「木戸内府が東条を擁護するの意図については、最も多く議論されたるも遂に判明せず」³⁶⁾として深くは掘り下げていない。

木戸が東条弾劾に躊躇する理由については、先述したように、自身の胆略、さらには東条内閣倒壊とともに東条を推挽した当事者として自身が内大臣の職を追われることになれば、爾後の統治権力刷新に向けた策動を推進できなくなることを恐れたためであった。木戸の協力を取りつけられないかぎり、天皇の意向を東条内閣倒閣ないしそれと交錯した対ソ和平交渉推進の方向に領導できる見通しを立てるのは難しい。木戸がようやく反東条の意向を公言し始めたのは、近衛によれば、1944年4月頃であった³⁷⁾。

一方、日ソ間の関係構築の問題に関しては、日ソ交渉という形での進展が見られつつあった。それを主導したのは外務省であった。昨年6月以来の間断を挿んで1944年3月25日、ようやく日ソ交渉が成立したことを報告するために重光外相は参内する。この間「少しく途切れる時は宮中より電話で事情を催促される有様」であった。直後の3月29日に枢密院の諮詢を終え、4月7日に再び参内して独逸との関係などその後の状況を奏上した重光に対

して、「成立してよかったねー」という感想を洩らした天皇は、「独逸の状況、英米への反響及中立国の受け方等に付て御下問」を發するなど高い関心を示し、さらに5月25日に拝謁の際は「交渉が出来て、よかったねー」との言葉ののち「交渉の状況や、独逸との関係等、次ぎ次ぎへと御下問」するなど「特にご機嫌麗はし」い様子であった。

こうした上奏の後重光は、6月にはいって17日、25日と2回にわたって木戸とソ連問題を含んで一時間以上に及ぶ協議を行っている³⁸⁾。

この間も太平洋戦線での戦況は悪化の一途を辿り、ついにサイパン島を放棄する政府の方針が決定された。それを受けて陸軍は「來月上旬ニハ『サイパン』守備隊ハ玉砕スベシ」との予測を立てて、「最早希望アル戦争指導ハ遂行シ得ズ、残ルハ一億玉砕ニ依ル敵ノ戦意放棄ヲ俟ツアルノミ」³⁹⁾との覚悟を示していた。この段階で「一億玉砕」の方針が謳われていることに注意したい。

がこうした決死の覚悟を鼓舞する東條政権の姿勢とは裏腹に、6月中旬にサイパン玉砕が現実となったことによって、反東條、終戦工作をめぐる天皇への上奏の動きがさらに活性化していくことになった。そのようななか6月24日には重光は近衛、木戸、さらに民間にあって陸軍方面にも幅広い人脈を持ち東條政権打倒に助力する意向を示していた後藤隆之助と会談し以後の方針を協議しているほか、矢部や伏下哲夫（海軍主計中佐、のち少将）とも適時会談し東條打倒に向けて結束を固め、26日には再度木戸とも協議している。重光はその時の木戸の態度を「サイパン放棄策戦も止むを得ず、此儘進むの外なし、と見居るが如し。重臣会議にも全意し兼ねる口調」と観測している。筆致からして、木戸がそういう趣旨のことを口外したと言うよりも、言外にそのような態度を示したということであろう。

が、木戸の記述から見れば、この時の様子はかなり異なったものになる。『木戸幸一日記』の6月26日の項には「三時半官舎に至り、重光外相と戦争の見透と外交につき懇談す」⁴⁰⁾としか記されていないが、この懇談を振り

返った戦後の「手記」では「サイパンに於ける海軍の不成功は単に一海戦の失敗と云ふのとは異り、国民より今日迄絶対の信頼を受け居りたる所謂無敵海軍の実力を暴露したることとなったので、之が国民に与へたる影響は極めて深刻なものがあつた。余は此の実情を見て尚且つ希望的観測に引き摺られ行くは誠に危険であると考へたので、二十六日には、『官舎に至り、重光外相と戦争の見透と外交につき懇談』して和平工作につきて研究すると共に、二十九日に松平秘書官長と戦争収拾策につき懇談し、尚又、松平宮内大臣をその室に訪問して此の問題につき相談したのであつた。其の時の余の考は終戦の際打つた手と大体同じ考え方であつた。つまり陛下の御親書を奉じて、場合によりては余自ら其の任に当り直接米国と交渉するの途はなきやと云ふことであつたが、実行上より見て尚研究の余地は充分にあり、遂に実際問題とはならずして終つたのであつた」⁴¹⁾と自己の心情を含めてかなりくわしく記されている。

ここには一応サイパン戦敗退の影響についての憂慮も記されているが、当時の木戸の態度が重光の眼には「サイパン放棄策も止むを得ず、此儘進むの外なし、と見居るが如し」と映つたとすれば、木戸が戦局の悪化に対する憂慮を伺わせる姿勢を積極的には示さなかつたということであろう。反東條にかかわることに関しては、当時の日記にも戦後の手記にも記されていない。それに代わつて、重光の手記には記されていない和平工作の研究を開始したことが記されている。もし重光との懇談で和平工作が話題にされていたら、重光が記さないのは不自然である。よつてこの段階では、木戸と重光の間では、未だ和平工作は話題に上らなかつた可能性が高い。「二十六日には、『官舎に至り、重光外相と戦争の見透と外交につき懇談』して和平工作につきて研究する」という「手記」の記述は、重光との懇談で和平工作が話題になつたという謂いではなく、重光との懇談をうけて和平工作の研究を開始したというニュアンスを込めたものと解釈しうる。

では、重光との懇談の時点で木戸が和平工作への関心を持っていなかった

のかといえ、そうではない。その3日後の6月29日「松平秘書官長と戦争収拾策につき懇談し、尚又、松平宮内大臣をその室に訪問して此の問題につき相談した」という記述のなかにある「戦争収拾策」というのは和平工作以外に考えられず、「陛下の御親書を奉じて、場合によりては余自ら其の任に当り直接米国と交渉する」という対米和平工作までを着想していたかどうかは疑わしいが、少なくとも木戸がすでにこの時点でかなり具体的な和平工作についての関心を抱いていたことは事実であろう。

では和平工作への関心が高いにもかかわらず、サイパン陥落の影響と東條内閣批判については積極的な話題には上らせない（自覚的に抑制した感もある）というこの木戸の姿勢は何を示しているのであろうか。

戦局がさらに逼迫する段階を待ち、戦時政策を軍部の「大失策」として矯正できる最後の手段として天皇のイニシアティブを誘示する形で戦争自体を「終結」に導くという工作のための戦略的忍従、これである。この工作を成功裡に導くためには、木戸にとって未だ東條を失脚に追い込むことも、対米和平に具体的に着手することも時期尚早と見なされた。岡田啓介が、東條内閣弾劾の手段として嶋田海軍大臣更迭を天皇の意志として直接布達することを求める進言を木戸に要求したところ、木戸はその役回りを拒絶している⁴²⁾。これは上記の思惑に則ったためであろう。日ソ交渉には理解を示しつつも、未だ東條弾劾にも対米和平にも踏み出さなかったのは、木戸の高度に政治的な目算による。木戸にとってそれはサイパン玉砕の衝撃さえ胸中に押しこめて、密かにに追求せざるを得ない必須の課題だったのである。

しかしサイパン陥落は、日本の終戦にいたる道程にとって大きな意味を持っていた。これを転機に直ちに無条件降伏やそれを見越した対米和平工作が公然と模索されはじめたわけではないが、政権担当者を含め、多くの国内諸勢力がその心底において敗戦の可能性を強く自覚し始めたことは否定できないからである。木戸に関して言えば、重光や東條、岡田のほかサイパン玉砕にいたる戦況などの情報を侍従武官長から頻繁に得ていること（6月16

日・21日・24日・28日、7月1日・7日など)や、先述のように松平昌康内大臣秘書官長と「戦争収拾策につき懇談」⁴³⁾していることなどが注目される。敗戦の可能性を視野にいれはじめたことによって、勇壮な戦時政策の鼓舞の裏面で、少しでも有利な条件での敗戦を模索する必要性が認識され、それに向けた動きが活性化しはじめる。それを緒につけていく足がかりは、対ソ交渉の政策的意味づけを変えていくことであった。すなわち継戦の条件確保のための対ソ和平交渉から、敗戦を受け容れるに際して少しでも有利な条件を得るための対ソ和平交渉へと和平交渉の力点と基調が変化したことがこれである。当然ソ連はこの思惑を見越していたため、こうした日本に都合のいい転換が円滑に運ぶ可能性は現実には低かったといえよう。しかし前述のように、対ソ和平自体には賛意を示していた天皇の意向を対米和平工作の側に引き寄せる手段として、ここに一定の有効性が期待された。

6月後半から東條内閣が退陣する7月18日までの政局は、慌ただしい動きを示す。その表面的な慌ただしさに目を奪われることなく、木戸を焦点に、その周辺の動向の意味を解析していけば、そこに近代天皇制の本質が濃縮されていることに気づかざるを得ない。

東條内閣退陣までの木戸の動きの一大特色は、戦局の悪化のなかで東條内閣がもはや四面楚歌というべき状況のなかにあっても東條内閣倒閣運動に協賛しなかった木戸が、ここに至ってどのような弾劾がもっとも効果的かの算定を始めたことである。『細川日記』の6月26日の項の記述によれば、近衛と会見した木戸は、東條が退陣した後の措置について「このまま東條にやらせて最後の機会一相当の爆撃と本土上陸を受けたとき一、方向を一転するの内閣を作り、宮殿下に総理になって戴く」という自身の腹案を示したとのことである。この腹案に協賛した近衛はその真意を「今日の情勢では国民は全く事態を知らぬから、今直に方向転換の内閣を作っても、なかなか国民がついて来ないかも知れない。そこで誠に申訳ないが、一二度爆撃を受けるなり、本土上陸をされて、初めて国民もその気運に向くのではあるまいか」⁴⁴⁾

と語っているが、この点は木戸も共通した見通しに立っていたと思われる。両者とも東條の後継内閣として皇族内閣による事態の収束を展望していた点でも共通している。そしてそれ以上に注目すべきは、甚大な犠牲が予想される本土爆撃、本土上陸という事態を避けることよりも、国民の気運を終戦に向けるためには、むしろそれをも奇貨として利用しようという冷徹な着想を共有していたことである。そうであればこそ木戸は、数日前に東條と直接対談した場において、辞意を洩らす東條に対して自らの口からは一言も賛否を述べなかったのである。

さすがにこうした「措置」に対しては外務省を初めとした関係筋には反対の向きが有力であった。6月26日外務省において加瀬俊一（外務書記官、秘書課長）は細川護貞との時局談のなかで「東条にては国の内外とも信用薄く、和戦何れにても行うこと能はず。一日も速やかなる更迭を望む」という希望と、「戦争のテンポは速く、為に本土上陸若しくは爆撃を受けてから内閣が更迭せば、夫れはただちに国内の混乱のみならず、対外的にも宜しからず」という判断とを示している⁴⁵⁾。

さらに荻窪の近衛邸に細川、富田健治（第二次・第三次近衛内閣書記官長）、高村坂彦（内務省防空総本部施設局資材課長兼国土局総務課長）を招請してなされた当面の対策協議の場において依然「敵の爆撃、本土上陸を待ちて転換（政局転換—小関）せん」という持説を繰り返す近衛に対して、富田は前出の酒井海軍中將のメモを朗読する形で「我方に万策なければ、一日も速やかに方向転換の内閣を作るべきこと」、その方法として近衛ならびに重臣の「非常上奏の手段により東条内閣を退け、勅命によりて方向を転換するか、臣下（総理の大命を受けたる）より方向転換を上奏して、勅命を給わるか、ともかく方向を変えたる内閣を作ること」が喫緊の必要事であることを強調して反論している。反論を受けてもなお「国民が未だ事態を正確に知らざるを以て、爆撃若しくは本土上陸により、止むを得ずとの見地より方向転換に協力すべし」との姿勢に拘る近衛に対し、細川、富田、高村の三者は

「異口同音に、敵上陸若しくは爆撃ありては、国内の混乱あるべく、対外的影響も悪く、ただいたずらに国民の犠牲を加うるにみなるを以て、最早完全に戦争による解決の道なくば、皇室を残す条件のみを固守して、無条件降伏すべき覚悟を持つ内閣を作らざるべからず、と主張」し、それに押し切られる形でついに近衛も納得せざるを得なかった。

政変を断行するには本土上陸の衝撃に助けられなければ国内の混乱が避けられないと東條内閣弾劾に躊躇する近衛に対して、逆に本土上陸後の戦禍の渦中での政変こそが国民の動揺を誘うことを憂慮する細川、富田、高村の三者はついに非常上奏、勅命の取得といった緊急措置の必要性にも論及し、内閣弾劾後の軍事行動終結の目途が立たない場合は無条件降伏さえ辞すべきではないという判断を示すに至った。

ここで「無条件降伏」という選択肢が提起されたことの意味は大きかった。なぜなら陸海軍統帥部においては、戦争が終末段階に近づいていること自覚しつつも、最後の抗戦、さらには一億玉砕の敢行を表向きには堅持しようとする姿勢が依然支配的だったからである。7月1日に開催された海軍懇談会において今後の方針として徹底抗戦か協議和平か無条件降伏かに選択肢が絞られつつあった際にも、「皆抗戦を云いて要領を得ず、わずかに細川と中山中佐、伏下中佐のみが無条件に近きことを僅かに暗示したのみ」⁴⁶⁾であったことはそれを示していた。そうした状況のなかで、「無条件降伏」という選択肢をここで提起したことは、依然表向きは有力な抗戦論に対する楔となったといえよう。陸軍の側においても戦争終結のあり方に関する戦争指導班の部内研究のなかで「今後帝国ハ作戦的ニ大勢挽回ノ目処ナク而カモ、(中略) 今後逐次『ジリ』 貧ニ陥ルベキヲ以テ速ニ戦争終末ヲ企図ストノ結論ニ意見一致」をみていたことは注目に価する。

こうした周囲の状況の中で果敢な内閣弾劾と無条件降伏をも含んだ戦争終結構想に目を向けつつあった三者は、陸海軍ともども「既に戦争に望みなきは十中八九事実」であることを「陸海軍共腹中には思い居るも、云いだす

だけの勇気と責任感なき」ため、「陛下より東条に戦争遂行の可能性につき御下問」をなして東条を退陣させる手段にすら論及し、これについては近衛の賛成を取りつけている⁴⁸⁾。ここにおいて近衛は、無条件降伏をも含めた戦争の終結がもはや避け得ないこと、そしてそれを推進するための条件としての東条内閣弾劾には天皇のイニシャティブを行使する以外に有効な方策がないことを承認したのである。

この近衛の承服ののち細川は「皇室の御仁慈により和を講ずるといふ詔勅を給わるは、恐らく此の際、大部分の国民の有難く感ずる所なるべきも、夫れが爆撃の後、或は本土上陸後とならば、或は結果は逆となることもありべき」という感想をつけ加えている。この細川の感想は、木戸の知謀と同等の思惑を表明したものであった。この思惑から「一刻も速やかに方向転換について運動せられんこと」という要望を細川から向けられ、木戸に合うことを求められた近衛は、それに対しては積極的な態度を示さなかった⁴⁹⁾。

こうした動きに対して木戸はどのような姿勢を示したのであろうか。旧来より腹案として、和平に導いてさらなる戦禍から日本を救った天皇の「主導力」の演出と挙示を目論んでいたかぎり、これに木戸が反対する理由はなかったはずである。

天皇を動かすためには内大臣として天皇に日常的に接する機会の最も多い木戸の協力を取りつけることは、近衛の承服を得る以上に必要なことは和平に期待する勢力の共通認識であった。近衛との会談の直後に高松宮邸に伺候し「如何にして東条を退かしむべきかと云う点が刻下の問題となりますが、方向転換と云うことになる、詔勅を給はらねばとて行うことは出来ませんし、而も夫れにしても東条を退かしむる方法を考えねばなりません。一つは、恐れ多いこと乍ら、御上から此の体制で戦争遂行が可能かどうか、軍需生産の状態如何、油の補給如何に就いて、文書を以て奉答すべき由の御下問あれば、如何に東条と雖も辞職すべきも、それが駄目ならば、事前の索として、重臣中の二三の者が非常上奏を為すことも考えられます」と進言す

る細川に対して、「第一の方は、御上も度々その様な御質問を遊ばされる様だが、『大丈夫だ』とお答えするので、それなりになっている。(中略)又第二の方法は、重臣と云うものの資格がない。従って重臣に拝謁を給わったとしても、それを東条に再び御下問になれば、それで駄目になってしまう。やはり木戸が申し上げることが必要だ」と、重臣が天皇に上申することは牽制しつつ、あくまで木戸が進言することを推奨していることは⁵⁰⁾、木戸に対する期待の広がりを示しているといえよう。こうした進言は、もはや複数の選択肢を提示して天皇の判断を仰ぐという次元ではなく、まさに「天皇の意志」を臣下が作り出し、それに対する「承認」を天皇に迫ろうとする試みであった。木戸はそれを天皇に入説する主導者として期待されているわけである。

6月15日のサイパン守備隊の玉砕、一九日のマリアナ沖海戦の敗北から東條内閣退陣までの約一月の間、こうした期待を寄せられた木戸周辺の動きはにわかに慌ただしくなる。この間木戸と面談した政権内外の要人を、『木戸幸一日記』の記載から本稿の内容に関係ある人物にかぎり日毎に整理すれば以下の如くである(会談内容については、『木戸幸一日記』に記されているものは、括弧内に記した。これらの人物との面談は拝謁のついでに木戸に面会したケース、当初より木戸との会談が目的であったケースが混在している。もちろん木戸に会わず直接天皇に拝謁したケースも存在する)。

6月16日 蓮沼侍従武官長。

平泉澄。

17日 重光外相。

嶋田海相。

19日 赤松貞雄(東條首相秘書官)。

東條首相(サイパン攻防戦など)。

嶋田海相(サイパン攻防戦など)。

21日 蓮沼武官長(サイパン戦での航空機・空母の損害状況など)。

22日 松平宮相(内外の状況など)。

- 23日 東條首相（サイパン対策その他）。
- 24日 蓮沼武官長（陸海軍連絡会議におけるサイパン対策）。
阿部信行陸軍大将（時局について）。
- 25日 岡田啓介海軍大将（サイパン攻防戦に関連した海軍部内の嶋田海相の評価の低落とそれに対応するための至急措置について）。
松平秘書官長（政治情勢の打ち合わせ）。
赤松秘書官（政府内の状況などの聴取）。
- 26日 岡田啓介（昨日と同様）。
高松宮（天皇と対面の件）。
東條首相（戦争の見通しと外交）。
- 28日 原嘉道枢相（最近の情勢について）。
松平宮相（最近の情勢について）。
蓮沼武官長（戦況その他）。
- 29日 松平秘書官長（戦争収拾策について）。
- 30日 松平秘書官長（最近の情勢について）。
- 7月 1日 蓮沼武官長（サイパン島の非戦闘員玉碎について）。
- 2日 後藤隆之助。
- 3日 松平秘書官長（戦争の見通し、内閣更迭にまつわる重臣の動きについて）。
松平宮相（時局対策について）。
- 6日 重光外相（二回。国内情勢と内閣の態度。国際情勢など）
- 7日 百武三郎侍従長・蓮沼武官長・松平宮相（政情、戦況その他）。
松平秘書官長（岡田大将から重臣の件につき連絡あったことに関して）。
重光外相。

- 8日 近衛文麿（現下の政情について）。
矢部貞治。
- 10日 岸信介国務大臣。
安藤紀三郎内相（險悪となりつつある現下の政情）。
- 11日 東條首相（時局について）。
阿部信行大將（現下の政局について）
高松宮（伺候。統帥の独立の問題について言上）。
- 12日 永井隆太郎（政局について）
藤山愛一郎（政局について）
- 13日 松平書記官長（政情について）。
東條首相（内閣前途の方策について）。
蓮沼武官長（官邸に訪問。）
- 14日 東條首相（参謀総長専任、嶋田海相辞任について）。
藤山愛一郎。
- 15日 岸国務相（緊迫する政情について）。
重光外相（緊迫する政情について）。
藤山愛一郎（緊迫する政情について）。
- 16日 阿部大將（翼政会の事情、政情など）。
赤松秘書官（東條首相の使いで野村直邦を後任海相に云々の打診）。
- 17日 東條首相（内閣の方針説明）。
岸国務相（首相より辞職の要求あったことを受け、進退に
関して）。
東條首相（参謀総長の人選。梅津美治郎云々）。
近衛文麿。
岡田啓介（東條内閣退陣に関して）。

このように木戸のもとに慌ただしく出入りした政権内外の要人の話題は、ほぼすべてサイパン陥落以降の戦局の悪化とそれへの危惧に発する東條内閣の退陣要求であった。まさに東條内閣退陣を画策する勢力が木戸のもとに殺到している観がある。木戸はこれら要人と会談する前後に、ほぼ連日天皇に拝謁している。当然、これら要人から得た情報、またそれと協議した内容は取捨選択のうえ天皇に提供ないし進言されたであろう。これら要人も、木戸に天皇へのパイプという役回りを期待して会談しているわけである。これら要人の狙いは、東條内閣が政権に居座り続けることの危険性を木戸を通して天皇に入説し、東條内閣弾劾を実現することであった。

だがこの時点でも、木戸はこうした役目を引き受けることには依然消極的であった。その姿勢は、他の閣僚の動向にも影響を及ぼしていたと考えられる。その点に関して、7月6日、すでに東條支援に必ずしも積極的ではなかった岸信介国務相が海軍の高木惣吉に面会を求め「近時東條の善い点よりも悪い点が現れつつある」ことを認めながらも、「東條に代わり得るものはC（民間）に無くB（海軍）も出来ぬ。A（陸軍）にも無い。併らば東條をして何とか国力を結集して戦争に向かわせる外なしと思う故、助力ありたし」と協力依頼をしていることは注目される。この岸の動きは高木に「今まで安藤内相と岸国務相は東條内閣に見切りをつけていると専ら伝えられていたのに、今日のような提案を持ちだすのだから、政治屋の言動ほど当てにならぬものはない」⁵¹⁾と嘆息させるに十分であった。これははたして岸個人の自立的判断にもとづいた行動であろうか。確証できる史料はないが、この直後の7月10日に岸、安藤紀三郎ともども木戸と面談しているのは⁵²⁾、安易に東條内閣弾劾の動きに同調しないことを確認し合ったためであろう。この岸の高木への打診は事前に木戸と相談済みの行為であった可能性が高い。

これより先（7月3日以前）に岡田啓介から会見を申し込まれ、「重臣揃って上奏しては如何とのことにて、平沼氏も賛成なれば、先づ重臣が内府（木戸を指す一小閣）に会見しては如何」との進言を受けた近衛が、7月8日に

木戸を訪問しその旨を伝えたにもかかわらず、「重臣に会うのは断る」とその要請をはねつけているのは、木戸の胆略をうかがわせる。これ以前、岡田は6月13日を皮切りに、6月25、26日の連日にわたって木戸と面会し「サイパン攻防戦に関連し、海軍部内の嶋田海相に対する関係頗る悪く、至急処置を要す」る旨⁵³⁾を伝えているが、嶋田海相の更迭の必要性に触れているかぎり、東條内閣への対応について近衛に対するのと同趣旨のことを直接木戸に要求したことは確実である。むしろ上述したように岡田が近衛との接触したのは、木戸に直接要求しても確かな手応えがなかったがゆえに、近衛の助力を頼んでの行為であったと見るべきであろう。

近衛や岡田の要求には靡かなかった木戸ではあったが、両者の要求には神経を尖らせていた。上記の岡田と近衛の会見の内容についての情報を松平昌康（内大臣秘書官長）より受けて、その様子を「岡田大将平沼男を訪ふ、内閣更迭の必要論。平沼男は重臣より上奏する論。右につき岡田大将近衛公を訪ふ云々。」⁵⁴⁾と正確に記しているのは、木戸が独自の情報網を張ってこの件に関する岡田の動きを注視していたことを物語る。それは重臣の上奏が断行されることを木戸が嫌ったためであった。これより以前の6月22日には拝謁した際に天皇から直接「戦局の愈々決戦段階に入りたるにつき、今後政府の決定する方針につき、場合によりては重臣に諮問したしとの思召」が示されたにもかかわらず、「元帥を加ふるの可否等研究を御約し申上」げたのみで⁵⁵⁾、重臣にも諮問したいという天皇の希望さえ婉曲に退けている。

では木戸がこうした消極姿勢にとどまる真意は何であろうか。7月8日に近衛と会見したおりに木戸はそれを次のように述べている。「東条は実質上ディクテーターなれば、之を倒すには一種のクーデター必要なり。然るに重臣と内府が会見すると云うが如きは事緩慢にして東条に乗せられ、却って大弾圧と云うが如き結果を生ずべきを以てなり、と。」つまり木戸は、有無を言わさないクーデターのような手法で一気呵成に東條を葬り去るのでもないかぎり、重臣を介した緩慢な東條弾劾工作を推し進めたのでは、大弾圧と

いう形で東條の逆襲を蒙らないともかぎらないことを危惧していたことが理解できる。木戸は大弾圧が自分に向けられて以後の活動が制約されることをもっとも警戒していた。そうであったがゆえに、木戸は「重臣が御上に奏上するは妨げず」⁵⁶⁾ というように、重臣が自身の判断で天皇に上奏することには特に反対はしていない。もし事前に重臣が木戸と面会し、その上で奏上したならば、自身にも累が及びかねない。それを警戒したために、上記のように重臣との事前の面会を拒否したのである。

この他にも、同日木戸と一時間余り面会した矢部貞治が木戸の様子を次のように伝えていることも参考になる。

僕は戦局の現状と今後国内情勢判断を述べ、現在の戦争指導部では抗戦は不可能の旨を力説、木戸も同感。それから元老なく、重臣期待し得ず、議会も無力、統帥部も軍政当局と兼担せられている今日、常侍輔弼の責任極めて重大なることを力説、これは木戸も認めたが、内大臣というものの限界を説いて寧ろ自己弁解と見えた。併し細かいことを突込んで質したら、相当率直に答えて呉れた。内府の言う要旨は、要するに首相本人が手を挙げるか、国内各方面が活潑に動いて寧ろ直接行動でもある情勢に至るかしないのに、宮中クーデターで転換を図っても結果は逆となり、却って責任転嫁に逆用されるという趣旨。動いて来れば（直接行動も結構）梶はこっちで取ると、さも自信ありげであった< 1944年7月8日 >⁵⁷⁾。

すなわち木戸が常侍輔弼者の上奏による東條政権の弾劾を「宮中クーデター」に見立てて、そうした「部分革命」によって政権の転覆を謀っても「却って責任転嫁に逆用される」ことを周到に避けようとしていたことが理解できる。こうした態度に出る木戸に豪を煮やした細川護貞は、次のように義憤をぶちまけている。

是を要するに、木戸内府は自ら東条内閣倒壊の発言を為すことは主義として賛成し乍ら、遷延せんとしつつあり、内府と重臣の会見を拒みたるは理由あるも、重臣が直接上奏するを妨げずと云ふは一理あるに似たれど、主義に於て一貫せず。行き掛り又は何等かこだわるものあるに似たり。(中略)木戸内府の考えが斯の如き有様なればなかなか容易なることに非ず。最悪の事態迄到るやも知れず⁵⁸⁾。

細川が木戸の態度を「主義に於て一貫せず」と断罪しながらも、「何等かこだわるものあるに似たり」と含みをもった観測を加えているのは、木戸の知略の匂いをかき取っている可能性があるが、この疑念をこれ以上掘り下げることはしていない。また「最悪の事態」というのは東条内閣転覆をめざしたクーデターの勃発を指すのか、あるいは東条内閣が居座り続けることによる戦局への決定的な悪影響を指すのか、これだけでは判然としない。

がいずれにせよ、木戸の逡巡が悲惨な結果をもたらすという憂慮に苛まれた細川は、その憤りを胸中に納めることができず、次のような激越な木戸批判を露わにした。

余帰りの電車の中にてしみじみ思うに、今日の事態がかく混乱し居るは、要するに木戸内府に私心あればなり。木戸候は東条と同一に見らるることを恐れ、何とか彼と別物なることを示さんとあせりつつあり、故に東条と全く傾向の異なりたる者が現るれば、自然東条の責任を追及することとなり、引いては木戸候の責任問題となるを以て東条の次に寺内を持ち来り、責任を多少なりともボカし、次いで和平内閣に行かんとするの下心なるべし。余も候には御世話になりたる身なれども、此の大戦争をなしたる東条を推薦し、ひいては戦争指導を誤れる東条を弁護したる責任は、決して軽からず。その結果幾十万の青年は死に、家族は悲嘆に暮れ、銃後国民生活は逼迫し、数億の国帑を費し、加うるにぬぐう可

からざる敗戦の汚点を国民に印せんとする、此の有様は一に掛けて内府常時輔弼の責任ならざるはなし。而も此期に及んで唯々一身の打算によりて行動せんとするは、断じてゆるす可からず。唯余は私情に於て是を顕わに追求するにしのびざるを以て、候にして善処せられんことを陰ながら希望するものなり。即ち潔く自決せらるるか、内府の職を速やかに退くか、東条を退かしむるか、是なり。近衛公はかつて今度は木戸をかばわねばならぬと云われたるも、真に候の為を思はば、此の三策の他あるべからず⁵⁹⁾。

「潔く自決」という不穏当な言葉すら抑えきれないまでに細川が感情を昂ぶらせている最大の要因は、「今日の事態がかく混乱し居るは、要するに木戸内府に私心あればなり」という表現に如実に示されているように、国内外の戦禍の責任を負うべき東條内閣弾劾に躊躇する木戸の態度をすべて木戸の私心と自己保身に由来するものと捉えたためである。さらに言うなら、周辺勢力の多くが望む東條内閣弾劾が木戸の協力なしには成しえないことへの苛立ちが、木戸の消極姿勢を目の当たりにして、抑えきれない激昂に転じたというべきである。

引用中にある木戸の行動様式を木戸の私心によるものと見なす細川の観測は、必ずしも的外れではない。がその心中を自己保身と断定するのは正確ではない。問題はその「私心」の内容である。「私心」は直ちに自己保身を意味しない。むしろその「私心」に見えるものこそ、戦禍を含む大方の犠牲を忍従しても断行することを目論んだ木戸の捨て身の知略であったというのが筆者の見解である。最後には天皇の「主動性」を押し立て、軍部を除外する形での終戦工作を推進することによって統治権力の果敢な刷新を目論む木戸にとって、東條内閣弾劾の側杖を食ってその策動を差配できる位置から転落することは絶対に避けなければならなかった。それはもはや内大臣の通例の職責を越える知略に裏づけられていた。細川の目に自己保身に映った

木戸の逡巡は、こうした知略への執着ゆえであった。

木戸には、内大臣の職責を越えようとも、そうした役回りは内大臣として天皇に最も身近に接している自分においては十全に果たせないという自負があった。東條内閣の処遇や終戦工作に関して重臣の上奏をはじめとした臣下の進言を重視した細川も、「事の成否殊に最後の成否に至りては、一に聖慮に掛る」⁶⁰ という叙述に見られるように、最終的には「叡慮」の「効力」に期待する以外になかったが、木戸はその「叡慮」を実質的に策定し、発揚のタイミングを見計らうのは自分であるという自負を抱いていた。先述した矢部との会談で、矢部の目には木戸が爾後の帰趨を「要するに首相本人が手を挙げるか、国内各方面が活潑に動いて寧ろ直接行動でもある情勢に至るかしない」と見切っており、その時の様子が「動いて来れば（直接行動も結構）梶はこっちで取ると、さも自信ありげであった」ように映ったのは、必ずしも矢部の錯覚ではなかった。

ここで木戸が垣間見せた「自信」は、天皇を動かせば、国内各方面は活潑に動き始める、そして天皇の「叡慮」に準じた動きであるかぎり「梶はこっちで取る」ことが可能であるという確信に由来していた。

われわれはここで先述した王政復古に体现された権力転換のあり方を想起しなければならない。そこにみられたのは、先行する宮廷内革命の断行によって国内諸方面の政治的活性化が触発され、それら勢力が幾多の淘汰を経ながらも維新政権の権力資源となり、その後の維新変革の推進主体になったという事実である。討幕に向けた行動が自律的に形成されるのを待たずに断行された宮廷内革命が、そのエネルギーを喚起し収斂させることによって権力の移行を成功させたという峻厳な権力変動のリアリズムを再確認することが必要である。

木戸が70年以上前の王政復古をどこまで意識していたかは定かではないが、まさに天皇の「叡慮」を入念に策定し、それを金科玉条にして効果的な時期を見計らって一気にそれを「開示」し、推進力として利用することに

よって和平を断行しようという知略は、あたかも急転直下になされた王政復古政変を踏襲しようとするかのような如くである。そしてそれは、前述したような帝国憲法体制の権力構造に乗じた権力転換でもあった。その成否を左右するのは、明治新政権が為し遂げたように、政変の後に新政権を支えるに十分な世論を確保できるか否かであった。今回の場合は、東條内閣弾劾までは閣外諸勢力ないし世論の大方の支持が見込めるとしても、和平にまで突き進むのが効果的かどうかは緊迫した判断が求められた。国内外の戦禍に苛まれながらも、国民の間に依然抗戦の意識が高ければ和平を持ち出すことは必ずしも得策ではない。もはや厭戦感情が多くの国民の意識を支配しているのであれば、倒閣の先に和平工作を提起した東條内閣弾劾が必要である。この点細心の見究めが必要なことを熟知すればこそ、木戸はそれが自身の手から離れることを強く憂慮し、最後まで内大臣の職にとどまることに執着したのである。細川の目に自己保身と映った木戸の逡巡は、この執着ゆえであった。

この時期、戦局の悪化のなかで今まで通りの継戦は遠からず破綻を迎えるという認識は共有されながらも、東條内閣倒閣後に直ちに和平工作を開始することに協賛する機運が政権外の要路者および国民の間に熟しているとは言いがたかった。例えば東條内閣更迭を熱望する高木惣吉であっても、和平工作の着手には次のように抵抗感を示しているのはその好例である。

東條内閣に対する不満は急激に表面化し、まさに一波万波の勢いということに各方面の情報は一致した。

(中略)

近衛公及びその側近は和平一本槍の後継政権を考え、木戸内府あたりはまだ態度が曖昧で、内閣更迭必至とまで考えていない。我々としてはやはり一面決戦、一面和平の中間政権が当然であって、和平条件を善くする唯一の方法は最後の善戦健闘である。どんな顔振れが斯かる大役に

当たり得るかは大問題であるが、兎も角当面の仕事は東條という気狂いを追い落とすことである⁶¹⁾。

退陣を拒む東條を「気狂い」とまで罵倒し、東條内閣更迭を熱望する高木にあってもその先に和平を見通していたわけではなかった。引用中にあるように、「和平一本槍の後継政権」には反対であり、求めているのは「一面決戦、一面和平の中間政権」であり、それが「最後の善戦健闘」に努力することであった。なぜ最後の決戦に執着するかといえば、それを「和平条件を善くする唯一の方法」として期待しているからであった。換言すれば、まだ和平への好条件を獲得できる「最後の善戦奮闘」が可能であるという見通しを抱いていた。戦地での戦禍は報じられており、戦局に対する危機意識は相当深まっていたとはいえ、未だ本格的本土空襲を経験する以前の多くの国民の意識は、これに類似したものであったと思われる。

ただサイパンでの惨劇を目前にして、統帥部ないし政府当局者の間にも「玉砕」という行為への懐疑が芽生えつつあったことには注目しておいてよい。6月29日の大本営政府連絡会議についての論議を伝え聞いた次の重光葵の論述はそれを次のように語る。

非戦闘員、女子供を軍隊と共に玉砕せしむるやが可なりや否やの問題は立案の際議論が岐れた問題であるとのことである。若し軍部の感[観]念が採用せらるれば結局此戦争は日本民族の最後の一人迄戦はねばならぬ事となり、果たして之が御[大]御心に副ふ所以であろうか。

而して又斯くの如くして能く一億一心の心を繋ぎ得るであろうか。悪くすると茲に内乱、暴動の端緒を見られると思はれたのである。

記者は会議に於て先づ質問の形に依り非戦闘員玉砕の不可なることを説得し、遂に原案は葬り去られることとなった。

陸軍は玉砕は軍の志気の維持、戦争の意義より云ふも望ましきも、之

を指令するは幾分行き過ぎと考ふとの意見、海軍は此際玉碎すべし又はすべからずとの指令を出すは現地の切迫せる情勢に於て時機に非ず、と云ふ意見にして、外相は玉碎すべしと云ふ指令は不可能なり、玉碎せしめざる指令は可なり、然れども今日之を現地に指令するは恐らく已に遅かるべく、寧ろ現地の取扱に一任すべし、現地は必ず非戦闘員を避難せしむべく、中央より玉碎の指図は絶対に不可なり。

総理も婦女子玉碎を行過ぎなりとする意見を述べ遂に玉碎は取り止めたり⁶²⁾。

議論の焦点が「非戦闘員、女子供を軍隊と共に玉碎せしむるやが可なりや否や」ではなく、軍当局がそうした玉碎を指令することの当否に置かれているところに要路者の無機質で冷徹な体質が垣間見るとはいえ、ともかくも「婦女子玉碎を行過ぎなりとする」判断が打ち出されたことは注目しておいてよからう。

こうした「判断」は以後軍内部のかなりの部分に浸透していたが、問題は、にもかかわらずそれが和戦を問う議論には向かわなかったことである。上記のように「婦女子玉碎を行過ぎなりとする意見を述べ」、なおかつ四面楚歌に近い状況におかれていた東條が、天皇の勅語発布を奏請して国民の「航空その他陸海軍の協同実現」と「国民の蹶起」をうながして政権を維持しようとしたのは⁶³⁾、未だ内閣の背後にそれに期待を繋ぐ国民の継戦意思を当て込んでいたことを物語っている。勅語の圧力を利用して反対勢力を押さえ込めば、そうした国民の残夢を後ろ盾にして、政権を維持できると見込んだからではないであろうか。

そしてこの時点では、これがまったく根拠のない幻想と切り切れなかったがゆえにこそ、反東條勢力は危機感を新たにしていかにざるを得なかった。すなわちその報を聞かぬや、高木惣吉ら反東條の姿勢を露わにしていた関係者は「勅語の奏請を防ぎ止めることを焦眉の急として相談」し、松平康昌秘書官

(長) や、鈴木貫太郎、岡田啓介、米内光政大将などとの連絡には主として高木惣吉があたり、永野修身元帥、聯合艦隊長官、海軍省内および民間財界方面には伏下哲夫が、末次信正(海軍大将、元聯合艦隊司令官、内相)、高橋三吉(海軍大将)、町村金五(警保局長)には天川勇囑託が、学界、官界、政界の反東條色の方面には矢部貞治囑託(東京帝大教授)が、近衛、木戸、その他重臣、陸軍方面には後藤隆之助がそれぞれ連絡を担当するなどを取りきめて東條包圍網を組織化し⁶⁴⁾、東條弾劾に向けて各界の協力を得べく網羅的働きかけを強めざるを得なかったのはこのゆえである。

こうした包圍網の形成に直面した東條は、勅語奏請の試み以外にも、7月12日に重光、岡部(長景文相)を招いて政権維持のための対策協議と思われる会談をしている⁶⁵⁾。そしてこうした反東條包圍網の形成は、当然木戸も緊迫感を以て受けとめざるを得なかった。ために翌13日、宮中方面の動きは、にわかに慌ただしくなる。分かりやすいように以下時間順に簡潔に整理してみたい⁶⁶⁾。

1. 木戸が拝謁し、東條内閣に対する各界の動きが非常に慌ただしくなりつつある旨を天皇に報告(11時35分～12時)。
2. 東條が木戸のもとに来室し、内閣前途の方策について協議。その場において東條は、内閣改造で政権維持を試みたい旨を木戸に話し、諒解を求めた。これに対して木戸は、①陸軍大臣と参謀総長の兼任を取り止め、統帥権を確立すること、②海軍部内における信望が得られない嶋田海相を更迭すること、③挙国一致の態勢を整えること、の三条件を提示し、婉曲にこれは天皇の内意である旨を仄めかして、東條に実行を迫ったが、当初東條は明確にこれを承認せず、会談は打ち切りとなった(13時～14時頃?)。
3. 木戸が拝謁し、直前の東條との会談の様子を報告(14時5分～25分)。
4. 東條、参謀総長として拝謁。この時に東條は木戸の提案は天皇の意志

か否かを確かめる。

天皇は、そうである旨答える（16時30分～）。

5. 今度は天皇から木戸に呼び出しがあり、拝謁した木戸は天皇から東條が拝謁した際に言上した話の内容を聞かされる（19時15分）。

この経過から分かることは、以下の点である。天皇は直接東條に辞職を迫るような言辭は発していないが、一方木戸は東條に対して政権維持のためのかなり具体的な要求を突きつけているということである。そして天皇自身は東條に直接要求を付きつけていないとはいえ、木戸は自身が提示した要求は天皇も諒承済みあること、すなわち「内意」であることを東條に着実に伝達していることである。これは当然、木戸と天皇の間に周到な連絡がなされていたことを示す。おそらく1の拝謁の段階で、木戸は2で東條に提起する要求①②③の内容について天皇の諒承を取り、さらに「内意」であることを東條に伝達する旨の許可を取りつけたうえで東條にそれを提示し⁶⁷⁾、その後東條が拝謁することを予想し事前に3で①②③は天皇も了済みであることを天皇自身が着実に東條に伝達するよう進言したのであろう。

ここに政権維持のための必要条件のみならず、その伝え方まで含めた木戸内大臣の策動を見ないわけにはいかない。天皇は窮地にある東條政権の支援には向かわなかったが、反東條勢力の側に強く肩入れする姿勢も積極的には示さなかった。その上で、東條退陣が望ましいという「内意」を抱いていることは明確に東條に伝わるように振る舞った。天皇は自身の恣意的判断ではなく、状況を総攬した結果抱いた良識的裁定ともいうべき形で自身の「判断」を暗黙のうちに示したのである。これこそまさしく木戸内大臣が苦慮しつつ策出した「あるべき天皇」の役回りを演出した結果であった。

ところが、こうした君主のあり方は、目前で進行する新規の危機に的確に対処するには前例や規範にとらわれず、新規の局面打開政策を天皇の意志を推進力にして果敢に実行する以外にはないと自覚する勢力にとっては、きわ

めて不適格なものに映らざるを得なかった。

この点に関して、高松宮は次のような不満を洩らしている。

(前略)陛下ノ御性質上、組織ガ動イゴイテイルトキハ邪ナコトガオ嫌ヒナレバ筋ヲ通スト云フ清潔ハ長所デイラッシャルガ、組織ガソノ本
当ノ作用ヲシナクナツタトキハ、ドウニモナラヌ短所トナツテシマフ。
(中略)内閣ノ組織更迭ハ屢々御経験ハアルモ、ソレヲ各種ノ情況ノ下
ニ分析的ニオ認メニナルコトナク、一ツノ結果ダケヲ経験トシテ前例ニ
サレル処ニモ政治性ナキ御性質ナリ。何ニシロ今日ノ如キ、憲法々々ト
仰ツテモ、ソノ運用ガ大切ナル時ニ、今ノ様ナ有様デハ、例ヘ天皇トシ
テ上御一人デモ万世一系ノ一ツノツナガリトシテ、ソレデハア余リニ個
人的スギルト思フ⁶⁸⁾。

高松宮は自らの主体的意志の表明に抑制的な天皇の態度を、政治的君主の本領の欠如として摘発し、その原因を過去の苦い経験の記憶を払拭できない天皇の個人的弱さに帰しているが、むしろこうした天皇の姿勢こそ、その個人的性格の強弱に関わりなく、天皇が政治的君主たろうとした自己抑制の結果なのである。それこそ言わば天皇が君主としての自己の本分を意識したがゆえの振る舞いであり、今回の政権維持の可否に関する天皇の東條への対応姿勢との関連でいうならば、それは天皇個人の判断によってなされたというよりは、むしろ内大臣木戸幸一との合作によってなされた高度に政治的な演出であったというべきであろう。東條の拝謁の前後にわたって木戸が天皇に頻繁に拝謁しているのは(前記1. 3. 5)、その打ち合わせのためという以外に理由は見当たらない。

ではここから何を読み取るべきなのか。手がかりは高松宮は何に苛立っているのかということである。たしかに文面上は、苛立ちの対象は未曾有の政治的危機に対する天皇の政治的主动性の欠如である。だがはたして高松宮

は、もし天皇が自身の政治的判断をもって望まない方向に主動性を発揮したならば、政治的君主の本領発揮と称賛したであろうか。それはあり得ないであろう。高松宮の非難は、天皇が新規の政治的変動に対して態度を鮮明にしないということそれ自体に対してではなく、あくまで自身が期待する方向に天皇が主導的に動かないということに向けられているにすぎない。もし高松宮の望む方向に、具体的には東條内閣弾劾に向けて天皇が主導的に動いたならば、木戸はそれを天皇にあるまじき政治的過剰行為と諫言したであろう。

問題は、両者の対立が天皇を焦点にこうした形態を取るのはなぜかということである。それは他でもない、臣下の意向は天皇の意志に変換して社会に振り向けることなしには効力を発揮しないからである。この大日本帝国憲法体制下の権力構造こそが、通常はこうした競合を水面下に押しこめ、未曾有の危機が到達した時は逆に天皇を焦点にした上記のような対立を喚起する真因であった。特に戦時体制下で政権の戦争指導方針に批判的な勢力が戦時政策の大局的転換を試みる際に残された手段は、天皇の意志を宰領し政権の既定方針を一気に圧伏する以外にはない。いわば権力内革命の敢行である。逆に当該政権はつねに天皇の意志を独占して、そうした「革命」を未然に防圧し続けなければならない。天皇の意志を政局の裏面で宰領し続けた木戸は、巧妙にこの役割を果たしたというべきであろう。天皇の主動性を前面に出すことなく天皇の意志を裏面で操作する。この立ち回りこそ大日本帝国憲法体制の権力構造の特性にもっとも順応した策動であった。そして後に見るように、最後の段階において一気呵成に終戦に向けた天皇の主動性を策出して前面化し、統治権力の刷新をはかる。これが木戸が描いた決死のシナリオであった。これはまさに大日本帝国憲法体制の圏域のなかにかろうじて留まりながら、それを内破する構想であったという他はない。大日本帝国憲法体制の権力理念をもっとも忠実に体现した木戸は、まさにそのことにおいて大日本帝国憲法体制のもっとも大胆な破壊者でもあったのである（後述）。

東條内閣倒閣運動に話をもどせば、最後まで木戸は天皇への回路として重

視された。7月17日に平沼騏一郎邸に近衛、岡田、阿部信行、若槻礼次郎ら重臣が会合した折にも、その結論は「内閣の存在を有害と判断して之を内府に通じ、更に安〔阿〕部、米内、広田等を招いて議に参加せしめ、阿部は右意見を東条に通ずること然るべし」との結論に落ち着き（阿部のみ東條内閣弾劾に反対）、岡田がそれを木戸に伝え、後継内閣として挙国一致内閣を求める趣旨の内奏を依頼している⁶⁹⁾。

こうした内閣反対勢力の結集のなかで、なお政権維持を画策した東條は、海軍に嶋田海相の後継者の推薦が得られないことが明らかになるに及んで、ついに内閣改造の見通しが断たれ「万策つき」、翌18日総辞職した。

東條内閣の辞職を知らされて細川護貞は、「嗚呼、遂に東條内閣は倒れたり。我国はじまって以来の愚劣なる内閣は、我国始まって以来の難局に直面せるこの時、遂にのたれ死にたり。恐らく国民が、是程一致して内閣を倒したることなかるべし。」という感想を洩らしたのち、近衛から東條が「今日のことは、皆、重臣の陰謀に出で、従って敗戦の責任は挙げて重臣にありとの長文の声明を読み上げた」⁷⁰⁾ ことを聞かされている。「国民が、是程一致して内閣を倒したることなかるべし」というこの細川の感想は、誤解でなければ強弁である。たしかに東條内閣に対する憤懣や不評は政権の内外に鬱積していたが必ずしも東條打倒の方向に収斂していたとは言い難く、また倒閣を実行したのはあくまで重臣、海軍や民間の反東條勢力、そして裏面で天皇の意志を宰領した木戸であり、「国民が…一致して内閣を倒した」というのは明らかに拡大解釈である。むしろここに見るべきは王政復古政変で経験したような、頂点における権力交代劇が先行し、新出の権力が政権を奪取したという衝撃が周辺世論を活性化するというパターンの政権交代である。東條が辞職の際にもらしたとされる「今日のことは、皆、重臣の陰謀に出で、…」という言は、今回の権力交代劇の真相を言い当てている面も否定できないのである。

繰り返すが、こうした権力交代劇がなされる根底的な要因は大日本帝国憲

法体制の構造にあった。もはや敗戦自体は避けられないという認識を抱く勢力が徹底抗戦にこだわる勢力を打倒するために、天皇の意志の宰領に向けて勢力を注がざるを得なかったのは、このゆえであった。

和平の条件と形態をめぐることは、それまでに積み重ねてきた犠牲が無に帰するという国民の不満を呼び起こしかねないような過大な譲歩は国内の騒乱を誘うとして危惧された。しかしこれ以上の戦闘の継続は、物的・人的資源の払底と国力の疲弊をもたらし、戦闘の継続が物理的に不可能となり、さらに不利な降伏を強いられかねないという憂慮が存在した。またそうした国内の荒廃が共産主義の勢力伸長の温床になりかねない可能性を危険視する向きも一部に存在した。

こうした見通しと思惑が拮抗するなかで現実に構想された方向は、以下の二点である。すなわち、第一には少しでも有利な終戦に持ち込むために、決戦を敢行しその条件を確保するという方向である。陸海軍の公式の態度は一貫してこの姿勢に固執し、それを挙示しようとする傾向が支配的であった。第二には、それまでに獲得した権益の喪失を最小限度に押さえながら休戦できる余地を模索するために、全戦闘区域で敗色が濃厚になる以前に休戦に持ち込むことであった。具体的には重慶政権との関係の修復を為し遂げ中国大陸での権益を最大限護持した上で、ソ連を仲介として英米との和平交渉に持ち込むことであった。これはいわば個別交渉によって敵国陣営を分断し、休戦に向けて少しでも有利な地歩を確保しておこうという思惑を込めた略略であった。

当然政権の内外においては、その当否や可否をめぐる思惑の対立が存在し、それはもはや合意や妥協点を見出せるような性格の対立ではなかった。なぜなら、劣位に立った状態で和平交渉にのぞむ場合その成否は相手国の思惑に左右されるというほかに、日本側に残された選択は、戦勝国のわずかな「寛容政策」の可能性に賭けるか、断念して見切るかのいずれかしかなく、それに賛成するか反対するかという選択をめぐる妥協が成立する余地

は原理的にはないからである。

ゆえにその賛否をめぐる対立は峻烈とならざるをえず、くり返すが、最終的な結着はどの勢力が天皇の意志を宰領し、自らの思惑を国家意思にできるかによって決せられる以外にはない。ゆえに、その方針転換がなされる時には、熾烈な競合を制するための政変を伴うことがほとんど避けがたくなるのである。

3. 小磯内閣をめぐる宮中グループ・重臣の動向と木戸幸一 — 終戦工作との関連 —

7月18日に総辞職した東條内閣の後を襲った小磯国昭内閣は、その組閣の大命の中には「大東亜戦争の完遂に邁進し、蘇聯関係を注意して之を悪化せしめざる様」⁷¹⁾ 務めるべきことが述べられていた。政府の公的見解として降伏を前提とした姿勢を表明することが極めて困難であったこと、したがって日ソ中立関係の維持はどこまでいっても有利な交渉条件を確保するための外交政略として意味づけられていく他なかったことが理解できる。しかし組閣に当たって「小磯、米内両陸海大将に協力内閣の大命が下った」⁷²⁾ ことは、それは裏面において和平を意識した人選であったことを物語る。この点について木戸幸一は、戦後の証言のなかで「(前略) 小磯陸軍大将を推薦したる重臣会議に於ては、暗黙の間に戦争終結促進の意向は反映し居りたり。(中略) 米内海軍大将を起用して連立内閣とせしめたることも又其のあらわれにして、最初の重臣会議の翌日近衛公が余を訪問せられ米内海軍大将の起用を提案せられたる際に、同公より米内君の動きにより戦争の終結を促進せしむることが出来るかも知れないとの意味の話あり。余は之に賛成したることを記憶す」⁷³⁾ と回想している。木戸が小磯内閣に米内が入閣したことを以て、「戦争の終結を促進せしむることが出来るかも知れない」と期待した近衛に「賛成」したかどうかは厳密な検証が必要であるが、重臣が米内の起用に戦争終結に向けた流れの加速を期待したことは事実であろう。

しかしこうした重臣層やその期待を担った米内の入閣が、ただちに陸海軍全体を和平工作に向けて収斂させたわけではもちろんなかった。むしろ逆に、和平への動きが裏面で進捗しつつあったことは、陸海軍の継戦派の危機感を煽ることとなった。

海軍では米内海軍大臣の補佐に井上成美新次官（海軍中將）が着任し「ベストと認めらるる大臣、次官を並べた今日では、自由に二人の意見が実現できるように結束すべきである」⁷⁴⁾と期待が集まる一方で、マリアナ失陥後の日本側の決戦方策を軍務二課、調査課の研究成果をまとめる形で伏下、矢部、天川の三人が、「決戦指導緊急方策」<1944年8月1日>と題した印刷物に纏め上げ、岡田、鈴木貫太郎、末次信正（海軍大将）、海軍省・軍令部の要所に配布している⁷⁵⁾。その概要は、①戦争遂行のための南方資源の重要性、②そのための決戦戦争準備が焦眉の課題であること、③主作戦線は比島、台湾の線にあること、④決戦のための指導機関の統合（総合的機構の確立）の必要性、などを確認したものであった⁷⁶⁾。まさに東條内閣倒閣に暗躍した人物が、倒閣後は決戦指導体制構築に奔走している。これは彼等の主観に即せば、東條内閣弾劾もその戦争指導体制の独善性と脆弱性への不信に発しており、必ずしも矛盾した行動ではなかったが、東條内閣弾劾が直ちには和平の探究と結びつかないことには改めて注意しておいてよい。それら勢力も含め、陸軍幕僚層の間には決戦指導体制の確立を求める指向が強かった。

だが一方で、そうした関心が陸軍全体、さらには陸海軍全体に共有されているとも言い難かった。むしろ8月10日の最高戦争指導会議の場における審議のあり方をめぐって「本会議ノ進行振りヲ観ルニ従来ノ大本営政府連絡会議ニ於ケル場合ト実質的ニ差異ナク依然トシテ事務局ノ起案ニカカル決議案ヲ審議修正スル範圍ヲ出ズ。而モ海軍側ノ陣容変更ヲ視タル關係上情勢判断ヲ前提トスル施策立案ニ當リテハ自然陸軍当局ノ主張ヲ中心トスル傾向認メラレ且右ハ昨年九月ノ御前会議決定ノ修正捕捉トナル形跡モ認メラレ、斯クテハ事態根本的ニ変化セル今日ノ状況ニ対処スル所以ニアズ。

従ツテ最高会議ノ運営ニ当リテハ会議構成員ハ必ズシモ事務当局ノ思想ニ束縛セラルコトナク寧ロ自由ナル立場ヨリ現状ヲ率直ニ認識シ大局的見地ニ於テ前途ノ対策ヲ練ル為メ各自虚心坦懐ナル発言ヲナスコトヲ必要ナリト考ヘラレタリ」とその不備を指摘される側面を強く残していた。すなわち、指導部は依然として軍事務官僚の立案した構想を修正し追認する以上のことはなさず、またその施策立案の趣意が海軍側に共有されているとはいえない状況が続くなど、新出の危機に対応できる方針や指導体制がとれていないことが憂慮されていた。

この状況に対して、「最高会議ノ運営ニ当リテハ会議構成員ハ必ズシモ事務当局ノ思想ニ束縛セラルコトナク寧ロ自由ナル立場ヨリ現状ヲ率直ニ認識シ大局的見地ニ於テ前途ノ対策ヲ練ル為メ各自虚心坦懐ナル発言ヲナスコトヲ必要ナリ」⁷⁷⁾ というように、いわば政治主動による戦争指導の大方針の提起が求められたが、「『ビルマ』支那方面ニ対スル作戦ヲ重視スル建前ヨリ議論シツツア」った陸軍に対して、海軍は「主トシテ米軍主力ノ進攻ニ対シ洋上決戦ヲ頭ニ置キ此為全戦力ヲ集中セントシ居ル」状態であり、両者の溝は簡単には埋まらず、以後終戦まで軍全体さらには大本営と政府全体を統括できる政戦略を安定的に打ち立てることは困難を極めた。この時ヨーロッパ戦線においてソ連に対する独軍の劣勢が目立ち始め、日本国内において独ソ和平交渉が取り沙汰されたが、それに対する「期待」をめぐって陸軍と外務当局との間に温度差が存在し、それが独ソ和平への対応を定めた文書の表現をめぐる紛糾として露見したのは、その断層の深刻さを象徴する出来事であった。

8月15日の最高戦争指導会議の場において、過去の経緯に照らして両国間の和平がいかに困難かを説明した外相に対して、独蘇和平を速やかに斡旋することにこだわる小磯首相は、「速に」の字句を削除しようとした原案には独ソ和平締結に対する熱意が投影されていないとして反対を表明した。これに対して外相は、「形勢ヲ無視セル議論ニハ俄ニ同意シ難シ」と応酬したう

えて、「蘇ニ対シテハ中立関係ヲ維持シ国交ノ好転ヲ図リ独蘇和平ノ実現ニ務ムトノ趣旨ノ修正」を代案として提起したが、「速ニナル字句ノ残置ノ可否」をめぐって両者の意見は纏まらず、結局「結論ニ達セズシテ散会」⁷⁸⁾せざるを得ないありさまであった。つづく8月16日の最高戦争指導会議においてもなおこの字句修正の問題は尾を引いただけでなく、対ソ、対重慶工作を含めて新に「工作ノ主体如何ノ点ニ付テ」の議論が発生し、「或ハ大東亜大臣ナリト云ヒ或ハ本会議ニ於ケル協議ニ依ルベシト云フガ如ク意見区々ニシテ結局協議ニ依ル建前ニ落着キタルモ真意ハ軍ニ於テ之ニ当ラントスルモノナリヤノ印象」を残すことになった。

要するに、ここに表出した対立の要因は、ヨーロッパ戦線における独軍の劣勢が無視できなくなるなかで対ソ宥和工作と対重慶和平工作进行を推進して危機を乗り切ろうとする陸軍に対して、その見通しを楽観的と見なして制御しようとする外務当局との外交政策の基本方針の差にあった。さらにこれら重要事項の審議の過程において「原案ノ作成者ハ何者ナリヤトノ質疑ヲ外相ヨリ提起シタルニ幹事ハ軍側ニ於テ単ナル参考迄ニ用意セルモノニテ外務当局ハ関与シ居ラズト答へ」るなど険悪なムードが漂う一幕すらあり、両者の根本的な確執の深さは掩うべくもなかった⁷⁹⁾。

こうした確執の克服をめざして開催された第一三回御前会議(8月19日開催)では、前年1943年度に策定された「今後採ルベキ戦争指導ノ大綱」に修正を加え、「昭和十九年末頃ヲ目処トスル情勢ノ推移ヲ観察シ、戦争指導ノ方策確立」が目標とされた。ただその場での情勢判断や今後の見通しに関しては、ヨーロッパ戦線における独逸の劣勢はもはや挽回が困難であること、それとは対照的にソ連は「本年後期ニ於テハ失地ノ大部ヲ恢復スルノミナラズ更ニ西部波蘭並ニ東『プロシヤ』及洪牙利ノ一部ニ侵入スルト共ニ羅馬及芬蘭ノ大部ヲモ掌握スル」可能性が否定できないこと、ゆえにソ連が対独和平を締結する可能性は低いことなど旧来とは異なる情勢判断が含まれているほかは、爾後の方針について「帝国ハ欧州情勢ノ推移如何ニ拘ラズ決

戦的努力ヲ傾倒シテ敵ヲ破摧シ政略的施策ト相俟ッテ飽ク迄モ戦争完遂ニ邁進セザルベカラズ」と総括されているだけで、特に目新しい点は打ち出せていない。つづく内閣総理大臣の発言も外務大臣、陸軍大臣、海軍大臣の説明も、本来それらの間には現状認識と爾後の方針をめぐって相当な懸隔があったにもかかわらず、その対立が目立たないように各部の主張が止揚され、決戦体制構築のためには陸海軍の一致協力が形式的に強調されているだけで、目立って特筆すべき点のない内容になっている。会議の最後に述べられた「特ニ質問スベキ事項ナク立派ナ決定ト思フガ実行ヲ伴ナハザレバ駄目ナリ」という天皇の言葉が、すべてを物語っているといえよう。これは重要点を網羅的に摘記しただけで、重点化すべき果敢な目標と方針を提示できなかったことに対する天皇の皮肉とも取れなくはない。各部の見解を抽象的に止揚するような形でしか爾後の方針が提示できなかったことは、逆にそれらの懸隔の深さと、そうした懸隔をこのような公的な場で埋めることがいかに困難かを示していた。そうであったがゆえに、以後各勢力は天皇への個別上奏により主導権を先取し、自らの方針を押し通すことに鑄を削っていくのである。

この会議で注目すべきは、「国内施策」の項において、爾後の課題として「現下国内民心ノ趨向ハ戦意ノ昂揚十分デナク国家国民共ニ興亡ノ開頭ニ立チテ、戦ニ勝ツ以外、国家国民ヲ現状ヨリ幸運ニ導クノ方途ナキ所以ヲモ認識セズ、又一切ヲ上御一人ニ捧ゲ奉ル所謂国体護持ノ精神ニ覚醒シアラズ、今日依然安易ニ就カントスル者少カラザルニ鑑ミ強力ニ此点ヲ匡救シ、又各種ノ事例ヲ明示シテ敵愾心ヲ激成シ、熾烈ナル闘魂ヲ振起シ飽迄闘フノ実践行為ニ就カシムルノ如ク国内ヲ指導スルコト」⁸⁰⁾が挙げられている点である。先にも触れたように、この時期国民はこれまでに供した犠牲ゆえ無条件降伏には抵抗感が強かったが、他方つねに戦意が横溢し戦時政策に衷心から奉賛していたわけではなかった。その「現実」をリアルに認識すればこそ、「敵愾心ヲ激成」しなければ国民の精神動員は形骸化を免れないという危機感が

ここに表明されて居る。

しかし現実はさらに苛酷であった。なぜなら、以後の国内状況は「敵愾心」の持続的激成すら困難であるだけでなく、それをもってしても戦意の恒常的な昂揚が困難な状況に見舞われていくからである。戦禍が国民生活の身近に押し寄せるにつれて、「敵愾心ヲ激成」しても国民の心底に重苦しく沈殿していく厭戦感情を取り除くことは困難であった。

こうした厭戦感情の蔓延は和平工作を推進する好機のもたらしたにもかかわらず、政局の裏面で推し進めなければならなかった和平工作は、こうした厭戦感情を組織化して推進力にする直接の回路を持たなかった。ゆえにそれは、天皇の意志を宰領するという裏面での工作によって一気に事態を決することに力点を置いた策動とならざるを得なかったのである。

それに向けた策謀の背景となる大きな対立構図は、表向きは決戦の建前を維持しながら裏面で対米和平工作への道筋を探ろうとする海軍を中心とした勢力と、決戦のために日ソ宥和関係と対重慶和平工作に力点を置く陸軍の対峙が大枠としてあり、後者の中に決戦への展望をめぐって温度差が存在するといった図式であった。戦局がさらに悪化するまでは決戦を真正面から否定することは困難であったため、実質的な対立は決戦を視野に入れて日ソ宥和関係の維持と対重慶和平工作への推進に力点を置く勢力を前にして、対米和平工作への道筋を見出そうとする勢力が政局の裏面で影響力の拡大を画策するという構図となって推移した。

まず海軍であるが、8月29日井上成美（海軍次官）から高木惣吉に対して「戦局の後始末を研究しなけりゃならんが、こんな問題を現に戦争に打ち込んで仕事をしている局長にいい付けるワケにいかん。そこで大臣は君にそれをやって貰いたいとの意向だが」と、米内海軍大臣の意を受けた申し入れがなされ、高木は即座にこれを承諾している。その際に井上次官から「このことは大臣と総長と私の外は誰も知らない。部内にも洩れては不味いから君は病気休養という名目で、出仕になって貰うつもりだから、いいネ」とい

う厳訓があり、高木は連絡、事務、研究の必要上目立たない場所に一室を持つために大学校研究部員の肩書きと、補佐官を一人付けて貰うこと、研究は直接大臣に報告すること、などの了承を取りつけこの任務に取り組むこととなった⁸¹⁾。次官から直接命令が伝えられたということは、海軍部内では内密の動きであったにせよ、海軍が本気で対英米和平を模索し始めたことの証しといえよう⁸²⁾。

一方政府の側は対米決戦を建前に対蘇関係維持工作と対重慶政治工作への関与を強めていく。外務省の内部にはそうした工作の効果ないし両工作の両立（後述）に懐疑的な勢力も存在したが、政権が取り組む対外政略である関係上拱手傍観を決め込むことはできず、公的意志決定の場においては内閣の方針に異を挿まない姿勢で関与した。

8月30日に宮中で午前九時から12時30分まで3時間半にわたり開催された最高戦争指導会議の場において、まず対重慶工作については「最高戦争指導会議ノ決定ニ基キ総理大臣ニ於テ外務大臣ト連絡シ国民政府ヲ通シ其自発的形式ニ於テ実施ス（所要ニ応ジ顧問其ノ他ヲ招致ス）本工作ハ右系統以外ニ於テハ一切之ヲ実施セシメザルモノトス」というように、あくまで政府主導の対外勢力であることが厳格に確認された。ただ政府主導とはいっても、総理である小磯が陸軍出身者として陸軍の意向をも背負っているため、それが陸軍の思惑と重複する部分が多分にあったことは否定できない。それは現地の工作に関しては「在支大使館及陸海軍最高指揮官ニ通報シ協力シテ国民政府ト緊密連絡ノ上両政府ノ行フ所ヲ支援セシム」と在支大使館に加えて陸海軍最高指揮官への通報が義務として盛り込まれていることにも投影されている。

意見交換の際に小磯首相は対重慶工作は「重慶ヲシテ米英ニ戦争中止方ヲ提案セシムルコトヲモ考慮スベク、右ガ不可能ナル場合ニハ重慶ヲシテ米英軍ヲ駆逐セシムル方向ニ誘導スベキモノニテ、必ズシモ重慶ヲシテ米英ニ宣戦セシムルヲ要セズ。結局中立ニテモ差支ナシトノ見地ヨリ施策ス」という

ように、その「工作要点」は英米への宣戦ではなく、可能ならば英米への和平の仲介ないし連合国陣営からの離脱、それさえも不可能ならば中立関係の維持にあることを宣明した。参謀総長、軍令部総長もおおむね首相の説明に協賛していた。もちろん重慶政権に日米間の和平の仲介を託することを本気で期待していたと見なしがたく、政権の実質的な目標は重慶政権を中立的姿勢に押しとどめることにあったというのが真相であろう。

これに対して重光外務大臣は「重慶トノ直接交渉ナル処、現在迄此種工作ハ国府ヲ通ジ実施シ居ルガ（中略）国府ヲシテ重慶ニ呼び掛ケシムルニ当リテモ、蔣ヲシテ東亞ニ復帰スルコトガ彼自身及ビ支那ノ利益トナルコトヲ悟ラシムルヲ要スベク、（中略）斯カル手段ハ従来成功ヲ見ザリシ訳ナルガ、重慶ノ英米ニ対スル反感乃至共軍トノ軋轢等ヲ利用シテ出来得ル限りノ努力ヲ払フコト肝要」とかなり厳しい見通しを表明していた。

さらに外相は爾後の日ソ関係についても「帝国トシテハ現在以上ニ蘇ヲ利用センガタメニハ中立関係以上ノ関係ヲ設定セザルベカラズ、然ルニ蘇ハ英米トハ同盟関係ニアリテ単独ノ講和ヲ約シ居リ、更ニ四国宣言ニ加入シ、戦後問題會議ニ於テモ英米ト同席シ居レリ。之ヲ英米ヨリ分離シ我方ト同調セシムルハ蓋シ容易ノ業ニアラズ」とソ連と英米とを離間させることは現実的に困難であるとの認識を大前提にした上で、「日蘇関係ハ現在幾多ノ交渉条件アル処、之ヲ他ニシテ例ヘバ物資交易、中立条約延長強化、国境劃定、支那ニ関スル交渉ヨリ更ニ進ンデハ戦後問題ニ関スル意見ノ交換ノ如キコトヲモ考ヘラルルモ、防共協定ノ廢棄問題等モ亦考慮シ得ル所ナリ。依テ例ヘバ特使ヲ派遣スルニシテモ之等ノ諸問題ニ付如何ナル腹案ヲ用意シ得ルヤニ付研究ヲ遂グルヲ要ス」とソ連を和平交渉のテーブルにつけるために、日独防共協定の破棄も含めて、具体的に可能な譲歩があるのか慎重に吟味すべきことを強調した。

これに対して参謀総長等は見るべき具体策を提示できず、小磯首相にいたっては「欧米諸国ノ道德標準ハ帝国トハ異ナリ、例ヘバ防共協定ヲ結ビ置

キ乍ラ独蘇不可侵条約ヲ結び、更ニ対蘇開戦ヲ行フト云フガ如キ状況ナルヲ以テ、蘇ガ英米ト同盟シ亦ハ単独不講和ノ約ヲ有スト雖モ、之等ヲ顧慮スル要全クナシ」⁸³⁾ というような一国の指導者としての真剣度を疑われるような安易な予断に安住していた。

結局重慶工作は政府当局内部においてもその見通しをめぐって軋轢を含みながらも、最高戦争指導会議で数度の審議、修正を経た後首相と両総長によって内奏がなされた。内奏前日の9月5日の論議において、変更点を含め、重視されたのは以下の点であった。

第一に「和平条件の腹案」に関して、かりに「全面和平」が成立した場合、その後にはどのような中国と米英との関係を期待するかという点について「支那ノ好意的中立ヲ以テ満足ス」という抑制した目標が設定されている一方で、「尚支那側ヲシテ在米英軍ヲ自発的ニ撤退セシム」ことが追加目標のような形で盛り込まれていることである。両者の間には落差があり、不均衡が目立つ。異なった勢力によって抱かれた相違ある思惑を一所に盛り込もうとしたためであろう。前者に関しては、抗日戦争の中止が目標であることは比較的明確である。しかし希望条項のように添えられた後者に関しては、重慶政権が日本側に「好意的中立」姿勢を採る可能性がどの程度のものとも見越されていたのかも判然としない。またそれ以上に、日本の働きかけによって重慶政府が在米英軍を撤退させるような自発的動きをすると本気で期待していたのか甚だ疑問であるうえに、期待していたとすればその根拠は何なのか不可解である。おそらく審議の過程で「将来ノ保障」として「帝国ニ対スル保障要求ニ付テハ為シ得ル限り其ノ要求ニ応ズ」とされていることからみれば、保障条件次第では重慶政権を連合国陣営から引き離し、日本側に引き寄せることが可能と期待していたのではないかと予想される。保障条件とはおそらく、同盟条約で結んだ条件にさらなる譲歩を加え、民族自決をより実質化するという内容のものであったと考えられる。この点を補完する対策として「日華和平思想ヲ助長シ且ツ重慶ノ英米依存ガ究極ニ於テ支那民族ノ奴

隷化、東亜ノ滅亡ヲ招来スル所以」を強調する思想工作を併用する必要性も謳われていたが、そうした工作が実際に「効果」があるかどうかはもとより、衝にあたった当事者たちもはたして本当に「効果」を見込んでいたのか否か、疑問なしとしない。

第二に、「蘇連ノ利用」を見込んで、対ソ宥和政策を並行的に推し進めることの重要性が確認されていることである。この点については「速カナル日『ソ』国交ノ好転ニ依ル政治的迫力ヲ活用シ本工作ノ促進ヲ図ル」と述べられている通りであり、日ソ交渉が進展すれば「『ソ』ヲシテ本工作ノ仲介ヲ為サシムルコト」が期待されていた。その一方で、「本工作実施ニ方リ対『ソ』関係ニ及ボス影響ニ付テハ特ニ慎重ナルヲ要」すというように、この工作の進展が対ソ関係に影響を及ぼす「効果」についても期待されていた。要するに、中国とソ連両国との融和的関係の進展が、双方に対する圧力効果として作用することに期待が込められていた。これは逆に言えば、一方との関係改善の蹉跌が、他方との関係にも影響を及ぼすことを示唆していた。「米英ニ日『ソ』離間ノ具ヲ供スルガ如キコト無キ様厳ニ注意ス」と特段の注意が喚起されていたのは、米英勢力がこの間隙につけ込むことを狙っているという強い警戒感があったために他ならない。この危機認識自体は的確であった。

第三に、「本工作ハ凡有ル手段ヲ尽シ執拗ニ行フモノトス」というように、これらに対する取り組み姿勢として手段を選ばず死力を尽くす「覚悟」が盛り込まれていることである。これは逆に言えば、この工作が本来極めて実現困難な試みであるという認識を政府当局者たちが内々に抱いていた証左であった⁸⁴⁾。

こうした狙いと問題点を含んだ重慶政権との宥和構想は9月6日首相と参謀総長の手によって内奏に供された。その際になされた「御下問」と「奉答」のなかで注目すべきは以下の点である。

まず最初に天皇から「工作成功後ハ重慶ヲシテ中立セシムル考ナルヤ」という下問がなされ、首相は「工作ノ結果ニヨル次第ニテ唯今ノ所不明ナルモ

ナシ得レバ参戦セシメタク最小限度好意的中立ヲ確保致シタシ」と事前の打ち合わせ通り奉答していることである。第二に注目すべきは、重慶側への譲歩の具体策をめぐってである。天皇が、重慶側を懐柔するために盛り込まれたと思われる香港返還や南方権益の譲渡が何を意味するのか問い質したが、首相は「例へバ仏印ノ一部ヲ譲渡スルトカ又ハ南方華僑ニ対スル統制乃至指導権ノ委譲ヲモ考ヘ得ルモ具体的ニハ決定シ居ラズ」という返答しかできなかったため、天皇に「然ラバ何故スカルコトヲ記載スルヤ」と詰め寄られている。これに対して首相は、「満州問題ニ手ヲ触レシメザル為ナリ」と答えるのみであった。満州権益を墨守することが対重慶工作の重要な狙いでありながら、そのための交換条件については必ずしも踏み込んだ議論がなされず、天皇の問詰によってその杜撰さが露見した一コマであった。ちなみに、これに対して天皇は「満州ハ別箇ノ問題ニハアラズヤ」と突き放している。

この他に首相の説明を補足した参謀総長の陳述に対しても、天皇から「重慶工作ヲ行フハ我方ノ弱点ヲ暴露スルモノニアラズヤ又スカル工作ハ成功スルト考フルヤ」と核心に迫る下問がなされた。これに対して首相から「国府ノ自発的工作トスベク顧問等ヲ使フコト適當ナリト考フ」という奉答がなされたが、それに納得しなかった天皇が投じた「軍ノ士気ニ影響セザルヤ」という疑問に対して参謀総長が「交渉トハ別箇ニ既定ノ作戦ヲ手控ヘズ継続スルヲ以テ影響ナシ」と奉答する一幕もあった。天皇の論詰に虚を突かれた感のあるこの奉答には、この工作の隠蔽された本質が露見している。そもそも当該時点で強固な抗日姿勢を堅持している重慶政府の軟化を誘う効果的手段が見当たらないがゆえに難渋しているにもかかわらず、「交渉トハ別箇ニ既定ノ作戦ヲ手控ヘズ継続スル」というのはあまりに現実的見通しを欠いた対処法であると言うほかない。この梅津参謀総長の言通りに軍全体が動いていたのだとすれば、そもそも対重慶和平工作自体、少なくとも陸軍にとっては奏功を期待してのものというより、すでに敗戦を見越して自らも「避戦の努力」をしたことを挙示するための取り組みであった可能性が高い。

そしてこうした内奏状況を報告した第一二回最高戦争指導会議(9月9日)の場で小磯首相が、「重慶工作ト関連シ閣員ニ依頼シテ繆斌ヲ東京ニ招致シ居ルコト、萱野、頭山(秀三)等ヲ利用シタキコト等ヲ申出テ」、それに対して「既ニ工作方法決定シ居ルニ鑑ミ右ハ甚ダ危険ニシテ警戒ヲ要ストノ反対意見多数」が表明されるという一幕があった⁸⁵⁾。そもそもこの工作を今後の戦局の行方を左右する重要工作と位置づけていたとすれば、繆斌をはじめ萱野、頭山(秀三)など民間人もしくはそれに類する人物を介在させようとする事自体不自然である。しかし小磯内閣は、繆斌工作を中心に対重慶和平工作を推し進めることとなる。これについては後述する。この後、対重慶政権との関係、および日ソ関係については悲観的な情報もたらされる。

9月16日午後2時から6時過ぎまで4時間以上に及んだ第一五回最高戦争指導会議において中国から帰朝した柴山兼四郎陸軍次官が帰朝報告を行い、「国府ニ対スル伝達経過要旨」と題する参考資料を提出した。柴山次官は、重慶との交渉は南京政府を通じてのみ行うべきとの主張に立っていた重光の意を受ける形でなされた最高戦争指導会議の正式決定によって中国に派遣されていた⁸⁶⁾。その説明の際に柴山次官は、現地で聴取した情報をもとに「蔣ヲシテ和平ニ応ゼシムルハ殆ド不可能ニシテ米國ノ軍事勢力ハ支那ニ強力ニ喰イ込ミ居リ、我軍ノ偵察ニ依ルモ、(中略)蔣ガ米軍ヲ駆逐スルハ至難」であり、また「軍事的ニモ経済的ニモ米勢力ヲ駆逐スルコト困難ト認メラル」と悲観的な見通しを提示した⁸⁷⁾。

現地からのこうした悲観的な情報もたらされるなかで、蒋介石による中国の統一に向けた動きに対抗するため、小磯首相自身は中国を統一統治するのではなく、日本の力の下に数個の地域に分割統治すべきであるとするかなり特殊な構想を抱いていた。小磯はこれを12月初めの最高戦争指導会議で披露するが⁸⁸⁾、重光はその真意に理解を示さず反対し、軍部もまた承認しなかった⁸⁹⁾。

一方この時期対重慶工作との間に相互の圧力効果を見込んで関心を集め

ていた日ソ宥和工作についても手探り状態が続いていた。9月16日、会議の構成員だけを集めて第一六回戦争指導会議が開催され、対ソ施策検討の場が設けられた。そこにおいて外相重光は、「従来研究セル対『ソ』交渉ノ件ハ全部中止シ今後ハ日『ソ』間ノ共通問題ニ関シ、理念的ノモノヲ研究シ度」とその支柱となる理念を打ち立てる必要性を強調した。「日『ソ』間ノ共通問題」とは何を意味するのかこれだけでは判然としないが、議事摘要の重光発言の最後に括弧付きで「太平洋憲章的ノモノ」と付記されていることから、欧米資本主義国を「共通の敵」と位置づけられるような「理念」を捻出する必要性に注意を喚起したかっただけと思われる。共産主義には強い警戒感を抱いていた重光であれば、その「理念」は修正資本主義的世界観を念頭に置いていたことが推測される⁹⁰⁾。

なおその場では、そうした「理念」の構築と合わせて「特使派遣ヲ『ソ』ガ拒絶シタル場合ノ処置」、「独ガ英米ト単独和平セル場合ノ措置」といった実践的問題を研究する必要性も議題に上った⁹¹⁾。特に後者は、もし実現すれば日本の戦況を左右する大きな問題であった。なぜなら、独逸と英米との間での戦闘の終結はソ連をヨーロッパ戦線に軍事力を振り向ける負担から解放し、極東方面に軍事力を振り向ける指向を誘発しかねないからである。独逸が英米に降伏した場合も事態は同様である。その危機に対処するためには、少なくともソ連の「中立的態度」を維持させることが必要であった⁹²⁾。しかし9月18日にソ連が交渉のための日本の特使派遣を拒絶する一報がもたらされるに至り⁹³⁾、それすら可能かどうか、対ソ交渉の先行きは極めて危ういものとなった。

そうしたソ連の対応に直面して、9月28日に開かれた最高戦争指導会議では、「今日ノ状況ニ於テ蘇ガ日本ヲ援助スル地位ニアリト考フルハ是亦謬リ」という悲観的な状況判断が提示され、その理由として「蘇ハ日本ト英米トヲ闘ハシメ兩者共ニ傷クトヲ希望スベキモ若シ日本ニシテ惨敗スルガ如キコトアラバ恐ラク其ノ本来ノ政策ヲ運用シ大陸ハ愚カ日本ノ赤化ヲモ目的

トシ進出スベキコト欧州ノ形勢ニ徴スルモ想像ニ難カラザルトコロ」というようなソ連の戦略的底意が挙げられている。その結果、今後ソ連への対応の指針としては、「若シ徒ラニ希望的観測ニ基ヅキ利害調節ノ限度ヲ逸脱シ交渉ヲ一方的ニ取進メントスルガ如キ場合ニハ蘇ハ直ニ相手方ノ弱ミト解シ之ヲ逆用シテ其ノ本来ノ赤化政策を駆使スルコトトナルベク此ノ点ニ付テハ慎重ヲ期セザルベカラズ」というように慎重な警戒姿勢が必要なことが強調されることとなった⁹⁴⁾。こうしたソ連の戦略的底意にたいする警戒は、以後の日ソ交渉につねに付着していたといつてよい。

では対重慶政権、対ソ交渉を日本の戦略に有利に活用する道筋が見通せない中で、戦局全般について政権内外の要路者たちはどのように認識し、どのような対策を考慮していたのであろうか。9月30日、大本営及び政府、御前会議を奏請して「今後執ルベキ戦争指導ノ大綱」を採択した。同日、近衛を荻窪の荻外荘に訪問した細川護貞は、岡田啓介の発意によって9月26日に開催された重臣会議の場において岡田、若槻礼次郎、平沼騏一郎の3人は、「最早武力勝利の望みなきも、今日外交的解決によれば、無条件降伏以外に途なきを以て出来る限り抗戦し、国際情勢の変化を待ちて転換の策に出」⁹⁵⁾ることが必要との認識で一致したことを近衛から聞かされている。すなわちこの段階において、重臣層はすでに敗北が不可避なことを認識しながらも、無条件降伏を避けるために、「転換の策」を画策しようとしていたことが理解できる。

ではこの「転換の策」とは何を含意しているのか。『細川日記』に記載された次の10月2日の記述が参考になる。

(前略) 内務省より総力戦研究所に派遣せられ居る人ありて、数日前高村氏を訪ね来り、研究所内にて種々課程の下に演習を為し居るも、陸海軍共最早武力戦による勝利なきことを確認し居るも、今転換すれば無条件降伏となり、招来に於いてはやはり無条件以上悪化すること無けれ

ば、抗戦を続ける中に国際情勢に変化を生ずべく、その時和平すべしとの意見なり⁹⁶⁾。

総力戦研究所内部でももはや「武力戦による勝利なきこと」が共通認識となりながらも、無条件降伏を避けるために抗戦を続けて国際情勢転換の「好機」を待ち、少しでも和平交渉に有利な立場で臨める条件を確保するという論議が展開されていたことが伺える。発想の類似性より見て、重臣層の想定していた「展開の策」とは、ここに述べられているのと同等の和平工作のことであろう。

これらより見て、もはや軍事的勝利はあり得ず、いずれ休戦が必要であることが公然の秘密になっているにもかかわらず無条件降伏は峻拒しようという機運が政権の周辺部分にかなり広汎に渦巻いていたことが伺える。この姿勢に固執するかぎり、有利な和平条件が確保できるまで抗戦を継続するという選択以外採りようがないのは当然である。

これは人道的にはもちろん、政略、軍略的観点からみても理解に苦しむ選択である。なぜなら、そもそも軍事的勝利がもはやあり得ないという認識が大前提としてあるにもかかわらず、抗戦を続けるというのは徒に人的・物的資源を消耗し継戦能力の払底が自明となる結果、和平交渉の際の地歩を自ら狭めることになるのは明白であるからである。和平交渉に確たる成算が見通せていないかぎり、これでは抗戦の先に破滅的な決戦の断行を想定していた軍部の玉碎主義と本質的に変わりはない。

なぜこういう一見理解に苦しむ姿勢に終始するのであろうか。それは他にもない。軍事的勝利がもはやあり得ないことが共通認識になってもなお、政権内外のどの勢力もそれを公然と宣明し、無条件降伏の口火を切る主体になることを避けたかったからである。正確に言えば、形式的にせよ天皇の名において開戦が布告された戦争の終結を宣言できる正当性をいかなる主体も持たなかったからである。その矩を越えて無条件降伏の口火を切ることは、

たとえ爾後の戦局の見通しは暗くとも「敗北主義者」の誹りを受けるのではないかという危惧に各勢力が囚われていたからである。

もちろん政権を構成する各勢力の内部には抗戦の非を悟り、内心で和平の必要性を認識する個人も存在した。が所属する個人の意向の突出を許さない官僚制の組織原理は、そうした個人の意向を組織内部で表明することを強く制約した。

そうであればこそ終戦工作は、敗戦に懐疑を差し挟む余地がさらに減少するまで、政局の裏面で秘密裡の策動として推し進められ、最終的には天皇の「苦汁の裁定」として推進の方向が決められる以外に実現は見通せなかった。いかなる臣下でも公然とその口火を切った者は「敗北主義者」として貶視されるが、天皇が裁定した場合は、その苦汁の度合いが大きければ大きいほど、国家を破滅の淵から救った英明君主として称賛される。この不条理といえは不条理な天皇制のメカニズムを誰よりも知悉していたのが、内大臣木戸幸一に他ならない。終戦工作とは、このメカニズムを最大限に援用し、究極のところ天皇を無条件降伏の裁定へと誘導する策動であった。そのためには、敗戦の不可避性を前にした無力感と厭戦感情のさらなる充満が必要であった。木戸にとって和平工作とは、これらの条件が整う時を待ち、天皇の裁定発動の適時を窺う入念な下準備の上に成されるものであった。さらにそれは天皇の例外的「英断」を突出させることによって、多くの臣下の仰慕を確保するとともに、英明な君主を悩ましつづけた「有害な延臣」を葬り去り、統治権力の刷新を断行するための限界手段ともいべき策動であったことは先に少し触れた。近衛をはじめとした重臣たちは時に動きを開始しない木戸に苛立ちを募らせていたが、木戸はそれらの蠢きを横目に、自らの策動を開始する適時を慎重に見計らっていたといえよう。

では木戸は、戦局の悪化がさらに深刻化し、対重慶政権・対ソ和平工作が奏功する可能性が順次狭まっていく状況のなかで、どのように天皇の意志を独占的に宰領しようとしたのであろうか。

Ⅲ. 和平工作の本格化

1. 戦況の悪化と木戸の策動

1944年10月15日、木戸は今後の戦争の見通しなどについて重光外相と懇談しているが、懇談内容は明らかではない。『木戸日記』にはこの前後にも両者はしばしば面談したことが記されており、あるいは終戦の算段についても話題に上ったかとも推測されるが、詳細は明らかではない。

米軍のレイテ上陸作戦が始まり、大本営はフィリピンを決戦地域とする「捷一号」作戦の発動を決定し、10月18日梅津美治郎陸軍参謀総長と及川古志郎海軍軍令部総長が天皇に作戦発動の裁可を仰ぐべく上奏したところ、天皇は直ちに裁可を与えたうえで、「皇国の興廢この一戦に懸かる重大事であるから陸海軍真に協力し一体となり万遺算なきを期し奮励する様」激励した¹⁾。軍事的勝利はもはやあり得ないことが共通認識になっていたにもかかわらず、敵国の大規模攻勢を前にした時は降伏という選択肢は棚上げされ、軍事的反攻作戦が実践的課題として間髪を入れず裁可された。しかしレイテ沖海戦の大敗の後、12月17日に米軍がレイテ島やミンダナオ島に上陸した報がもたらされると²⁾、作戦指導の基調は徐々に変化を見せ始めた。陸軍参謀本部第二十班が上程した1945年度以降の戦争指導に関する具申書の「昭和二十年度重要研究並びに懸案事項」のなかに「終戦方策」と「戦後経営方策」が盛り込まれていたのは³⁾ その変化の一端を示すものといえよう。

また木戸が1945年の初頭(1月6日)に、爾後拜謁が従前のように形式に流れ、軍部の上奏を追認するだけに終わることを避けるために天皇に以下のように進言していることは、こうした戦争指導方針の基調変化に対応しようとしたためである。

先づ第一に我国の戦争指導の中心たる陸海軍総長の真の決意を御承知遊ばすことが必要と考えますので、従来の如き稍もすれば形式的に流

る、拝謁と異り、真に飾りなき御話合ひを願ふ為め、両総長を同時に御召の上御懇談遊ばされては如何かと存じます。其上にて更に関係閣僚をも御召しになり、御納得の行く迄御質しの上、最高方針御決定の要を御認の場合には、其事態に応じ重臣閣僚会議とも云ふべき御前会議を御開催遊ばさるゝが宜しかるべく、兎も角爰数日の推移を御覧願ひたく存じます⁴⁾。

これは両総長が心底では戦局を楽観視せずその行く末をリアルに認識していることを知る木戸が、天皇に戦意昂揚のための宣伝的「戦果報告」ではなく深刻な戦況の実情を知る機会を設けることによって軍事的勝利がもはやあり得ないことを実感させ、破滅を免れるためには和平工作が不可避であるという認識を扶植するための準備工作として進言している公算が高い。

『木戸幸一日記』にはこれ以上のことは記されていないが、以上の木戸の動きは、木戸が戦後の証言のなかで自ら終戦工作を意識し天皇への働きかけを開始した時期について「陛下の此の思召（終戦への思いを指す一小関）の愈々強くなられたるは、昭和二十年一月初め米軍がルソン島に上陸を開始したる頃よりにして、場合によりては重臣の意見を徴して見たしとの御意向を承るに至り、陛下の御胸中に重大なる御決意の出来つつあることを看取したり。其の後は一層緊密に陛下との間に意見の交換をなし来りたり」⁵⁾と述懐している内容と概ね符合する（ただしこの述懐は戦後GHQのG2歴史科の聴取に応じた「終戦に関する談話」における「陛下は実の処一九四五年の初期には、未だ軍備を撤廃される位ならば戦争を継続する外ない位のお考えの様であった」という証言⁶⁾とは矛盾する）。

もちろん木戸はこうしたやり方をもってすれば統帥部が天皇に深刻な戦局の実情を率直に伝えると手放して楽観していたわけではない。1945年1月18日の最高戦争指導会議において本土決戦即応体制の確立を盛り込んだ「今後採るべき戦争指導大綱」が決定されたこと、さらに25日の同会議におい

て軍需生産増強、生産防衛体制強化を目標にした「決戦非常措置要綱」が採択されるなど決戦体制への転換が濃厚になっていくことに危機感を強めてはいた。だが統帥部の上奏内容を形式的に聴従するだけでなく、立ち入って応答ができるような柔軟な形態に改めれば、予め用意された統帥部の形式的見解だけでなく、もはや絶望的に近い「戦況の実情」を仄聞できる機会ともなるのではないかというのが木戸の期待であった。個々の構成員は戦況の危うさを認識し終戦への関心を抱懐していても、軍の官僚的な組織原理はその口外を未前に封殺する。軍においてはこの官僚的メカニズムが特に強く働くことを木戸は認識していた。木戸の対策は、この巨大な圧力に対する抵抗の糸口の模索であった。

この点に関して重臣層も同様の関心を抱いており、29日に重臣会議を開き、国際情勢の現況を聞く機会を設けた。その際に岡田啓介は、中島知久平から既に長距離飛行機の製作は不可能という情報を得たことを根拠に、「敗戦は必至となりたるを以て、直接米国に降伏を申し込むよりも、ソ聯に泣き付き、之が調停を依頼せば、独立国としての体面を立つることを得べきを以て、直に交渉を開始しては如何」との提案を行った。これに対して重光は、「その代償として、ソ聯が如何程の条件を持ち込むや判らず、恐らく延安にある満州解放の軍隊及び団体中より日本の内閣に入閣せしめよ等の条件を持ち出すべく、到底そは（ママ）不可能なり」と直ちに反論した⁷⁾。

時期はヤルタ会談の直前であり、現在の眼から見ればソ連が戦闘状態にある日米間の調停役に付くことを期待する感覚は楽観主義の度を超しているようにしか見えないが、無条件降伏を避け「独立国としての体面」を死守しようという思惑が強ければ強いほど、未だ日本と戦闘状態にない唯一の大国であるソ連の仲介は死中に活を見出す最後の頼みの綱として期待が寄せられた。

この両者の論議をうけて重臣一同、「御上より一応此の際軍に対し、戦争の見透しにつき御下問ありて然るべし」と判断し、その意向を近衛を通じて

木戸に伝えたところ、木戸はそれに応ずる形で対応策として、形式的な下問を「御上よりあらたまつて夫れから夫れへと御追窮遊ばされる」ような自由度の高い実質的な下問、すなわち一問一答式で詰問していくような下問へと改めるとする案を提起した。近衛はこの下問方式の効果にも懐疑的で、「あく迄形式的だな」と冷笑している⁸⁾。

木戸はこの下問形式ならば、事前に天皇との間で詰問内容をより具体的に調整する作業が多くなるため、自らの意向を天皇に注入できる機会が増えることも視野に入れていた。それに向けて小刻みに必要となるであろう面談によって、天皇の意向を和平の方向に誘導することを画策していた。『昭和天皇実録』で確認するかぎり、1945年1月以降統帥部両総長の上奏回数は激増するが、それを拝謁した後天皇はほぼ例外なく内大臣木戸幸一を招請している。これは両総長の上奏の内容に対して、天皇が木戸に意見を求めるためという理由以外には考えられない。口述するように、「天皇の意向」を楯にした終戦工作の推進は、事前におけるこうした天皇との頻繁な接触の機会なくしてはありえなかったであろう。この点において、木戸の狙いは功を奏したと見てよい。

この重臣会議の直後の2月3日に小磯首相、梅津、及川両総長が同時に上奏し、2月1日の最高戦争指導会議で決定事項を天皇に奏上している。その決定事項には、仏印に対し①仏印軍と武装警察隊は日本軍の指揮下に入れ、②仏印の全機関は日本に全面的に協力することを要求し、受け入れられない場合は武力行使に踏み切る、という方針が盛り込まれていた。

これに対して天皇がどう反応したのか明らかではないが、2月6日に木戸と会談した高松宮が「オ上ニ時局收拾胸算オアリノ様カト尋ネタ」ところ、「別ニナイラシカッタ」⁹⁾という木戸の観測を聞かされていることから判断すれば、首相、両総長の3人から戦況が決定的に悪化している現況のもとではもはや決戦に窮余の望みを託す以外に選択肢はないという趣旨のことを聞かされ不本意ながらそれに同調せざるを得なかったか、もしくは同調しない

までも有効な代替策が提示できず押し切られたか、いずれかの可能性が高い。天皇がこの段階で、独自の腹案として無条件降伏を提案したとは考えられない。

天皇が逡巡している状態であればこそ、各勢力はそれぞれの思惑をもって天皇の意向を宰領しようと競合を繰り返す。この状態は同時に、天皇の意向を宰領することによって統治権力の刷新を目論んでいた内大臣木戸幸一にとっても必要な前提条件であった。後は好機を逃がさず天皇に自身の意向を効果的に注入するために、その競合に競り負けないこと、またそれらの間に埋没しないことが重要な課題となっていくのである。

ところがこの頃から木戸に対する周囲の風当たりが強くなる。2月9日、細川護貞が大磯に原田熊雄（もと西園寺秘書）を訪問した際に木戸のことに話が及び、細川が「是非何とかやめさせたきものなり」と木戸を排斥したい意向を漏らしたところ、原田も「自分も婉曲に手紙を出し、外交、財政等の専門家として幣原、有田、池田等を、直接御上^(ママ)が御招び遊ばしては如何と伝えたるも、木戸候は、彼等は長老には非ず、外交には宇垣、広田ありと云って寄こした。こうした頭では困ったものだ」と憤懣を吐露している。それを受けて細川が「牧野伯あたりから木戸候に辞職をすすめられては如何」と提案し、それでは吉田茂を訪問して相談しようということに話がまとなり吉田のもとを訪れたところ、吉田から「四人の重臣が度々会うのだから、此处で一つのプランを作って意見をまとめる様にした方がよい」とのアドバイスを得ている。

さらに細川は同日午後に至り、高松宮邸を訪問し「政府の確信なきことより、木戸候を替えては如何」という申し入れを行っている。これらよりみて、木戸に対する相当強い反感が周囲に渦巻いていたことが窺い知れる。しかしその申し入れに対し高松宮は、「一体君達は木戸を替えると云うが、(中略)木戸を替えたらずぐにも和平が出来る様に思うのは大した間違いだ。みんな駄目だ駄目だとばかり云っていて、それではどう云うプランでやるかと云う

様なことはだれも云わぬ。木戸が阻止すると云うが、プランを持って行った者が居るのか。陸軍が云うことをきくまいと云うが、やって見たものが居るのか。皆やって見もせず、唯口先ばかりで駄目だ駄目だと云ったって尚駄目だ。プランなしに轉換するなんてことは出来はしないよ」強い調子で反駁した。これに怯むことなく細川が、「プランと仰せあるも、大轉換と云うことが一つの大きなプランであると思います」と再反論しても、「一体具体的に何処と話をするか、どうしてするか、誰が行くか、又日本の産業をどうするか、軍隊をどうするか等を決めてかからねば駄目だ。ただ手ぶらで出て来たってかえって悪い。木戸を替えて誰かと云えば近衛だ、岡田だと云うが、近衛、岡田に何が出来るか」と「極めて強く」逆襲されている。

この後もしばらく重臣が上奏することの実質的効力などをめぐって両者のやり取りは続いたが、最終的には細川も「結局此の非常の時に際し、重臣を始め皆勇氣に乏しく、信念を持ちたる人なきを憤慨被遊たる御言葉にて、誠に御同感に堪えざる所なり」¹⁰⁾と矛を収めざるを得なかった。

この時期木戸に対する批判が周囲に高まりつつあった理由は何か。高松宮の「木戸を替えたらすぐにも和平が出来る様に思うのは大した間違いだ。」という反駁がヒントを与えてくれる。すなわち木戸は、和平工作を天皇の水際で阻害している張本人と見なされて反感を持たれていたことが理解できる。正確に言えば、木戸は対米和平の必要性を天皇に対して注進できる位置に居ながらそれを積極的に行おうとしないことを無策として、さらには重臣を天皇に近づけたがらないことをもって天皇を独占しようとしているかのごとく見なされて反感を買っていた。他方軍の側からは木戸は逆の観点からの批判を、すなわち天皇の側にあって天皇が決戦態勢に協賛することを妨げている「君側の奸」であるとする誹りをうけることになった。

決戦体制への批判はともかく、重臣と天皇の接触に関しては、木戸が警戒していたことは事実である。例えば2月14日、近衛が拝謁、上奏し「最悪なる事態は如何ながら最早必至なりと存候。……勝利の見込みなき戦争を之

以上継続する事は、全く共産党の手に乗るものと存候。従って国体護持の立場よりすれば、一日も速かに戦争終結の方途を講ずるべきものなりと確信仕候」という趣旨のことを述べた際には、風邪で休んでいた藤田尚徳侍従長（海軍大将）に代わって木戸が待立した。『木戸幸一日記』には「藤田侍従長風邪につき代りて待立す」¹¹⁾と記されているだけだが、この待立は木戸が望んで行ったものだという¹²⁾。これは天皇にどのような情報もたらされるかについて木戸が特に神経を失らせていたことの証左であろう。

事実天皇は、時に自らのもとにもたられるさまざまな情報に翻弄され、去就がぶれる面を垣間見せることがあった。例えば、14日の拝謁の際に近衛が「ソヴィエトの欧州に於ける行き方を述べ、我国に対してソ聯がとることあるべき方針を考え、未だ国力を出し尽さざる前に、外交によりて戦争を終結せしむべき」こと、なぜなら国土壊滅状態となるまで戦闘を継続すれば、疲弊した国土の上に共産主義の影響力が浸透する「赤化の脅威」を説いたところ、天皇はそうした「赤化の脅威」に反応するよりも、むしろ「米国は我皇室を抹殺せんと云い居る由なるも其の点如何との御下問」を行った。

なぜ天皇は米国の「脅威」を持ちだしたのであろうか。「グルー及び米国首脳部の考え方を見るに、其処迄は行かぬ様思います」という近衛の返答に対する天皇の言は、「梅津は米国が皇室抹殺論をゆるめざるを以て、徹底抗戦すべしと云い居る」というものであった。すなわち天皇は、軍部の上奏内容に動揺を誘われる場合もあったことが理解できる。梅津の言はある種恫喝的な面もあり、天皇も盲信していたわけではなく「自分も其の点には疑問を持って居る」と判断を留保していたが、そうでありながらも「梅津及び海軍は、今度は台湾に敵を誘導し得ればたたき得ると言っているし、その上で外交手段に訴えてもいいと思う」という程度にまでは梅津や海軍の提言に靡く傾向も見せていた。この天皇の動揺を目の当たりにした近衛は、「御上は極めて素直に軍の上奏を御取り遊ばされ居る故、事態を夫れ程悲観遊ばされ居らぬ様にて心配なり」¹³⁾と嘆息している。近衛は天皇が真相を隠蔽した軍部

の「戦況報告」に影響されて、戦局の悪化をさほど切迫したものとは捉えていないことを嗅ぎ取ったといえよう。

先述したように、統帥部の両総長の上奏の際の下問のありかたを柔軟な一問一答方式に変え、それを自らの和平工作を推進する条件として活用することを意図していた木戸ではあったが、その思惑とは裏腹に、激増した両総長の上奏が持ち込む「情報」は時に天皇を幻惑せずにはおかなかったということは想定外の事態だった。この事態に直面して木戸は、転じて天皇をできるだけそうした「情報」から遮蔽しておくことにも腐心せざるを得なくなった。正確に言えば、天皇を最後の絶体絶命の「好機」にのみ果断に終戦の「聖断」を下せる状態に安置しておくためには、決定的瞬間が来るまでは天皇が戦況の悪化に悲観的すぎても、過度に楽観的であっても好ましくなかったのである。そのために木戸が苦慮しはじめたのは、いかにしても天皇を自らの情報管理のもとに置くことであった。天皇が戦況の悪化に対して「適度」な危機感を持つに好適な「情報」を好機を見計らって小出しに天皇に伝達すること、木戸の関心はそこに注がれていったといつてよい。

しかし戦況はますます厳しいものとなり、2月19日米軍は硫黄島に上陸し(3月7日守備隊全滅)、大型爆撃機による日本本土への大規模空襲が可能になるという切迫した状況に置かれることになった。この状況を受けて陸軍省と参謀本部は「本土決戦完遂基本要綱」を決定し、「本土決戦ニ応ズル必勝兵備ヲ完遂スベキ国力ノ運営ハ秋期ニ於ケル決戦即応ヲ第一義トシ国力ノ著シキ低下ハ之ヲ忍ブモノトス」というように国力の低下を忍んでも本土決戦を辞さない方針を宣明した¹⁴⁾。この方針にかかわる諸事項の説明のため、軍関係者が大挙して上奏するという事態が日常化する。2月26日にかぎってみても、以下の通りであった¹⁵⁾。

午前	10・00 - 10・5	参謀次長(秦彦三郎。参謀総長梅津美治郎の代理)
	10・05 - 10・25	陸相(杉山元)
	10・35 - 11・40	東條元首相
	11・41 - 11・55	首相(小磯国昭)
午後	1・55 - 2・55	陸相
	3・00 - 3・20	軍令部総長(及川古志郎)
	3・27 - 3・31	海相(米内光政)
	4・00 - 4・30	内相(大達茂雄)
	4・35 - 5・05	参謀次長(秦彦三郎)

『昭和天皇実録』九の該当箇所にはこれら軍関係者の上奏内容が簡潔に記されているが、それぞれが戦況判断や爾後の作戦指導をめぐってどのようなことを上奏したのか、詳細に明らかにすることはできない。ただこうした軍関係者による上奏攻勢ともいべき事態が、「本土決戦」の覚悟を天皇に促すための機会となっているのならば、それは木戸の当初の狙いが裏目に出たという他なかった。このうち1時間に及んだ東條元首相の拝謁は待立の侍従長藤田尚徳の「要旨筆記」をもとにして10頁にわたって内容が記されており¹⁶⁾、他のものとは性格を異にする。この東條の拝謁は、2月6日の「時局極めて重大の折柄、天皇は、内閣総理大臣経験者(いわゆる「重臣」)。ただしこの時点で現職の海軍大臣であった米内光政と朝鮮総督阿部信行は除外—引用者)・及び元内大臣牧野伸顕が天機奉伺に参内の節、各人に謁を賜い、その意見を聴取する」¹⁷⁾という方針にもとづいてなされた拝謁の一環であった。東條の他に平沼騏一郎(2月6日)、広田弘毅(2月9日)、近衛文麿、若槻礼次郎(2月19日)、岡田啓介(2月23日)が拝謁しており、それぞれの内容の要旨が藤田侍従長のメモをもとに記されている。これら重臣の上奏内容は、温度差を含みながらも総じて終戦の必要性を示唆するものであり、木戸の策動の追い風となる側面もあったが、他方で前述の統帥部の上奏

内容とこうした重臣の上奏内容が背反したとき、それが天皇に混乱を持ち込むことも避けがたかった。それは木戸にとって好ましい事態ではなかった。

こうしたなか周囲の木戸に対する反感は消滅したわけではなかったが、むしろ「従来木戸内府をやめさせることを一つの目標となし居たるも、到底やめる気色なく、又是に従事する為時を喪うに到っては、終局の目的をも喪うに到るべきを以て、此の際木戸侯を転換の方向にむける為努力することに意見一致した」というように、木戸の変心を誘う方向に関心が向きはじめる¹⁸⁾。

こうした本土決戦方針に危惧を覚える勢力は、天皇自身を含め、皇族のなかにも存在した。3月2日、天皇は吹上御所に高松宮と浅香宮、東久邇宮、賀陽宮、三笠宮を夕食に招待し、会談の機会を設けた。その際に「近衛、岡田、若槻、平沼四重臣ヲ政治上ノ御相談相手トシテ側近ニオクコト」、「最悪事態ノ処置ヲ促進スルコト」が話題に上っている¹⁹⁾。すなわち天皇自身を含め、有力皇族の間には天皇が軍部に洗脳されたり押し切られたりすることがないように重臣勢力を側近に置くこと、ないしそれら勢力によって「最悪事態ノ処置」、すなわち終戦工作を促進するための推進基盤を固めようとする試みが存在したのである。ここにはかつて強硬な継戦論者であった浅香宮までが名を連ねているのが注目される。

これら勢力は細川を連絡役のような形で、終戦工作に向けて近衛とも結合を強めつつあった。3月3日湯河原に近衛を訪問した細川は、2月14日に拝謁上奏した際に手交した近衛の上奏文を「高松宮殿下の御覧に供する為」に写し取り、3月6日高松宮邸に持参し、供覧に付している。先にも少し触れたが、その上奏文の内容は以下の通り共産主義革命の「脅威」を強調したものであった。

昭和二十年二月十四日拝謁上奏。敗戦（此の敗戦の言葉は言上の時危機と改められたりと）は遺憾ながら最早必至なりと存候。以下此の前提の下に申述べ候。

敗戦は我国体の一大瑕瑾たるべきも、(中略) 国体護持の建前より最も憂ふべきは、敗戦より敗戦に伴うて起ることあるべき共産革命に候。つらつら思ふに、我国内外の情勢は、今や共産革命に向かって急速度に進行しつつありと存候。(下略)²⁰⁾

3月6日、細川はこれを高松宮の供覧に付した。細川が近衛と同等に共産主義革命の「脅威」を切迫したものと感じていたかどうかは判然としないが、終戦の必要性を強調するに有効な材料ならば活用するに吝かでなかったというのが真相であろう。注目すべきは、その際の細川は、「今度こそ真の意味の戦争終結を考慮したる内閣を作らざるべからず」と内閣改造の必要性を力説していることである。内閣改造の目的は、「何といたしても今日の問題は陸軍にて、満州事変以来の首脳者を更新して所謂肅軍を断行し、そのことによりて国内に一段の緊張と清新の気を与え、敵の侵攻に猛然抵抗すると共に、他方外交手段をつくして、戦争の終結を齎す様努力せざる可からず」²¹⁾ というように第一に陸軍の刷新であった。「敵の侵攻に猛然抵抗」という箇所には決戦政策への顧慮も残っているかに見えるが、あくまで「真の意味の戦争終結を考慮したる内閣を作らざるべからず」と最初に明言していること、それを「満州事変以来の首脳者を更新して所謂肅軍を断行」することと結びつけていること、そしてつづく箇所において「外交手段をつくして、戦争の終結を齎す様努力せざる可からず」ことを強調していることから考えて、全体の趣意は無条件降伏をも選択肢に含んだ和平工作の探訪であることは間違いない。

この細川の展望と呼応するかのようには、和平工作を軌道に乗せる条件として、内閣改造の必要性に次第に関心が向けられはじめる。しかし、先述した理由によって、木戸はこうした動きに必ずしも与していない。たとえ内閣改造が成功したとしても、それを支援した重臣たちの天皇に対する影響力が高まることは、木戸にとって望ましいことではなかったのである。

3月8日、木戸を訪ねた重光が2月22日に取りもたれた佐藤・モロトフ会

談や国内における反軍の機運などに関説した後、「皇室擁護の為め速に上層部の意向を堅め内閣以上の意見を一致せしめ置かざるべからず、就ては四人の重臣の会合も漸次熟し居るに付、之を側近の最高諮問機関に勅命するの適当なることを述」べたところ、木戸は「既に病昭〔膏〕盲に入る。日本民族、皇室を救ふべく外交々渉時機来る場合は自分に於て、御上に進言し貴下と連繋して大命を内閣下に下して行はしむることに腹を定めたり。（中略）重臣頼むに足らず。皇族素より然り。現総理の如き何等相談も出来ず。陛下より戦争終結に対する措置に付て総理へも云はふかとの御尋ありしに付、御止め申したり。（中略）蘇聯を通ずることは近衛は絶対反対なり。重臣も意見は纏らぬ。然し最後の場合は陛下より御言葉ある様にして可なり。夫れ迄は宮中の事は自分に於て全責任を負ひ、批評は後世史家に俟つこととせり。対外及政府の方は貴下に頼む」²²⁾と答えている。

すなわち木戸は、「重臣頼むに足らず。皇族素より然り」と重臣や皇族は信用できないと躊躇なく明言している。さればこそ、重光の「速に上層部の意向を堅め内閣以上の意見を一致せしめ置かざるべからず、就ては四人の重臣の会合も漸次熟し居るに付、之を側近の最高諮問機関に勅命」してはどうかという提案に賛同する心積もりは全くなかったと述べている。

木戸は当面の重要課題である日ソ交渉については「外交々渉時機来る場合は自分に於て、御上に進言し貴下と連繋して大命を内閣下に下して行はしむることに腹を定め」ており、「最後の場合は陛下より御言葉ある様にして可」と腹を括っていたが、あくまでその時期や「御言葉」の内容を自身が管理することを何より重視していた。まして日米和平を決断する時期やその形態については重臣、皇族は言うに及ばず、たとえ総理であっても横槍を入れられることを忌避しようとした。「陛下より戦争終結に対する措置に付て総理へ云はふかとの御尋ありしに付、御止め申した」という天皇に対する木戸の制止行動はその木戸の基本姿勢を鮮明に物語っている。木戸がここまで天皇の行動を制止したがざり、単に「御止め」だけに留めたとは考えにくく、天皇

が取るべき行動についてさらに踏み込んで助言したことは確実である。『木戸幸一日記』の翌3月9日の項にある「十時四十五分より十一時五十分迄、御文庫にて拝謁、統帥一元化の問題、戦争終結等を考慮したる場合の国内態勢、側近の陣様等につき言上す」²³⁾ という記述はそれを示唆している。1時間以上にわたる言上が形式的なものだったとは到底考えられない。

これにつづく木戸の重光に対する「宮中の事は自分に於て全責任を負ひ、(中略) 対外及政府の方は貴下に頼む。」という懇請は、最後に天皇の「判断」で戦争に終止符を打つという壮大な演出が完了するまでは是が非でも天皇を自己の管理下に留め置きたいという熾烈な願望の噴出であった。

重光がこの言葉の裏に木戸の深謀を読み取って共鳴したのか否か厳密には画定できないが、「彼れに於て是迄決心し居る以上安心なり。(中略) 陛下の御意嚮も益々明白となり常に拝察せる所に何等の誤なかりし次第にて茲に於て総て国家の向ふべき所は確定せり。今後は只最善を尽すにあるのみ。」²⁴⁾ という記述のなかにある「益々明白とな」った「陛下の御意嚮」とは、戦争終結に向けた天皇の「決意」以外には考えられない。その「決意」の形成に木戸の助言が介在していないと考える方が不自然であろう。

この前後の時期に至って、和平を望む徴候は木戸の周辺にも小規模ながら勃興しつつあった。1936年6月より終戦後の45年11月まで湯浅倉平、木戸幸一両内大臣のもとで内大臣秘書官長を務めた松平昌康は、1944年秋頃から高木惣吉海軍少将・松谷誠陸軍大佐・加藤俊一外務事務官らとともに、和平に関する情報交換を目的とする会合を開始していた。その中で松谷大佐の状況判断などを参考に1945年6月が和平を連合国側に提起すべき最後の限界だという見当をつけつつあった。松平はこれに基づいて1945年の2月末頃に内大臣に「愚図へして居られない早く和平の方策を擁立推進」することを進言していた²⁵⁾。木戸も自身の身边で蠢きつつあったこうした機運の波動を感じており、それを追い風にしようという思惑を固めた可能性はあるが、この段階で具体的にそれらに動かされた形跡はない。

しかしこうした戦争終結への期待が政界の周辺で高まり、天皇の意向もその方向に傾きつつあることを察知していた陸軍は、戦況が極めて悲観的な状況下にあってもその巻き返しを図るべく、戦争指導強化策を新規に策定し、3月16日、総理、両総長三者によって上奏を敢行した²⁶⁾。

この強化策の特色は、内閣総理大臣が大本営に列席し、大本営陸海軍部幕僚長および陸海軍大臣とともに戦争指導方針の策定段階からその審議に加わることによって宿願であった国務と統帥の統一を為し遂げようとした点にあった。陸軍の側はこの改定を「帝国ノ戦争指導ニ一転機ヲ画スルコトトナレリ、今後総理ノ閣内ニ於ケル権限ヲ強化セバ茲ニ理想的戦争指導ヲ行ヒ得ルコトトナルベシ」²⁷⁾と全幅の期待を寄せていた。

一方、海軍の側はこうした陸軍の姿勢に同調せず、両者の間には乖離が目立ち始める。3月19日、院内において杉山陸相は陸海軍の統帥一元化問題について米内海相と2時間にわたり懇談したが、何等の結論に到達することはできなかった。陸軍の観測によれば、「米内海相ハ杉山陸相ノ提案ニ対シテハ全然応スルノ意志ナク執拗ニ反復セルモ興味ナシ、ノミナラズ御下問ニ対シテハ、奉答セズト称シアリ」といった態度であった。この米内の対応に直面した陸軍は、「現状ノ儘放置スルハ不可ナルモ、サリトテ陸軍大臣単独上奏ノ決意ハ無キガ如ク、結局今後海軍ノ案ヲ提出セシメテ、之ガ促進ヲ図ル以外ニ方法ナキモノト考察セラル」²⁸⁾と困惑する以外にはなかった。陸軍が策定した陸海軍の連携強化構想に米内が冷淡であったのは、この問題自体に海軍が無関心であったからではなく、むしろ逆に陸軍の策定案をもってしては陸軍の意向が内閣の総意にとってかわる事態を招きかねないと警戒したためであろう。

陸海軍の連携強化は軍政の統一のための宿願であり、特にこの時期天皇周辺でも統帥権一元化問題として取り沙汰されていた。天皇の側にあつてこの問題をめぐる各勢力の動向を具に見ていた木戸も重大な関心を抱いており、その日記²⁹⁾から木戸自身の動向を採録すれば、以下の通りである。

- (ア) 2月27日 一時半より二時二十五分迄、御文庫にて拝謁、統帥一元化云々につき言上す。
- (イ) 2月28日 一時半、武官長と統帥問題につき打合す。
- (ウ) 3月1日 二時半、武官長と陸海軍統合云々の問題につき話す。
- (エ) 3月3日 十二時半、御召により朝香宮に伺候、拝謁す。統帥一元化の必要につき熱心に御力説ありたり。
一時四十五分より二時半迄、御文庫にて拝謁、朝香宮の御説等につき言上す。
- (オ) 3月4日 十時十分より同三十分迄、御文庫にて拝謁す。陸海軍一元化云々につき御話ありたり。
- (カ) 3月7日 十二時十五分、武官長来室、統帥一元化云々の経緯につき話ありたり。
- (キ) 3月9日 十時四十五分より十一時五十分迄、御文庫にて拝謁、統帥一元の問題、戦争 終結等を考慮したる場合の国内体勢、側近の陣様(ママ)等につき言上す。
十二時半、武官長来室、統帥一元云々につき話す。
- (ク) 3月17日 四時佐藤[裕雄]戦備課長来訪、統帥一元化の要、強力内閣、阿南陸軍大将云々等の話ありたり。
- (ケ) 3月19日 武官長来室、戦況、統帥一元化等につき話ありたり。
- (コ) 3月21日 五時半相川厚相来訪、内外の情勢より見て此際速に強力内閣実現の必要を痛感し、米内海相、小磯首相に意見を開陳したる旨の話ありたり。
午後八時、小磯首相来訪、別紙(【別紙I】)の如き会見をなす。

【別紙I】

一般政情につき考ふるに、敵内地に上陸必至と云ふ現段階に於て、此の儘の態勢にては到底不十分なりと思ふ。依って左に三つの理由によ

り、議会も終了せば、適當の機会に決意したしと思ふ。

一、敵内地陸を予想せらる一今日国家最高の機関を更に強化するの要あり。

二、組閣の当初は比島に於て戦勢を決する計画の下に進みたるに、之を実現し得ざりしは、即ち内閣の規画^(ママ)せしことに錯誤を來せしこととなる。

三、人心既に内閣に離反せり。

(下略)

(サ) 3月22日 十一時三十五分より十二時二十五分迄、御文庫にて拝謁、昨夜、首相と会見の顛末を言上す。

(シ) 3月23日 九時半、後藤文夫氏來訪、強力内閣成立の急務を述べらる。

(ス) 3月24日 三時半、小磯首相來訪、別紙(【別紙Ⅱ】)の如き会見をなす。
四時、遠藤[三郎]航空総局長官來訪、統帥一元化等につき話ありたり。

【別紙Ⅱ】

内閣の進退につき先日御話致せしが、此儘では中々持って行けないので、大改造を必要と思ふ。而して改造を行ふについては、必ずしも進退を必要とせざる人にも考へて貰わなければならないので、奏請の責任上自分も辞表を出さなければならないと思ふ。勿論大命再降下等を考へ居る意味ではないが云々。依つて余は改造の困難なる理由、殊に閣僚中にも例へば大達内相の如き必ずしも好意的態度を侍せざるものもあり、之に失敗するときは野垂れ死にすることとなるべく、余程注意を要すべしと述ぶ。

首相は後任を種々考ふるに、忠誠心に於て真に信頼し得る人を物色すること頗る難しく思はる。

余は之は中々の難題なるが、要するに次に来るものがバドリオ的なも

のにては困ると云ふならん、此点は東條大将も退任に当り心配せられたるところなるが、それは吾々も及ばすながら考へ居れり。(中略)内閣進退の問題は、今暫く二人丈にて、他に話さず、熟慮することを約す。三月二六日 十時三十五分より十一時十五分迄、御文庫にて拝謁、別紙【別紙Ⅱ—①】の如き御話あり。

一時四十五分再び御召しあり、二時迄御文庫にて拝謁、別紙【別紙Ⅱ—②】の如き御話ありたり。

【別紙Ⅱ—①】

(前略)

土曜日に小磯首相参内、拝謁の際、通常の政務を奏上の後、三つ許り重要なことを云ふて居た。

一、統帥一元化は是非必要にて、是は実現する様努力する積りなり。

二、内閣の辞職については種々理由(大体余に述べたと同様なり)を挙げ説明するが、改造云々とも云ひ、其間矛盾あり、真意の那邊にあるやは頗る不明瞭なりき。

(下略)

【別紙Ⅱ—②】

午後再び御召あり、拝謁の際に左の如き御話ありたり。

小磯首相先程拝謁の際、亦辞任問題に触れ、現在の情況は内閣として此際大改造を断行するか、然らずんば進退を考ふる外なしと考ふところ、思召によりては何れとも致し度しと奏上。お上は聊か当惑被遊たるが、よく研究せよと仰相成り度り。

東京大空襲を挿んだこの騒然とした時期に宮中では統帥一元化をめぐる

以上のようなやり取りが繰り返されていた。天皇もこの問題が取り沙汰されていることについて、かなり頻繁に情報を得ていたこと、その実現のためには、先に述べた内閣総理大臣の大本営会議への列席といった手段にとどまらず、内閣改造、強力内閣の形成といった方法が模索されていたことが理解できる。この動きは、後述するように、最終的には小磯内閣総辞職へと急展開していくが、そこに至る動向の特色として注目すべきは以下の点である。

まず第一に、木戸はほとんど連日この問題に関する会談、上奏、御召し(下問)などに関与していることである。侍従武官長との会談が多いほかく(イ)(ウ)(カ)(キ)(ケ)、他の皇族や官僚からの要望を聞く機会もあつたく(エ)(ク)(シ)(ス)。こうした多方面との接触は、この問題が関渉する範囲の広さを物語る。そしてそれらの情報や要望をもとに天皇への拝謁、天皇からの下問への奉答といった形で天皇に進言したり、その相談を受けたりする機会も多かったことが重要であるく(ア)(エ)(オ)(キ)(ク)(コ)(シ)(ス)(セ)。すべての情報の焦点にいて、全体を鳥瞰できたのは木戸だけであった。そうであればこそ、周辺の勢力が木戸の助力を得ようとする傾向は強く、小磯との間にも内閣進退の問題は二人だけの秘密にするという合意が成り立っていたほどであった。

第二に、この問題は内閣の統一の欠如という形で問題化されたこと、そして小磯首相自身も内閣からの人心の離反を自覚し、天皇に拝謁して進退を決しようとしていたことであるく(コ)(ス)。しかし小磯首相は当初辞意を洩らしていたがく(コ)、一方で内閣改造にも尽力するような意向を示したりく(セ)するなど動揺をきたし、最終的には自己の進退を天皇の「思召し」に委ねるような態度を見せ、そうした態度が「真意の那辺にあるやは頗る不明瞭なりき」と天皇の不信感を買うことになった。

こうした小磯首相の態度も含め、内閣の進退問題にまで拡大した統帥権一元化はついに所期の形では実現せず、本土決戦方針を掲げていた陸軍は3月26日、陸海軍大臣が本問題に関する奉答をそれぞれ別々に行った段階で「約

一ヶ月二巨ル努力モ遂ニ水泡ニ帰セリ、帝国陸海軍ハ今次戦争間遂ニ合一スルコトナキカ、国家興亡ノ関頭ニ立チスクノ如キ事デ如何ニシテ勝ツカ最早議論スルノ価値ナシ」³⁰⁾となかば匙を投げたような感慨を洩らしている。

小磯内閣の求心力の欠如とともに、陸海軍間の組織的離間はもはや天皇の前に公然と露わになった。これは戦争指導の観点から見れば憂慮すべきことであつたであろうが、敗戦という未曾有の危機をくぐることさえ覚悟の上で、決定的瞬間において天皇の「主動性」を発揚させることを目論んでいた木戸にとっては「好機」の到来でもあつた。もちろん、小磯内閣の求心力の低下によって、ただちに天皇の権能や行動の自由度が反動的に上昇したということではない。むしろ小磯内閣の指導力の欠如には天皇自身も当惑していた。事態の真相として見落としてはならないのは、陸海軍それぞれが内閣を経由せず天皇に働きかけを強めるにつれて天皇自身が判断に迷う機会が多くなり、そこに天皇の再側近ともいべき内大臣木戸幸一の介在が比重を増し始めたということである。その意味で木戸にとって天皇の意向を宰領しやすい条件がより増大し、また策出した天皇の「主動性」の演出効果を高める土壌が整ってきたということである。つまり和平工作を軌道に乗せるための条件が整いはじめたということであつた。

小磯首相が、重慶政権との非公式和平工作ともいべきいわゆる繆斌工作を推進しようとしていたことはよく知られている。繆斌工作自体の経緯を詳述することは煩雑な上に本書全体のテーマから外れるのでここでは省略するが、要するに小磯首相が内閣ないし軍部の同意さえ不十分なままに、緒方竹虎國務相、佐々弘雄、山県初男（予備大佐）ら一部閣僚と民間人らの助力を頼りに、繆斌という国民党から除名された旧国民党員で、戦争中は南京政府の考試副委員長であつた人物を媒介にして重慶政権との間に融和的關係を結ぼうとした非公式和平工作である。繆斌は日本の大学で学んで日本語に堪能であり、重慶政権の宣伝係戴笠等と関係をもっていると言われていたが、その素姓から「相場師的政商」とも見なされるなど、小磯首相とその周辺

少数の協賛者以外の日本側要路者からは交渉担当者としての資質を疑問視されていた³¹⁾。当然その「効力」についても当時から懐疑的な評価が多く、重光などは終始反対の姿勢であったが、小磯首相が政権全体の合意を得ることなく独走的に推進を試み、最終的にそれに失敗して天皇をはじめ要路者たちの不信を買い、小磯内閣瓦解の大きな要因になったとさえ見なされている対外政略である。

重光や軍関係者らの入説も与って天皇も当初よりこの工作には不信感を抱いており³²⁾、政務内奏の際にこの工作推進についての天皇の同意を得ようとした小磯に対して「深入りしないようにせよ」³³⁾という趣旨の注意を下した。それでもなお意志を曲げない小磯に当惑した天皇は木戸に「もう一度招んで打ち切るように云はうか」と相談を持ちかけている。それに対して木戸は「所謂重慶工作は最高戦争指導会議に於いても反対に決定せられ居る筈なるが、首相に仰せ出さるる前に陸海外三大臣の意見を御徴し被遊度、其上にて首相に仰せ被遊可然存ずる旨奉答」³⁴⁾している。

いわば外交問題であるため重光に相談したのは当然であるが、こうした重要問題についても木戸に相談を持ちかけていることは木戸が天皇に対して、通常内大臣がもつ以上の影響力を行使しうるまでにプレzensを高めつつあった証左と言えるであろう。

繆斌工作がいかにしても成功の見通しが断たなくなり、万策つきた小磯は4月4日14時、木戸のもとを訪れ、辞意を伝えた。木戸は14時45分直ちに拝謁し、小磯の辞意を天皇に伝えている。その際に木戸は、「今回は重臣の会同に先立ち、内大臣に於て陸海両大臣、両総長と会見致度旨」を天皇に言上し許可を得ている³⁵⁾。これは明らかに後継首班の選定をめぐる自らが主導権を行使すべく、重臣が特定の候補者を推薦する以前に、軍部と協議の上、候補者を選定しようという思惑に立った行動であった。木戸にとっては時期首班に誰が就任するかは、意中の終戦工作の成否を左右する大問題だったのである。翌5日、米軍が沖縄本島に上陸した直後の騒然とした状況のなかで

小磯内閣は正式に総辞職した。

この小磯内閣倒壊直前に、繆斌工作に固執しようとして墓穴を掘った小磯の振る舞いの一部始終に間近で接した重光葵の以下の観測は、本書のテーマとの関連で興味深い。

小磯は不幸にして首相の任でもなく、又指導者の資格はない。只一個の明朗なる謀略的政治家に過ぎぬ。(中略) 軍人は陛下の股肱であると云はれて居るが、皇室に対する政治的の責任感は何もと云ふても宜しい。此点は殆ど了解し難い位である。大本營の幕僚でも軍人首相、大臣でも如何に陛下の御意に反することでも平気で実行し恬として恥じない。(中略) 天皇機関説を最も如実に実行して居るものは軍人であることは真に驚くの外はない³⁶⁾。

重光は小磯の首相としての資質を軍人の特性に引き寄せて批判しているが、それはむしろ大日本帝国憲法下での権力構造の特質(曲折)に原由する。大日本帝国憲法体制下での制度的な意志決定原理が「分課の制」にあったことは前述した。特に軍事という専門性が高い領域に携わる軍人においてはこの傾向が顕著であったという意味では「天皇機関説を最も如実に実行して居るものは軍人である」というのはその当然の帰結を指摘したに過ぎないが、旧来天皇機関説を政治的にはもっとも激しく糾弾してきた軍人であるにもかかわらずという観点からいえば、この重光の痛罵の通り皮肉な事態である。ただ、重光の批判の目的はこの軍の動向に見られる自家撞着を摘発することにあつたのではない。重光の批判の深層にある眼目は、軍が旧来批判してきた天皇機関説的な天皇の扱いをしてまで押し通そうとするその政策に対する憂慮とともに、それを上奏することが天皇を建前ではなく実質的な親政君主に祭り上げてしまい、その結果天皇に政治的負荷が集中しかねないことへの危機感であつた。天皇が実質的な政治的決断をしなくても済むように

事前に政策調整できるシステム（例えば政党内閣制）を欠いた状況のなかでの天皇機関説的な天皇制の運用（「分課の制」のもとでの各勢力の上奏）は、天皇に事実上の判断を委ねてしまう結果、天皇を親政君主的存在に祭り上げてしまうという深刻な逆説を孕むのである。

この背理的事態の到来は帝国憲法体制が構造的に内包していた曲折、すなわち親政君主制的な天皇のあり方を建前にして実質的には天皇機関説的な天皇制の運用を継続するというねじれを解消しないかぎり、原理的な次元では不可避である。「分課の制」のもとに置かれた各部局は天皇の意志を宰領しないかぎり自らの意向を全体意志に変換できないため「天皇の意志」の宰領に向けた競合が熾烈化し、その結果天皇の意志は「至高のもの」として祭り上げられる一方で、権力の液状化現象が到来する。迅速で果敢な意志決定が求められる戦時体制の要請は、この事態の到来を早め、その公権力の機能不全を極大化した。この事態の恒常化は、通常ならば建前上の「最終的決定者」にすぎなかった天皇に実質的な意志決定の負荷が集中する。木戸も当然こうした事態を内大臣としての職責上憂慮してはいた。

だがその一方で、先述のように、この事態こそ木戸の意図する統治権力「革命」の好機の到来でもあった。整備された近代公権力のもとでの革命は、権力の矛盾の集中するもっとも脆弱な点に狙いをすまして、その弱点を攻略点として利用すること、換言すれば、権力内革命を起点にする以外に成功は覚束ない。具体的に言えば、天皇を権力機構の頂点に据えた大日本帝国憲法体制のもとでは、決定的瞬間に天皇の「主動性」を一気に立ち上げ、その「意志」を自らの側に引き寄せて強力な推進力として活用する「錦旗革命」を今一度再現する以外に、統治権力の刷新を断行する術はない。その意味では、木戸にとってはこの戦争末期の事態は単純に悲嘆すべき事態ではなかった。

だが問題は、この「錦旗革命」は、木戸に天皇への反逆の意識や感情があったかどうかとは別に、後に見るように、聯合国の対応如何によっては天皇の存在すら否認される「根拠」を提供しかねない可能性が含まれていたと

いう点において、天皇に対するもっとも本質的な裏切となりかねない行為であったことである。この可能性が完全に除去できないにもかかわらず、以後和平に向けた策動に踏み出していく木戸はもはや天皇（制）を越えたものに殉じようとしていると言うべきであろう。この点については、最後に改めて振り返ってみたい。

以上の点を踏まえた上で話を木戸の動向に戻せば、後継首班推挽においても、木戸の活躍が目立つ。早速、後継首班推挙のため、木戸と枢密院議長議長鈴木貫太郎および重臣の間で会合が行われ17時よりより20時5分までつづいた。夕食後は木戸は鈴木を説得し了承を引き出すことに成功し、侍従長とともに天皇に鈴木への大命降下を進言している³⁷⁾。

こうしたなか、沖縄への米軍上陸に加えて、小磯内閣辞職と同日の4月5日、ソ連の側から日ソ中立条約不延長が通告されたことによって日本の戦況はますます苦境に追い込まれることとなった。同日米内海相と面談した木戸は、「戦争の見透は物の不足、輸送難より見て頗る困難」³⁸⁾であることを確認している。しかしそうした苦境のなかにあっても、例えば細川と面会した近衛は「宮中方面の空気は、未だとても和平と云う如きものに非ず」³⁹⁾、ゆえに天皇に和平工作の承認を求めるのは困難という趣旨の悲観的な観測を洩らしている。ところが東郷茂徳外相の手記によれば、4月30日にいたって天皇は、独逸の崩壊にふれて戦争遂行は不可能と述べた東郷に対して「戦争が早く済むといいね」と感想を述べたという⁴⁰⁾。天皇が自身が終戦に傾いていることを政権内部で口外し始めた背景には、沖縄本島への米軍上陸、日ソ中立条約の不延長の通告といった事態に加えて、独軍の敗北（4月30日ヒトラー自殺、5月2日ソ連軍のベルリン占領、5月8日独軍の無条件降伏）など、戦局の決定的な悪化があったことは無視できない。

5月初旬頃までの天皇は、近衛が木戸から聴取した情報によれば、未だ「一度叩イテカラ終結スルトイフコトニ御期待ガアル」様子であるとともに、終戦するにしても「前面武装解除ト責任者ノ処罰ハ絶対ニ譲レヌ、夫レヲヤ

ル様ナラ最後迄戦フトノ御言葉」を発するほどであったが⁴¹⁾、5月2～3日頃を境に態度を激変させたとのことである。これは、上記の戦禍の情報が直接天皇の心境に影響を及ぼしたというより、その事実を利用した木戸の巧みな入説の「効果」である可能性が高い。

『細川日記』によれば、5月24日木戸は近衛に対して、「最近御上は、大分自分の按摩申し上げたる結果、戦争終結に御心を用いさせらるることとなり、むしろこちらが困惑する位性急に、『その方がよいと決まれば、一日も早い方がよいではないか』と仰せ出される有様」であるという天皇の態度変化を語っている。しかもその際に天皇は「鈴木は講和の条件等については尚弱い」と講和条件にまで踏み込んだ意見を洩らすという積極姿勢を示した。軍の武装解除についてだけは当初「多少御心残りもありたる様」ではあったが、木戸が「三千、五千の兵が残りたりとて、殆ど有名無実なり」とその気持ちを含んで発言したところ、「それも御断念被遊たる様」に見受けられたと木戸は述べている。

この頃になると、政権内の各部局においてはもはや敗戦は不可避といった判断が公然の秘密のように語られるようになる。この点に関して米内が、戦後直後（1945年11月17日）に米軍によってなされた「諸情勢の大局から見て、統帥部や政府上層部で、ここらで終戦に持って行くべきだという意見を積極的に述べたり、したりしはじめたのは、いつごろのことですか」という質問に対して「今年（昭和二十年）の五月初旬です」と答えていることは傍証になる⁴²⁾。

2. 鈴木貫太郎内閣期における和平方針の停頓

天皇が和平の意向を木戸に口外し始めたことを近衛以外の政権内外の他の要路者がどの程度知っていたかは定かでないが、こうした雰囲気の中、海軍の高木惣吉少将が近衛を訪ね、海軍としては沖縄戦に全力を注いで敗北した以上もはや打つべき手段はなく、外交手段による和平に望みを繋ぐ以外

にない旨を語った。この高木の見解は、先述の井上成美海軍次官の密命に促されて行った研究の「成果」に基づいたものと思われる。その研究成果と推測されるものが、「研究対策」（未定稿）と題して高木惣吉のメモのなかに残されている。「軍極秘 2/2（1/2 は米内海軍大臣ニ直接提出）」という但し書きと、提出日と思われる「昭和二〇年五月一五日」の日付、「海軍少将 高木惣吉」の署名が付されている⁴³⁾。

この文書のなかで高木は「今や戦争終末段階ニ近ヅキ、武力戦ニヨル勝利ノ見通シヲ欠クニ至レル以上ハ、武力戦ノ具体的限度ヲ決シ、和戦兩建に転換スベキ時期トス」としたうえで、「内大臣ノ決意」という項を立て、そのなかで「我国現情勢ニ於テハコノコト絶対必要ニシテ、本項ニヨリ上意決スルニ於テ始メテ（一）（二）（三）項ハ其ノ意味ヲ有スルコトニナリ、又万一国内ノ一部ニ予想セラルル反対ヲ超クスルコトヲ得ベシ」と興味深い政略を提起している⁴⁴⁾。すなわち内大臣の決然とした働きかけによって「上意」を動かすことによるのみ、（一）海陸最高首脳ノ充分ナル諒解、（二）海軍ノ厳存ト発言権ノ確保、（三）政府首脳ノ決意、が可能もしくは効力あるものとなり、あらゆる反対を超克できるというのが高木の見立てであった。

あたかも木戸の奮起を促すがごとき提言である。高木はこうした趣旨の対策案を井上海軍次官ではなく直接米内海相に提出したようであるが、これは海軍の要望の大勢を代弁するものであったと考えて間違いなからう。この文書が直接木戸に影響を与えたかどうかは定かではないが、米内と木戸もしくは東郷の関係から考えて、この方針が両者に海軍の要望として伝えられ、木戸の以後の行動を促す追い風となったことは間違いがない。

こうした構想を懐いた高木は米内も同様の判断を抱いて発言の機会をうかがっている様子に救いを見出していた。しかし同時に単に発言だけでは力にならないので、陸軍と協力して和平工作に踏み出す必要があるとも述べている。

この高木の呼びかけに対して、陸軍の側からは松谷誠大佐（参謀本部戦争

指導班長、のち首相秘書官)が協賛し協力を申し出た。その際に松谷大佐は、阿南惟幾陸相も「話の工合によりては賛同すべき」という観測を述べた⁴⁵⁾。阿南陸相は最後まで継戦を主張し、敗戦の当日自己の信念に殉じて責任を取るかのように割腹自殺したことで知られている。しかし当時の阿南を知る関係者の何人かは、阿南が心底では敗戦は不可避と見なし、和平工作にも賛同していたと回想している。鈴木内閣に外相として入閣した東郷茂徳が、1945年5月～6月頃のこととして戦後以下のように証言していることは、その一例である。

私は一九四五年四月鈴木内閣に外務大臣として入閣し、終戦の早期実現の努力を始めたのであるが、阿南陸相も梅津参謀総長も、私の努力に対し決して反対ではなかった。五月中旬最高戦争指導会議構成員だけが集まって、ソ連に対する外交施策に就いて意見の一致を見たのであるが、その中に同国に対し終戦の仲介を頼むという一項があった。即ち原則的ではあったが終戦について六人の合意が成ったのである。この時期にこのような会議を開き、そしてこう云う合意を取りつけたと云うのは、阿南陸相も梅津参謀総長も肚の中では、終戦を望んでいたからであると言い得る。私は之等両将軍と四月中に、個別的にあって色々話をした際、二人とも、終戦の必要を、相当に感じていると察することが出来た。五月中旬の六人の会議を開くことに私が自信を持ったのも、これら二人の陸軍の最高責任者が、心中ひそかに考えているところを、ある程度、察知し得て居たからであった⁴⁶⁾。

本土空襲の激化、米軍の沖縄上陸、ナチスドイツの降伏と戦況が誰の目にも否定できないまでになし崩的に悪化していく状況に対して、阿南とて目をそらせたはずはない。阿南が敗戦に至る以前に内心では和平工作に賛同していたか否かについても、壊滅的な戦局を目の当たりにしていたかぎり、あ

り得ない話ではない。もちろん「二人の陸軍の首脳は（中略）敗戦と云う名目では終戦し度くないと云う態度を強硬に堅持していた」というのは他の史料が示すとおりであるが、「終戦せねばならぬと云う根本観念に於いて、一致していると信じていた」⁴⁷⁾という東郷の感覚は両陸軍首脳の心底を的確に推し量ったものといえよう。

ゆえに阿南陸相の終戦直後の自決は、帝国軍人の職責に殉じたという以外にはないが、そこに殉教の美学のようなものを感知することが学術的に無意味なことはいうまでもない。重要なことはそうした職責への「忠誠」が、終戦のタイミングを遅らせることにあずかり、より多くの犠牲を生み出してしまったことである。まさに人間的良心が職務への「忠誠」に圧殺され、そうした「非人間的」姿勢の累積によって誰も衷心からは望んでいない方向性が必然化されていく。ここに近代官僚制を根底で動かしている抗いようのない無機質で強力な自動律を看取しないわけにはいかない。

しかしさらに掘り下げて解析すれば、実はこの無機質に見える自動律の動力源は、人間的な情念であることが浮かび上がる。自己の良識や内心の抵抗感を封印しても、職掌に忠実にありたいというのはそれ自体きわめて人間的な情念に他ならない。それが通常の感覚からいえば無慈悲で、無意味にしか見えない結果に終わろうとも、その行為に殉じることに駆り立てるのは人間的な情念以外の何物でもない。無慈悲で機械的な自動律に準拠しているようにしか見えない近代官僚制的権力秩序は実のところ根底では、こうしたきわめて人間的な情念と分かちがたく切り結んでいることを見逃してはならない。近代官僚制の強靱さは、この「人間的な、あまりに人間的な」情念を根底的な動力源としている点にこそ原由するのである。この意味で、一見旧式帝国軍人の直情的妄動にしか見えない阿南陸相の自死には、その構成員に死を賭した帰服を強いる近代官僚制的原理の不気味なまでの強圧力と、それを支柱にして構成された構造的強靱さが顔を覗かせている。

話を政権周辺の動向に戻す。上記の様に海軍のかなりの部分および陸軍の

一部には和平工作に協賛する勢力があったにせよ、公的に表明された戦争指導方針のなかには依然本土決戦の継続が謳われていた。6月6日、午前9時から宮中で最高戦争指導会議が開催され、途中2時間の中断の後、午後6時まで議論が続き、本土決戦に向けて戦争を継続するとの方針を謳った「今後採るべき戦争指導の基本大綱」が決定されたことが、これを象徴していた。翌7日、陸軍側と内閣総合計画局の毛利英於菟の合作ともいうべきこの大綱は閣議で承認され、鈴木首相が参内した際にそれを木戸に伝えたところ、木戸は「国体が危い」と危惧した。翌8日に開催された第一四回御前会議においても、この大綱に盛り込まれた本土決戦方針が確認され、一方ではソ連に対日宥和姿勢を期待できないことも認識されていた⁴⁸⁾。

どの勢力も敗戦はもはや避けがたいことを認識しながらも、公的な場においてはその認識が全体の方針に反映されないというこのアンチノミーは、前者の思いを表在化させない力が明確に働いていることを示している。陸軍はこの御前会議の「意義」を「和平論者ノ大将トモ申スベキ平沼〔騏一郎〕ガ徹底継戦ヲ主張シ徳義主義ヲ述ブ。御前会議ノ目的ハ十分達シアリ」⁴⁹⁾と自賛しているが、平沼が「和平論者ノ大将」であったかどうかは別にして、まさにこの陸軍の「満足感」の表明こそ、この力学が「本音」の発露を抑える機制として機能していることを逆に示していた。

この点に関して細川が近衛から聞いた話として伝える興味深い挿話を一つ紹介しよう。8日の御前会議後に開かれた重臣会議において御前会議で決定された徹底抗戦の方針をうけてなされた審議の場での一コマである。その場において秋永総合計画局長が国力の観点から「何れの点よりも戦争不可能との結論」を示したにもかかわらず鈴木貫太郎首相が徹底抗戦の方針が御前会議で決定されたことを報告したのに対し、若槻礼次郎が統帥部も国力の限界を認識しながら「その上にて尚抗戦すると結論は如何なる意味なりやと質問」したところ、「総理は卓をたたいて理外の理を主張、徹底抗戦して利あらざる時は死あるのみと答」え、「此の時東条一人大いにうなずく」とい

う光景が見られたということである。話はここで終わらない。その後「真意」を問い質しに来訪した木戸に対し、鈴木は「ニヤリと一笑して、『実は自分も終結を考えて居る』と答えた」⁵⁰⁾ という後日譚がこのエピソードの核心部分である。後にポツダム宣言をさえ「黙殺する」と言い放ち、阿南とならぶ強硬な決戦主義者と目された鈴木総理でさえ、胸底で和平の不可避性を認識していたことは、和平不可避の認識が大部分の戦争指導者たちの胸中を支配していたことを物語る。同時に、ここに鮮明に現れているのは、その真意の口外を抑止させる機制が強く働いていることである。政権を構成するすべての勢力にこの機制の網がかかる結果、胸奥では誰も望んでいない建前が公権力全体の意志として擁立され、すべてを縛るという不条理にしか見えない状況が現出する。激昂した（してみせた？）鈴木首相が洩らした「理外の理」とは、こうした不条理ではありながら公然とは抗えない機制に義務としての随従の強いる圧力の苦汁の表現であった。

しかしここで筆者は、真相はさらに深い次元に存在するのではないかという疑問を禁じ得ない。それは「理外の理」に殉ずるといふ鈴木首相のパフォーマンスは、パフォーマンスであることを見切られることを見越した、さらに言うなら見切ってくれることを期待した行為だったのではないかという疑問である。鈴木は軍を代表する形で、戦争が降伏という形で終わることがもはや避けられないと認識を胸奥に抱きながら、最後まで命を賭して抵抗したという「事実」だけを作りたかったのではないか。鈴木首相の「真意」を問い質す昭和天皇や木戸の側も、そうした黙約のもとに動いていた気配が濃厚である。なお小堀桂一郎著『宰相 鈴木貫太郎』（文藝春秋、1982年）はこの一コマに関して「卓子を叩いて怒号して一といふのはどう見ても相当に無理をしての鈴木氏の演技でなければならない。ではその様に懸命の演技をして、鈴木氏がたぶらかそうとしていた当の相手は誰であるか。これは言ふまでもない。東條元首相である」（同書 144 頁）とする。たしかに鈴木はその場にいる東條を意識したであろうが、鈴木のパフォーマンスはひとり東條に

向けたものというよりは決戦派が面目を失することなく矛を取められるエクセキューズを提供するためのパフォーマンスではなかったか。したがって、鈴木は和平派がこうした自己の胸裡を見破ってくれることを本意としていたのではないか。

木戸は、御前会議後に天皇が会議の様態を話し「皆誰か云ひ出すのを待つて居る様だ」という観測を語ったと伝えているが、これは天皇が激昂する鈴木首相とそれを取り囲む参加者が対峙する雰囲気の中に演出の匂いを嗅ぎ取ればこそその発言であろう。木戸も天皇と同じ感触を得たがゆえにこそ、「いつになく決意を示し、『海軍大臣が云ひ出すかと思っていたが一向やらぬ。此の上は自分がやらねばならぬ。さうすれば殺されるだろうが、後は頼む』と公（近衛を指す一小関）に依頼した」のであろう⁵¹⁾。木戸は鈴木首相の「激昂（のパフォーマンス?）」を見守っていた御前会議の雰囲気の中に、むしろ和平工作をせき止められる大きな力はもはや存在しないことを確信したといえよう。

ここに作用していたのは和平工作への協賛を防遏する同調圧力のようにも見えるが、正確には同調圧力という表現は正しくない。なぜなら、先にも少し触れたように、衷心からの決戦主義者が厳然と存在しそれが和平主義勢力に不本意な同調を強いているのではなく、衷心から決戦主義を信奉している勢力などどこにもないにもかかわらず、決戦主義が公的な戦争指導方針としてまかり通るところにこそ事態の真相があるからである。天皇が権力の形式的頂点に据えられている日本の場合、この圧力は戦争が天皇の「判断」として開始されたかぎり、それを否定する主体にはなりたくないという怯懦を呼び起こしつづける圧力として作動した。

この会議には本来容易には和解除し難い葛藤が充満していたにもかかわらず、それが「予定通りスラハト取運ブ」と報告されていることは意味深長である。しかもその状況をもってして「御前会議ノ目的ハ十分達シアリ」と総括されている⁵²⁾のは、こうした力学がむしろ意図的に活用されていたこと

を示唆している。

3. 知略の決行—「時局收拾対策試案」の起草—

こうした葛藤が飽和点に達した時こそ、木戸の宿願ともいうべき決死の知略を決行する好機であった。それに向けて木戸がなすべきことは、まずこの機制を和平への同調圧力に変えることであった。さらに言うなら、狂信的な抗戦原理主義者以外の政権内の各勢力に、和平工作への協賛の姿勢を表明するエクセキューズを与えることであった。

その時が近いことを察知した木戸は、にわかに動きを開始する。まず木戸が行ったことは御前会議において本土決戦の方針が定まったことを天皇から知らされるやいなや、いわゆる「時局收拾対策試案」(以下「対策試案」と略する)を起草したことである。以下、本稿の内容に関係のある箇所を引用する。

対策案

- 一、御前会議々案参考として添付の我国々方の研究を見るに、あらゆる面より見て、本年下半年以降に於ては戦争の推行の能力を事実上殆ど喪失するを思はしむ。

(中略)

- 一、以上の観点よりして、戦局の收拾につき此の際果断なる手段を打つことは今日の我国於ける至上の要請なりと信ず。

(中略)

- 一、依って従来例より見れば、極めて異例にして且つ誠に畏れ多きことにて恐懼の至りなれども、下万民の爲め、天皇陛下の御勇断を御願ひ申上げ、左の方針により戦局の收拾に邁進するの外なしと信ず。

- 一、天皇陛下の御親書を奉じて仲介国と交渉す。

相手国たる米英と直接交渉を開始し得れば之も一策ならんも、交渉

上のゆとりを取るために、寧ろ今日中立関係にある蘇聯をして仲介の労をとらしむるを妥当とすべきか。(下略。傍線引用者)⁵³⁾。

注目すべきは、「あらゆる面より見て、本年下半期以降に於ては戦争の推
行の能力を事実上殆ど喪失するを思はしむ」という状況認識をもとに、「戦
局の收拾につき此の際果敢なる手段を打つことは今日の我国於ける至上の
要請なり」という判断が示され、具体策として「従来例より見れば、極めて
異例にして且つ誠に畏れ多きことにて恐懼の至りなれども、下万民の為
め、天皇陛下の御勇断を御願ひ申上げ、左の方針により戦局の收拾に邁進す
るの外なし」という提言が盛り込まれていたことである。「天皇陛下の御勇
断」による「戦局の收拾」とは、聖断による和平工作以外には考えようがない
であろう。

木戸が天皇の意思表示という形式による戦争終結を期待していたことについて、重光葵は敗戦直後の回想録「鐘漏閣記」(1945年8月20日)のなかで次のように記している。

内府は曾て記者(重光をさす一小関)在職中終戦の事に付て共に誓った事がある。「宮中のことは木戸で引き受ける。政府の方は重光の方で引き受ける。時機が来たら鶴の一声で終戦を実現しよう。其の時機は常時連絡して見定めよう」と云ふのであった。之は記者が重臣等を宮中に顧問格として入れ、終戦の準備をなさしむべしと提案した事から起こった事である。木戸は重臣等は何れも背後や取り巻きのものであり、政治的の野心も動く虞れあり、終戦に付ては到底頼むに足らぬから、陛下の御思召を承知して居るお互、其の責任に当たるものが一死奉公の覚悟を以て之に当たるより外に仕方がないと云ふ意見であった。記者は内府の此覚悟を聞いて意を安んじて、自分の提案を引っ込めたのである⁵⁴⁾。

重光が記す通り、木戸と重光のあいだに天皇の「意向」の表明を「鶴の一声」として最大限活用し終戦に導くという政略に向けた申し合わせがあったこと、そこには木戸の重臣への不信と自己の職掌への強い自負と責任意識が介在していたことは事実であろう。重光はそうした木戸と自身が「警約した」時期については明言していないが、木戸はこの「対策試案」を起草した時点で「聖断」という形での天皇の「主動性」の発揚を待望するという態度を公示する決断をしたことが見て取れる。木戸はまさに、前述のように主戦論者を緊縛していた天皇の「決断」を和平の方向に向け、その流れのなかに主戦論者を糾合することを画策したわけである。

ただし同一の文書の別の箇所「天皇陛下の御親書を奉じて仲介国と交渉す」、「相手国たる米英と直接交渉を開始し得れば之も一策ならんも、交渉上のゆとりを取るために、寧ろ今日中立関係にある蘇聯をして仲介の労をとらしむるを妥当とすべきか」⁵⁵⁾ というように、未だソ連の仲介に希望を繫いでいるなどの問題点を残していたが、それについては後述する。

木戸自身はこの「対策試案」を起草するに際の「配慮」として「和平条件の如きも、内心はもはや無条件降伏でも致し方ないと感じて居たのであるが、そう言って了っては軍部あたりから相手にされないかも知れぬ。それで一応は継戦派でも賛成して呉れそうな条件にして置いた」⁵⁶⁾ ことを戦後(1950年4月17日)に証言している。それでもなお陸軍の抵抗に遭遇したが、後にも少し触れるように18日には阿南陸相とも会見し議論を重ねた結果、好感触を得たことを同じ証言のなかで述べている⁵⁷⁾。

この木戸の「対策試案」に込められた構想は、「一九四五年の初期には未だ、軍備を撤廃される位ならば戦争を継続する外ない位の御考えのよう」⁵⁸⁾ に見受けられた天皇を和平の方向に引き寄せる大きな画期となったと考えられる。起草翌日の6月9日、天皇が木戸を招請し同案についての説明を求めたことはそれを示す。木戸はこの「対策試案」を松平康昌秘書官長に示して相談したのち天皇の求めに応じ「対策につき種々言上、思召しを拝」して

いる⁵⁹⁾。この際に天皇は「首陸海外各相と協議することを願い出た」木戸に対し「速やかに着手すべき旨」を返答している⁶⁰⁾。

この木戸の求めに応じて、天皇は関係筋から参考となる情報を摂取するために、同9日夕刻に海軍軍令部総長豊田則武、11日陸軍参謀総長梅津美治郎、12日海軍戦力調査使長谷川清（海軍大将）、13日再び軍令部総長豊田を招請している。この内12日の海軍戦力調査使長谷川清の拝謁に関して、長谷川自身は戦後（1950年3月24日）の証言のなかで「（前略）正式上奏を終えて、侍従武官長も退下したあとで、陛下は私に椅子を与え、更に補足的に説明するよう仰せられた。そこで私は着席の上詳しく、率直に私一個の見解を申上げた。その要旨は海軍各部の現状は人的にも物的にもそして質的にも量的にも顕著に低下の一途を辿りつつある。勿論責任者は涙ぐましい努力を傾注して居るけれども、その努力を以てしても米国の龐大な力に対しては如何ともなし難い段階に達して居るように思われると云うものであった。陛下は熱心に、如何にも『同感である』と云うような面持ちで聴いて居られたが、最後に『今の説明は私にも解る』と云う意味の御言葉を賜った。私は此のことは海軍大臣にだけは報告した。」と述べている⁶¹⁾。

このように海軍の戦力調査を専門とする実務担当者を正式上奏のあとに呼び止めて入念に説明を聞くなど、天皇は対外戦略を継続できる余力に関して相当具体的な関心を示していたことが分かる。それは一方的な上奏によってもたらされる情報だけに左右されず、自身で信頼のできる具体的情報を聴取したいという天皇の願望の表れであるとともに、そうしたやり方を推奨した木戸の助言（前述）にしたがった可能性が高い。そしてその聴取のなかで、上記の長谷川の悲観的な状況判断に共感していることは、天皇も以後の日本の継戦能力に強い疑念を抱きはじめていたことを示している。戦闘継続への疑義は、和平への傾倒を意味する。少なくともこの時点で天皇は、条件次第では和戦を受け容れる選択にかなりのところまで接近しつつあったといっ

このように独自に情報を収集するという態度自体も含め、天皇の関心が和平に傾きつつあったことは、木戸の進言が天皇の大局的判断を大きく左右したことが大きな要因であった。木戸内大臣の秘書官であった松平昌康は戦後の証言のなかで、「この試案の起草は内府自身の発意に基づいたのか、それとも陛下の御思召によったものか私は知らない。併し夫れ迄に陛下と内府との間には終戦促進についての話合いが屡々行われて居たことは疑いない」⁶²⁾と述べている。これは内大臣秘書官として木戸に身近に接してきた松平の証言であるだけに、信憑性が高い。木戸と天皇が緊密に協議している様子を身近に見聞し、またその雰囲気を感じ取っていたのであろう。この「対策試案」起草以前に入念な進言をもって天皇に和平への関心の注入を試みつつあった木戸と天皇の間には、この試案の起草をめぐる事前に何の連絡も無かったと考えるのは不自然である。実質上は天皇の同意を大枠で取りつけた上で起草されている可能性が高い。

こうした形で和平自体の不可避性とそれを天皇の「意向」として推進することを具体的方針として明示したことの「効果」は大きかった。その「効果」は政権の内外に和平に対して抗いにくい機運を作り出したことに加えて、「内意」を宣明することによって天皇自身も和平推進に向けて動きやすい環境を作り出したことも大きい。そしてそれは木戸と統帥部の和平に向けた協議を円滑にする「効果」をもたらした。

6月12日以降、木戸と統帥部の拝謁の回数も以下のように頻繁になる（以下の拝謁については『昭和天皇実録』九（700～701頁）、『徳川義寛終戦日記』（225頁）、『木戸幸一日記』下（1210頁）をもとに整理した）。

・ 6月12日

内大臣（木戸幸一）	午前	9・30～ 9・47
同前	午後	2・00～ 2・40

・ 6月13日

首相（鈴木貫太郎）	午前	10・22～10・50
内大臣（木戸幸一）	午後	1・40～ 2・20
海相（米内光政）	午後	2・18～ 2・25
軍令部総長（豊田武則）	午後	2・55～ 3・25
参謀総長（梅津美治郎）	午後	4・00～ 4・30

このうち、6月13日には木戸は拝謁後の米内と御文庫で会談し、時局収拾対策について話し、米内の「憂を同ふせらるる心境を聴き安心」している⁶³⁾。また同日のこととして、米内は口述で木戸に会っていろいろ話し合った際に木戸が「この際A（陸軍）B（海軍）切り出させることは無理だ。政治家が悪者になるべきだ」と自身の覚悟を述べたことを明らかにしている⁶⁴⁾。「切り出す」とは和平工作のこと以外には考えられないであろう。さらに15日には東郷茂徳外相とも懇談したほか、来室した米内からこの問題をめぐる首相との会談の経緯を聴き⁶⁵⁾、18日には、拝謁したのち、来室した阿南陸相とも会談し（前述）、「全面的に賛成して貰えなかったけれども、会見の目的は一応達成したと云う感じであった」⁶⁶⁾ことを戦後の証言のなかで述べている。

このように木戸は海相、外相、陸相との間に天皇自身とも連絡をとりながら、天皇の「意向」に仮託して自らの和平構想の浸透を図りつつあった。同18日に開催された最高戦争指導会議の構成員会議の場において、東郷外相が「宮中方面から『和平』の希望が出ているから、この際す連を通じて和平交渉に乗り出す時であると述べた」のは、この木戸の構想が宮中方面からの希望として受けとめられ、公的な戦争指導方針決定の場にも浸透していく効力を持ち始めたことを示していた⁶⁷⁾。天皇もこの和平構想が周辺にどのように受けとめられるかを気に掛けており、6月19日豊田軍令部総長が拝謁したのち、午後9時25分にたって「珍しく遅きお召しなり」と驚く木戸を招請

し、翌朝に予定されている首相、陸相拝謁の際に行うべき話について尋ね、木戸もそれに対し意見を言上している⁶⁸⁾。

翌6月20日は以下のように、枢密院本会議への臨席を挿んで大挙して拝謁がなされた。まさに和平工作に向けて戦争指導方針が大きく転換しようとしている慌ただしさが窺われる（以下の拝謁に就いては、『昭和天皇実録』九<704～706頁>、『徳川義寛終戦日記』<229頁>をもとに整理した。なお侍従長の拝謁に関しては『昭和天皇実録』九に記載はない）。

午前	9・50～ 9・55	侍従武官長（蓮沼蕃）
	9・55～10・00	侍従長（藤田尚徳）
	10・05～10・35	陸相（阿南惟幾）
	10・35～11・03	首相（鈴木貫太郎）
	11・18～11・27	枢密院本会議臨席
午後	1・44	侍従長（藤田尚徳）
	1・45～ 2・15	内大臣（木戸幸一）
	3・00～ 3・35	外相（東郷茂徳）
	4・02～ 4・40	参謀総長（梅津美治郎）

この日の午後1時45分から2時15分に拝謁した木戸は、「時局收拾云々其後の経過」を天皇に伝え、「東郷外相が六月八日の御前会議の決定と和平工作の関係を心配しておられるので、この際最高戦争指導会議の構成員を御召願ひ、戦争の收拾について御下命をお願い致します」と奏上し⁶⁹⁾、終了後間髪を置かず2時30分から侍従武官長を訪うて同様に「時局收拾云々につき今迄の経過を述べ聯絡」した上で、3時45分からは拝謁を終えた東郷外相と「時局收拾につき懇談」するなど、時局收拾策の合意形成のため奔走している⁷⁰⁾。この東郷外相の拝謁の際に「一昨十八日の最高戦争指導会議構成員会議において申し合わせの、戦争の終結に関して我が方に有利

な仲介をなさしめる目的を以て日ソ両国間に協議を開始する件につき奏上したのに対して、天皇が「戦争の早期終結を希望する旨の御沙汰」を下しているのは⁷¹⁾、こうした木戸の奔走が功を奏し、天皇の公的意志が和平推進に変換されたことを象徴していた。

このように6月8日に「対策試案」を起草した直後からの木戸の奔走が功を奏し、和平推進が天皇の「意志」として公示されたことは、それが爾後の対外政略の基本方針に据えられる大きな布石となったことを意味した。まさに場面の急展開といえよう。これはやはり最初に天皇を動かしてその「意向」として和平の方針を定め、有無を言わせない形で大局的方向性を固めるという木戸の知略なくしてはあり得ない展開であった。ただし、これまで述べてきたように、木戸は政権内部の各部局の意向と背馳する選択を無理に導入しようとしたわけではない。鈴木内閣の海軍軍務局長であった保科善四郎<海軍中将>は戦後(1949年12月7日)の証言のなかで和平研究に従事することを要望した保科に対して米内が「『陸軍の上の方でも戦争をやめねばならぬことは感じて居るだろうが、自分達の方からそれを言い出すことを渋って居るのだ。つまり誰かに言い出させようと云うズルイ考えだ』と云われた」⁷²⁾と述べているが、この時期こうした機運が陸海軍のなかにも瀰漫していた。前述の井上成美海軍次官の命によってなされた高木惣吉の「研究成果」は、そうした状況から一歩踏みだそうという海軍の模索ではあったが、政権全体の意志を和平の方向に一気に変えるには限界があった。

海軍だけでなく、政権の各構成勢力の「真意」はもはや和平に傾いているにもかかわらず、「終戦を企図して居ることが陸軍の中堅層に判れば首相でも誰でも、敗北主義者の烙印を押され、一日も政治の指導的地位に留まることを許されない有様」⁷³⁾という陰鬱な雰囲気の中で、どの勢力もがその口火を切れないことによる閉塞感が蔓延していた。米内と接触する中で、この気運は陸軍指導部の間にさえ瀰漫している気配が察知されたことを保科は「米内大將は終戦の頃には阿南陸相も梅津総長も早く終戦したい肚であるこ

とと観測していた。それが自分達で言い出さないで海軍に言い出させたいのだと見て居た。その意味のことを一九四五年五月中旬頃私が軍務局長になると間もなく言われたことがある」⁷⁴⁾と述べている(「終戦の頃」の米内と梅津の慷慨を「5月中旬頃」に聞いたというのは若干奇異な感がしなくもないが、「5月中旬頃」は広い意味で「終戦の頃」と見なして差し支えないであろう)。

政権と統帥部の内部にこうした閉塞感が大きな葛藤となって充満し限界点に達した時点を見計らって一気に「天皇の意志」を宣明する(させる)ことに踏み切った点にこそ、木戸の策動の特色があった。今回木戸がその「好機」としたのは、沖縄戦の戦況の悪化、日本全体としての戦力の総合的低下のなかにあっても、先述のように御前会議の場で本土決戦方式が宣明されたことによって政権構成勢力の多くが危機感を新たに、対抗策として和平政策を明確に対置することに対する違和感が薄れたと感知したことによる。ここにおいてそれを「天皇の意志」として開示すれば、決戦方針に杞憂を抱く多くの勢力がそれに協賛することが期待できるというのが木戸の目論みであった。木戸はこの時点で内閣が主導して国策の基本方針を決定するという従来の方式の限界を自覚し、意識的に「天皇の意向」を先に宣明して内閣の協賛を引き出す方式に訴えたことを戦後の証言のなかで次のように語っている。

(前略)なかなか当時の軍の勢いが強くて、内閣として和平問題の口を切るのは容易ではなかった。それで五月の末閣僚の一部の懇談会の席で、和平の句が出たんです。ところが陸軍ではそれを直ぐ嗅ぎつけて之は怪しからんと云うので、六月八日、御前会議を開かれた際戦争一本槍の政策強行を押しつけて来た。私はこう云う状態で内閣を頼みにしていたんでは何時までたっても終戦はできない。何とか断固たる処置に出て内閣に和平にすすみ得る手がかりを与えなければならない、斯く云う気

持ちが私に起こった。それまで私はなるだけ内閣をして自発的に仕事をさせよう、国務について陛下を煩わしてはいかんとってやって来た。併し時局が切迫したのに内閣は動きがとれないで居るのだから、斯うなってはしょうがないと云うのであの時局対策試案と云うものを起草した訳なんです⁷⁵⁾。

たとえ敗色が濃厚になり、政権構成勢力の多くが心底では和平の必要性を自覚していたとはいえ、戦時下において和平の口火を切るのと言わばタブーであった。しかし、大日本帝国憲法体制下においては統治権の総覧者としての天皇の「意志」は不可侵の最高意志という建前が貫徹していたかぎり、和平を指向する「天皇の意志」が宣明されることは、自立的に和平への願望を表明しなければならないという負荷からすべての勢力を解放する。木戸はそうした状況を作り出す「最初の一撃」の必要性を十分に認識し、それが属望される状況の熟成に棹さしつつ、冷静にその「好機」を見計らって効果的にそれを繰り出したといえよう。さらに言うなら、敗色が濃厚になってから急遽こうした着想を得たのではなく、開戦当初よりこうした知略を胸中に暖めていた感がある。

ここでこの木戸の知略をより大きな観点から、天皇を頂点とした大日本帝国憲法体制下の権力構造ならびに意志決定システムとの関係のなかに位置づけておく必要がある。大日本帝国憲法体制とは、旧著で触れたように⁷⁶⁾、誰もが天皇を衷心から信奉していないにもかかわらず、「信奉している」という建前を互いに懐疑しない（懐疑を口外しない）という黙約によって運用されている体制であった。したがって一点の懐疑の表在化が全体の瓦解を招くという「崩壊感覚」につねに脅かされている体制であった。にもかかわらず、それがかろうじて崩壊を免れていたのは、以下の二つの理由による。

第一には、全体の瓦解を招きかねない一点の懐疑の表在化もタブーにするような支配、もしその気配が察知された時には全体で制圧するような「恐怖

の支配」が貫徹していたことである。このタブーを破りかねない最も危険な「パチルス」として警戒されていたのが、 Kommunismus である。第二には、その一方で、建前としての「天皇への忠誠の姿勢」さえ挙示しておけば、一定限度の自由が許容される体制だったことに注意を要する。これは究極的には天皇に対する臣従の挙措と儀礼に還元される支配へと形骸化する傾向を孕む一方で、その分限を越えない「従順な臣民」でいるかぎりかなり放恣な欲望や情動さえをも許容してくれるある種「居ごごちのいい体制」として享受された。

しかし国民が臣民として大きな犠牲を強いられる（例えば戦時体制のような）環境が到来すると状況は一変し、この支配は臣民の「本音（厭戦感情など）」の口外を封じる極めて強圧的な圧力体制に転じる。木戸が敢行した和平を望む「天皇の意志」を開封する行為は、そうした沈鬱な社会に押しこめられてきた臣民の「本音」を一気に解放するような、いわばパンドラの箱を開ける行為だったのである。この意味で木戸の策動は、大日本帝国憲法体制下の権力構造が内包していた軋轢に巧妙に乗じた冷徹な革命的行為だったといえよう。

6月13日、終戦工作の推し進め方をめぐって高松宮は面会した細川護貞に対して「合理的なる理由を以て戦争を終結せしめんとする努力は、常に陸軍の精神論の為に阻まれる。従って我々も非合理的なる方法によらねばならない」と述べ、細川はその「非合理的なる方法」を「前後の事情より考えて、御上より仰せ出さるることの様に拝察」しているが、これは高松宮と細川も木戸と同等に、最初に口火を切る天皇の「主動性」が必要なことを認識していた証左といえよう。

それがなされないことに恠怩たる思いを抱いていた細川の評価は、木戸や鈴木、米内に対してさえ手厳しい。余談ながら、興味深い論点も含むので一瞥しておきたい

思ふに、戦争終結のことは御上を始め奉り、木戸、鈴木、米内等皆意中に是を蔵するも、その手段の拙劣なる為、常に陸軍の為に妨げらるるなり。殊に平沼の如き「和平を口にするものは、徹底的に取締るべし」と陸軍の代弁の如きことを口にするものあるに於ておや。実に大根役者ばかりにて、一人の演出者なし。嗚呼、予をして其の地位に在らしめば、余の非才を以てしても、尚此等大根に、勝れるの確信あり。呵々⁷⁷⁾

細川が木戸、鈴木、米内らを「大根役者」と痛罵している理由は何か。それは胸中で和平を支持しながらも「その手段の拙劣なる為、常に陸軍の為に妨げらるる」という失態を演じつづけたためである。細川が求めていた「大根役者」と対比的な、いわば千両役者の振るまいとは、まさにこの逆、すなわち和平に反対しているような素振りを装い陸軍の警戒心を解きながら、内々裡かつ入念に天皇を「和平の支持者」へと誘導し、好機を見計らってそれを「天皇の真意」として一気に公示して「天皇の真意」であるかぎり不本意ながらそれに付き従うというさらに巧妙な演技に徹することによって軍部に反対の余地を与えないような所為ということになる。

つまりさらに虚偽的な態度に徹することによって、和平工作を円滑に軌道にのせるべきだったというのが細川の批判の趣旨だったといえよう。ここにはそうした虚偽を厭わない練達の対応こそが、むしろ政治的には称賛されるべき壮挙であるという含意がある。そもそも虚偽的な天皇制的意志決定システムのなかで「善」と確信する結果を導き出すためには、社会通念からは背信行為にさえ見えるような虚偽に徹する必要、いうなれば「悪魔と手を結ぶ」態度に徹する他はないのであろうか。政治権力を運用する際の基本的指針はどこまでも職務に忠実な形式合理主義への帰順か、逆に結果を得るために絶えざる機会主義に徹する姿勢か、今日でもわれわれを悩ましてやまない難題が、こうした緊迫した状況のなかにあつてこそ渦中の当事者に重くのしかかっていることだけは確かである。

だがこれまで述べてきたように、木戸にかぎっていえば、木戸は千両役者ではなかったかも知れないが、細川が酷評するほど「大根役者」ではなかった。ともかくも和平を模索するについて政権内部での大局的合意形成を一気に為し遂げ、和平の口外すらタブーであった戦争指導の場の雰囲気を一変させたうえで、和平工作を対外政略の基本的課題として軌道に乗せたのは木戸の知謀と策動によるところが大きい。以後も木戸の策動は続く。

4. 6月22日御前会議と木戸の深謀

木戸の天皇への入説によって6月22日に開催された第一五回御前会議は「御前会議」と銘打ってはいるが、従来の御前会議とは様相を異にし、「御前ニ於ケル最高戦争指導会議構成員会議」ともいうべき会議であった。通常御前会議は参謀総長と軍令部総長が責任者となって両者の奏上によって開催されるが、今回の会議は、天皇の「御召し」によって開催された点が従来と異なっていた。この会議について徳川義寛は「従来その例なき御前会議なり」⁷⁸⁾と評し、また元軍令部総長豊田武則は戦後の回想の中で「御前会議というよりはむしろ御諮問」であったと述懐している⁷⁹⁾。

御前会議が今回こうした前例のない形式で開催されるに至ったこと自体、天皇への木戸の進言によるものであった。6月8日の御前会議において決定された本土決戦方針に対抗すべく、前述の「対策試案」を起草した翌九日、天皇の承諾を得て鈴木首相、米内海相、東郷外相、阿南陸相にその方針を伝えて同意を求めた際に、8日の御前会議の決定事項である本土決戦方針が公的には未だ否定されていないかぎり、以後和平工作を具体的に推進するうえで大きな障壁となることを木戸は察知していた。東郷外相は「自分は速なる終戦については従来共熱心に研究努力せるところなるが、何分右の御前会議の決定がありては非常に事を促進するに困難を感じる」との感想を洩らしていることは、この事実が障害になっていることを示していた。

その事情を重く見た木戸は、以後和平工作を円滑に進めるためには「余よ

り彼等に間接に陛下の思召を伝えるのみにては不充分にて、何等か機会を作り陛下より直接思召を御伝え願うの要ありと考へ」、6月18日の最高戦争指導会議で和平工作に着手すること自体は否定されなかったという情報を得たことを足がかりに、事情を「委曲陛下に言上し」て、対外政略推進に直接関与する6名を招請し、「直接思召を御伝え願う」よう取り計らった⁸⁰⁾。この会議開催自体、木戸の提言によるものであることは、東郷茂徳も戦後（1949年5月18日）の証言のなかで「六月二十二日のお召しと言うのは木戸から申上げた結果お召しになったと思う⁸¹⁾」と述べており、また阿南陸相も「六月八日ノ御前会議ヲ飛越ユルコノ二十二日ノ秘密御前会議ハ米内、木戸ノ合作ト看取ル⁸²⁾」推測している。確かにこうした前例のない会議開催を天皇自身が独自に案出し、実施することは考えられない。招請された6人とは鈴木貫太郎内閣総理大臣、阿南惟幾陸軍大臣、米内光政海軍大臣、東郷茂徳外務大臣、梅津美治郎参謀総長、豊田則武軍令部総長であった。和平工作を対外政略と軍略へ迅速に反映させることを強く意識した実践的な人選であり、腹藏なく今後の見通しを語りやすい環境を作り出すために招請対象者を少数に厳選した結果といえよう。

また細川護貞によれば、この会議招請の事情について、木戸は近衛にこの会議の少し以前から「自分以外に有効に方針転換を為す者なしとの見解を抱く様変化し」たことを打ち明けている。なお細川によれば、会議前日の21日に近衛に対して木戸は「既に鈴木首相、米内海相、東郷外相及び阿南陸相に対し、方針転換について個別的に話をつけた」こと、そして「前三者は賛成、阿南は不詳不詳同意せる由」を語ったという。さらにその場で木戸は「自筆の長文の一案」を示し、「勝利の見込なきこと、国民生活の窮乏せること、敵が上陸すれば、或は是を撃退することも有り得べきも、上陸せず、唯爆撃のみ続行する時は、益々事態は困難となること等を挙げ、速やかなる方針の転換を考慮せざるべからざること」を述べたという。さらに細川は近衛からの伝聞として、木戸がこの会議の意義を「天皇陛下より、首相、海相、陸相、

外相、両総長を御前に召され、勅語を以て戦争終結につき考慮すべき由、仰附けられたり。(中略)此の勅語は、先月八日の御前会議の捕捉として仰せ出されたることを表面の理由とするも、その実純然たる方針転換を御命じ被遊たるものなり」と述べたと伝えている⁸³⁾。

この細川の叙述は大まかな流れを捉えてはいるが、若干不正確な部分を含んでいるので、少し注意が必要である。まず会議の冒頭の天皇の言葉は「御沙汰」とも言うべきもので勅語ではない。また21日に近衛と会談したこと自体は『木戸幸一日記』の6月21日の条に「十二時半、近衛公来室、戦局の推移を中心に懇談す」とあるので事実であろう。しかしその際に木戸が用意したという「自筆の長文の一案」に関する記述はなく、何を指すのか正確なところは不明である。内容とされる箇所類似点から6月8日に木戸が起草した「対策試案」である可能性が高い。

これ以外に会議前日21日に「既に鈴木首相、米内海相、東郷外相及び阿南陸相に対し、方針転換について個別的に話をつけた」と木戸が述べたとされている箇所に関しては、それぞれ『木戸幸一日記』に会議の直前に面会した事実が記されているので(米内海相<13日、15日、16日>、阿南陸相<18日>。鈴木首相<13日2回、20日>、東郷外相<15日、20日>)、概ね事実と見なしていいであろう。なお『木戸幸一日記』に見るかぎり、6月8日から21日の間、木戸はこれら閣僚との会談の他に6月10日・14日・15日・17日以外は連日天皇に拝謁している。いずれも記載は簡略だが、6月9日に関しては「一時半より二時迄、御文庫にて拝謁、対策につき種々言上、思召を拝す」⁸⁴⁾、「御文庫に内大臣木戸幸一を召しになり、同人起草による時局收拾の対策試案につき詳細な言上を御聴取になる。首陸海各相と協議することを願ひ出た内大臣に対し、速やかに着手すべき旨を仰せになる」⁸⁵⁾とあり、6月20日は「一時五〇分より二時十五分迄、御文庫にて拝謁、時局收拾云々。其後の経過を申上ぐ」⁸⁶⁾、「御文庫に内大臣木戸幸一をお召しになり、時局收拾策その後の経過につき御聴取になる。内大臣は、首相より聴取した

一昨十八日の最高戦争指導会議構成員会議の様式として、陸相及び両総長が本土決戦の機会に挙げ得る戦果の上に平和交渉を行うべきことを論じたものの、平和への機会獲得に努力することに異存はなく、一同の意見が一致した旨を言上する」⁸⁷⁾とあることからみて、「対策試案」を基本方針に、以後それをどう具体化していくかについて天皇との間でのすり合わせを入念に行っていたと考えて間違いがない。

また木戸のこうした天皇への進言、入説はそれと並行して行っていた鈴木総理や米内海相に対する周到な働きかけと重ね合わせることによってその意味が浮かび上がる。例えば、6月13日にはまず鈴木首相と面談（10時15分）のち、拝謁し（1時40分～2時20分）、その後「米内海相と御文庫にて会談、時局收拾対策を話す」とあり、さらに午後3時30分に至りふたび鈴木首相と会談し時局收拾対策を協議するなどあわただしく立ち回っている。これは最初に鈴木首相の意見を聴取してそれを参考に天皇と協議し、その内容をもとに米内との間で今後の方針を調整、確認し、その事項を再び鈴木首相に伝えるための動きであった。この間の動きを『昭和天皇実録』は「午後、御文庫に内大臣木戸幸一をお召しになる。これより先、内大臣は参殿の首相と会談し、時局收拾の対策試案に関する考えを述べる。さらに内大臣は拝謁後、再び首相に対して時局收拾対策を話し、同人より同憂の心境を聴取する」と記す。

木戸と米内が先に打ち合わせをしてのち木戸が天皇に拝謁するというこの動きは、天皇、木戸、米内の中で枢要な点の合意を先行的に固め、鈴木首相の反対を封じるための工作であった可能性がある。さらに言えば、先述した鈴木首相の「本意」との関連から考えて、こうした下工作によって鈴木首相が反対する余地を事前に封じることは、本土決戦論に固執する建前をとっていた鈴木首相にとって和平工作着手を承認せざるを得なかったというエクセキューズを与えるという思惑が込められていた可能性が濃厚である。さらに1日空けて6月15日は東郷外相と「時局收拾対策につき懇談」したの

ち来室した米内から「首相と会談の経緯を聴く」とある。これは13日に木戸自身も首相と協議しているが、おそらくその後米内も鈴木首相に会い、その様子を改めて木戸が米内から聴取したということであろう。米内が木戸の思いを首相に伝えたのか、あるいは首相の考えを米内が木戸に取り次いだのか定かではないが、いずれにせよ米内が木戸と鈴木首相の距離を埋める役割を果たしていたことはほぼ間違いない。そして翌16日木戸は再び米内と面談し、その直後に拝謁している。これは前日の協議で詰め残した箇所を詰めたのち、天皇に報告したことを示していよう。

このように、木戸は自らの起草になる「対策試案」の方向に天皇の「意向」を巧みに誘導しながら、各閣僚に対してはその天皇の「意向」を楯に小刻みな個別面談を行うことによって和平工作への協賛を引き出すという巧妙な策動を旺盛に展開していた。天皇の意向を先行的に宰領し、その方向に各閣僚、統帥部を糾合させていくこの木戸の策動あればこそ和平工作はタブーの帳から脱することができたといつて過言ではない。

さて、そのような事前調整を経て開始にこぎ着けた22日当日の会議は、まず冒頭に天皇から、「先般の御前会議決定に依り飽く迄戦争を継続すべきは尤ものことなるも亦一面時局收拾につき考慮することも必要なるべし」との趣旨の「御言葉」が述べられたことから始まった⁸⁸⁾。この「御沙汰」もその内容から見て、また木戸の「二時十五分より二時五十分迄、拝謁、最高戦争指導会議員御召の際賜はるべき御言葉につき言上す」⁸⁹⁾という記述にも示されるように、木戸の入説を基本的指針としていた。

天皇はこの「御沙汰」に対する所見を会議構成員に求めたが、誰も積極的に奉答する者はなかったので、鈴木首相を指名して所見を問うたところ、首相は「飽迄戦争完遂に力むべきは勿論のことなるが之と併行して外交上手を打つこと亦必要なりと思考す」と天皇の「御沙汰」に協賛する趣旨の発言をしたのみで、海相の発言を要請した。これに対して海相は、それまでの議論を総括した上で和平工作の仲介勢力として唯一期待できるソ連の意向を探

る必要性を再確認し、和平工作は職掌上外相の管轄事項になるとしてそれ以上は発言せず、外相に発言を求めた（米内が対ソ交渉に期待をかけていたかどうかについては、そうではないという証言もある）⁹⁰⁾。外相は過日の最高戦争指導会議構成員の会合においてソ連を通じて和平の申出をなすことに大体の意見の一致を見たことの詳細を改めて報告した上で、「和平の提唱は我が方の戦力の余裕を存する間に敢えて為さざれば何等の効果なき次第」ではあるが、仲介国として一応想定できるヴァチカンやスイスは「態度極めて消極的」であり、中国重慶政権はカイロ宣言に拘束されているため期待できず、結果「相当の危険あるもソ連を通ずるの外なきこと」を陳述した。無条件降伏を受容する覚悟を固めないかぎり、仲介国を介した和平工作になることは避けがたく、仲介国を想定するかぎり東郷外相の述べているような理由でソ連以外に候補は見当たらない。ただし東郷外相自身も、ソ連に対する代償を用意し講和条件について相当譲歩したとしても、実際成功の見込みがあると考えていたのかどうかは疑問である。

なおこの点について終戦直後に東郷外相が気になる陳述をしているので、以下に少し触れておきたい。東郷はソ連仲介に拘った理由を以下のように述べている。

ソ連との連繫については随分考究を加えた。ソ連を米英より離間し、我が方の戦力増強に利用せんとする目的よりすれば、既に手遅れなることは前述の通り明白であったが戦争終結の見地よりすれば、英米との直接交渉の開始は到底不可能であり（この点については官民各方面殊に英米通の多数者に具体的意見の提示を求めたが何人もこれに応じ得なかった）且中立国も前記の如き状態に在った以上、ソ連以外に連繫を求むる方法はなかった。換言すればソ連に働きかけなかったとしたら、我が方は絶対的無条件降伏以外に方法がなかったのは明白であり、又ソ連に大御心を伝えたることにより無条件降伏を有条件と為し得たと云い

得るのである⁹¹⁾。

まずソ連の仲介に執着したのは無条件降伏を避けるために成功の見通しが高くないことを覚悟の上で一縷の望みを繋いだという述懐の後に、「ソ連に大御心を伝えたることにより無条件降伏を有条件と為し得たと云い得る」と述べているのはどういう意味であろうか。8月15日の降伏の何を指して東郷は「有条件」と言っているのでしょうか。この証言がなされた1945年9月の時点では、未だ天皇制を存置するという方針は確定していなかったとすれば、この箇所文意はますます解釈しにくいですが、あるいは占領と同時に天皇制が即刻廃絶される事態を免れたことを意味している可能性がある。この処遇を得ることを最低限の生命線として株守するために、ソ連を仲介国として留め置くことに期待していた可能性はないとはいえない。

この点について木戸が近衛に語ったとされる説明は以下のような見通しがあったことを明らかにしている。

先づ重慶かソ聯を通じて和を講ぜんとするものなるも、前者は今のところ全然望みなきを以て、ソ聯に御親書を持ちたる特使を御差遣被遊こと。内容としては、国体の護持の一点を主張し、他は実質的に無条件降伏にして、唯此の方法によるときは、国家の体面を保つを得ることなり。而してソ聯が此の提案を聞くや否やとの見透しについては、従来と雖も、我国体については一挙に是を破壊せしめんとするが如き意図もなく、且つ、日米両国を闘はしめて利を得んとのか考え方、既に事実上日本が屈服し、戦力を消耗したる以上、若しソ聯が此の提案を退くときは、直接米国に対し降伏すべきを以て将来東洋に於ける発言権のことも考慮に入れ、恐らく受け納るべしとのことなり。実は過般来、東郷外相の懇請により、広田氏は対ソ問題につき三点より交渉中にて、その一は参戦防止、二は好意ある中立、三は和平斡旋にして、第一は既にソ聯よ

り参戦せざるむねの確答ありたる所なりと⁹²⁾。

『細川日記』所載のこの記述は、細川が近衛から木戸の説明として聞かされたものであり、その精度に関して注意が必要であるが、内容的には概ね間違いは無いと思われる。すなわち、第一に、この時点でソ連に仲介を依頼するに当たっての希望条項は「国体護持の一点」であり、それ以外は「実質的に無条件降伏」となることも覚悟の上であること。それに過去のソ連の態度から見て「我国体については一挙に是を破壊せしめんとするが如き意図」を示したことはないこと。第二に、もはや抗戦不可能なまでに日本の国力が低下している状況の下では若しソ聯がこの提案を拒否すれば、日本は直接米国に対し降伏する公算が高いと見越して、将来東洋に於ける発言権を維持したいソ連としてはそれを避けるためにも受け容れる可能性が高いこと。第三に、これまでのソ連との交渉の結果、対日参戦には踏み切らないであろうと判断されること。この三点が木戸の説明の要点である。

第三の見通しが終戦の直前に反故にされたことを知っているわれわれの眼から見れば、第二の見通しも甘かったという感覚を拭い去りにくいが、第一の見通しに関しては、木戸を含め、当事者たちの見通しはあながち楽観的であったとは言い切れない。「国体護持」は天皇制の維持と言いかえてもいいであろう。すなわち当事者たちは、その他の条件に関しては最終的に無条件降伏と同等の処遇を受けることを覚悟していたといえよう。これは連合国に対する降伏とほぼ同一の姿勢である。

つまり当事者たちは、天皇制の護持のためにはソ連の仲介があるほうが有利と考えた訳である。先述の「ソ連に大御心を伝えたることにより無条件降伏を有条件と為し得たと云い得る」との終戦直後の東郷外相の述懐は、ソ連は仲介を引き受けなかったにせよ、天皇制存知さえ認められれば事実上の無条件降伏を受け容れることに吝かではないという「大御心」を伝えておいたがゆえに、終戦と同時に天皇制の即刻廃絶は免れたという含意であったこと

が理解できよう。これが事後的な自己弁護かどうかはともかく、当事者たちが絶望的にみえる状況の中でも対ソ交渉にこだわったのは、敗戦後における「国体の護持」が自らの対外政略の所産であることを主張するための事前工作であった可能性は否定できない。

以上のように対ソ交渉に依然一縷の望みをつなぐという不徹底さを残しながらも、和平工作への着手自体はほぼ全体の合意を得たといえる。むしろこの会合を転機にして、和平工作をめぐる潮目は一変し、和平工作の着手に公然と意義を差し挟むことの方が逆に困難になったというべきであろう。まさに木戸は自らが天皇に申し入れて用意した会合において、和平工作への着手についての合意形成という所期の狙いを達成したわけである。

東郷外相に次いで発言を求められた梅津参謀総長は、慎重にことを進める必要があるという注意を促しただけで、基本的に天皇の「御沙汰」に賛同し、むしろ「慎重措置とは必ずしも敵に対し一撃を加えたる後というに非ざる旨を言上」するなど、これまで固執してきた「一撃和平論」ともいうべき軍略を放棄することを言明せざるを得なかった⁹³⁾。

ここに至って和平工作は、その着手を根本的に阻害する対抗政策をあらかた駆逐したといえよう。そしてそれは木戸自身が望むところであったと同時に、継戦論に繋留されていた反和平主義者たちをも助けるものでもあったということが重要である。これについて鈴木内閣書記官長であった迫水久恒が戦後（1950年2月8日）「六月二十二日の宮中の集まりから帰ってくると首相は私に向かって『唯今陛下から、私共が肚の中では思っ居ながら口に出せずに居たことを仰せられた』と言われた」と証言しているのは極めて示唆的である。

22日会議冒頭の天皇の「御沙汰」は、『細川日記』が記すように「純然たる方針転換を御命じ被遊たるもの」として終戦を方向づける決定的な意味を持ったが、そうした「御沙汰」の具体化に粘り強く取り組み、その伝達にもっとも効果的な舞台を提供した木戸の策動は、こうした「効果」をも射程

に入れた深謀だったといえよう。

この後対ソ交渉に関して近衛を特使として派遣する人選がなされ、木戸も天皇もそれに肩入れし、7月13日モスクワに派遣の申し入れを行った⁹⁴⁾。この前後の事情に関して重光葵は戦後の証言で「空襲のため家を焼き払はれ日光に籠居していた記者は、終戦のことについては間接に木戸内府と連携していた。独逸の崩壊とともに記者の念頭を往来したものは、ソ連の参戦であった。(中略)木戸内府は、往訪した記者に対して、詳細に近衛公モスクワ特派遣決定に至る経緯を談じてくれた。記者は、予め打ち合わせたことのある筋書が実現して、終戦の決定がなされ『鶴の一声』の出たことに対して満足の意を表した」⁹⁵⁾と述べている。

重光がソ連参戦についてどの程度予見していたのか、あるいは自己の外務官僚としての「洞察力」を誇示するために戦後になって事後的に辻褄を合わせたのかここでは踏み込まないが、木戸と重光が一定の連絡を取り合っていたことは間違いが無かろう。注意したいのは「予め打ち合わせたことのある筋書」という記述である。これが6月22日の会議冒頭において天皇が「御沙汰」出すところまでは相互に諒解を取り合っていたという意味なのか、あるいはその後の対ソ交渉の手順をも含めての事前合意なのかこの記述だけでは明確ではないが、先に引用した終戦直後の重光の回想と重ね合わせれば、その「筋書」が天皇の「決断」による終戦方式をも含むものであったことはまず間違いが無い。

このようにみれば、22日の会議で出された天皇の「御沙汰」が、こうした終戦方式を見越した木戸の進言と演出の所産であることはほぼ間違いがない。ただ対ソ交渉に関しては7月18日、ソ連から拒否回答がもたらされた。これによって対ソ交渉の可能性はほぼ不可能といい状態に置かれた。

こうした事態に遭遇して木戸は、建前上未だ無条件降伏に抵抗感を示す軍部を横目に、無条件降伏を受容する体制と環境整備に精力を傾注していった。7月25日御文庫で拝謁した際に、戦争終結について天皇に対して以下の

ような趣旨の言上を行ったことはその表れであろう。

今日軍は本土決戦と称して一大決戦により戦機転換を唱え居るも、(中略) 万一之に失敗せんか、敵は恐く空挺部隊を国内各所に降下せしむることとなるべく、斯くすることにより、チャンス次第にては大本營が捕虜となると云ふが如きことも必ずしも架空の論とは云へず。爰に真剣に考へざるべからざるは三種の神器の護持にして、之を全ふし得ざらんか、皇統二千六百有余年の象徴を失ふこととなり、結局、皇室も国体も護持[し]得ざることとなるべし。之を考へ、而して之が護持の極めて困難なることに想到するとき、難を凌んで和を講ずるは極めて緊急なる要務と信ず⁹⁶⁾。

本土決戦になれば三種の神器が奪われ皇統の命脈が絶たれる可能性をちらつかせることによって天皇の恐怖心に揺さぶりをかけたこの言上は、天皇の無条件降伏への異存を完全に払拭しておくための事前工作だった。そして7月26日ポツダム宣言が発表された。ここにおいてソ連の仲介によって無条件降伏を避ける最後の望みもほぼ無くなった。

だがここにいたっても無条件降伏一本槍に国論をまとめ切るには、最後の詰めが必要であった。翌27日より木戸は慌ただしく動く。まず27日は参内し、拝謁した東郷外相と面談したのち、1時25分より2時20分まで約1時間にわたって拝謁している。おそらくここで相当立ち入った協議がなされたであろう。次いで28日には午前10時20分より50分まで拝謁した後、11時30分来室した鈴木首相とポツダム宣言に関して意見交換を行い、午後1時25分より50分まで拝謁し、鈴木首相との会談の顛末を言上している⁹⁷⁾。こうした協議を経て、周知の「黙殺」として知られる日本政府のポツダム宣言への対応方針が発表された。

ポツダム宣言発表の直後、牛場友彦(元近衛内閣首相秘書官)、松本俊一

(外務省条約局長、のち鈴木内閣外務次官)、白洲次郎(帝国水産統制会理事、戦後は終戦連絡中央事務局次長)と協議した細川は、7月29日「従来の如き無意味な解答をなすならば、皇室にも累を及すべく、我国家も百年二百年の災厄を受けるであろうと云ふのが、皆の結論」であったこと、それを受けて「要は聖断にかかっている」⁹⁸⁾という自身の見通しを述べている。

もはや日ソ交渉への期待を自ら断念し、政府はポツダム宣言受諾の最終決定をせざるを得ない段階であった。だが7月30日に至って佐藤尚武駐ソ大使は条件付和平の斡旋を依頼し、それに対してソ連側から速やかな返答を得るべくベルリンへ出発し、途中モロトフ外相に会見を申し込む。こうした動きは、ポツダム宣言を受諾してもなお日本の側からソ連に対して独自の申し入れを行おうという思惑が完全には払拭できないためであった。ではなぜそれが払拭できないのであろうか。細川はこの方法の危うさを「ソ連にのみ依頼し居るは、啻に危険なるのみならず、時間的に問題あり」と近衛に対して訴えた上で、その理由を次のように指摘する。「問題は、一見対外問題の如く見えて、事実上は国内問題なり。(中略)且つ国内問題たる以上、当然に内閣は問題なり」と。

つまり細川は、6月22日の会議で戦争終結の沙汰がなされても以降もソ連による和平交渉仲介の「可能性」に未練を残し、ポツダム宣言公表後もなお「彼は明確に降伏の条項を示したるに拘らず、我は是に対して、一言半句も触れずして、尚仲介を依頼し居るが如き」態度を清算できないのは、国内問題、つまり強力な指導力を行使できない政権の劣弱性にあるとする。天皇自身にも無条件降伏を避けうる一縷の可能性でもあるのなら、それを残しておきたいという未練があったことも考慮しなければならないにせよ、このように不徹底な態度に止まり続けた主因が政権の脆弱性にあったことは、細川の言う通り否定できない。和平への対応を一変させた点で6月22日の会議での御沙汰は決定的に大きな意味を持ったが、天皇がなし得るのはあくまで大局の方針の明示であり、それを具体化する責任はつねに内閣にある。それが

実行できないのは、その方針の一本化に向けて諸勢力を統括できないからである。ここに迷走の主因を見据える細川の解決に向けた提言は「電光石火、内閣を更迭し、国内体制を一新して肅軍を断行し、内を固めて外への交渉を為すべきなり」⁹⁹⁾と明快である。

すなわち、ここにいたって細川は、和平工作を円滑に進めるためには、特に肅軍を中心にした統治権力の刷新が必要であるという認識にたどり着いたといえよう。それは木戸が早期の段階で抱いていた戦争さえも統治権力の刷新の転機として利用しようという思惑と基調において通底する。まさに木戸の思惑は、ようやく終戦間際の土壇場になって細川をはじめ周囲の協賛を得はじめたことを示していた。木戸の構想は戦局の悪化のなかで人的・物的資源の犠牲が限界点に達する時点を見極め、その終結が「敗戦」という形になることを受け容れることによって、戦時政策を主導した旧勢力を政権の場から一気に駆逐しようという熾烈な思惑に裏付けられていた。そしてそれは「敗戦」という事態を想定しているかぎり、当然戦勝国の介入を排除できないという覚悟をともっていたであろう。それは主権国家の統治権力を刷新する内発的な権力革新への試みでありながら、それを果敢に遂行するためには最後の段階で外部（戦勝国）の力の導入を是認するという曲折を含んだ構想であった。その状況の下で、日本の「内発性」を維持できる唯一の手段が権力機構の頂点に据えられた天皇が超法規的な「主体性」を行使して「降伏」を受け容れ、国土と人民の壊滅を救ったという建前を堅持することである。木戸はこのような天皇の「主体性」を演出しようとしたのである。細川の構想は依然内閣の刷新への期待にとどまっているとはいえ、その展望において木戸の思惑と通底する要素を含んでいたといえよう。

そして8月8日のソ連の対日宣戦布告、それを挿む6日、9日の広島、長崎への原爆投下は、もはや木戸や細川の構想が避け得ない選択であるという認識を政権構成勢力に諒解させる大きな衝撃となったのである。

IV. ポツダム宣言受諾をめぐる木戸の策動の深度と射程—親政君主の招請と宰領—

6月8日の「時局收拾対策試案」の起草から22日の御前会議開催にいたる木戸の策動についての考察をここまで進めてきて、木戸の知謀の深度をどう見極めるかに関わる難問が一つ存在する。それは次の保科善四郎<元海軍省軍務局長 海軍中将>の戦後（1949年11月9日）における証言のなかに含まれる情報をどう評価するかをめぐってである。少し長いが、重要な論点を含むので、以下に引用する。

一九四五年六月八日天皇親臨のもとに開かれた最高戦争指導会議の会合に於て「今後採るべき戦争指導の大綱」が採択された。これは当時指導者達が一方に於て終戦に向かって努力を開始して居たに拘らず、継戦一本のこのことのみ決定したものであった。（中略）併し、この御前会議は儀式的な会議であって、指導者達はその二日前に天皇の親臨を仰がぬ普通の最高戦争指導会議を開いて、全く同じ決議に既に到達して居たのである。私は海軍省軍務局長たる職責柄、同会議の一員として両会合に出席したが、歴史的には六日の会合の方が一層重要と思う。

更に突込んで云えば、此の六月六日の会合に先立って、同会議幹事補佐の間で、凡ての議題及び之が裏付けとなる資料は、既に準備されてあった。幹事補佐と云うのは私の補佐としては梅沢海軍大佐、吉積陸軍省軍務局長の補佐としては種村陸軍大佐、追水内閣書記官長の補佐として毛利英於兎氏等であった。これら幹事補佐達は六月六日より余程前から屢々会合して意見を交換し、之を書類にまとめた。（中略）私はその一番中心になる「今後採るべき戦争指導の大綱」を読んで、実は当惑した。私は六巨頭の間で、私共には秘密で、終戦に関し相談を進めて居ることを知って居た。私自身も、終戦を早くせねばならぬと考え、実際に

末沢大佐と有馬大佐にその研究を命じてあった。然るに此の幹事補佐の案を見ると戦争一本槍で邁進することだけ書いてある。「これでは戦局の実情に合わぬ。困ったことだ」と感じた。時日の関係もあるので根本的修正は間に合わないから私は之を米内海相に持って行って「どうしましょうか」と意見を仰いだ。海相は大きく笑い乍ら「これはこれで良いヨ」と言われただけであった。

私は、米内海相が何を意味して居るか直ちに推察できた。私は米内大将から従来特別の薫陶を受けて来たので、その思想や意見などを大概了解することが出来たつもりである。彼がこの太平洋戦争には最初から反対であったことは誰も想像出来ることであるが、私は彼が予備役で野に在った時代にも屢々訪問して、彼の口から直接に、彼のこの戦争に対する気持を聞いて居た。彼が海軍大臣に復帰して来た時、私は海軍省の兵備局次長で軍務局長として彼の最も重要な幕僚であった。それらの関係によって、私は米内大将が終戦の早期実現に苦心して居ることを充分に察知して居た。そこで前述のように、(中略)「これはこれで良いヨ」と言って彼が笑ったのを、私は次の趣旨に解した。

「終戦は早くやらなければならぬのだが、それは六巨頭以上で考える。その他の軍官民凡てのものは却って一致結束戦う態勢にして置くことが終戦をうまくやる上には大切なことだ。この幹事補佐の書いて来たものは表向きのものであるから、戦争一本のことを高唱して置くだけで宜しい」。そこで六月五日海軍大臣及び軍令部総長と集まって海軍内だけの審議をした時には既に大臣の肚の中も判って居ったので文面には何等の修正も加えないことにして翌日の最高戦争指導会議に臨んだ¹⁾。

すなわち保科は6月8日に天皇親臨のもとで開催された最高戦争指導会議において採択された前述の「今後採るべき戦争指導の大綱」の原案が「当時指導者達が一方に於て終戦に向かって努力を開始して居たに拘らず、継戦一

本のことのみ決定したものであった」ことに当惑し、米内海相に相談を持ちかけたところ米内が特に動揺する様子もなく、「大きく笑い乍ら『これはこれで良いヨ』と言」ったと述べている。「米内大將が終戦の早期実現に苦心して居ることを十分に察知して居た」保科は、その米内の一見奇異に見える態度のなかには「『終戦は早くやらなければならぬのだが、それは六巨頭以上で考える。その他の軍官民凡てのものは却って一致結束戦う態勢にして置くことが終戦をうまくやる上には大切なことだ。この幹事補佐の書いて来たものは表向きのものであるから、戦争一本のことを高唱して置くだけで宜しい』」という趣旨が込められていたと「推察」している。この保科の回想のほかにも豊田則武（元軍令部総長 海軍大將）は戦後（1949年12月1日）の証言で、6月8日の御前会議に向けた準備過程を評して「最高首脳としては本当の仕事は裏口で取運んで居るのが玄関口では之とは趣向の違った芸当を演じて居ると云い得る格好であった」²⁾と述べている。

まずこの保科と豊田の証言が細部にわたるまで正確か、潤色を含んでいないかは今後厳密に検証していかなければならないにせよ、海相と職務上身近に接する機会の多かった海軍省軍務局長の証言があながち虚偽に塗り込められているとは考えにくい。もしこの保科の証言通りであるとすれば、米内は決戦方針を含んだ「今後採るべき戦争指導の大綱」の内容を事前に知りながらそれを黙認し、その上でそれに「対抗」すべく、天皇の「意志」を押し立てることによって和平工作を推進することを謳った木戸の「対策試案」に協賛し、そしてそれを踏まえた上で後者が22日の御前会議で承認されるのを支援していたことになる。つまり陸海軍の「大綱」の実務的策定者達にそれを両軍の公式見解として表明させたいと、それを最高戦争指導会議構成員たちが否定するという巧妙なシナリオをすでに画策していたことになる。決戦主義構想を一旦公的な場（「玄関口」）に上程させた上で、「裏口」でそれを否定する上位の意志（天皇の意志）を密かに用意し、それを対置することによって決戦主義をトータルに否定するこの手法は、決戦主義が爾後再燃

する余地を抹消する「効果的」な手法であった。

米内の行動がこうした「効果」を見越した才略であるとすれば、それは米内のみ胸裡で暖められたとは考えにくく、当然米内と和平工作の推進に向けて緊密な連絡をとっていた木戸もこのシナリオを共有していたと考えざるを得ない。そうなれば木戸の知謀は、これまで描いてきたものの裏をいくさらに深い深謀の様相を帯びる。さらに言えば、このシナリオを構想した首謀者は木戸である可能性もある。

8月6日の広島への原爆投下の直後、8月8日の午後ソ連の参戦の報がもたらされる当日直前に、東郷外相は鈴木首相と相談の上、御文庫地下室で天皇に拝謁し、「もはやポツダム宣言を受諾するよりほかなし」との言上を行った³⁾。これに対して天皇は「この種の兵器（原爆をさす一小関）の使用により戦争継続はいよいよ不可能にして、有利な条件を獲得のため時期を逸するは不可につき、なるべく速やかに戦争を終結せしめるよう希望」し、「首相へも伝達すべき旨の御沙汰」を下した。これをうけて外相は首相に「御沙汰」を伝達し、最高戦争指導会議構成員会議の招集を申し入れている⁴⁾。

この東郷外相の拝謁と言上の内容については、外務省の意向をうけた重光前外相と木戸の関与によるところが大である。この点を重光は戦後直後（1945年8月20日）の証言のなかで以下のように述べている。

八月に入ってから東京から記者の出京を促して来る声が次第に大きくなった。加藤[俊一・外務省政務局課長]君は木戸内府の伝言を手紙に書いて来た。成るべく速く出会ひ度いと云ふのである。また外務省の幹部連も至急出京を促して来た。(中略)ポツダム宣言受諾に付て政府の決意が充分出来ず、ふらふらして心もとなくてたまらぬから、記者から木戸内府に連絡して、此時に終戦の機会を取り遁さぬ様に尽力して貰ひ度い、外務省は次官以下結束し進退を賭しても終戦の目的を達し度い、と云ふ訳である。

記者は外務省次官以下の心配を察知し、其の決意に全感の意を表し、微力を尽すべきを述べて、彼等を激励し、先づ東郷[茂徳]外相に対し、終戦の事に付ては記者は如何なる事あるも無条件に外務当局を支持する、外相も此を念頭に置かれて、一途邁進せられ度しと激励の意を通じて、八日直に木戸内府を宮内省の内府室に訪ふた⁵⁾。

この終戦直後の重光の記述にみるかぎり、木戸に「此時に終戦の機会を取り遁さぬ様に尽力」することを依頼してほしいという要求が外務省の側から重光に対してなされ、重光はその次官以下外務省挙つての要求を受けて東郷外相、次いで木戸に自身の思いと合わせてこの方針を支援すべく尽力することを依頼したということである。『木戸幸一日記』1945年8月8日の項に重光と「時局收拾につき懇談」(10時20分～)、東郷外相と面談(17時30分～)したことが記されており⁶⁾、この記述は信用していいであろう。この間、重光と懇談した直後、木戸は天皇に拝謁している(11時40分～12時15分)。この重光との会談と天皇への拝謁の内容について『昭和天皇実録』は「内大臣は拝謁前、前外相重光葵と時局收拾につき懇談し、対ソと特使の派遣等は間に合わず、依つて日本の態度及び天皇の思召しを国内外に示しうる環境を作るため、皇族を煩わすべきこと等を申し合わせる」⁷⁾と記している。この「天皇の思し召し」とは、無条件降伏を指すことは間違いない。同日19時から近衛とも「時局收拾につき懇談」しているが、それはそこで協議した内容を確認するためのものであったであろう。

ソ連の対日参戦と同日の8月8日、その報がもたらされる直前に、無条件降伏に近い条件でポツダム宣言を受け容れる方向に向けた動きが具体的に開始されていることには注意しておいてよい。

こうした動きのなかで、陸軍の側にとっても、もはやポツダム宣言を「黙殺する」という姿勢に固執することは困難になっていた。陸軍の内部には、ソ連参戦の報をうけても徹底抗戦継続という建前を固守しようとする強硬

勢力も依然存在したが、陸軍が採った方針は、ポツダム宣言の条件付き受諾であった。すなわち、翌9日午前10時30分より宮中で開催された最高戦争指導会議（正確には「最高戦争指導会議構成員会議」で出席者は構成員である総理、陸海軍大臣、参謀総長、軍令部総長、外務大臣の6名のみ）において和平の四条件、すなわち「(一) 国体ノ変革許サズ、(二) 外地日本軍隊ノ武装解除ハ外地ニテ行ハズ内地ニテ日本自ラ行フ、(三) 保障占領許サズ、(四) 戦争責任者ノ処罰許サズ」を提案したことがこれにあたる。これはいわば無条件受諾方針に対抗する対案であった。この両者の選択をめぐって御前会議は予定より1時間30分延長して13時30分まで審議がなされたが決定に至らず、方針の確定は閣議に持ち越された⁸⁾。

これより先、ソ連参戦の報を受けた高松宮に呼び出された細川護貞は、軍令部において「是亦実に絶好の機会なるを以て、(中略) 急速に英米と和を講ぜらるるの途あり。何卒参内遊ばして、御上に或は内大臣に御打ち合わせ遊ばしては」と言上し、直ちに近衛と会見、近衛から「天佑であるかも知れん」との感想を得たのち、近衛に同道し13時に木戸と会見している。そしてその場において上述の「最高戦争指導会議構成員会議」を終えた鈴木首相から「ポツダム宣言に四箇条を附して受諾することに決定した」ことを知らされている。これについて近衛から「木戸も仕方がないと云っている」ことを聞かされた細川は、「是ではとても受けないでしょう」と反問し、直ちに軍令部にとって返し再び高松宮に拝謁して「是非殿下から木戸内府に、斯くの如き条件があつては、とても敵側は受諾しないであろうことを仰せ願いたい。(中略) 此の機会が唯一の機会であります」と進言したところ、高松宮は直ちに電話で木戸を呼び出し再検討を迫った。

次いで18時から開催された閣議においては、東郷外相の提議により、条件を撤廃すべきことを中心に論議がなされ、論議のなかで木戸は総理に対し、「条件を附せず、速やかに事を運ぶ」べきことを指示した「陛下の御内意」伝えた。その上で閣議は、非常な緊張感のなかで、総理大臣の指名に

よって個々に意見を述べるという方式によって議事が進められた。阿南陸相は四条件の附加を主張、安倍内相、松阪司法相らがこれに賛同したのに対し、東郷外相は条件を附加しない方針を主張、米内海相、左近司国務相、石黒農商務相らがこれを支持した。このうち米内海相は午前中の「最高戦争指導会議構成員会議」の時以来「今日トナリテハ戦争ニ対スル将来ノ勝目ハナイモノト見ルベク結局三国提案ノ条件ヲ承諾シテ終戦ヲ計ル外ナカラン」との主張を明らかにしていた⁹⁾。豊田軍需相、岡田厚相等はあいまいなことを述べるにとどまった。その後、松谷総理秘書官、松本次官らが来て、即夜御前会議あることが伝え、閣議は21時に終了した¹⁰⁾。

以上が『細川日記』を中心に見た8月9日の最高戦争指導会議構成員会議から当日21時まで続いた閣議の経緯とその審議の概況である。これに見るかぎり、木戸は四条件提示の方針に対し「仕方がない」と言うにとどまり、あまり積極的な動きをしていないかのように見受けられる。

が必ずしもそうではない。それはこの両会議をはさむ木戸の動きを見ればほぼ明らかである。8月8日～9日の木戸の動きは以下に見るように、かなり慌ただしい（『木戸幸一日記』下（1222～1223頁）をもとに整理した）。

< 8日 >

- ① 10時20分 重光と時局收拾につき懇談。
- ② 11時40分～12時50分 拝謁。
- ③ 17時30分 東郷外相と面談。
- ④ 19時 近衛と時局收拾につき懇談。

< 9日 >

- ⑤ 9時55分～10時 拝謁。

ソ連の宣戦、交戦状態に突入により早急な時局收拾が必要なため鈴木総理と協議するよう指示される。

- ⑥ 10時10分 鈴木首相と会談。

聖旨を伝え、「速やかにポツダム宣言を利用して戦争を終結に導く

の必要を力説、尚其際、事重大なれば重臣の意見をも徴したき思召あり、就ては予め重臣に事態を説明し置かるる様依頼す」。

最高戦争指導会議構成員会議開催（10時30分～13時30分）。

- ⑦ 10時50分～11時45分 拝謁。鈴木首相と会見の顛末を言上。
- ⑧ 13時 近衛と時局について懇談。
- ⑨ 13時30分 鈴木首相から最高戦争指導会議構成員会議の顛末を聞く。

四条件提示の上、ポツダム宣言受諾の方針。

- ⑩ 14時 武官長来室。ソ連満州国境線での戦闘の状況を聞く。
- ⑪ 14時45分 高松宮より電話で、四条件付では連合国に拒絶される恐れあるという観測と憂慮、善後策についての意見を聞く。
- ⑫ 15時10分～25分 拝謁。四条件付で受諾の方針に対する懸念につき言上。
- ⑬ 16時 重光来訪。「四の条件を出せば決裂は必至なりとの論にて、切に善処方を希望せらる」。
- ⑭ 16時35分～17時10分 拝謁。

閣議（18時～21時）

- ⑮ 22時50分～53分 鈴木首相と同時に拝謁。内閣の対策案が変更されたことを言上。

鈴木首相拝謁。御前会議開催と同会議への平沼枢相の参列の許可を求める。

- ⑯ 23時25分～37分 拝謁。

御前会議開催（23時50分～翌10日2時20分）。

聖断により外務大臣案である皇室、天皇統治大権の確認のみを条件として、ポツダム宣言受諾の旨を決定。

『細川日記』の記述によれば、四条件提示と抱き合わせでポツダム宣言受

諾の方針を決めた最高戦争指導会議構成員会議の結果を鈴木首相から聞かされた木戸は、当初「仕方がない」と諦観にも見える態度を示していたが、その後態度を変え、閣議が始まる頃には「条件を附せず、速やかに事を運ぶ」べきことを指示した「陛下の御内意」伝えたように記されている。もしそうだとすれば、木戸の態度変化を促した要因として、14時45分からの高松宮の電話での意見(⑪)、もしくは16時に来訪した重光の進言(⑬)が可能性として想定できよう。だが木戸はすでにそれ以前の15時10分からの拝謁で四条件付で受諾を申し入れても連合国に拒絶されかねない恐れを天皇に伝えているので(⑫)、⑬が決定的な要因であったとは考えにくい。

では⑫の天皇への進言も含めて、それらは⑪の高松宮の電話での意見に左右された結果であろうか。その場合、それ以前の9時55分からの拝謁(⑤)、10時10分からの鈴木首相との面談(⑥)との関連が問題となる。『木戸幸一日記』には⑤で天皇からソ連の宣戦、交戦状態に突入により早急な時局收拾が必要なため鈴木総理と協議するよう指示をうけ、続く⑥でその天皇の意向を伝えたことが「速やかにポツダム宣言を利用して戦争を終結に導くのを必要を力説、尚其際、事重大なれば重臣の意見をも徴したき思召あり、就ては予め重臣に事態を説明し置かる様依頼す」というように記されている。⑤の拝謁はわずか五分間であるから協議する時間があつたとは考えにくく、一方的な指示を受けるにとどまったであろう。

では⑤の拝謁の際に示された天皇の「意向」を受けてそれを⑥で鈴木総理に伝えた木戸と鈴木総理との間には何が話合われたのであろうか。「速やかにポツダム宣言を利用して戦争を終結に導くのを必要を力説」とあるが、これはどう解釈すべきであろうか。木戸は無条件降伏を鈴木総理に慫慂したのであろうか。「四条件」という具体的な条件項目は10時30分からの最高戦争指導会議構成員会議の場が初出であるから「四条件」云々が取り沙汰されることはなかったにせよ、それに近い何か条件付受諾のような方針を追求することが協議されたのであろうか。最高戦争指導会議構成員会議の場で「四条

件」を提起したのは陸軍である。鈴木総理がこの陸軍の意向を会議以前に探知していたかどうかは微妙である。具体的には知らされていないとも、普段の接触からそういう条件を出す気配ぐらいは察知していた可能性がある。そうだとすれば、木戸との会談の中で鈴木はそうした陸軍を抑える決意を示したのか、それとも陸軍には抗いがたい旨を木戸に伝えたのか、それを確定する直接の史料はない。

それが確定できないかぎり、最高戦争指導会議構成員会議開催中の10時50分～11時45分に行った拜謁で木戸が「鈴木首相と会見の顛末を言上」したことが記されているが、鈴木がともかくも陸軍の動向を抑制する「決意」を示し、当面安心できそうなことを天皇に「進言」したのか、あるいは陸軍の姿勢を事前に察知した鈴木がそれを前にした動揺ないし逡巡をそのまま「言上」し天皇の憂慮を深化させたのか、確たることは言えない。あるいは、会議終了後、鈴木総理から四条件付受諾という会議の結論を聞かされた木戸の「仕方がない」という言は、予想された結果を聞かされた嘆息なのか、それとも意外な結果を目の当たりにしながらも当面どうにも出来ないという諦観の吐露なのか、あるいは別の含意があるのか、さまざまな推測は可能である。

ただ木戸自身は6月8日に起草した「対策試案」のなかにすでに「時局の收拾につき…此の際果敢なる手段を打つこと」、「天皇陛下の御勇断を御願ひ申上げ…戦局の收拾に邁進するの外なしと信ず」とあるように、かなり早い段階から「聖断」による戦争の終結を着想し、その演出を構想していたことはすでに述べた。そして同文書のなかで木戸が「依って従来例より見れば、極めて異例にして且つ誠に畏れ多きことにて恐懼の至りなれども、下万民の爲め、天皇陛下の御勇断を御願ひ申上げ、左の方針により戦局の收拾に邁進するの外なしと信ず」として、以下の構想を提示していることが注目される。少し長いが引用してみたい。

一、天皇陛下の御親書を奉じて仲介国と交渉す。

対手国たる米英と直接交渉を開始し得れば之も一策ならんも、交渉上のゆとりを取るために、むしろ今日中立関係にある蘇聯をして仲介の労をとらしむるを妥当とすべきか。

一、御親書の趣旨 宣戦の勅旨の御趣意を援用し、常に平和を觀念被遊るるところ、今日迄の戦争の惨害に鑑み、世界平和の為め難きを忍び極めて寛大なる条件を以て局を結ばんことを御決意ありたることを中心とす。

条件の限度

名誉ある媾和（最低現たることは不得止べし）。

宣戦の目的に考へ、太平洋をして真に字義通り太平洋たらしむることの保障を得れば、我占領地の処分は各国家及各地域に於ける国家民族の独立を達成せしむれば足るを以て、我国は占領指導等の地位を抛棄す。

占領地に駐屯せる陸海軍將兵は我国に於て自主的に撤兵す（此の場合、武装を現地に於て抛棄するの必要に迫らるることあるべきも、之は交渉の結果に待つこととす）。

一、軍備の縮小については相当強度の要求を迫らるるは覚悟せざるべからず。之は国防の最小限度を以て満足するの外なかるべし（傍線引用者）。（下略）¹¹⁾

ソ連の参戦以前に起草された構想であるため、ソ連の仲介への期待を残してはいるが、傍線部分を見れば、かなり大きな譲歩を覚悟していたことが理解できる。「皇室の御安泰」、「国体の護持」に関しては、この引用の少し前にそれを「至上の目的」として尊重している箇所があり、その点は四条件と共通する、というよりむしろ政権構成員の誰にとっても否定できない大原則の確認であった。その他は「占領指導等の地位を抛棄」「軍備の縮小につい

ては…国防の最小限度を以て満足」など、後の四条件を事前に放棄している
とさえ言うべき内容である。むしろ皇室の安泰、国体の護持をのぞけば、無
条件降伏の受忍さえ厭わない姿勢であると言えよう。

すでにこうした覚悟を固め、その方針を天皇に進言していた木戸が、ソ連
の参戦という猶予が許されない切迫した事態のなかで、ポツダム宣言への思
いはどうあれ、改めて四条件を提示する軍部に協賛していたとは考えにくい。
最高戦争指導会議構成員会議の四条件提示という結論は木戸にとって座
視できるものではなかったと見なすのが妥当であろう。

以上の点から、会議終了以降の木戸の天皇への進言は、高松宮からの電話
に促されて急遽断行したのではなく、旧来の自己の知略から発した行動で
あったと見なすべきである。重光が終戦直後の記述のなかで、自身と木戸と
の間にいわゆる「聖断」方式による戦争の終結に努力する旨の「誓約」が
あったと記していることは前述した。

これらの点から考えて、あくまで木戸は旧来の知略に準じて、四条件の提
示に執着する軍部の姿勢（建前的な）を否定すべく事実上の無条件降伏とそ
れを基本の方針として盛り込んだ「聖断」の必要性を⑫と⑭の拝謁で天皇に
具体的に進言し、閣議においてはかねてよりの自らの入説によって領導した
天皇の「意向」を掲げて閣員に同調をせまり、全体の空気を変え、結論を
ひっくり返したとって間違いなからう。先の『細川日記』には結論が出な
かったように記されているが、『木戸幸一日記』では10時50分に鈴木総理
と同時拝謁した際に（『木戸幸一日記』には木戸、鈴木との両者が拝謁したこ
とは記されているが、同時拝謁とは記されていない。しかし、『徳川義寛終
戦日記』（254～258頁）には同時拝謁したことが記されている。なお同日記
によればこの直後に鈴木総理は東郷外相ともども拝謁したことが記されて
いる。『昭和天皇実録』によれば木戸の拝謁は10時50分から、鈴木総理と
東郷外相の拝謁は10時55分からと5分余りの間隙がある様にも読めるが、
ほぼ同時拝謁と見なしてよいであろう）、「内閣の対策案変更せられたる件に

つき言上す」と記していることから、少なくとも閣議において議論は四条件にこだわらない方向に傾いたことは確実である。直後に鈴木総理が深更に及ぶ前例のない御前会議の開催を天皇に求めたのは、閣議においてほぼ固まったこの結論を天皇の目前で再確認し、不動のものにする措置の必要性を認識したためであろう。木戸の御前会議直前の⑮の鈴木総理との同時拝謁は、閣議の「結論」を報告するとともに、御前会議でそれを再確認するための天皇との打ち合わせであったと考えて間違いない。そもそも天皇の聖断自体、木戸の持説と判断にもとづいた入説の「成果」でもあった。

こうした一連の木戸の策動を子細に見れば、和平工作推進に向けて木戸が執った戦略的行動様式が浮かび上がってくる。すなわち、まず自身と近い思惑を抱いた米内、東郷、重光ら要路者との協議によって大方の方針を固め、その方針をもとに天皇への進言ないし入説によって天皇の意向を動かし、それを楯に首相の同調を誘い、そして首相と天皇の賛同によって基本方針がほぼ固まったことを後ろ盾にして軍部を中心とした反対勢力の抵抗を封印していくという手順がこれである。これは天皇の近臣として常に天皇に近侍し、かつすべての勢力の焦点にいる内大臣という職掌にあってはじめて可能な立ち回りであった。天皇も自身だけで決しかねる重要な上奏があった場合は、直後に木戸に意見を求める場合が多かった。

天皇の側から首相に向けて国策の基本方針を投げかける意志決定の方式は、政党内閣崩とともに低下した首相の閣内統括力を補う側面を持っていた。特に統帥権に対する影響力が限定されていた首相にとって、「天皇の意向」を楯にできることは政権の意志決定を円滑にする上での助力となった。特に戦時国策というようなすべての領域を包括する大方針を果敢かつ迅速に決定しなければならない場面に及んでは、この傾向は大きかった。木戸はこうした戦時において顕著となった変則的条件を十分計算に入れて自己の知略を冷静に推進していったといえよう。

このような考察にたってはじめて、最高戦争指導会議構成員会議の結論を

聞いて木戸が洩らしたとされる「仕方がない」という言の真意も浮かび上がる。それは諦観もしくは事態の進行を成行きに委ねようという投げやりな心情の吐露ではなく、もはや「聖断」を公表するのに一刻の猶予も許されないという覚悟と決意の表明に他ならなかったのである。23時50分より日をまたいで10日深更2時20分に及んだ御前会議で天皇の聖断によって天皇制と国体の護持を条件としてポツダム宣言を受諾する方針が正式決定したことを聞かされた木戸が終了後直ちに拝謁し、「勿論、忠勇なる軍隊の武装解除や戦争責任者の処罰等、其等の者は忠誠を尽くした人々で、それを思ふと実に忍び難いものがある。しかし今日は忍び難きを忍ばねばならぬ時と思ふ。明治天皇の三国干渉の際の御心持ちを偲び奉り、自分は涙をのんで原案に賛成する」という聖断の内容を「恐懼感激の中に拝承」したのは、聖断の内容に感涙したのではなく、これまでの苦渋に満ちた知略がようやく功を奏したことに対する無量の感慨ゆえだったのがある。

こうした木戸の知略の余波は、以下に見るように、当の御前会議の進行のなかにも及んでいた。10日深更2時20分に及んだ前例のない第一六回御前会議は、鈴木総理の要請で平沼騏一郎枢相も招請して開催された。出席者は以下の通りである。

<出席者>

鈴木貫太郎（内閣総理大臣）

阿南惟幾（陸軍大臣）

梅津美治郎（参謀総長）

平沼騏一郎（枢密院議長）

米内光政（海軍大臣）

東郷茂徳（外務大臣）

豊田副武（軍令部総長）

吉積正雄（陸軍軍務局長）

迫水久常（内閣書記官長）

保科善四郎（海軍軍務局長）

池田純久（総合計画局長官）

会議の決定文書や議決の記録はないので、『終戦史資料』に収録された出席者の一人である保科善四郎（海軍軍務局長）の手になる「保科善四郎手記」をもとに、その他関連資料によって補いながらその様子を再現してみたい。

まず会議は、「客月二六日附三国共同宣言に挙げられたる条件中には日本天皇ノ国法上の地位を変更する要求を包含し居らざることの了解の下に日本政府は之を受諾す」という内容の東郷外相の案を原案として進められた¹²⁾。このこと自体、すでにこの御前会議がめざす基本的方向性を明らかに示していた。なお議事の進行は天皇の「思召し」により鈴木総理があたった。次いで首相に指名されて東郷外相が以下のように提案理由を説明した。

過般提案の場合は受諾できぬと言ふ事なりしも本日の事態に於ては受諾已むを得ずと言ふ閣議の結論也。其中に絶対受諾出来ぬもの之を挙ぐる事必要也。敵側米英の状況及ソ連の参戦に依り米英の地位は確實にせられ更に最後通牒を緩める事困難なり。

先方の側になって見るに交渉に依る緩和の余地なきものと思はる。

我方が「ソ」に申入れたる条件をも無視して参戦に至れる事情を参酌し、余り条件を附せざるを可と思ふ。即ち、在外日本軍隊自主的撤収は停戦の取極めに際して申出づる機会もあるべく、戦争犯罪人は受諾困難なる問題なるも之は戦争継続しても達成せねばならぬ絶対条件に非ず。

但し皇室は絶対問題也一将来の民族発展の基礎なれば也

即ち要望は此の事に集中するの要あり¹³⁾

次いでこの外相提案に対して所見を求められた米内海相は「全然同意」と外相案に共感の姿勢を示した。他方これに対して阿南陸相は「全然反対」

の立場を明らかにしたのち、その理由を「少なくとも受諾するにしても四条件を具備するを要す。殊に『ソ』の如き道義なき国家に対し、一方申入を以てせんとする案には同意する能はず。一億枕を並べて斃れても大義に生く可き也、飽く迄戦争を継続せざるべ可らず、充分戦をなし得るの自信あり。米に対しても本土決戦に対しても自信あり」とその理由を述べ、梅津参謀総長も「陸相の所見に全然同様の所見を有す」として賛意を表明した¹⁴⁾。

この時期にいたって日本の戦力は払底しており、継戦能力がないことは阿南や梅津自身も陸軍全体も当然認識しており、「充分戦をなし得るの自信あり。米に対しても本土決戦に対しても自信あり」というのは明らかな強弁である。この陸軍の反対の趣意は、ポツダム宣言自体への反対もさることながら、それ以上に土壇場になっての対日参戦という不条理にしか見えない行為によってもたらされた圧力に陸軍は決して屈しなかったという姿勢を挙示することであった。

この双方の意見が対峙したところで、鈴木首相は平沼枢相に発言を求めた。平沼はまず「陸相、参謀総長に伺ひ度し」として両者に向かって「戦争遂行の目算ありと謂はるるが、自分の疑を有するは、空襲は連日連夜来り、又原子爆弾に対する防禦に自信ありや、又、空襲に依る内地交通機関の障碍に関し説明を求む」と陸軍にとってもっとも痛い継戦能力の有無を問い質した。これに対し梅津参謀総長は「空襲に対し充分の成績を挙げ得ざりしも、今後は方法を改めたる故戦果を期待し得べし、併し空襲の為に敵に屈服せざるべからざることなし」というように建前的な回答を示したに止まった。

平沼枢相はこれを見切るような形で、外相の原案に対して「趣旨に於て斯くあらざるべからず」と原則賛成の姿勢を示し、最終的には「充分自信あらば強く突張れ、自信なければ陸海の兵力が如何に強きも戦争継続は出来ぬ。唯国体の護持は皇室の御安泰は国民全部戦死しても守らざる可からず」と突っぱねた。そしてそれを踏まえた上で、なお意見の一致を見ない場合は「聖断に依って決せらる可きものと認む」として、最終的には聖断によって

方向を決する以外にはないことを強調した。

平沼の論の運びが屈曲しているのでやや分かりづらい面もあるが、まず最初に外相案に基本的に賛成である意を明らかにし、その上で軍にもはや継戦能力が無いことを知りながらあえてその有無を問い質しているのを見れば、平沼の基本姿勢が軍を牽制する狙いに立っていたことは明白である。最後の「国体の護持は皇室の御安泰は国民全部戦死しても守らざる可からず」という言は玉碎覚悟の本土決戦を慫慂しているのではなく、逆にそれほどまでに重要な「国体」と「皇室の御安泰」という重要課題の完遂は、はもはや継戦能力のない軍部ではその任を全うできないのではないかという趣意である。そしてそこまで追求しても軍部は軟化しないことをも見越した上で、ならば最終決定はもはや聖断に委ねる以外にはないという方向に論議を誘導することに平沼の狙いがあった。つまり平沼の介入は、両者妥協不可能なことをあえて明確化し、ならば聖断で決する以外にはないという方向に論議の流れを持っていくことによって、「聖断」で結着することに対する異論を封じる機能を果たした。

もちろん平沼は、聖断がどういう方向の選択を取るかを事前に知っている。そして鈴木総理はすべてを知った平沼がこうした役回りを演じてくれることを目論んで、平沼をこの会議に招請する許可を天皇に求めたことは明白である。この点に関して、1936年以來侍従として（1985年に侍従長）天皇に仕えてきた徳川義寛がこの時のことを「最高戦争指導会議メンバーではない平沼騏一郎枢密院議長を引っ張り出したのは、枢密院の諮詢が必要な重大会議である、との建前とは別に、平沼さんに和平を主張してもらったためだったのです。そうでないと和戦同数にするためには鈴木総理も和平派として態度表明をせねばならず、陛下に『聖断』を仰ぐ議長役から降りなければならぬ」と語っていることは¹⁵⁾、この傍証となろう。天皇も、この平沼招請の狙いを鈴木総理から聞かされて招請を許可した可能性が高い。

そして何より本稿との関連で重視すべきは、事前に鈴木総理と会見してい

た木戸がこの鈴木総理の胆略を知らないはずはないということである。会議直前の8月7日に木戸が平沼と会見し、「時局收拾につき懇談」¹⁶⁾していることは、その可能性をうかがわしめる。あるいは鈴木総理からも聞かされていた可能性もある。

平沼が旧来の持説とは異なる無条件降伏に近い案を支援したのは奇異な感に打たれなくもない。しかしここには天皇制の本質にも関わる平沼の強固な信念が作用していた。注目すべきは、平沼がこの御前会議のなかで外相原案に賛成しながらも「唯此の原案に於て字句に甚だ宜しくない点あり」とし、その理由として「天皇統治の大権は国法に依て生ずるものに非ず、天皇の統治の本体は憲法にて定まりたるものに非ずして憲法に述べたるに過ぎ」ないにもかかわらず、外相原案では天皇統治の大権があたかも憲法の明文規定を起点に発生したごとくに見えてしまうという点に改めて拘っていることである。これはまさにかつて帝国憲法制定者たちが基本的には実定法精神を指針にしながらも、天皇大権に関してはその最終的な正当性をあくまで実定法以前の(超実定法的)な「超越性」によって根拠づけなければならないという「命題」に悩んだことを彷彿とさせる場面であった¹⁷⁾。平沼は依然この帝国憲法制定者たちが拘った課題を引きずっていた。こうした問題をあえてこの場に持ち出すのは、一見見当外れに見えなくもない。

だがここには平沼が最終的に天皇の聖断によってポツダム宣言への対応を決することに賛成した大きな理由が含まれていた。平沼が天皇大権に超実定法的な「超越性」を求めたのは、その威力を無上のものとして護持する手段は、それを超実定法的な「無窮性」のなかに根拠づけておく以外にはないという切迫した危機感に由来していた。そしてこれは権力の究極の絶対性は、最終的にはその権力主体を完全な非拘束の状態に置くことによってしか担保できないという峻厳な権力のリアリズムへの準拠でもあった。敗戦目前の緊迫した状況の中においてもこれを権力存立の要件として重視し、それを護持するために天皇の超法規的存在性という建前を維持しよう(維持してみ

せよう)とする平沼は、頑迷な保守主義者と言うより、権力の原理的本質を洞察しそれに殉じようとする冷徹なりアリストであったといえよう。

ではこれが、この度の聖断工作とどのように関連するのか。着目すべきは、木戸が求めた「聖断」とは、実定法的に保障された通常の天皇大権の行使ではなく、極限状況のなかで天皇によってなされるいわば例外的な政治的決断であったことである。それは万民の境遇を顧慮しながらも、決して臣下や万民の願望に随従することのない君主としての主体的判断であり、あくまで天皇の存在論的非拘束性の純粋な発揚として創出されたことである。まさにこの点において聖断とは、君主の超法規的絶対性を象徴する行為に他ならなかった。無条件降伏の受け入れという選択は平沼旧来の信念でもあった対外強硬姿勢の維持と背馳するものではあったが、天皇の超法規的判断によって主権の意志を決するという形式自体は、平沼が護持しようとした天皇の存在要件の理想に合致したものであったのである。

天皇の超法規的判断は通常は明示的に行使されない。だが最終段階においても輔弼者たちの判断が分裂して如何にしてもその合一化が不可能な場合、そうした天皇の超法規的判断に最終的な意志決定を委ねる以外に、帝国日本の統治権力の統一意志を構成できる術はない。まさに無条件降伏の諾否の決定という極限的判断が求められた状況のなかで平沼は、聖断の内容よりも、聖断によってその諾否を決するという形式性を護持することを優先したのである。そしてそれはそうした天皇の超法規的判断こそが廢墟になる瀬戸際にあった国土を救い、ひいては交戦国双方を戦禍から「救済」したという「事実」を打ち立てることによって、占領後にも天皇制を残そうとする平沼の思惑と合致していた。平沼の聖断への賛同は、こうした天皇制の原理的要請への帰順と政治的深謀が交錯した意味深長な行為に他ならなかった。平沼の聖断への賛同のなかに含まれていたこうした曲折は、木戸にも共通しており、そこに旧来良好とはいえない関係にあった両者であるにもかかわらず、気脈を通じあう要素があったといえよう(ただし木戸が平沼と同等に戦後に

おける天皇制の残存を望んでいたかどうかは、疑問である)。そして聖断を要請する根拠と、そこにたどり着く理路のなかに含まれたこうした曲折には天皇制の本質が濃縮されていたのである。

果たせるかな、かならずしも旧来和平派とは目されていない平沼が御前会議の場でこうした姿勢を示したことの演出効果は大きかった。鈴木総理はこの平沼の主張を受ける形で「長時間に亘り審議せられ茲に意見の一致を見ざるは甚だ遺憾也」とし、「此の事たるや…誠に枢府議長の言はるる通りの重大問題也。意見の対立ある以上、聖断を仰ぐの外なし」と聖断に最終決定をあずけることによって結着を図った。そして天皇は原案である外相案を採ったのである。まさに木戸が描いたシナリオは、ここに完結をみたといえよう。

10日の午前2時20分におよんだこの御前会議終了後、引き続き閣議が開催され、その後午前9時30分から地下防空壕において阿南陸軍大臣は陸軍省高級部員以上を召集して御前会議の結果について説明した。その際に阿南陸相は「予ノ微力遂ニカカル帰結ニ至ラシメタルハ諸官ニ対シ申訳ナク、深ク責任ヲ感ズル」としながらも、今後の方針については「国民ノ動向ヲ十分観察シ、之ヲ把握シ、大御心ニ従フ如ク指導スルコト肝要」という訓示を述べているが、そこにはあくまで「大御心」に付き従うという大義名分のもとに国民を、そして軍全体をも承服させようとする胆略が顔を覗かせている¹⁸⁾。

また東郷茂徳が戦後(1949年5月18日)の証言のなかで「軍の方では、負けてはいないのだと言うことを最後まで言って居ったので、向はまだ一戦は交え得る、それでもう一戦交えたところで和平をやりたいと言う軍の希望ですね、この希望についてはどうする訳にもいかん。(中略)それでそういう人を全部自分の方の意見に導いて行くと言うことまでなかなかむずかしいので、結局のところは向うの意見は反対意見となって対立する関係になる、それをずっと持ち応えて、結局陛下の御聖断を仰ぐと言うことにするより外ないと言う情勢は初めから分かって居った。その点については随分議論

もしたし色々な面倒なこともあったけれども、しまいまでこれを持続し得又成功したと言うことは言って差支えないかと思うのです」¹⁹⁾と述べていることは、この工作の核心に触れたものといえよう。これに続けて東郷は「陛下の方では二度九日の日も十四日の日も言われた訳なんです、その基盤が出来ていなければ陛下もお困りになったんだと思う」²⁰⁾と観測しているが、この工作は天皇の聖断の円滑な発布を助けるものであったとともに、決戦主義者たちがポツダム宣言受諾方針に帰服するエクセキューズを与えるためのものでもあったのである。阿南陸相や梅津参謀総長も心底においては、降伏やむなしという思いを抱いていたとしか思われぬことは前述した。

以上のように、8月9～10日の聖断にいたる事態の推移を通覧した時、そこに木戸の知略とそれと呼応した策動が働いているのを見逃すわけにはいかない。それは天皇制の「真価」を発揚させることによって、天皇制を支えていた旧来の統治権力の改変をはかろうという背理を含んだ試みであった。木戸の知略は、その改変の対象となる陸軍までもがその動きに同調せざるを得ない不可逆の動勢を作り出すという革命的効果をもった策動であった。ただしそれは、単に想定外の奇策によってそれら勢力の虚を突いたからではなく、天皇自身も含め、如何なる勢力も抗いようがない権力のリアリズムに準拠していたがゆえに他ならない。

この決定をもとに政府は、8月10日午前6時45分に東郷外務大臣の名でスイス政府、スウェーデン両政府を通じて以下のような「米英支三国對日共同宣言ニ関スル件」と題する申し入れを米国、英国、中国、ソ連政府に対して行った。

帝国政府ニオイテハ人類ヲ戦争ノ戦禍ヨリ免シメンガ為、速カニ平和を招来センコトヲ祈念シ給フ天皇陛下ノ大御心ニ従ヒ曩ニ大東亞戦争ニ對シテ中立關係ニ在ル「ソヴィエト」聯邦政府ニ對シ斡旋ヲ依頼セルガ不幸ニシテ右帝国政府ノ平和招来ニ對スル努力ハ結実ヲ見ズ、茲ニオ

イテ帝国政府ハ前頭天皇陛下ノ平和ニ對スル御祈念ニ基キ即事戦争ノ惨禍ヲ除キ平和ヲ招来センコトヲ欲シ左ノ通り決定セリ。

帝国政府ハ昭和二十年七月二十六日米英支三国首脳ヨリ共同ニ決定発表セラレ爾後ソ連邦政府ノ参加ヲ見タル對本邦共同宣言ニ挙ゲラレタル条件中ニハ天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スルノ要求を包含シ居ラザルコトノ了解ノ下ニ帝国政府ハ右宣言ヲ受諾ス。

帝国政府ハ右ノ了解ニ誤ナク貴国政府ガソノ旨明確ナル意志ヲ速カニ表明セラレンコトヲ切望ス²¹⁾。

無機質な建前の表明が大部分を占める外交文書のような公的文書の文面を必要以上に詮索しても事態の真相は明らかにならないが、逆にその記述が建前的であればこそ、当該国家が何を正当化して押し通したいのかということとはよく分かる。「天皇陛下ノ大御心ニ従ヒ曩ニ大東亞戦争ニ對シテ中立關係ニ在ル『ソヴィエト』聯邦政府ニ對シ斡旋ヲ依頼セルガ不幸ニシテ右帝国政府ノ平和招来ニ對スル努力ハ結実ヲ見ズ」という箇所にもらかなように、天皇は「速カニ平和を招来センコトヲ祈念シ」て尽力していたにもかかわらず、国家間関係の信義に悖るソ連の不当な対日参戦によってそれが侵害されたという趣旨の文面には、木戸をはじめとする当該政権の諸勢力が連合国に対して挙示したかった「天皇像」が開示されている。開戦を苦汁のうちに被動的に承認した天皇は、「大御心」をもって終戦を積極的に推進しようとしたにもかかわらず、ソ連の不当な行為によってその十全の発揚が阻害されたという「天皇像」こそ、木戸が誇示したい「天皇像」に他ならない²²⁾。

そしてこの文面を受けて、今回の申し入れで日本政府がもっとも重視する「對本邦共同宣言ニ挙ゲラレタル条件中ニハ天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スルノ要求ヲ包含シ居ラザルコトノ了解ノ下ニ帝国政府ハ右宣言ヲ受諾ス」という確認がつづく。留意すべきはこの確認は、7月26日の共同宣言の発給主体である米、英、支三国に対してだけでなく、前段で「米英支三国首脳ヨリ

共同ニ決定発表セラレ爾後ソ連邦政府ノ参加ヲ見タル對本邦共同宣言」とソ連を特記していることである。この含意は「この点に関しては、ソ連も承認済みのはず」と念を押すことによって天皇制の護持に対する異論が出る余地を事前に封じることにあつた。

しかし連合国から8月11日付け（12日到着。回答の「正式文」が外務省に到着したのは12日夕刻）でもたらされた回答（「合衆国、連合王国。『ソヴィエト』社会主義共和国連邦及中華民国の各政府の名に於ける合衆国政府の日本国政府に対する回答」。いわゆるバーズ回答）は、日本政府がもっとも危惧した天皇制の護持の可否について次のような曖昧な内容のものであつた。

「ポツダム」宣言ノ條項ハ之ヲ受諾スルモ右宣言ハ天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スルノ要求ヲ包含シ居ヲラザルコトノ了解ヲ併セ述ベタル日本国政府ノ通報ニ関シ吾等ノ立場ハ左ノ通りナリ。
降伏ノ時ヨリ天皇及ビ日本国政府ノ国家統治ノ権限ハ降伏條項ノ実施ノ為其ノ必要ト認ムル措置ヲ執ル連合軍最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルモノトス。

（中略）

最終的ノ日本国政府ノ形態ハ「ポツダム」宣言ニ遵ヒ日本国民ノ自由ニ表明スル意志ニヨリ決定セラルベキモノトス。

連合国軍隊ハ「ポツダム」宣言ニ掲ゲラレタル諸目的ガ完遂セラルル迄日本国内ニ留マルベシ²³⁾。

天皇制については廃止とも存置とも明言されておらず、「降伏ノ時ヨリ天皇及ビ日本国政府ノ国家統治ノ権限ハ…連合軍最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルモノトス」と曖昧な表現でぼかされている。先に「四条件」付きの承認にこだわった勢力の神経を逆なでしたのは、後段の「最終的ノ日本国政府

ノ形態ハ『ポツダム』宣言ニ遵ヒ日本国国民ノ自由ニ表明スル意志ニヨリ決定セラルベキモノトス」という記述であった。この条項を突きつけられて、軍部を中心とした勢力、さらには平沼まで再び受諾反対ないし警戒の姿勢を露わにした。宣言に盛られた要求内容に対する不満を抱きながらも、異例の主動性を発揮して国民を救済した天皇という天皇像を誇示することによって天皇制の存置に賭けた平沼にとってみれば、当の天皇制が「日本国国民ノ自由ニ表明スル意志」によって否定されてしまうようなことがあれば、本末転倒以外の何物でもなかったからである。

「之れでは日本の国体は不安」として連合国側の回答に強固な抵抗感を示す平沼の姿勢は、天皇制の先行きに対する不安と危機感の投影であった。平沼は、「日本に於ては天皇制があつて初めて民族は団結し、伝統は維持せられ、国家としての力が出来る。日本を復興せしむる鍵は茲にある。総て国民の決意如何の問題である。日本人は必ず天皇制を維持する。之丈は間違ひは無い。」(重光葵)²⁴⁾ というように、戦争の軛から解放された日本人は復興の精神的活力源として天皇制の存置を望むという確信が持てなかったがゆえに、天皇制の存否を「日本国国民ノ自由ニ表明スル意志」に委ねることを極度に警戒せざるを得なかったのである。天皇制に対する平沼や軍部の頑迷な防衛姿勢は、逆説的に言えば、天皇制を心底では信賴していなかったことの証左でもあった。正確に言えば、天皇制が徹頭徹尾虚構の産物に他ならないことを熟知していればこそ、「日本国国民ノ自由ニ表明スル意志」にその存否を委ねることを極度に恐れなければならなかったのである。

これに対して、木戸や重光の姿勢はもはや揺るがなかった。特に連合国側の回答がもたらされた直後の12日～14日の木戸の奔走は突出していた²⁵⁾。まず12日11時、連合国側回答を奏上するため参内した東郷外相と面談し、その「第四項人民の自由意志云々が国体論者の為め問題とせらるるならんとかの心配」を聞いたのち、11時45分より正午まで拝謁している。ここではおそらく天皇との間で、そうした国体論者の反攻姿勢に左右されるべきでは

ないことが確認されたと思われる。

次いで13時40分、来室した平沼の「今回の回答につき国体論より反対の意見」を聞くや、その直後14時35分より15時20分まで再び拝謁している。この時はおそらく平沼の反対意見を報告したうえで、それを却下する相談がなされたと推測される。『昭和天皇実録』の「拝謁に先立ち内大臣は、枢密院議長平沼騏一郎の来訪を受け、バーンズ回答中の国民の自由意志に従う政体の樹立（第四項）について国体論に基づく反対意見を聴取する。これに対し、内大臣は外務当局の差し支えないとする解釈を信頼し、現状のまま進むべき旨を説く」という記述はこれを裏付ける。天皇がこの直後の15時から17時20分まで開催された皇族会議の場において、今回の「御決意」とその趣旨を述べたのは、この拝謁の際の木戸の後押しが大きな力になっていた。平沼に関しては木戸を訪問したこの時に、天皇に上申すべく木戸に取次を依頼したが、上記のように、木戸にいわば門前払いをくらわされていることは²⁶⁾、木戸は天皇への進言、入説だけでなく、天皇のもとにどの意見や上申を直接届けるべきか否かという選択においても自身の判断によって戦略的に動いていたことを物語る。この影響力も無視できない。

ただこの平沼の変心は、鈴木総理の「変心」を誘発するという波及効果を及ぼした。18時30分、東郷外相が来室し、鈴木総理が「平沼男の意見に賛成したる様子」を報告したことがそれを示す。その鈴木総理の「変心」の予兆を目の当たりにして困惑する東郷外相の様子を「頗る心配」した木戸は、21時30分に来室した鈴木総理に「今日となりては仮令国内に動乱等の起る心配ありとも断行の要を力説」し、総理から「全然同感」という確認を取りつけ、「大に意を強ふ」している²⁷⁾。木戸にとって、ポツダム宣言の受諾はもはや不可逆の選択だったのである。

そして翌13日朝8時、「形成が逆転した」という理由で一旦戻っていた日光から呼び戻された重光が木戸のもとを訪れ、「联合国回答についての意見」を述べている。終戦から5日後の回想で重光自身がこの時のことを、「陛下

の御意嚮は已に盤石の如く少しの曇りも懸って居らぬことを知った」、「大勢は已に定まった」と記していることから²⁸⁾、米国側の回答もそれに対する平沼や軍部の逡巡や抵抗も、天皇の「決意」に影響を与えなかったことが知れる。重光との会談終了直後の8時50分より9時20分までの拝謁は、木戸が天皇の「決意」の確認と最終段階の地固めのためであった。

反発、警戒を強める平沼、梅津参謀総長、豊田軍令部総長らをよそ目に、外務省が「大体我方より申出たる了解事項を応諾せるもの」と理解し、東郷外相がその旨を鈴木首相に伝えた後拝謁して天皇に報告した際に、天皇もそれに同意したのは、もはやポツダム宣言受諾自体が不可逆の基本方針として政権全体に行きわたっていたことを物語っていた²⁹⁾。がここには、最終段階で動揺の徴候を見せた（少なくとも東郷外相にはそのように見なされた）鈴木総理を再度当初の方針に引き戻した木戸の策動があったことを見逃してはならない³⁰⁾。

この段階で最終的結着はなされた。13日午前9時より開催された最高戦争指導会議構成員会議の場においては鈴木総理、東郷外相、米内海相が唱える即時受諾論と、阿南陸相・梅津陸軍参謀総長・豊田海軍軍令部総長がこだわる再照会論との対立が改めて浮きぼりになるという一幕はあったが、その報告を受けた昭和天皇は東郷外相を招請して外相の主張に支持を表明し、「首相にもその趣旨を伝えるべき旨」指示している³¹⁾。

そして、最終の御前会議となった第一七回御前会議は翌8月14日、宮中内庭庁舎（防空室）で全閣僚、両総長のほか平沼枢相、迫水久常（内閣書記官長）、池田純久（総合計画局長官）、吉積正雄（陸軍軍務局長）、保科善四郎（海軍軍務局長）を招請して開催された³²⁾。司会を担当した鈴木総理は、連合国側の回答が寄せられて以降の経緯を報告し、東郷外相はそれを受諾する以外に選択の余地はないことを説明した。阿南陸相はこの場においても国体に関する危惧を述べたが、天皇は東郷外相の所見を正当と認める当初の方針を改めて示し、ポツダム宣言を無条件で受諾する「聖断」を示した。

こうした手続きをへて翌15日、天皇は国民全体に向けてラジオを通じてポツダム宣言を受諾することを宣明した。

バーズ回答がもたらされて以降終戦にいたる最終段階の攻防について、木戸は戦後（1949年5月17日）の証言のなかで「私は早く御前会議を開いて最終的に解決してしなくては終戦は出来ないと思ったんです。換言せば陛下の指導力を極度に使おうと云うところなんです。終戦反対論者に一応の反対論をさしてそれから総理に陛下の思召は如何でございますかと御意見を述べて頂くと云う計画です。国務のことは凡て本当ならば閣議で纏めるのですが当時は閣議で決議を強いてとるとすると内閣は瓦解する。そうなったら混乱です。この辺のことは総理もよく分かっていたから御前会議を開き陛下の御考えを陳べて頂くことにする。陛下の御考えもはっきりとしているんだから、外務大臣の案と云うことを仰しやるだろう。それを直接聞けば、閣僚は余程強い反対でない限りはそれに服し、かくて閣議も一致するだろうと云うのであった。（中略）こう云う点になると天皇と云うものが何とも言えない一つの力を持って居られた。分かりやすい言い方をすれば当時和平派の人達はそれを極度に利用した。利用したと云うと語弊があるかも知れないが、結局は利用した訳なんです」³³⁾と自身の知略の要として天皇を「利用した」ことを率直に認めている。

ここで木戸が利用した天皇の「何とも言えない一つの力」とは、前述したように、大日本帝国憲法体制に構造化された力でありながら、通常は表在化しない力である。それを意識的に引き出して活用した木戸の策動は、まぎれもなく例外的な手段であった。この点に関しては木戸も別の箇所で、「従来のように唯閣議の決定を待ってそれを裁可されてばかり居たことに比すれば、終戦時は閣議がその決議に至る前に陛下の御意見を参考とされたのであるから異例に属すること」として認めている。

これはまさに在るべき君主とは天皇機関説的君主か、それとも天皇主権説的親政君主かという積年の対立と交錯する問題である。この点にかかわ

て、戦後（1950年8月）迫水久常（元 鈴木貫太郎内閣書記官長）に対してなされた聞き取りのなかで質問者が興味深い質問をしているので紹介したい。それはバーズ回答に対する即時受諾派と再照会派の対立の様相に関して、1946年8月～9月に『月刊サロン』に掲載された丹羽邦夫の「日本敗れたり」の内容を引き合いに出してなされた次のような質問である。

バーズ回答を繞って八月十三日朝六巨頭が議論せられた場面については如何。他の或記録に依ると阿南陸相がその六巨頭会議の直後、東郷外相に対し六人の中で意見が一致する前に御聖断を仰ぐことは反対だと云い、外相は軍部は何時迄も終戦に反対するのはけしからぬから早く御聖断を仰ぐほかないと応酬したようです。「日本敗れたり」の第十章には右六巨頭会議開催劈頭貴下がこの会議に陛下の御臨席を願う度いと提議したのに対し、参謀総長は「結論も出ないのに陛下の御臨席を仰ぐのはおそれ多い」と述べて御前会議の即事開催に反対し、軍令部長も参謀総長の意見を支持したとあります。

又貴下（迫水久恒をさす一引用者）が一九四六年一月中旬数日に互る朝日新聞に寄稿された「降伏時の真相」には、軍部の中堅に於ける当時の御前会議解開催遷延策のことを述べてあります。この事は他に或記録で私は同じことを読みました。

以上に於ける「日本敗れたり」及び「降伏時の真相」の記事は史実通りであると解して差支えありませんか³⁴⁾。

筆者が着目するのは、ここで質問者が確認を取ろうとしている両陣営の聖断に対する対応、すなわち会議直後に即時受諾派の東郷外相が「軍部は何時迄も終戦に反対するのはけしからぬから早く御聖断を仰ぐほかない」と主張したことに対して、再照会派の阿南陸相が「六人の中で意見が一致する前に御聖断を仰ぐことは反対」したという点である。一見して分かるように、比

較的天皇機関説に近い立場にあったと目される東郷が招請しているのが臣下の協議に結着がつかなくとも独自の判断を下す親政君主制的な天皇であり、奇しくも本来逆の立場にあったはずの阿南が求めたのが臣下の協議による決定に準じて裁定を下す天皇機関説的の君主である。

この東郷の反転は、木戸の姿勢にも当てはまる。木戸が和平工作を推進する際に求めたのは、東郷と同じく親政君主的天皇であった。木戸も通常は天皇機関説的な君主制を護持する立場に立っていたが、東郷と同様に、和平工作を推進するために親政君主的天皇の振る舞いを招請するという反転を遂げていた。つまり木戸は、大日本憲法体制の極限状態のなかで、制度的妥当性よりもそれを犠牲に供した政策的妥当性を優先させたのである。

ただ注意すべきは、木戸はこうした「反転」を遂げたことを十分に自覚したうえで、「終戦の場合は非常に時局が切迫しているので、総理が非常な決意をしたらしく陛下に御裁断を願ったんです。陛下はそこで初めて発言する機会を得られた。そして外務大臣案に賛成された。併しながら陛下が専断的に決定を強いられた訳ではない。即ち日本の憲法上から云っても違法な措置に出られたのではない」³⁵⁾として、天皇の親政君主的行為は例外的振る舞いではあっても、不条理な独断ではなかったという点に飽くまでこだわっていることである。その根拠として木戸は、この天皇の行動は総理（および木戸）に求められたものであったこと、そして天皇の「判断」は臣下の判断とは別個のものを天皇自身が独自に案出し対置したのではなく、あくまで外相の判断を是認したものであったことを挙げ、その点で、この例外的な天皇の行動は、大日本帝国憲法体制の境域を逸脱したものではなかったことを強調している。

では最終段階での自らの決死の策動が天皇の例外的行動を引き出したことを挙示しながら、他方であくまでその合法的妥当性を強調しなければならなかった木戸の言辭は、はたして何を暗示しているのであろうか。

最後にこの点への論及を糸口に、これまで展開してきた所論の論点と趣意

を整理することをもってむすびにかえたい。

終章

大日本帝国憲法体制下において天皇は通常天皇機関説的な君主として振る舞い、またそうしたあり方が健全な君主制であるかのごとく大方の承認を得ていたことはよく知られている。これは憲法の縛りないし天皇個人の自制ということだけではなく、そもそも歴大な国政の領域を輔弼者の助力なしですべて一人で処理するなどということは不可能であったことが根本的な理由である。近代国家において字義通りの純然とした親政君主制などというのは、原理的な次元で不可能である。よって近代国家においては、親政君主制は本質的には封印されている。

だが、唯一既存の権力機構を大きく改変しなければならない時は、この例は当てはまらない。建前として天皇を頂点に奉載する権力機構において内発的に天皇を否定することは不可能であるかぎり、残された方法は、超法規的な天皇の「意志」を創発点として活用する体制変革以外にはない。ただし天皇が本当に独自の内発的意志をもって体制変革に乗り出すことはない。よって必要なのは一瞬だけ親政君主制の封印を解き、例外的に超法規的な真性の親政君主として振る舞う天皇を作り出すこと、その上でその親政君主的振る舞いは例外的ではあっても決して不条理のないし非立憲的ではないことを周囲に承認させることであった。

つまり通常は機関説的な君主制の原理によって運用されている帝国憲法体制であっても、体制変革の唯一の起爆装置として親政君主制的側面を完全に駆逐できない。ただし、その起爆装置に点火し、文字通り起爆させるのは天皇自身ではなく、その条件が許された臣下（具体的には「常待輔弼」を職責とする内大臣木戸幸一）に他ならない。この天皇機関説的な君主制のもとで親政君主制的契機が作り出される条件が折り込まれているという、まさにこ

の点にこそ大日本帝国憲法体制の本質があった。

しかし体制変革のために親政君主制的契機の発動が奏功するためには、その対象が国家の爾後の行路を決定的に左右する死活命題というレベルの大問題である必要があった。二・二六事件が挙行者の「壮意」にもかかわらず、無残に失敗したのはそのゆえである。統治権力の刷新を目論む木戸がそうしたレベルの「大問題」として利用したのが、全面戦争である。

この点に関して、すでに1945年4月3日、米軍の沖縄上陸直後の戦局の悪化のなか、小磯内閣退陣の直前に高松宮邸を訪れ、「内閣の危機に就き種々言上」したのち、「我国では、皇室は雲上高くましまして、其の下で政権の移動が行われますから、他国のような革命はございませんでしたが、今度も満州事変以来の陸軍の政権を打倒して、夫れに替わるものを建てなければなりません。其の意味で革命的な政変を必要と致します」と進言した細川護貞に対して、高松宮が「御親政と云ふことは非常にむづかしい。今日の様になると、陸軍が悪くても、御上に対してかれこれ云ふ者が出て来るし、あまり責任内閣制を嚴重にすれば、ロボットになってしまうるし、此辺は微妙な所だ」¹⁾という返答をしていることは示唆的である。

まさに木戸は、この数ヶ月後、ここで高松宮が導入を断念している「御親政」に相応しい機会として終戦工作の開始の宣明という局面を作り出し、「御親政」を一瞬だけ強行的に立ち上げたのである。この意味で、木戸にとっては戦争も、そして天皇も統治権力刷新のための手段であった。

本稿の冒頭で日米開戦は主権国家の意思として開始され、主権国家の意思をもって終止符が打たれたと述べた。そして以上に見たように、終戦の際の主権国家の意思の構成過程には、天皇を焦点にした各政権構成勢力間の政治的駆け引きや内部抗争が存在した。しかし一見矮小にも見えるその確執と内紛の深層に目をやれば、それが極めて酷烈な権力のリアリズムの所産であることに気づかざるを得ない。

近代日本は、木戸の奮闘に見るごとく、天皇を利用することによってかろ

うじて降伏に持ち込むことができたのもその点と密接な関係がある。ここに教条主義的な是非や善悪の判断を持ち込んでも意味はないが、天皇の意志を利用する（その意志を経由するという形式を踏む）ことによってしか敗戦の受容という決定が下せなかったことが示唆するもの、ないしその影響の大きさには注意しておかなければならない。

改めて言うまでもなく、日中戦争とアジア太平洋戦争の戦禍による犠牲は言語に絶するまでに龐大であった。そうした犠牲にもかかわらず終戦工作に対する抵抗は、一部の頑迷な継戦派軍人のクーデター未遂事件はみられたものの、きわめて限定的であった。その理由として、万民の「声なき願望」を汲む形で、終戦への「決意」が天皇の「意志」として提示されたことの意味は大きい。総力戦の強行は肉親の戦病死、空襲、食糧不足など銃後も含めた一般国民の日常生活領域を脅かしたほか、極端な表現の自由の制限による閉塞感をも与える。これによって一般国民の間に、当然の反応として広汎な厭戦感情がわき起りつつあった。国内に瀰漫する暗鬱な機運は、政権周辺の要路者の判断にも当然影響を及ぼさずにはおかない。

戦況の悪化のなかでの国力の限界に対する認識と相まって、この機運の蔓延に直面した要路者たちの心底において継戦に対する意欲と自信が薄れ、終戦ないし和平への関心が高まっていったことがこれである。統帥部も含め、そうした関心が暗黙の裡に共有され、一定の結集をさえ遂げつつあったことを、鈴木内閣の外務大臣東郷茂徳は戦後（1950年1月30日）証言のなかで次のように述べている。

私是一九四五年四月鈴木内閣に外務大臣として入閣し、終戦の早期実現の努力を始めたのであるが、阿南陸相も梅津参謀総長も、私の努力に対して決して反対ではなかった。五月中旬最高戦争指導会議構成員だけが集って、ソ連に対する外交施策に就いて意見の一致を見たのであるが、その中に同国に対し終戦の仲介を頼むという一項があった。即ち原

則的ではあったが終戦について六人の合意が成ったのである。この時期にこのような会議を開き、そしてこう云った合意をとり付け得たと云うのは、阿南陸相も梅津参謀総長も肚の中では、終戦を望んでいたからであると言い得る。私は之等両将軍と既に四月中に、個別的に会って色々話した際、二人とも、終戦の必要を、相当に感じていると察することが出来た。五月中旬の六人の会議を開くことに私が自信を持ったのも、これら二人の陸軍の最高責任者が、心中ひそかに考えているところを、ある程度、察知し得て居たからであった。

日本の降伏決行は、あの時機を失してしまったならば、由々敷いことになったに違いないが、あの時機に、あの程度の小さな混乱だけで、それを決行し得たのは、終戦についての原則的理解が、六人の間に成立していたからであると言い得ると思う。即ち五月中旬にあの合意をとりつけてあったと云うことは、八月になって降伏と云うことを私共が持出した際、陸軍をして終戦そのものに対しての根本的な反対をなさしめずに済んだ大きな原因の一つになったと信ずる²⁾。

5月中旬の最高戦争指導会議構成員会議での審議において「ソ連に対する外交施策に就いて意見の一致」をみて、「原則的ではあったが終戦について六人の合意が成った」ことから無条件降伏までの距離は遠い。こうした点で留保が必要ではあるが、この東郷の証言は、必ずしも根拠のない自画自賛だけで塗り固められものとはいいがたい。ソ連の仲介への願望の底にある終戦への期待を各構成員が共有し、それが後に和平工作への協賛を生み出す土壌となったこと自体は事実である。そうであればこそ、ソ連の仲介に希望が持てなくなったことが明らかになったとき、和平への協賛を表明することが困難になり、陸軍はあくまで頑なな和平拒否の姿勢を挙示せざるを得なくなったことは否めない。が、ここではこの問題には深く立ち入らない。

問題は、それまではどの勢力もがそうした「期待」を公然と表明できな

かったにもかかわらず、天皇の和平推進を支援する「意向」の宣明によってそうした期待が振起され、政略の指針としての力を得はじめたことである。換言すれば、「天皇の意向」の表明は、こうした「本音」を水面下に押しこめていた機制の帳を外し、それを糾合する機能を果たした。当初和平への願望を口外することを牽制する機制であった天皇の存在は、敗色が濃厚となり、もはや敗戦が避けられないことが自明となった段階では一転して和平への期待の統合シンボルに転ずるといふ変化を見せたわけである。天皇とは、効果的に使いこなせばまさに一気に政略の基調と方向性を変えうる使い勝手のいい装置であり、木戸はそれを最大限に活用したといえよう。

もちろん天皇にも個人として和平への思いが昂じたということはあろう。しかしここではそうした天皇個人の思いは、いかに切実ではあっても問題とはされない。意味を持ったのは、あくまで政治的君主としての「判断」である。ただしその「判断」は、それを押し抱くべく臣下によって創られた「判断」であった。しかもポツダム宣言受諾の最終決定の際に東郷外相案の採択というかたちで天皇が自らの「意志」を示したことに示されているように、臣下の間にもっとも広汎に共有されている「期待」の選択であり、いわば「裁定」であったことが重要である。天皇はそうした期待を是とする「裁定」を下すことをもって、自らの「意志」を表明したのである。

降伏の1月前、すでに齢83才に達していた老作家徳富蘇峰は、眼前の世情に対する慷慨を抑えきれず鈴木総理に書簡を送り、「今真ニ国民ヲ覚醒シ国民ヲ蘇生シ国民ヲ清新活澆ニシ護国ノ勇氣凜烈タラシムルノ道ハ至尊自ラ大号令ヲ渙発シ玉フノーアルノミ」と起死回生の策を提案したが、まさに木戸の策動は蘇峰の提言とは逆に、この至尊の号令を和平工作の起爆剤として活用しようという狙いに立った策動であった。蘇峰がこの健策をあえて行わざるを得なかったのは、蘇峰においてさえ目前の世情が「国家危急存亡ノ刹那ニ際シ惰気満々敗戦思想ハ社会ノ公私上中下ノ各層ニ浸透充実ス。閣下若シ彼等ガ仮面ヲ脱シソノ本音ヲ吐クラ聞カンニハ愕然自失スルモノア

ラン」といった状態にあることを認識せざるを得なかったためであった³⁾。

同じく国民的作家でありながら蘇峰よりも30才以上若い大佛次郎は、すでに終戦間際に、蘇峰が「惰気満々」と嘆いた無気力に見える世情の底流には、むしろやり場のない国民の苛立ちがあり、それがもはや暴発寸前であることを小説家らしく鋭敏に感知していた。大佛はそれを「腫物が膨張しつつある状態」と表現し、そして膿を出す術を塞がれた国民は「寧ろ敵による徹底的破壊に希望」を見出すような気運にさえ傾きつつあることを見逃さなかった⁴⁾。

そして何より当の木戸自身が終戦当日の8月15日に、こうした国民の願望が垣間見える場面に遭遇したことを、戦後に書いた「覚書」のなかで次のように記している。

一般国民は永年の圧迫感から解放されたとでも云ふのか、八月十五日御放送のあった後、続々と宮城前広場に集まった群集の中から万歳万歳と云ふ声が度々聞かれた。之を役所の事務室で聞いて居ると敗戦というものに何だか奇妙な感じを受け、之を以て見るも国民が絶望的な戦争に堪へきれず、如何に平和を望んで居たかが如実に示された様に思われた⁵⁾。

一見して分かるように、ここには国民の「真意」を目の当たりにして衝撃を受けたというような様子は感じられない。せいぜいが「何だか奇妙な感じを受け」た程度であり、むしろ予め了解していたことを確認したという感さえなくはない。しかし注意しておかなければならないもう一つの特徴は、木戸はこうした「真意」を胸底に押し込んだまま戦時下において「国策の支持者」を装い続けた国民に欺瞞や卑屈さを感じ取っている節もないということである。それは本稿で明らかにした木戸の和平工作は、国民がこうした願望を持ちながらも、それを楯に独自の政治的活性化を遂げないことを条件にして奏功したことを了解していたためである。

無条件降伏への抵抗が少なかったのは、こうした国民の口外できない厭戦感情、さらには主戦派の胸裡にも秘められていた「表明できない期待」を巧みに吸収して遂行されたことが大きな要因であった。しかも無条件降伏が国民のこうした「秘めたる願望」を背景に、「天皇の意志」として受容されたことは、降伏を受け容れることは至尊の意志に付き従ったにすぎないという名分を与えることになり、国民の後ろめたさを大きく慰謝し、その精神的負荷を大きく軽減した。後に敗戦後の日本社会にシニカルな目を向け続けることになる作家坂口安吾は、無条件降伏を知らされた際の国民の対応のなかに天皇制のこの機能と共犯関係にあった国民の欺瞞性を鋭く見据え、その主著『墮落論』（1946年）のなかで、次のように述べている。

たえがたきを忍び、忍びがたきを忍んで、朕の命令に服してくれという。すると国民は泣いて、外ならぬ陛下の命令だから、忍びがたいけれども忍んで負けよう、と言う。嘘をつけ！嘘をつけ！嘘をつけ！

我等国民は戦争をやめたくて仕方がなかったのではないか。竹槍をしごいて戦車に立ちむかい土人形の如くにバタバタ死ぬのが厭でたまらなかったのではないか。戦争の終わることを最も切に欲していた。そのくせ、それが言えないのだ。そして大義名分と云い、又、天皇の命令という。忍びがたきを忍という。何というカラクリだろう。惨めとも又なさない歴史的欺瞞ではないか。しかも我等はその欺瞞を知らぬ。天皇の停戦命令がなければ、実際戦車に体当たりをし、厭々ながら勇壮に土人形となってバタバタ死んだのだ。最も天皇を冒瀆する軍人が天皇を崇拜するが如くに、我々国民はさのみ天皇を崇拜しないが、天皇を利用することには狎れており、その自らの狡猾さ、大義名分というずるい看板をさとらずに、天皇の尊厳の御利益を謳歌している。何たるカラクリ、又、狡猾さであろうか。我々はこの歴史的カラクリに憑かれ、そして、人間の、人性の正しい姿を失ったのである⁶⁾。

まさに天皇制とは安吾が喝破した如く、国民にとってその口外できない「本音」を代弁してくれるという「御利益」をもたらすカラクリであった。この「陛下の大御心を国民の心とし、国民の意を以て陛下の意となす」⁷⁾といった建前関係が常態化することによって、国民の本音は天皇の「大御心」へと昇華され、国民は本音を語る負荷から解放される。かくして天皇制は国民の負荷を取り除くことによって国民を従順にし、そして卑屈にもしたのである。

降伏を受け容れるという「天皇の意向」の表明は、このように国民の精神的負荷を軽減する「効力」をもっただけでなく、主戦派の胸底にも芽生えつつあった終戦への願望にも密かに訴えかける「効果」を発揮したことにも注意しておかなければならない。否むしろ、「聖断」に訴えかけた木戸、米内らの終戦工作は、この「効果」をも算定してなされていたといえよう。それら決戦派との間に口外されない共依存関係さえ想定できることは、本論中に述べた通りである。

木戸が挺身した終戦工作によってかろうじて敗戦を受け容れた大日本帝国は、占領下においていわゆる戦後改革に邁進していくことになるが、そこにはこうした精神構造が根強く蟠っていた。終戦から約半年後、インドネシア共和国の独立、印度独立の動きの興隆を「国際民主政策の復活」によるもの評価した重光葵は、それを敗戦後日本の「民主化」と関連づけて、「戦時中復活され軌道に上せられたる国際民主主義政策は、我敗戦と共に、ポツダム宣言の受諾により義務付けられた日本自身の民主化によって益々進行するものと思はれる。記者等の企図した日本対内外の民主化は、敗戦によって少く共対内的には急進することとなった。対外的には日本の手を離れても実現に向ひつつあるものの如くである。吾人は我政策の精神の永久に死せざるを喜ぶものである」⁸⁾と言祝いだ。ここには、日本の降伏を米国の軍事力への敗北ではなく、戦勝国にも譲歩を強いる国際民主主義という「普遍的な力」への帰順として意義づけようという狙いがあった。そしてそれは、戦時下の

軍部の暴挙に圧伏されるという時期を経ながらも、戦前以来の国際民主主義的潮流の復活として尊重すべきであるという主張と連動していた。重光のこの主張は、戦前以来の国際民主主義の潮流に協賛していた自らを戦後民主化の先覚者として押し出そうという思惑と無縁であったとは言いがたい。「日本は世界戦争参加によって三千年の歴史を勝ち目のない戦に堵[賭]したのである。戦に敗けて何者か勝利以上なものを得んとするがごとき姿であった」⁹⁾ というのは、楽天的観測ないし自身を含めた戦後に対する慰藉というより、きわめて政治的野心に満ちた言辞である。こうした類いの言辞の意味と「効果」についての掘り下げた検証は今後の課題であるが、少なくとも奉じる「理想」がいかに崇高に描かれていようとも、それを蹂躪する契機がそれを奉じる主体の動機と動向のなかに含まれていないかについては、常に警戒的であらねばならない。

われわれに必要なことは、戦後日本の「失意」を慰藉してくれるかのごとき芳香を放ちながら、その実それを蹂躪しかねない政治的思惑を秘めた言辞に翻弄されないことである。むしろ連続しているものとして注目すべきは、異例の措置ともいえる終戦工作が試みた権力革命を経てもなお残存しているこうした国民の精神構造、かつての天皇制なき後も払拭しきれない「天皇制的なるもの」である。それを原理的に抹消できるかどうかは慎重な検討を要する。しかし、それは調伏しなければならない対象であることは間違いない。

この点を含めて、結局筆者は何を明らかにしたのか（したかったのか）について、最後に総括しておく必要がある。筆者にとってもっとも不本意な受けとめられ方は、本稿の趣意が木戸の陰謀を暴露することにあっただかのうに理解（誤解）されることである。

おわりに

はじめにでも記したように、筆者の中心的な研究テーマは近代公権力論であるが、今回戦争という対象の重要性にこと寄せて、それを無理に旧来の所論のなかにねじ込んだのではない。むしろ逆に、近代公権力の構造や再生産原理を掘り下げて解析すれば、戦争への原始的蓄積がなされていくことを否定なく直視せざるを得ない。その意味で、戦争への衝動の発生はまぎれもなく必然であり、近代国家は潜在的戦争状態にあるといっても過言ではない。しかし近代国家が潜在的戦争状態に置かれていることの必然性をいくら説いても、日本が米国と「開戦」したことの必然性を解明したことにはならない。開戦ということにかぎって言えば、そこにやはり人為的契機の介在を認めないわけにはいかない。

ここで言う人為的契機は、状況への機会主義的追従ではない。本論で木戸幸一の策動を題材に分析したように、それは高度に思惑的な行為であった。もちろん当初から木戸は、各部からの上奏を天皇に取り次ぎ、それに対する天皇の下問や疑問を上奏者に機械的に伝達するという役割だけに甘んじていたのではない。政治的判断に必要と思われる情報を天皇に選択的に提供することによって天皇の「判断」をコントロールするような対応を取ることも皆無ではなかった。しかし和平工作の推進に関する木戸の動きはそうした範囲を超えて、明らかに建前上すべての臣下が「尊崇」すべき天皇の「判断」を創出するに等しい行為であった。

このことを踏まえた上で留意すべきは、たとえそうした木戸の作為が介在していたとしても、そのことを指摘するだけにとどまったのでは、日米開戦は偶然ではなかった（謀略の所産であった）と言っているに過ぎず、開戦を必然の文脈で捉えたことにはならないということである。木戸の思惑と策動の高次の目標は統治権力の構造改革であり、戦争も、そして天皇制さえも終局的にはそれに向けた操作の対象であったことは本論中に述べた通りであ

る。これを空間的視野を広げて捉えれば、公権力の刷新を望む衝動が加熱状態にあるにもかかわらず、議会制民主主義を通じた旧来の統治権力の更新方法ではその達成が絶望視されるような状況が普遍化し、そのなかから軍事行動という破滅的な手段によってそれを断行しようという動向が1930～40年代に世界的に勃興したことがその背景にある。近代日本の戦時政軍略もそのうねりのような動向の一翼を構成しており、木戸の策動もその動向と共振しながら、それを内破していくような試みであったといえよう¹⁾。

そしてさらにこの点を押さえた上で、なお掘り下げるべき論点がある。それは、戦争という限界手段に乗じた木戸の策動の目標が統治権力の構造改革にあったとしても、木戸が殉じた対象は最終的には目前の権力国家それ自身ではないということである。木戸が社会秩序を維持するための規律的権力国家、すなわち壮大なりヴァイアサンを重視していたことはもちろんであるが、木戸が殉じたのはその深層にあるもの、究極的には当該の権力国家への反逆をさえ促す力、非実質的な力でありながら、リヴァイアサンというペルソナとなって現成する権力国家の磁波のようなものである。さらに誤解を恐れずに言葉で表現すれば、それは権力国家造形の原動力となる力であり、当該の権力国家の求心力が低下するほど逆にその存在が自覚されるノモスのような力である。

近代公権力の存在原理を哲理的理路のもとに解析し、認識の上でその実質性を剥がしていけば、否応なくそういった力の存在に行き当たらざるを得ない。それは思弁的認識が権力の原形質として都合よく仮構したものではない。それはあくまで非実質的ではありながら、権力国家という仮象となって現前し、その権力作用を通してのみ認識できるリアルな力である。そしてこの力の存在は普遍的であり、命を犠牲にした行動にさえ人を駆り立てる逃れがたい誘引力を備えている。

この力の作用を明らかにして始めて日米開戦を必然の文脈のなかで捉えることが可能になる。同時に近代公権力の哲理的理路の解析作業が、静態的

で観照的な権力認識を越え、実践的緊迫性を持ちうる可能性、まさに純粹理性と実践理性を架橋するための糸口を見出す可能性が生まれる。

近代日本の公権力を捉えるためには、特にこの視座が重要である。なぜなら近代日本の公権力は天皇を頂点に据えた属人性の強い権力のように見えながら、その実きわめて虚構性の強い非人格の権力体であり、天皇さえもそのエージェントに過ぎないからである。「天壤無窮」、「万邦無比」といったなかば神がかり的な誇大表現で天皇や国体の「至尊性」を強調せざるを得なかったのは、その虚構性を隠蔽するためであった。それが近代日本の公権力の最大の特質である。しかしそれはいかなる権力でもその公的純度を高めようとすれば、自ずと避けられない属性の極大化に過ぎない。その意味では、近代日本の公権力は、その神がかり的な粉飾とは裏腹に、公権力が存在要件として必然的に具備せざるを得ない特性を純粹培養した形で濃厚に体现した異例の権力体であるが、まさにその点において近代公権力が具備すべき普遍的要件を抽出しやすい研究対象に他ならない。

そうした虚構性の強い権力が実質的権力として求心力を維持しつづけるためには、上記の力がその権力の構成要素として参画するエージェントたちの感応を誘い、その感応の共有によってその非実質的な力を権力の再生産の原動力として実質化しつづけることが必要である。それは感応を共有するという行為のみによって実質化する力であったがゆえに、その焦点に置かれるものは、物体であっても差し支えない。否むしろ、人格を持たない物体の方が対象として「適格」ですらあった。三種の神器が、天皇に「神威」をあたえる文字通りの「神器」として遙拝される根拠がここにあった。天皇制が滑稽にさえ見える神がかり的な傾倒、憑依をともなったことの主因は、実はこうした近代公権力の虚構性にあったことは幾重にも強調しておく必要がある。

衷心から傾倒していない人々を帰服させるインヒューマンな力。かぎりなく空虚でありながら抗えない力。その力の興隆と同化することは、人々自身

が言わば虚構ないしモノと化し、それらが融合して発生する渦のような力に引き込まれ、衝き動かされるように世界史のうねりのなかに併呑されていくような感覚を喚起する。それは啓蒙、認識、解釈、さらにはイデオロギーの次元ではどうしようもない「事実の絶対性」(丸山真男)が生み出す逃れがたい感覚であり、これに抗いきれなかった小林秀雄は、その感覚をかき立てる目前の世界のうねりを「人間の精神を小馬鹿にした様な赤裸の物の動き」²⁾と表現した。木戸がこの感覚にどこまで自覚的であったかは定かでないが、木戸が隷従した力はこのような感覚を生み出す力と同根のものである。木戸はこうした力に絶対者を対峙させて抗おうとしたのではなく、またこの力から絶対者を防護しようとしたのではなく、この力に殉じる「絶対者(天皇)」を創出し、その力に絶対者を殉じさせたのである。木戸の権力革命は、まさにこうした力への帰伏であった。

この力に抗うことは、天皇制に対峙する以上に難題である。否むしろ天皇制を克服することも、この力に帰順する以外には為し得ない。

木戸の和平工作への挺身を手がかりにした本稿が、このすべてを呑む込むような物化した力の元素とその作用にどこまで迫れたかは、読者諸賢の判断に委ねる他はない。この冷徹な物化した力を消去することは、おそらく不可能である。では、この力に隷従することなく、公権力を造形することははたして可能なのか、その術はいかにあるのか。この難題に向き合い続けることこそ、戦後日本、否、近代に投げかけられた最大の課題に他ならない。

注

はじめに

- 1) 拙著『日本近代主権と立憲政体構想』(日本評論社、2014年)を参照。
- 2) 昭和戦時期の研究で木戸幸一に關説したものは多いが、木戸幸一を専門に取り扱ったまとまった研究はない。伝記は多田井喜生『決断した男 木戸幸一の昭和』(文藝春秋、2000年)がほとんど唯一のものであろう。内大臣制度の全体像とその時代毎の存在形態の変化については、松田好史『内大臣の研究』(吉川弘文館、2014年)が参考にな

る。

- 3) 終戦工作に関する研究蓄積はその推進主体として重臣、海軍、陸軍のいずれに焦点をあてるか、いわゆる「聖断」工作の性格をどのように評価するか、などをめぐって多岐にわたる。ここですべてを採りあげコメントすることは出来ないで、さしあたって以下の研究を挙げておきたい。森元治郎『ある終戦工作』（中公新書、1980年）、江藤淳監修 栗原健・波多野澄雄編『終戦工作の記録』上・下（講談社文庫、1986年）、瀨瀬厚『日本海軍の終戦工作』（中公新書、1996年）、同『「聖断」虚構と昭和天皇』（新日本出版社、2006年）、柴田伸一「参謀総長梅津美治郎と終戦」（『國學院大學日本文化研究所紀要』89、2002年）、同「重臣岡田啓介の対米終戦工作」（『政治経済史学』500、2008年）、鈴木多聞『「終戦」の政治史 1943 - 1945』（東京大学出版会、2011年）、関口哲矢『昭和期の内閣と戦争指導体制』（吉川弘文館、2016年）。

これらの諸研究と本稿がどう違うかについては、本論中で述べたので、そちらを参照して欲しい。

- 4) 本稿は、和平工作を中心とした木戸の策動は戦争という限界手段による権力「革命」であったということを明らかにする。木戸の和平工作への挺身を木戸の私心と自己保身に発した謀略と見るのではなく、近代公権力、大日本帝国憲法体制のもとでの権力構造のなかで必然的に内燃する力動への帰順として捉えなければその本質を捉えることができないというのが本稿の趣意である。これはもちろん木戸の戦時政策への関与を、私心なき動機に発したものとして免罪しようという意図に立つものではないことは、幾重にも強調しておきたい。

これとは対象的に、例えば鳥居民『昭和二十年 木戸幸一の選択』第一二巻（草思社文庫、2016年。単行本は2008年）は、木戸の戦時政策への関与をほとんどすべてその私心と自己保身に関連づけて捉えているが、そうした把握では、木戸の終戦工作の意味の深度を捉えきれない。

I. 日米開戦と天皇制

- 1) 近衛文磨「英米本位の平和主義を排す」、『日本及日本人』1918年12月（北岡伸一編『戦後日本外交論集』＜中央公論社、1995年＞所収）、48～49頁。
- 2) 『憲法義解』（岩波文庫、1940年、28頁。原著は1889年）。
- 3) 同前、29～30頁。
- 4) 『高松宮日記』七（中央公論社、1997年）、514～515頁。
- 5) 日米戦に関する研究は歴大であり、開戦過程にかぎっても古典的なものも含め相当な数にのぼり、すべてを挙げることはできない。さしあたって古典的なものとして日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道』7（朝日新聞社、1987年新装版）を、比較的最近のものとして、麻田貞雄『兩大戦間の日米関係』（東京大学出版会、1993年）、森山優『日米開戦の政治過程』（吉川弘文館、1998年）、加藤陽子

- 『それでも日本人は「戦争」を選んだ』(朝日出版社、2009年)、堀田江理『決意なき開戦』(人文書院、2016年)を挙げておきたい。
- 6) 佐藤元英『御前会議と対外政略』I(原書房、2011年)、48～65頁。
 - 7) 同前、120～121頁。
 - 8) これらの点に関しては、麻田貞雄『两大戦間の日米関係』(東京大学出版会、1993年)を参照。
 - 9) 防衛庁防衛研究所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部 <2>』(朝雲新聞社、1968年)、433～34頁。前掲『御前会議と対外政略』I、190～91頁。
 - 10) 前掲『御前会議と対外政略』I、164頁～82頁。
 - 11) 木戸日記研究会編『木戸幸一日記』下(東京大学出版会、2009年)、905頁。
 - 12) 『重光葵手記』(中央公論社、1986年)、289～294頁。前掲『御前会議と対外政略』I、183～227頁を参照。
 - 13) 前掲『重光葵手記』、289～294頁。
 - 14) 同前、289～294頁。
 - 15) 同前、300～301頁。
 - 16) 前掲『木戸幸一日記』下、917頁。
 - 17) 『木戸幸一日記 東京裁判期』(東京大学出版会、2007年)所収の各「宣誓供述書草稿」を参照。
 - 18) 『昭和天皇実録』八(東京書籍、2016年)、504頁。ただし『木戸幸一日記』の該当箇所にはそうした趣旨の記述はない。
 - 19) 前掲『木戸幸一日記』下、916頁。
 - 20) 前掲『重光葵手記』、300～301頁。
 - 21) 『高松宮日記』三、307頁。
 - 22) 前掲『重光葵手記』、302～303頁。
 - 23) 前掲拙著『日本近代主権と立憲政体構想』参照。
 - 24) この点にかかわって、敗戦後天皇が自らの免訴のために、聯合國と水面下で交渉することによって、戦後民主化への能動的関与を策出しようとしたことを明らかにした研究として、豊下楯彦『昭和天皇の戦後日本』(岩波書店、2015年)を参照。
 - 25) 前掲『御前会議と対外政略』I、228～272頁。
 - 26) 同前、252頁
 - 27) 前掲『木戸幸一日記』下、925頁。
 - 28) 『木戸幸一関係文書』(東京大学出版会、1983年)、126頁。
 - 29) 前掲『昭和天皇実録』八、500～501頁、578～580頁。
 - 30) 前掲『重光葵手記』、312～314頁。
 - 31) 『高松宮日記』四、223頁。
 - 32) 「対独回答二関スル件在独大島大使宛回訓」<昭和一七・七・二五 連絡会議了解>

(参謀本部編『杉山メモ』下、原書房、1989年)、138頁。

- 33) 前掲『高松宮日記』四、305頁。
- 34) 前掲『木戸幸一日記』下、1043頁。
- 35) 前掲『御前会議と対外政略』I、322～72頁。
- 36) 『高松宮日記』五、320頁。
- 37) 前掲『御前会議と対外政略』I、373～403頁。

Ⅱ. 権力「革命」構想としての和平工作

- 1) 木戸幸一「手記」(前掲『木戸幸一関係文書』所収)、128～129頁。
- 2) 前掲『木戸幸一日記』下、1020頁。
- 3) 『高松宮日記』五、421～427頁。
- 4) 回答「昭和十八年九月三〇日決定の絶対国防圏について」<1948年3月9日 真田穰一郎(陸軍省軍務局長、第二総軍副参謀 陸軍少将)の証言>(佐藤元英・黒沢文貴編『GHQ歴史課陳述録 終戦史資料』下、原書房、2002年。以下本書に関しては上下巻とも『終戦史資料』と略する)、934～937頁。
- 5) 『昭和天皇実録』九、191頁ほか。
- 6) 参謀本部所蔵『敗戦の記録』(原書房、1989年)、342～343頁。
- 7) 前掲『終戦史資料』下、594頁。
- 8) 前掲『重光葵手記』、355頁。
- 9) 『高松宮日記』六、492～493頁。
- 10) 前掲『重光葵手記』、382～384頁。
- 11) 前掲『木戸幸一日記』下、1043頁。
- 12) 前掲『終戦史資料』上、5頁。
- 13) そもそも日ソ交渉に日本側はどの程度の見透しと期待を持っていたのかについては、慎重な検討を要する。この点に関して小代有希子『1945 予定された敗戦』(人文書院、2015年)は、「一九四四年秋頃には、日本政府と大本営はともに、ソ連がやがて日ソ中立条約を破って対日参戦してくると確信していた」(同書11頁)、とする。

たしかに当該期の政府と大本営構成員の対ソ認識をみれば、あまりに楽観的すぎるのではないかという印象を拭いきれず、本当は日ソ和平工作など断念していることを隠蔽するための擬態ではないかという感さえしなくはない。しかし当該期における日ソ交渉をすべて虚偽であったと言い切るには依然躊躇を覚える。この時点で日ソ和平の可能性は客観的には相当厳しいことは、政府と大本営の構成員は厳格に認識していたであろう。だが、その可能性が僅少であったとしても、その奏功への期待が皆無であったとまでは言い切れないのではないか。

小代氏の言う通り「政府や軍部内で『ソ連参戦』はすでに織り込み済みのシナリオであった。それにもかかわらず、最高戦争指導会議の構成員は、あえて対ソ和平交渉を

続けたのだ」(同書 161 頁)とすれば、氏は日ソ交渉を継続する日本側の理由をどこに見出すのであろうか。氏は次のように説明する。「大日本帝国解体後、ソ連や中国が朝鮮とどう関わっていくつもりなのかを探るためにも、和平交渉と称してソ連と外交的に接触し、コミュニケーションを保ち続けようとしたのかが、真意ではないか」(同書 140 頁)、あるいは「日本の軍・政府指導者たちが描いた戦後東アジアの青写真とは、アメリカとソ連が勢力均衡を保ちあい、どちらかが絶対的に優勢にならないような国際環境だ。とすれば彼等にとっては、ソ連が対日参戦して、満州、挑戦に足場を確保するということが、想定内のシナリオになる」(同書 221 頁)、と。

たしかに日本の東アジア植民地の処遇をも視野に入れた、こうした視座は重要であり、今後研究を深めていく必要がある。だが、ソ連の中立条約不延長、そして対日参戦が日本に甚大な惨禍をもたらすことは、今日のわれわれが知る以上に、当時の軍・政府指導者も予期していたはずである。はたして「彼等にとっては、ソ連が対日参戦して、満州、挑戦に足場を確保するということが、想定内のシナリオ」であったといえるであろうか。この点で、重要な示唆を含んだ小代氏の見解は、いま少し慎重に詰めていかなければならない箇所を残しているであろう。

この視座は少し別の角度から敷衍できるのではないであろうか。すなわち、日本側には、対米和平も含めて、継戦中より戦後の片面講和路線につながる方向の選択が芽生えており、それを合理化するために見込みのないソ連との宥和関係の維持をめざす姿勢を土壇場まで挙示したと見なすのは穿ち過ぎであろうか。今後検証していきたい。

- 14) 前掲『重光葵手記』、398～99 頁。
- 15) 重光葵「蘇聯問題に關聯して」<8月22日記>(『続重光葵手記』、中央公論社、1988年)、146 頁。
- 16) 前掲『重光葵手記』、398～99 頁。
- 17) これらの点については、前掲重光葵「蘇聯問題に關聯して」、142～156 頁。
- 18) 以下「世界情勢判断」については、前掲『御前会議と対外政略』I(456～501 頁)を参照。
- 19) 『高木惣吉日記』(毎日新聞社、1985年)、132 頁。
- 20) 同前、135 頁。
- 21) 同前、141～147 頁。
- 22) 『細川日記』(中央公論社、1978年)、13～15 頁。
- 23) 同前、40～42 頁。
- 24) 同前、45～46 頁。
- 25) 同前、77～78 頁。
- 26) 額厚『「聖斷」虚構と昭和天皇』(新日本出版社、2006年)、47～49 頁。
- 27) 重光葵「片々録」所載の「軍部と作文内閣」<1943年12月記>(前掲『重光葵手記』

- 所収)、415頁。
- 28) 「機密戦争日誌」其七(防衛研究所図書館蔵『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌』下、錦正社、1998年)、471～472頁。
 - 29) 前掲『細川日記』、119～122頁。
 - 30) 前掲「機密戦争日誌」其七、491頁。
 - 31) 前掲『細川日記』<1944年2月16日>、127～128頁。
 - 32) 前掲「機密戦争日誌」其七、496～97頁。
 - 33) 前掲『高木惣吉日記』、177頁。
 - 34) 前掲『細川日記』、146～148頁。
 - 35) 『高松宮日記』七、363頁。
 - 36) 前掲『細川日記』、190～191頁。
 - 37) 伊藤隆編『高木惣吉 日記と情報』下(みすず書房、2000年)、723頁。
 - 38) 前掲『統重光葵手記』(206～208頁)、前掲『木戸幸一日記』下(1111～1113頁)。
 - 39) 「機密戦争日誌」其八(前掲『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌』下に所収)、550頁。
 - 40) 前掲『木戸幸一日記』、1113頁。
 - 41) 前掲『木戸幸一関係文書』、53～54頁。
 - 42) 前掲『統重光葵手記』、209～210頁。
 - 43) 前掲『木戸幸一日記』下、1113頁。
 - 44) 前掲『細川日記』248頁。なお近衛と木戸が会談した正確な日時について『細川日記』の記述は曖昧である。『木戸幸一日記』によれば、この前後で両者が会談した日は6月14日と7月8日のみである。状況から見て6月14日の可能性が高いであろう。
 - 45) 前掲『細川日記』、250頁。
 - 46) 同前、256頁。
 - 47) 前掲「機密戦争日誌」其八、552頁。
 - 48) 前掲『細川日記』、248～251頁。
 - 49) 同前、251～253頁。
 - 50) 同前、253～254頁。
 - 51) 前掲『高木惣吉日記』、256～257頁。
 - 52) 前掲『木戸幸一日記』下、1115頁。
 - 53) 同前、1112頁。
 - 54) 同前、1114頁。
 - 55) 同前、1112頁。
 - 56) 前掲『細川日記』、258～260頁。
 - 57) 『矢部貞治日記』銀杏の巻(読売新聞社、1974年)、727頁。
 - 58) 前掲『細川日記』、258～260頁。

- 59) 同前、265～267頁。
- 60) 同前、265～267頁。
- 61) 前掲『高木惣吉日記』、261頁。
- 62) 重光葵「サイパンの死闘」<1944年7月5・12日記載分>(前掲『重光葵手記』所収)、432～433頁。
- 63) 前掲『高木惣吉日記』、261～262頁。
- 64) 同前、261～262頁。
- 65) 同前、262頁。
- 66) 以下の記述は主として前掲『高木惣吉日記』(262～263頁)、前掲『木戸幸一日記』下(1116～1118頁)による。
- 67) 前掲『高木惣吉日記』、262～263頁。
- 68) 前掲『高松宮日記』七、514～515頁。
- 69) 前掲『続重光葵手記』、218～219頁。
- 70) 前掲『細川日記』、276～278頁。
- 71) 前掲『続重光葵手記』、222～223頁。
- 72) 重光葵「小磯・米内協力内閣」<1944年8月13日(回顧)>(前掲『重光葵手記』所収)、435～436頁。
- 73) 「終戦に関する史実[文書陳述]」<1949年5月17日 陳述者 木戸幸一>(前掲『終戦史資料』上に所収)、6頁。
- 74) 前掲『高木惣吉日記』<1944年8月5日>、284～285頁。
- 75) 全文は『高木惣吉日記』293～304頁に所載の付録を参照。
- 76) 同前、284～285頁。
- 77) 「極秘 第二号 最高戦争指導会議記録」(伊藤隆・武田知己編『重光葵 最高戦争指導会議記録・手記』所収、中央公論新社、2004年)、15～16頁。
- 78) 「極秘 第四号 最高戦争指導会議記録」(同前所収)、20～21頁。
- 79) 「極秘 第五号 最高戦争指導会議記録」(同前所収)、22～24頁。
- 80) 前掲『御前会議と対外政略』I、502～534頁。
- 81) 前掲『高木惣吉日記』、291～292頁。
- 82) 前掲『高木惣吉日記と情報』下、994頁。
- 83) 「極秘 第七号 最高戦争指導会議記録」<昭和一九、八、三〇>(前掲『重光葵 最高戦争指導会議記録・手記』所収)、35～40頁。
- 84) 「国家機密 第十一号 最高戦争指導会議記録」(同前所収)、56～58頁。
- 85) 「極秘 第十二号 最高戦争指導会議記録」<昭和一九年九月九日>(同前所収)、61～64頁。
- 86) 伊藤隆「解説」(同前所収)、375頁。
- 87) 「極秘 第十五号 最高戦争指導会議記録」<昭和一九年九月一八日>(同前所収)、80

～ 81 頁。

- 88) 「国家機密 第三十二号 最高戦争指導会議〔記〕録(昭和一九、一二、一三)(同前所収)を参照。
- 89) 前掲伊藤隆「解説」、375～376頁。
- 90) この点興味深い研究対象であるが、ここで立ち入ることはできない。なお経済政策についてはではないが、重光の戦後外交と政治制構想については武田知己『重光葵と戦後政治』(吉川弘文館、2002年)を参照。
- 91) 前掲「機密戦争日誌」其八、584～585頁。
- 92) 「国家機密 独急変ノ場合ニ於ケル対外措置腹案(案)〔以上五文字抹消、以下に改訂〕研究案 乙号〔以上二文字手書き〕<一九、九、一八>(前掲『重光葵 最高戦争指導会議記録・手記』所収)、102～103頁。
- 93) 前掲「機密戦争日誌」其八、585頁。
- 94) 「国家機密 第十八号 最高戦争指導会議記録」<昭一九、九、二八>(前掲『重光葵 最高戦争指導会議記録・手記』所収)、112～115頁。
- 95) 前掲『細川日記』、308頁。
- 96) 同前、310～311頁。

Ⅲ. 和平工作の本格化

- 1) 前掲『昭和天皇実録』九、463～464頁。防衛庁防衛研究所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部<9>』(朝雲新聞社、1975年)、327～328頁。前掲『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌』下、595～596頁。
- 2) 御厨貴・岩井克己監修『徳川義寛終戦日記』(毎日新聞社、1999年)、129頁。
- 3) 「機密戦争日誌」其九(前掲『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌』下に所収)、641頁。
- 4) 前掲『木戸幸一日記』下、1164頁。
- 5) 前掲「終戦に関する史実〔文書陳述〕」<1949年5月17日 陳述者 木戸幸一>(前掲『終戦史資料』上に所収)、9頁。
- 6) 前掲『木戸幸一日記 東京裁判期』、419頁。
- 7) 前掲『細川日記』、347頁。
- 8) 以上の経緯については、『細川日記』347～348頁を参照。
- 9) 前掲『高松宮日記』八、30頁。
- 10) 前掲『細川日記』、350～353頁。
- 11) 前掲『木戸幸一日記』下、1171頁。
- 12) 前掲『徳川義寛終戦日記』158頁の註を参照。
- 13) 前掲『細川日記』、353～354頁。
- 14) 防衛庁防衛研究所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部<10>』(朝雲新聞社、1975年)、74

頁。

- 15) これら2月26日の上奏者については、前掲『徳川義寛終戦日記』(166頁)の情報を中心に、『昭和天皇実録』九によって一部補正した。
- 16) 前掲『昭和天皇実録』九、585～595頁。
- 17) 同前、548頁。
- 18) 前掲『細川日記』1945年3月2日の項(358～359頁)にある富田健治と細川との会談。
- 19) 前掲『高松宮日記』八、42～43頁。
- 20) 前掲『細川日記』、360頁。
- 21) 同前、366～367頁。
- 22) 重光葵「嗚呼、硫黄島」<1945年3月9日記>(前掲『重光葵手記』所収)、442～443頁。
- 23) 前掲『木戸幸一日記』下、1167頁。
- 24) 前掲「嗚呼 硫黄島」<3月5日掲載分>、442～443頁。
- 26) 「日本終戦の経緯」<1949年8月5日 陳述者 松平康昌(元木戸内大臣秘書官長)>(前掲『終戦史資料』上に所収)、51～52頁。
- 27) 上奏案については前掲『敗戦の記録』238頁を参照。
- 28) 前掲「機密戦争日誌」其九、687頁。
- 29) 同前、689頁。
- 30) 同前、692～693頁。
- 31) 前掲『重光葵手記』、461～474頁。
- 32) 前掲『重光葵手記』1945年4月3日記載分(449～475頁)。
- 33) 前掲『徳川義寛終戦日記』、184頁。
- 34) 同前、189頁。
- 35) 同前、186頁。『木戸幸一日記』下、1186頁。
- 36) 重光葵「不幸なる小磯内閣」<1945年4月20日>(前掲『重光葵手記』所収)、476～478頁。
- 37) 前掲『徳川義寛終戦日記』187～188頁。
- 38) 前掲『木戸幸一日記』下、1188頁。
- 39) 前掲『細川日記』、383頁。
- 40) 前掲『徳川義寛終戦日記』、202頁。
- 41) 前掲『高木惣吉日記と情報』下、854～855頁。
- 42) 高木惣吉写・実松讓編『海軍大将米内光政覚書』(光人社、1978年)、198頁。
- 43) 前掲『高木惣吉日記と情報』下に所収。
- 44) 同前、857頁。
- 45) 前掲『細川日記』、394～395頁。

- 46) 「終戦時の回想若干」<1950年1月30日 陳述者 東郷茂徳> (前掲『終戦史資料』上に所収)、337～338頁。
- 47) 同前、338頁
- 48) 前掲『徳川義寛終戦日記』、222頁。
- 49) 前掲「機密戦争日誌」其十、728頁。ほかに前掲『御前会議と対外政略』I、537～581頁。
- 50) 前掲『細川日記』、399～402頁。
- 51) 同前、399～402頁。
- 52) 前掲「機密戦争日誌」其十、728頁。
- 53) 前掲『木戸幸一日記』下、1208～1209頁。
- 54) 重光葵「鐘漏閣記」<1945年8月20日> (前掲『重光葵手記』所収)、519～520頁。
- 55) 前掲『木戸幸一日記』下、1208～1209頁。
- 56) 「終戦時の回想若干」<1950年4月17日 陳述者 木戸幸一> (前掲『終戦史資料』上に所収)、37頁。
- 57) 同前、36～38頁。
- 58) 同前、39頁。
- 59) 前掲『木戸幸一日記』下、1209～1210頁。前掲『徳川義寛終戦日記』、224頁。前掲『昭和天皇実録』九、696頁。
- 60) 前掲『昭和天皇実録』九、696頁。
- 61) 「終戦時の戦力査閲上奏」<1950年3月24日 陳述者 長谷川清(元海軍大将)> (前掲『終戦史資料』下に所収)、571～573頁。
- 62) 前掲「日本終戦の経緯」<1949年8月5日 陳述者 松平康昌(元木戸内大臣秘書官長)>、48頁。
- 63) 前掲『木戸日記』、1210頁。前掲『徳川義寛終戦日記』、226頁。
- 64) 前掲『海軍大将米内光政覚書』、122～123頁。
- 65) 前掲『木戸幸一日記』、1211頁。前掲『徳川義寛終戦日記』、227頁。
- 66) 前掲「終戦時の回想若干」<1950年4月17日 陳述者 木戸幸一>、38頁。
- 67) 前掲『徳川義寛終戦日記』、228頁。
- 68) 同前、229頁。
- 69) 前掲『木戸幸一日記』下、1211～1212頁。前掲『徳川義寛終戦日記』、229頁。
- 70) 前掲『木戸幸一日記』下、1211～1212頁。
- 71) 前掲『昭和天皇実録』九、705頁。
- 72) 「海軍の和平工作について」<1949年12月17日 陳述者 保科善四郎> (前掲『終戦史資料』下に所収)、594～595頁。
- 73) 「一九四五年五月中旬に於て最高戦争指導会議構成員だけで開いた会合に就いて」<

- 1950年5月9日陳述者 及川古志郎(元軍令部総長 海軍大将) > (同前所収)、875～877頁。
- 74) 「米内海相の終戦時の態度」 < 1949年11月9日 陳述者 保科善四郎 > (同前所収)、594頁。
- 75) 「終戦に関する史実[面談速記録]付、終戦に関する史実調査質問表」 < 1949年5月17日 陳述者 木戸幸一 > (前掲『終戦史資料』上に所収)、16～17頁。
- 76) 前掲拙著『日本近代主権と立憲政体構想』第3章を参照。
- 77) 前掲『細川日記』、399～402頁。
- 78) 前掲『徳川義寛終戦日記』、230～231頁。
- 79) 「豊田則武手記」(『文藝春秋』昭和二五年新年特別号、前掲『御前会議と対外政略』Iに所収)、587頁。
- 80) 「終戦にかんする史実[文書陳述]」 < 1949年5月17日 陳述者 木戸幸一 > (前掲『終戦史資料』上に所収)、8頁。
- 81) 「東條内閣及び鈴木内閣の講和努力などに関する一五項目質問に対する答弁―後半―」 < 1949年5月18日 証人 東郷茂徳 > (同前所収)、296頁。
- 82) 前掲『高木惣吉日記と情報』下、892頁。
- 83) 以上については、前掲『細川日記』、402～403頁。
- 84) 前掲『木戸幸一日記』下、1209頁。
- 85) 前掲『昭和天皇実録』九、696頁。
- 86) 前掲『木戸幸一日記』下、1212頁。
- 87) 前掲『昭和天皇実録』九、705頁。
- 88) 前掲『御前会議と対外政略』I、583頁。
- 89) 前掲『木戸幸一日記』下、1212頁。
- 90) 前掲「一九四五年五月中旬に於て最高戦争指導会議構成員だけで開いた会合に就いて」 < 1950年5月9日陳述者 及川古志郎(元軍令部総長 海軍大将) >、875～877頁。
- 91) 前掲「東郷外相口述筆記」 < 1945年9月 > (前掲『御前会議と対外政略』Iに所収)、586～587頁。
- 92) 前掲『細川日記』、403～404頁。
- 93) 前掲「東郷外相口述筆記」 < 1945年9月 >、586頁。
- 94) 前掲『徳川義寛終戦日記』(238頁)、前掲『木戸幸一日記』下(1215～1217頁)、前掲『高松宮日記』八(117頁)などを参照。
- 95) 前掲伊藤隆「解説」(前掲『重光葵 最高戦争指導会議記録・手記』所収)、388頁。
- 96) 前掲『木戸幸一日記』下、1220頁。
- 97) 同前。
- 98) 前掲『細川日記』、414頁。
- 99) 以上については、同前、418～419頁。

IV. ポツダム宣言受諾をめぐる木戸の策動の深度と射程—親政君主の招請と宰領—

- 1) 「終戦時の回想二題 一、一九四五年六月六日最高戦争指導会議 二、軍部の行動と米内海相」<1949年11月9日 保科善四郎(元海軍中将 海軍省軍務局長)>(前掲『終戦史資料』下に所収)、584～586頁。
- 2) 「日本の終戦に就いての回想」<1949年12月1日 陳述者 豊田副武(元軍令部総長 海軍大将)>(同前収録)、885頁。
- 3) 「終戦に際して」<口述筆記 東郷茂徳 1945年9月>(外務省『終戦史録』<初版1951年、2000年再版>所収)、537頁。
- 4) 前掲『昭和天皇実録』九、748～749頁。
- 5) 前掲重光葵「鐘漏閣記」、519頁。
- 6) 前掲『木戸幸一日記』下、1222～1223頁。
- 7) 前掲『昭和天皇実録』九、748頁。
- 8) 前掲『機密戦争日誌』其十、751～752頁。
- 9) 「最高戦争指導会議構成員会議」<午前十時半 於宮中(編者注 梅津参謀総長のメモ)>(前掲『敗戦の記録』所収)、283頁。
- 10) 以上の経緯については、前掲『細川日記』、420～422頁。
- 11) 前掲『木戸幸一日記』下、1208～1209頁。
- 12) 「保科善四郎手記」(前掲『御前会議と対外政略』Iに所収)、593～594頁。前掲『敗戦の記録』、360～361頁。
- 13) 同前、594～595頁。
- 14) 同前、595～596頁。
- 15) 『侍従長の遺言—昭和天皇との50年—』(毎日新聞社、1997年)、92～93頁。
- 16) 前掲『木戸幸一日記』下、1222頁。
- 17) 前掲拙著『日本近代主権と立憲政体構想』第3章。
- 18) 「機密作戦日誌」<自昭和二十年八月九日至昭和二十年八月十五日 竹村正彦中佐(軍務課内政班長)>(前掲『機密戦争日誌』下に所収。なお同書によればこの「日誌」は西内雅『昭和天皇の聖業 大東亜戦争の終局』錦正社、1991年より転載とのことである。本稿は『機密戦争日誌』下を参照した)、753頁。
- 19) 前掲「東條内閣及び鈴木内閣の講和努力などに関する一五項目質問に対する答弁—後半—」、321頁。
- 20) 同前。
- 21) 外務省編『日本外交年表並主要文書 1840—1945』下(原書房、1965年)、631～632頁。
- 22) 同前、635～636頁。
- 23) 同前。

- 24) 重光葵前掲「鐘漏閣記」、525～526頁。
- 25) 前掲『木戸幸一日記』下、1225～1226頁。
- 26) 重光葵前掲「鐘漏閣記」、526頁。
- 27) 前掲『木戸幸一日記』下、1225頁。
- 28) 重光葵前掲「鐘漏閣記」、526頁。
- 29) 前掲『昭和天皇実録』九、760～761頁。前掲『徳川義寛終戦日記』、260～261頁。
- 30) 小堀桂一郎『宰相 鈴木貫太郎』（文藝春秋、1982年）は、こうした最終段階で鈴木が見せた「変節」も決戦主義者の目を欺くための鈴木演技であり、木戸に反対されることさえ織り込み済みだったとする。鈴木動きに演技的要素があったというのは肯けるが、筆者は木戸はそうした鈴木「変節」（に見せたもの）に演技の匂いを嗅ぎ取り、ある程度見切っていたのではないかと考えている。ひとり鈴木のみにとどまらず、木戸は最終段階での阿南陸相や梅津参謀総長の言動にも同様の傾向を看取し、また阿南や梅津も自身の「演技」が見破られることをおろみみずみだった節がある。
- 31) 前掲『昭和天皇実録』九、760～761頁。
- 32) 前掲『御前会議と対外政略』I、602～607頁。
- 33) 木戸幸一「終戦に関する史実〔文書陳述〕」＜1949年5月17日＞（前掲『終戦史資料』上に所収）、28～29頁。
- 34) 「終戦時最後の御前会議開催の遅延」＜1950年8月 陳述者 迫水久恒（元鈴木貫太郎内閣書記官長）＞（同前所収）、186～187頁。
- 35) 前掲「終戦に関する史実〔面談速記録〕付、終戦に関する史実調査質問表」＜1949年5月17日 陳述者 木戸幸一＞、28～29頁。

終章

- 1) 前掲『細川日記』、379～81頁。
- 2) 「終戦時の回想若干」＜1950年1月30日 陳述者 東郷茂徳（元東條内閣・鈴木内閣外相）＞（前掲『終戦史資料』上に所収）、337頁。
- 3) 『徳富蘇峰 終戦後日記』（講談社学術文庫、2015年）、48頁。この蘇峰の「鈴木総理宛て書翰」は、「昭和二十年七月十六日」の日付が付されており、『終戦後日記』のなかに含まれる『頑蘇夢物語』第一巻＜1945年9月10日＞に載録されている。
- 4) 大佛次郎『敗戦日記』1945年6月23日記（草思社、1995年）、250～251頁。
- 5) 木戸幸一「日記に関する覚書き」（前掲『木戸幸一関係文書』所収）、137頁。
- 6) 坂口安吾『墮落論』＜1946年＞（『墮落論・日本文化私観』、岩波文庫、2008年）、237～238頁。
- 7) 「奏上案」＜重光葵 1945年8月27日記＞（前掲『統重光葵手記』所収）、237頁。
- 8) 重光葵「国際民主々義」＜1946年2月7日＞（『同前所収』、446頁）。
- 9) 同前、442頁。

おわりに

- 1) 鳥居民『昭和二十年 木戸幸一の選択』12 (草思社文庫、2016年。単行本は2008年)。
- 2) 小林秀雄「神風といふ言葉について」(『東京朝日新聞』1939年10月5～8日。『小林秀雄全集』七<新潮社、1978年>に所収)、76頁。

